

平成27年東大和市議会決算特別委員会記録目次

○9月14日（第1回）

出席委員	1
欠席委員	1
議会事務局職員	1
出席説明員	1
本日の会議に付した案件	2
開 議	3
決算特別委員会委員長の互選	4
決算特別委員会副委員長の互選	4
第46号議案 平成26年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について	5
第47号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5
第48号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5
第49号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5
第50号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5
第51号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	5
6会計決算に伴う市政報告	5
監査委員による審査結果報告	9
第46号議案 平成26年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定についての内容説明	12
総括質疑	30
歳入一括質疑	43
歳出款別質疑（第1款 議会費）	51
" （第2款 総務費）	52
散 会	62
署 名	63

○9月15日（第2回）

出席委員	65
欠席委員	65
議会事務局職員	65
出席説明員	65

本日の会議に付した案件	6 6
開 議	6 7
第 4 6 号議案 平成 2 6 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について	6 7
歳出款別質疑 (第 2 款 総務費)	6 7
〃 (第 3 款 民生費)	7 5
〃 (第 4 款 衛生費)	9 5
〃 (第 5 款 労働費)	1 0 6
〃 (第 6 款 農林業費)	1 0 6
〃 (第 7 款 商工費)	1 0 7
〃 (第 8 款 土木費)	1 1 1
〃 (第 9 款 消防費)	1 1 4
〃 (第 10 款 教育費)	1 1 7
〃 (第 11 款 公債費)	1 3 3
〃 (第 12 款 諸支出金)	1 3 3
〃 (第 13 款 予備費)	1 3 3
採決	1 3 3
第 4 7 号議案 平成 2 6 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	1 3 3
内容説明	1 3 3
歳入歳出一括質疑	1 3 8
採決	1 4 3
第 4 8 号議案 平成 2 6 年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	1 4 3
内容説明	1 4 3
歳入歳出一括質疑	1 4 5
採決	1 4 6
第 4 9 号議案 平成 2 6 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	1 4 6
内容説明	1 4 6
歳入歳出一括質疑	1 4 8
採決	1 4 8
第 5 0 号議案 平成 2 6 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	1 4 8
内容説明	1 4 9
歳入歳出一括質疑	1 5 3
採決	1 5 4
第 5 1 号議案 平成 2 6 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	1 5 4
内容説明	1 5 4
歳入歳出一括質疑	1 5 6
採決	1 5 6
散 会	1 5 6

署 名 1 5 7



平成27年第1回東大和市議会決算特別委員会記録

平成27年9月14日（月曜日）

出席委員（21名）

委員長	東口正美君	副委員長	根岸聡彦君
委員	森田真一君	委員	尾崎利一君
委員	上林真佐恵君	委員	実川圭子君
委員	二宮由子君	委員	大后治雄君
委員	関田貢君	委員	中村庄一郎君
委員	押本修君	委員	蜂須賀千雅君
委員	関田正民君	委員	関野杜成君
委員	和地仁美君	委員	佐竹康彦君
委員	荒幡伸一君	委員	中間建二君
委員	木戸岡秀彦君	委員	床鍋義博君
委員	中野志乃夫君		

欠席委員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（42名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
総務部参事	鈴木俊雄君	市民部長	広沢光政君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
会計管理者	仲里章君	学校教育部長	阿部晴彦君
社会教育部長	小俣学君	監査委員	関田賢治君
		事務局参事	

代表監査委員	尾崎 実 君	監査委員	押本 修 君
企画財政部 副参事	遠藤和夫君	行政管理課長	五十嵐孝雄君
秘書広報課長	鈴木 尚 君	財政課長	川口 莊一君
総務管財課長	中野哲也君	文書課長	下村和郎君
総務部副参事	伊野宮崇君	情報管理課長	菊地 浩 君
職員課長	原島真二君	総務部副参事	廣瀬 裕 君
市民課長	山田茂人君	保険年金課長	嶋田 淳 君
課税課長	矢吹勇一君	納税課長	中山 仁 君
青少年課長	中村 修 君	市民生活課長	田村美砂君
生活福祉課長	東 栄一君	障害福祉課長	小川 則之君
ごみ対策課長	松本幹男君	環境部副参事	長瀬 正人君
土木課長	寺島由紀夫君	学校教育課長	岩本尚史君
給食課長	梶川義夫君	選挙管理委員会 事務局長	塚原健彦君

本日の会議に付した案件

- 第46号議案 平成26年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第47号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第48号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第49号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第50号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第51号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

午前 9時37分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから決算特別委員会を開催いたします。

○議長（関田正民君） 本日、決算特別委員会理事会が開催されましたので、決算特別委員会理事長より報告を求めます。

〔決算特別委員会理事長 中村庄一郎君 登壇〕

○決算特別委員会理事長（中村庄一郎君） 皆さん、おはようございます。

ちょっときょうは声が……て、喉が潰れているものですから、皆さんお聞きづらい点もあるかとは思いますが、耳を立てて聞いていただきたいと思います。

先ほど議長のほうから御報告がありましたとおり、決算特別委員会理事会が開催されましたので、御報告を申し上げます。

まず、委員会日程でございますが、本日9月の14日から9月の15日までの2日間といたします。会議時間につきましては、午前9時30分から午後5時までといたします。ただし、会議時間を延長する場合は、事前に理事会を開催し、調整を行うことといたします。

正副委員長の互選につきましては、指名推選の方法により行わせていただきます。

説明につきましては、第46号議案から第51号議案までの6議案を一括議題といたしまして、6会計決算に対する市政報告を市長のほうから、監査委員による監査結果報告を代表監査委員からお願いをいたします。

なお、議会選出の監査委員につきましては、代表監査委員による報告までの間、説明員席に着席するという事に決まりました。

また、一般会計及び5特別会計の内容説明を会計管理者が行います。

審査につきましては、総括質疑、一般会計の歳入一括審査、一般会計の歳出款別審査、特別会計の歳入歳出一括審査の順で行います。

質疑の回数につきましては、総括質疑、一般会計の歳入一括審査、一般会計の歳出款別審査、各特別会計の歳入歳出の一括審査のそれぞれの審査において、同一委員につきまして2回までといたします。

討論につきましては、委員会で行わず、本会議で行うことといたします。

採決につきましては、会計ごとに質疑終了後に行います。

また、委員会において資料要求があった場合につきましては、理事会で取り扱いを行うということで協議をして決定をいたします。

以上で決算特別委員会理事会の報告を終わります。皆様方には御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

〔決算特別委員会理事長 中村庄一郎君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、決算特別委員会理事長の報告を終了いたします。

○議長（関田正民君） ここで委員長の互選を行うため、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の関田貢委員を委員長の職務にお願いいたします。

○年長委員（関田 貢君） おはようございます。
ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

○年長委員（関田 貢君） 委員会条例第10条第2項の規定により、年長の私が委員長が選出されるまでの間、委員長の職務を行います。
これより決算特別委員会委員長の互選を行います。
お諮りいたします。
決算特別委員会の委員長の互選につきましては、会議規則第116条第5項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○年長委員（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決します。
お諮りいたします。
指名の方法につきましては、年長委員において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○年長委員（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決します。
それでは、決算特別委員会委員長に東口正美委員を指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま指名いたしました東口正美委員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○年長委員（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決します。
ただいま委員長に当選されました東口正美委員が在席しておりますので、会議規則第117条の規定で準用する会議規則第31条第2項の規定により、本席より当選の告知をいたします。
ここで、東口正美委員の委員長就任の御挨拶をお願いいたします。

〔委員長 東口正美君 登壇〕

○委員長（東口正美君） おはようございます。
ただいま決算特別委員会委員長に皆様より御推挙いただきました東口正美です。有意義でスムーズな運営に努めてまいりますので、どうか皆様の御協力、何とぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

〔委員長 東口正美君 降壇〕

○年長委員（関田 貢君） 委員長が決定しましたので、職務を解かせていただきます。どうもありがとうございました。

〔年長委員退席、委員長着席〕

○委員長（東口正美君） 引き続き、決算特別委員会副委員長の互選を行います。
お諮りいたします。
決算特別委員会副委員長の互選につきましては、会議規則第116条第5項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、委員長において指名をすることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

それでは、決算特別委員会副委員長に、根岸聡彦委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました根岸聡彦委員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

ただいま副委員長に当選されました根岸聡彦委員が在席しておりますので、会議規則第117条の規定で準用する会議規則第31条第2項の規定により、本席より当選の告知をいたします。

ここで、根岸聡彦委員の副委員長就任の御挨拶をお願いいたします。

〔副委員長 根岸聡彦君 登壇〕

○副委員長（根岸聡彦君） おはようございます。

ただいま決算特別委員会副委員長に皆様より御推挙いただきました根岸聡彦でございます。委員長を補佐しスムーズな運営に努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。（拍手）

〔副委員長 根岸聡彦君 降壇〕

○委員長（東口正美君） 第46号議案 平成26年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、第47号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第48号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第49号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第50号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第51号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6議案を一括議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

初めに、市長より6会計決算に伴う市政報告を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

平成26年度一般会計及び各特別会計決算の御審議をいただくに当たり、その概要と市政の状況について御報告申し上げます。

最初に、一般会計の状況について申し上げます。

平成26年度の決算額は、歳入が前年度比3.6%増の305億5,341万6,374円、歳出が4.2%増の293億3,894万8,764円となりました。歳入歳出差引額は12億1,446万7,610円となり、繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき財源1,417万1,309円を差し引いた実質収支額は12億29万6,301円の黒字となりました。

それでは、歳入について申し上げます。

歳入決算額は305億5,341万6,374円で、予算現額306億8,514万9,553円に対し1億3,173万3,179円の減額となり、調定額に対する収入済額の割合は97.4%となっております。

初めに、市税についてであります。収入済額は約123億2,000万円で、前年度に比べ1.8%の増となりました。

主な税目としましては、市民税が約56億6,700万円で、納税義務者の増加や法人の業績回復等により2.4%の増となりました。

固定資産税は、約50億4,500万円で、新築家屋の増加等により1.3%の増となりました。

次に、地方譲与税であります。約1億3,400万円で、原資の減額により4.7%の減となりました。

配当割交付金は、約1億1,400万円で、税率改定に伴う原資の増額により87.2%の大幅な増となりました。

地方消費税交付金は、約10億1,400万円で、税率改定に伴う原資の増額により29.4%の増となりました。

地方交付税は、約19億5,800万円で、2.3%の減となりました。

特別交付税につきましては、約700万円の増額となりましたが、普通交付税が前年度より約5,400万円の減額算定となったことによるものであります。

国庫支出金につきましては、8.4%の増となりました。障害者自立支援給付費等負担金の増額や臨時福祉給付金給付事業費補助金及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金が皆増となったことによるものであります。

都支出金は、0.6%の増となりました。公立学校施設非構造部材耐震化支援事業補助金の皆増や緊急雇用創出事業臨時特例補助金（住まい対策拡充等支援分）が増額となったことによるものであります。

繰入金は、4.5%減の約4億1,800万円となりました。

財政調整基金につきましては、2億7,863万7,000円の取り崩しをしましたが、決算剰余金の一部について3億6,456万円ほどの積み立てを行ったため、平成26年度末残高は約21億6,900万円となっております。また、電算機室の空調設備等更新工事費の財源の一部として、施設整備等基金を取り崩したほか、各特別会計から前年度の精算等に係る繰り入れを行いました。

繰越金は、11.1%増の約13億4,700万円ですが、繰越明許費繰越金の1,942万4,553円を除く前年度繰越金は約13億2,800万円となりました。

市債は、臨時財政対策債15億3,124万2,000円を含め約18億3,200万円を借り入れ、都市計画道路3・5・20号線用地買収事業や小中学校の校舎外壁改修事業及び中央公民館耐震補強事業に充当しました。

なお、平成26年度末の市債借入残高は、約185億6,300万円で、前年度末と比べ2.1%の増となりました。

次に、歳出について申し上げます。

歳出決算額は、293億3,894万8,764円となりました。予算現額に対する支出済額の割合は、95.6%となっております。

初めに、投資的経費であります。11%減の約13億5,600万円となりました。

主な事業は、本庁舎及び現業棟耐震補強工事等設計委託、民間保育園施設整備補助、雨水浸透施設設置工事、地域幹線道路の舗装補修及び改修工事、都市計画道路3・5・20号線の用地買収、コミュニティバス車両購入、バス乗換結節点整備等工事、小中学校校舎外壁改修工事、中学校マンホールトイレ設置工事、第三中学校水飲栓直結給水化改修工事、中央公民館耐震補強工事、新学校給食センター建設工事実施設計委託等であります。

投資的経費以外の事業では、活気あるまちづくりとして、東大和市の魅力を積極的に発信する観光事業を推進し、市内商店街の活性化を図るため、市内一斉富くじセールを実施しました。また、廃棄物の減量を図るため、家庭廃棄物の有料化と戸別収集等を実施するなど、環境にやさしいまちづくりを進めてまいりました。

福祉の行き渡ったまちづくりとしましては、2カ所目となる高齢者見守りぼっくすを開設し、高齢者の見守りや緊急時の支援等を行いました。また、待機児童対策としまして、玉川上水保育園の開設や大和東保育園の定員増を行い、地域における子育て支援の充実を図るため、民間保育園において一時預かり事業を新規に実施し、公民館などに赤ちゃん・ふらっとを整備しました。さらに、40歳から74歳までの市民を対象とする胃がんリスク検査の定員を拡大し、健康カレンダーを全戸配布するなど、市民の健康維持向上や将来的な医療費の抑制に努めました。

次に、地域の防災力の強化であります。市民の防災意識の向上を図るため、防災モデル地区事業や東大和防災フェスタを実施するとともに、備蓄食料等の整備・拡充を図りました。また、大雨時の溢水被害の軽減を図るため、雨水浸透施設の設置や集水ますの清掃等を引き続き実施しました。

教育におきましては、中学2年生と3年生を対象とするアメリカン・サマーキャンプ事業を実施し、英語力の向上を図ったほか、小学校全10校に書画カメラを整備し、日常の授業改善や児童のプレゼンテーション能力等の向上に役立てました。その他、平和事業における平和文集（総集編）の発行や臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付、立野地区における新たな市民農園の開園や橋梁長寿命化計画の策定など、限られた財源の中で市民サービスの向上に努めてまいりました。

次に、公債費であります。約16億6,000万円で、事業債の償還が進んだことなどにより、前年度に比べて1.1%の減となりました。

特別会計繰出金は、国民健康保険事業特別会計へ11億6,036万6,996円、下水道事業特別会計には5億1,736万3,000円、土地区画整理事業特別会計へ4,600万円、介護保険事業特別会計には8億5,746万5,000円、後期高齢者医療特別会計8億6,189万2,000円を繰り出し、総額で34億4,308万6,996円となりました。

職員人件費についてであります。東京都人事委員会勧告に準じた改正を行いました。給与月額については0.13%、また勤勉手当には0.25月の引き上げを行い、公民格差の解消を図りました。

最後に、財政指標であります。財政構造の弾力性を判断する指標の経常収支比率は、前年度より1ポイント上がり、91.1%となりました。主に扶助費や繰出金等に充当した経常一般財源等が増額となったことによるものであります。

続いて、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

平成26年度決算額は、歳入が前年度比0.2%減の94億2,643万142円、歳出が0.6%減の93億3,558万6,199円となり、歳入歳出差引額は9,084万3,943円の黒字となりました。

歳入では、国民健康保険税が被保険者数の減等により前年度比4%減の20億1,794万7,481円、国庫支出金が1.9%増の18億9,253万5,495円、前期高齢者交付金が0.9%増の24億212万9,223円、都支出金が1.6%増の5億9,804万6,379円、一般会計繰入金が22.4%増の11億6,036万6,996円となりました。

歳出では、保険給付費が61億2,928万449円で、全体の65.7%、後期高齢者支援金等が13億2,657万4,880円で14.2%、共同事業拠出金が9億9,662万4,018円で10.7%となっており、これらを合わせますと歳出決算額の90.6%を占めております。

平成26年度におきましても、引き続きレセプトデータを活用しました医療費の分析を行い、生活習慣病に対

する保健事業等を実施することで、被保険者の健康保持・増進に努めました。

国民健康保険事業につきましては、市民の健康、生命、生活を守る重要な役割を担う事業でありますことから、引き続き国の動向等に留意し、財源の安定的な確保を図りながら、適正な運営に努めてまいります。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

平成26年度決算額は、歳入が前年度比1.2%増の21億2,750万6,745円、歳出が1.3%増の21億619万2,505円となり、歳入歳出差引額は2,131万4,240円の黒字となりました。

歳入では、使用料及び手数料のうち、下水道使用料が前年度比2.9%増の10億6,408万6,823円、一般会計繰入金金が4.6%増の5億1,736万3,000円、市債が0.9%減の5億740万円となりました。

歳出では、公共下水道管渠布設工事を主な内容とする事業費が、前年度比30.8%増の1億1,263万4,546円、公債費が2.9%減の13億8,462万2,394円となりました。

下水道事業は、昭和60年6月の供用開始から30年目となりますが、今後も必要箇所の整備を図るとともに、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、土地区画整理事業特別会計について申し上げます。

平成26年度決算額は、歳入が前年度比10.1%増の1億7,798万2,043円、歳出が19.4%減の1億1,627万7,981円となり、歳入歳出差引額は6,170万4,062円の黒字となりました。

歳入では、分担金及び負担金の保留地処分金が9,740万8,000円で全体の54.7%、都支出金が830万円で4.7%、一般会計からの繰入金金が4,600万円で25.8%、立野1丁目土地区画整理事業基金からの繰入金金が879万6,000円で5%となりました。

歳出では、総務費が4,099万5,645円で全体の35.3%、都市計画道路築造工事費及び建築物等移転補償費を主な内容とする事業費は7,524万1,878円で64.7%となりました。

今後も換地処分の手続に入れるよう努めてまいります。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

平成26年度決算額は、歳入が前年度比10.3%増の52億1,601万6,524円、歳出が7.9%増の48億5,387万4,817円となり、歳入歳出差引額は3億6,214万1,707円の黒字となりました。

歳入では、保険料が10億9,122万7,600円で全体の20.9%、国庫支出金が9億4,040万8,218円で18%、支払基金交付金が12億6,184万8,816円で24.2%、都支出金が6億6,792万315円で12.8%、繰入金金が10億2,648万2,000円で19.7%となりました。

歳出では、総務費が1億8,878万902円で全体の3.9%、保険給付費が43億2,880万436円で89.2%、地域支援事業費が1億577万3,172円で2.2%、基金積立金が1億4,467万1,109円で3%、諸支出金が8,584万9,198円で1.7%となりました。

平成26年度は、第5期東大和市介護保険事業計画の最終年度であるとともに、これまでの実績等を踏まえて第6期の介護保険事業計画を策定した年でもありました。引き続き介護予防事業の充実に取り組むとともに、適正な事業運営に努めてまいります。

最後に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

平成26年度決算額は、歳入が前年度比11.5%増の17億5,168万4,217円、歳出が12.1%増の17億1,816万9,447円となり、歳入歳出差引額は3,351万4,770円の黒字となりました。

歳入では、後期高齢者医療保険料が前年度比11.5%増の7億9,080万7,250円、一般会計繰入金金が11.8%増の

8億6,189万2,000円、繰越金は14.7%増の3,806万8,213円、諸収入が5.7%増の6,091万6,754円となりました。

歳出では、広域連合納付金が15億4,705万8,930円で、全体の90%を占めております。

高齢者の方が安心して医療を受けることができるよう、引き続き東京都後期高齢者医療広域連合や構成区市町村と連携を図り、適正な事業運営に努めてまいります。

以上、各会計の決算の内容について御報告申し上げます。

一般会計及び5つの特別会計を合わせた平成26年度の決算総額は、歳入が492億5,303万6,045円、歳出が474億6,904万9,713円となり、前年度決算との比較では、歳入が3.7%の増、歳出が3.6%の増となりました。

平成26年度は、国の経済対策等により、一部の企業の収益や雇用環境等に改善が見え始めましたが、その一方で個人消費の弱さが続くなど、景気回復に向けた懸念が残る状況でありました。このような中、引き続き市財政の健全性の維持に努め、市が抱える諸課題に対しましても、その取り組みを着実に進めてまいりました。

歳入におきましては、モバイルレジ収納を新たに導入し、納税者の利便性の向上を図るなど、市税収入につきましては、前年度決算との比較で増額の内容となりました。

また、歳出では、住みよい、活気あるまちづくり、環境にやさしいまちづくり、福祉の行き渡ったまちづくり、そして教育力・地域力の向上を図るさまざまな施策を実施し、これらの中でも待機児童の解消など子育て支援につきましては、一層の充実を図ったところであります。

平成26年度決算における財政指標であります、財政健全化法に基づく各比率につきましては、引き続き健全性のある内容となりましたが、児童福祉費等の扶助費や医療・介護に係る特別会計繰出金の増加等に伴い、経常収支比率につきましては、前年度との比較で数値が増加しました。

市財政につきましては、さまざまな施策に取り組む中におきましても、積立基金が増加するなど、全体的に健全性が維持されていると認識しているところではありますが、社会保障関係経費の増加等が今後も見込まれる中、新たな課題への対応に当たりましては、市財政の厳しさが続くものと考えております。

私といたしましては、引き続き行政改革の取り組みを着実に実行し、持続性のある行財政運営の定着に努め、開かれた市政の中、市の活性化と市民サービスの向上を一層図ってまいりたいと考えております。

つきましては、市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜り、東大和市の発展に尽力していく所存でございます。

以上でございますが、平成26年度決算の概要等について御報告等を申し上げます。

各会計の内容につきましては、会計管理者から説明いたします。よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○委員長（東口正美君） 以上で6会計決算に伴う市政報告が終わりました。

ここで、監査委員による審査結果について報告を求めます。

[代表監査委員 尾崎実君 登壇]

○代表監査委員（尾崎実君） 監査委員の尾崎実でございます。

代表監査委員として、平成26年度東大和市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査結果について御報告申し上げます。

この審査は、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき、平成27年6月30日に市長より審査に付されたものでございます。

審査の概要は、お手元にお配りしてあります意見書のとおりでございますが、改めて御説明申し上げます。

審査の期間は、平成27年6月30日から平成27年8月17日まででございます。

審査の対象は、平成26年度東大和市一般会計歳入歳出決算、平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、平成26年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、平成26年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算、平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成26年度基金の運用状況を示す書類、平成26年度東大和市決算附属書類、すなわち歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書でございます。

決算審査においては、決算審査事前提出資料等の内容を踏まえて、35部署に対しヒアリング等を実施し、予算が適正に執行されているか質疑及び調査を行うとともに、決算書類が法令等に基づいて作成されているかを確認いたしました。また、各会計の決算計数に誤りがないか精査し、関係諸帳簿、証拠書類との照合等を行い検証いたしました。

結果について御報告申し上げます。

審査に付された各会計決算書類及び基金の運用状況を示す書類は、関係法令に基づいて作成されており、決算計数は関係諸帳簿、証拠書類と符合し、各会計、基金ともに誤りのないものと認められ、予算執行も適正に行われており、これに伴う会計事務もおおむね適正に処理されていることを確認いたしました。

以上、平成26年度東大和市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査の御報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

[代表監査委員 尾崎 実君 降壇]

○委員長（東口正美君） 審査について報告が終わりました。

ただいまの報告に対する質疑を行います。

○委員（関野杜成君） 監査ありがとうございます。

監査のほうですね、意見書の49ページ、50ページのほうに、代表監査のほうからのまとめとして意見が書かれております。（1）短期的視点での取り組み、そして（2）長期的視点での取り組み。書いてある内容、私もそのとおりだと思っておりますが、今まで監査をずっとやってきた上で、このようなことがこの当市において可能かどうか。また、可能であれば、それはいいんですけども、今後それを行うに当たって必要と思われるようなこと、この点についてお伺いをします。

あと、ちょっとページ戻りまして、20ページ、21ページ、収入未済額と不納欠損額についてですが、この数字に関して行政として多いのか、少ないのか。あと、それに対してどのような理由を持っておられるかというのをお聞きしたいと思います。

尾崎代表監査は、いつも忌憚のない御意見をいただけるので、今回もそれを望んで質問いたしました。よろしく願いします。

○代表監査委員（尾崎 実君） 3つ御質問をいただきました。

最初に、3番目の御質問からお答えをいたします。

高額の入収入未済、不納欠損を監査委員としてどのように受けとめているかということだと思います。

過去3年間の収入未済及び不納欠損の状況は、次のとおりでございます。収入未済額、平成26年度6億6,467万円、不納欠損額4,972万円。これは前年度を見ますと、収入未済額が6億8,758万円、不納欠損額が7,737万円。24年度が7億9,310万円、これ収入未済額ですね。不納欠損額が4,528万円です。

これらの状況に対して担当部署から聴取したところでは、納税課は収納未済発生を防止するために、納税者の利便性に配慮したコンビニ収納やモバイル収納という新しい納税手段を採用するとともに、収納未済先に対して積極的な訪問徴収、さらには財産の差し押さえや競売処分を実施しております。保険年金課では、他市における収納業務経験者を嘱託職員として雇用し、徴収業務に当たらせ、効果を上げているということでございます。保育課では、収納徴収員による徴収、口座振替率の向上、児童手当からの振りかえに関する周知等の努力をしているということでございます。

これらの努力の結果として、収納率の改善が認められます。

市税におきましては、過去3年間調べましたけれども、平成24年度が94.9%、25年度が95.5%、26年度が96.1%と、着実に収納率は上がっております。国民健康保険税につきましては、24年度70.3%、25年度74.9%、26年度77%と、こちらも顕著な改善を見ております。介護保険料については、大体横ばいだと思いますが、平成24年度96.2%、25年度96.0%、26年度95%。後期高齢者医療保険料につきましては、24年度が98.2%、25年度同じ98.2%、26年度若干上がりまして98.8%。保育料につきましては、24年度91.0%、25年度92.7%、26年度94.4%と、これも改善をしております。学童保育育成料につきましては、24年度が92.9%、25年度が92.3%、26年度が93.3%と、このような状況であります。

関係職員の地道な努力に対して、心からの敬意を表する次第であります。その上で、公平公正な納税という観点から、厳しい収納環境だということは重々承知した上で、さらなる御努力と徴収率の改善をお願いいたします。

以上が第3点目に対する私の回答でございます。

それから、短期的な視点、特にこれは行政改革に関連すると思いますが、行政改革の場合は、利害得失ということが争点になって、なかなか進めるのが困難だろうと思います。

それで、いつも私は思うんですが、恐竜はなぜ絶滅したのか。高度経済成長期を過ぎた後、日本、あるいはほかの先進工業国で名門企業や隆盛をきわめた大企業が破綻して、市場から消えていったのはなぜか。これらを考えて、最有力の答えとしては、環境変化への対応がうまくできなかった、生存するための自己改革が十分でなかったということになると思います。地方自治体を含めて政府についても、同じことが言えるのではないのでしょうか。ちょっと喉がかわれたもので水をいただきます。

私が仕事をする場合に、常に肝に銘じている言葉があります。アメリカの国連大使、そしてクリントン政権における国務長官であったマデリーン・オルブライトさんが、ハーバード大学の卒業式で行ったスピーチの一節であります。およそ個人にとっても、ある世代の人々にとっても、成功への確実な工程表というようなものは存在しないんだと。結局のところ、成功とは判断の問題であり、選択の問題であるというくだりです。原文は、「ア マーター オブ ジャッジメント、ア クエスチョン オブ チョイス」という言葉で締めくくられておりました。

私流の解釈では、正確な状況分析、確固たる将来展望、用意周到な準備、必要にして十分な数の選択肢を用意してこそ、的確かつ最善の判断、選択ができるということをオルブライトさんは言いたかったのではないかと思います。人生においても、仕事においても、我々はまさにフローチャートのワンステップワンステップを進んでいるのだと私は常に思っております。

行政を担う者は、これらのことを十分に配慮しながら、最善を尽くして仕事に邁進しなければならないと考えています。利害の対立等、大変困難な問題があっても、市民及び関係者相互間の利害調整をしっかりとしなが

ら、現在と将来に行政マンとして責任を持てるよう努力をしていただきたいと、監査委員としては考えております。

次に、長期的な視点についてでございますが、長期的なところでは、東大和市を個性的に発展させていくための戦略的な都市経営の展開が必要だと書きました。

この背景を申し上げれば、私はこれまでの職業生活の中で、周りを見回して、みんながやっていること、平均的、標準的なこと、そのようなことは参考にはしましたが、それよりもまず仕事の目的を原点に立ち返って考えるようにしてきました。過去、現在、未来という時系列、その時々々の環境予見という空間的な広がりの中で、目指すべき方向性とその方法論を考えました。そして、一緒に仕事をする仲間やお客様とのコミュニケーションを深めて、目的意識、方向性、方法論を共有するように努力しました。他者との関係において目立ってしまうため、随分と批判の対象となり、また困難に遭遇することもありました。しかし、今この年になって振り返ってみれば、あのようなやり方でよかった、成果も残せたと考えております。

地方自治体は、立地環境、歴史、人口構成、産業、財政事情など、状況がさまざまに異なります。当該自治体にとっての強み、あるいは弱み、個性に着目して、ゴーイングコンサーンとして、さらなる発展を実現すべく戦略を立てて、それを実践していかなければならないと思います。

主体としての独自性、これが大事だと思います。これを出せなければ、いずれ近隣都市の間で埋没してしまう危険が大きいのではないかと考えました。そのような観点で、意見書を最後のページを埋めました。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） ほかに質疑ございませんか。

質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、報告に対する質疑を終了いたします。

○委員長（東口正美君） 引き続き、第46号議案 平成26年度東大和市一般会計歳入歳出の認定についての内容の説明を求めます。

〔会計管理者 仲里 章君 登壇〕

○会計管理者（仲里 章君） これより平成26年度東大和市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の内容を御説明いたします。

決算書の18ページをお開きください。

歳入であります。

1 款市税は、予算現額121億5,505万2,000円で、調定額は128億2,605万4,300円、収入済額は123億1,954万7,506円で、前年度に比べ2億1,189万366円の増であります。不納欠損額、収入未済額は、後ほど御説明いたします。

各税目について御説明いたします。

1 項市民税、1 目個人、1 節現年課税分は、収入済額49億9,814万2,955円で、前年度に比べ6,815万3,083円、1.4%の増であります。

備考欄をごらんください。

個人市民税の内訳として、普通徴収分は14億5,291万7,205円であります。前年度に比べ3,758万3,453円、

2.7%の増であります。主な理由は、譲渡所得等の増加によるものであります。

次に、給与特別徴収分は、33億433万8,545円で、前年度に比べ3,139万1,221円、1.0%の増であります。主な理由は、給与所得者の増加によるものであります。また、年金特別徴収分は、2億4,088万7,205円であります。前年度に比べ82万1,591円、0.3%の減であります。

2節滞納繰越分は、収入済額9,426万6,186円で、前年度に比べ2,931万6,042円、23.7%の減であります。市民税個人の収納率は94.8%であります。内訳は、現年課税分98.3%、前年度が98.2%で、0.1ポイントの増であります。また、滞納繰越分は32.7%、前年度は33.3%で、0.6ポイントの減であります。

2目法人は、収入済額5億7,418万1,573円で、前年度に比べ9,625万7,270円、20.1%の増であります。この主な理由は、法人事業者の業績が回復したことによるものであります。収納率は98.0%で、現年課税分は99.0%、前年度が99.3%で、0.3ポイントの減であります。滞納繰越分は29.9%、前年度が29.7%で、0.2ポイントの増であります。

2項1目固定資産税、1節現年課税分は、収入済額44億5,934万3,415円で、前年度に比べ9,320万3,718円、2.1%の増であります。主な内容は、土地については負担調整措置の改正により、前年度に比べ3,175万8,166円の増となっております。家屋については、新築マンション等の増加により、前年度に比べ6,611万4,922円の増となっております。また、償却資産については、466万9,370円の減となっております。

2節滞納繰越分は、収入済額4,127万4,589円で、前年度と比べ1,637万8,922円、28.4%の減であります。収納率は96.4%で、現年課税分98.9%、前年度が98.9%で、前年度と同率となりました。滞納繰越分は26.0%、前年度は31.4%で、5.4ポイントの減であります。

2目国有資産等所在市町村交付金は、収入済額5億4,393万7,200円で、前年度に比べ1,188万9,600円、2.1%の減であります。この主な理由は、国及び東京都の財産台帳価格に改定があったことによるものであります。

3項1目軽自動車税は、収入済額7,618万8,952円で、前年度に比べ239万5,834円、3.2%の増であります。収納率は92.8%で、現年課税分97.7%、前年度は97.5%で、0.2ポイントの増であります。滞納繰越分は28.2%、前年度が26.8%で、1.4ポイントの増であります。

20ページをお開きください。

4項1目市たばこ税は、収入済額5億6,519万6,966円で、前年度に比べ624万6,312円、1.1%の減であります。

5項1目都市計画税は、収入済額9億6,701万5,670円で、前年度に比べ1,571万1,337円、1.7%の増であります。この主な理由は、固定資産税と同様の理由であります。収納率は95.9%で、現年課税分98.9%、前年度が98.9%で前年度と同率となりました。滞納繰越分は22.5%、前年度は27.6%で、5.1ポイントの減であります。

ここで、18ページに戻っていただきまして、不納欠損額、収入未済額について御説明いたします。

一番上の行の不納欠損額4,352万3,275円は、前年度に比べ2,559万5,840円の減で、件数も1,426件、前年度より減となっております。不納欠損の理由は、住所不明、生活困窮、財産がない場合などであります。収入未済額は4億6,320万9,187円で、現年課税分1億5,424万7,612円、滞納繰越分3億896万1,575円で、前年度に比べ合計3,878万8,624円の減であります。

行政報告書の137、138ページの見開きをお開きください。

市税徴収実績調書により御説明をいたします。

現年課税分ではありますが、収納率は98.7%で、前年度と同率であります。滞納繰越分の収納率は29.7%で、

前年度と比較して2.5ポイントの減となっております。

市税全体の収納率であります、下から6行目の総計欄をごらんください。

収納率は96.1%で、前年度と比較して0.6ポイントの増となっております。平成26年度は、景気の持ち直しにより給与等の増額等があったものの、4月から実施された消費税率増の影響により、個人消費が伸び悩みを見せております。経済情勢は、まだまだ不安要素もあり、納税を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いているところであります。このような状況下であります、徴収に関しきめ細かな対応を基本としながら、法に基づき厳正に滞納整理を進めてきたところであります。

決算書の22ページをお開きください。

2款地方譲与税は、収入済額1億3,402万8,001円で、前年度に比べ661万4,999円、4.7%の減であります。

1項1目1節地方揮発油譲与税は、収入済額4,013万2,000円で、前年度に比べ283万7,000円、6.6%の減であります。

2項1目1節自動車重量譲与税は、収入済額9,389万6,000円で、前年度に比べ377万8,000円、3.9%の減であります。

3項1目1節地方道路譲与税は、収入済額1円で皆増であります。

24ページをお開きください。

3款利子割交付金は、収入済額9,012万円で、前年度に比べ96万6,000円、1.1%の増であります。

26ページをお開きください。

4款配当割交付金は、収入済額1億1,369万9,000円で、前年度に比べ5,296万9,000円、87.2%の増であります。主に配当割交付金に係る原資の増によるものであります。

28ページをお開きください。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額9,561万9,000円で、前年度に比べ1,642万5,000円、20.7%の増であります。主に株式等譲渡所得割交付金に係る原資の増によるものであります。

30ページをお開きください。

6款地方消費税交付金は、収入済額10億1,353万4,000円で、前年度に比べ2億3,004万円、29.4%の増であります。主に税率の改定に伴います地方消費税交付金に係る原資の増によるものであります。

32ページをお開きください。

7款自動車取得税交付金は、収入済額4,466万円で、前年度に比べ4,226万2,000円、48.6%の減であります。主に税率の改定に伴います自動車取得税交付金に係る原資の減によるものであります。

34ページをお開きください。

8款地方特例交付金は、収入済額7,664万1,000円で、前年度に比べ157万8,000円、2.1%の増であります。

36ページをお開きください。

9款地方交付税は、収入済額19億5,796万3,000円で、前年度に比べ4,704万5,000円の減であります。普通交付税は、17億8,079万8,000円で、前年度に比べ5,371万6,000円の減であります。普通交付税につきましては、基準財政収入額と基準財政需要額との差額として算定されますが、基準財政収入額では、主に地方消費税交付金が前年度と比べ増額となり、基準財政需要額では、主に地域の元気創造事業費等により、増額の算定内容となりました。全体では、基準財政収入額の伸びが必要額を上回ったことにより、前年度比で減額となるものであります。特別交付税は、収入済額1億7,716万5,000円で、前年度に比べ667万1,000円、3.9%の増であります。

38ページをお開きください。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額1,199万2,000円で、前年度に比べ187万円、13.5%の減であります。

40ページをお開きください。

11款分担金及び負担金は、収入済額3億8,475万5,977円で、前年度に比べ2,863万7,716円、8.0%の増であります。

1項負担金、1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金は、収入済額545万6,417円で、老人ホーム措置費一部負担金であります。前年度に比べ164万2,817円、43.1%の増であります。

2節児童福祉費負担金の収入済額は、3億7,884万110円であります。主に保育課所管の保育園入園者保育料で、収納率は94.4%であります。不納欠損額は、保育料の301万3,190円で、延べ295件分であります。理由といたしましては、生活困窮であります。

なお、前年度に比べ34万3,450円の減であります。

また、収入未済額は、保育料の1,944万9,120円で、現年度分延べ382件、過年度分延べ1,216件であります。未納者に対して随時催告し、収納に努めております。

○委員長（東口正美君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時51分 開議

○委員長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○会計管理者（仲里 章君） それでは、続けて説明をさせていただきます。

42ページをお開きください。

12款使用料及び手数料は、収入済額4億1,665万997円で、前年度に比べ1億7,868万4,966円、75.1%の増であります。

1項使用料、2目民生使用料、2節児童福祉使用料は、収入済額3,048万4,500円で、前年度に比べ223万2,000円の増であります。

なお、学童保育所入所児については、前年度に比べ延べ322人の増となっております。

不納欠損額40万8,000円は、学童保育所育成料14件分であります。収入未済額177万4,500円は、学童保育所育成料の現年度分と滞納繰越分を合わせ79件分であります。

3目衛生使用料、1節保健衛生使用料のうち健康課所管の休日急患診療所使用料は、収入済額2,221万9,835円で、前年度に比べ582万8,652円の増であります。この主な理由は、年末年始にかけてインフルエンザの罹患がふえ、例年より受診者が増加したことによるものであります。

4目農林業使用料、1節園芸振興使用料は、収入済額388万7,400円で、前年度に比べ12万8,700円の増であります。この主な理由は、市民農園利用者の増によるものであります。

44ページをお開きください。

5目土木使用料、2節道路橋りょう使用料は、収入済額5,728万3,782円で、道路及び特定公共物における電気、電話、ガス等の占用料であります。

46ページをお開きください。

2項手数料、2目総務手数料、3節戸籍住民手数料は、収入済額2,896万9,450円で、住民票等の交付手数料であります。

4目衛生手数料、2節清掃手数料は、収入済額2億5,683万1,020円で、前年度に比べ1億7,174万3,345円の増であります。この主な理由は、平成26年10月からの家庭廃棄物有料化の導入に伴う家庭廃棄物処理手数料であります。

不納欠損額16万5,800円は、粗大ごみ等処理手数料（過年度分）及びし尿処理手数料48件分で、時効消滅によるものであります。収納率であります。99.9%で、前年度に比べ0.4ポイントの増であります。収入未済額の9万8,130円は、粗大ごみ等処理手数料（過年度分）38件分であります。

48ページをお開きください。

13款国庫支出金は、収入済額54億3,719万4,436円で、前年度に比べ4億2,203万4,967円、8.4%の増であります。1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金は、収入済額8億2,086万1,700円で、前年度に比べ7,009万2,543円の増であります。この主な理由は、障害福祉課所管の障害者自立支援給付費等負担金が歳出事業費の増により4,520万6,721円の増額となったことによるものであります。

2節児童福祉費負担金は、収入済額15億4,311万3,607円で、前年度に比べ2,982万8,555円、2.0%の増であります。

3節生活保護費負担金は、収入済額23億3,590万8,000円で、前年度に比べ7,005万7,000円の増であります。主に医療扶助の増によるものであります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金は、収入済額2,836万5,000円で、社会保障・税番号制度に係るシステム整備等補助金による歳入であります。

50ページをお開きください。

7目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金は、収入済額3,077万1,000円で、前年度に比べ71万3,500円の増であります。学校施設環境改善交付金2,751万4,000円は、第四・第九小学校の校舎外壁改修工事に対するものであります。

3節中学校費補助金は、収入済額5,638万6,000円で、前年度に比べ4,760万7,000円の増であります。学校施設環境改善交付金5,434万8,000円は、第二・第四・第五中学校の校舎外壁改修工事及び中学校全5校のマンホールトイレ設置工事に対するものであります。

52ページをお開きください。

13目地域住民生活等緊急支援のための交付金、1節地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）は、収入未済額4,996万円であります。これは、繰越明許費の消費喚起プレミアム付商品券発行事業の特定財源として平成27年度に収入されるものであります。

2節地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）は、収入未済額3,990万7,000円で、これは繰越明許費のまち・ひと・しごと創生総合戦略等策定事業など、地方創生に関する事業の特定財源として平成27年度に収入されるものであります。

54ページをお開きください。

14款都支出金は、収入済額43億9,089万784円で、前年度に比べ2,654万7,371円、0.6%の増であります。1項都負担金、1目民生費都負担金、1節社会福祉費負担金は、収入済額7億8,062万54円で、前年度に比べ6,503万2,917円の増であります。この主な理由は、保険年金課所管の保険基盤安定負担金（国民健康保険分）及び

保険基盤安定負担金（後期高齢者医療分）と障害福祉課所管の障害者自立支援給付費等負担金で、保険年金課所管の保険基盤安定負担金（国民健康保険分）が2,123万2,428円の増額、及び保険健基盤安定負担金（後期高齢者医療分）が1,456万5,500円の増額で、主に保険税及び保険料の軽減に係る対象者数の増によるものであります。

なお、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計へ市負担分と合わせて繰り出しをしております。

また、障害福祉課所管の障害者自立支援給付費等負担金は2,606万9,702円の増額で、これは歳出事業費の増によるものであります。

2節児童福祉費負担金は、収入済額6億8,513万1,452円で、前年度に比べ1,716万4,223円、2.6%の増であります。この主な理由は、保育課所管の保育所運営費負担金の増によるものであります。

5目教育費都負担金、2節中学校費負担金は、収入済額1,404万5,859円で、前年度に比べ131万116円の増であります。これは、水飲栓直結給水モデル事業費負担金で、第三中学校水飲栓直結給水化改修工事に対するものであります。

56ページをお開きください。

2項都補助金、1目総務費都補助金、1節市町村総合交付金は、収入済額10億6,969万6,000円で、前年度に比べ1,662万9,000円、1.6%の増であります。

2目民生費都補助金、1節社会福祉費補助金は、収入済額2億5,095万6,000円で、前年度に比べ1,893万5,000円の増であります。

高齢介護課所管のシルバー交番設置事業補助金は、収入済額1,142万1,000円で、前年度に比べ610万3,000円の増であります。これは、高齢者見守りぼっくす事業の運営経費に対する補助金であります。

また、障害福祉課所管の障害施策推進包括補助事業補助金は、収入済額6,434万8,000円で、前年度に比べ1,039万1,000円の増であります。これは歳出事業費の増によるものであります。

2節児童福祉費補助金は、収入済額10億7,540万円で、前年度に比べ6,565万円、5.8%の減であります。この主な理由は、次ページ保育課所管の保育所緊急整備事業補助金の減によるものであります。

58ページの4目農林業費都補助金、1節農業費補助金は、収入済額434万3,165円で、農業委員会の組織運営の補助金、平成26年2月の大雪被害を受けた園芸施設の撤去、再建等の補助金、及び平成26年4月1日に施行された改正農地法により、農業委員会が保有する農地の情報を1筆ごとに整備することになったため、農地台帳システムを改修するための補助金であります。

なお、園芸施設の撤去、再建の補助金につきましては、26年度中に事業が終了しなかった対象者には27年度に実施するため、繰り越しをいたしました。

5目商工費都補助金、1節商工費補助金のうち産業振興課所管の地域消費喚起特別支援事業補助金は、収入未済額2,400万円ですが、これは、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）の上乗せ分として、国の交付金と合わせて平成27年度に収入されるものであります。

60ページをお開きください。

6目土木費都補助金、1節道路橋りょう費補助金は、収入済額2,978万円で、市道第1号線及び市道第6号線の道路改良事業費、市道第3号線及び市道第9号線の舗装補修事業費の補助金であります。

2節都市計画費補助金は、収入済額2,151万5,000円で、主に都市計画課所管の都市計画道路3・5・20号線

の用地買収に対する補助金であります。

8目教育費都補助金、2節小学校費補助金は、収入済額1,554万9,000円で、前年度に比べ1,239万2,000円の増であります。公立学校施設非構造部材耐震化支援事業補助金1,361万9,000円は、第四、第九小学校の校舎外壁改修工事に対するものであります。

3節中学校費補助金は、収入済額2,295万3,000円で、前年度に比べて皆増であります。これは、公立学校施設非構造部材耐震化支援事業補助金で、第二、第四、第五中学校の校舎外壁改修工事に対するものであります。

62ページをお開きください。

9目1節緊急雇用創出事業臨時特例補助金は、収入済額5,147万6,000円で、前年度に比べ3,842万6,000円の増であります。これは、生活困窮者自立促進支援モデル事業の実施によるものであります。

3項委託金、1目総務費負担金、4節選挙費委託金は、収入済額3,450万6,979円で、主に衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴う委託金であります。

64ページをお開きください。

3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金は、収入済額2,356万7,167円で、環境課所管の環境確保条例に係る市事務処理特例交付金が主なものであります。

68ページをお開きください。

15款財産収入は、収入済額6,390万1,095円で、前年度に比べ8,070万1,064円、55.8%の減であります。この主な理由は、市有地売払収入の減によるものであります。

72ページをお開きください。

16款寄附金は、収入済額1,082万4,203円で、前年度に比べ756万7,657円の減であります。寄附金の詳細につきましては後ほど、行政報告書の20ページをごらんいただきたいと思っております。

74ページをお開きください。

17款繰入金は、収入済額4億1,775万7,874円で、前年度に比べ1,969万1,752円、4.5%の減であります。

1項基金繰入金は、収入済額2億8,863万7,000円で、前年度に比べ820万8,191円の減であります。

1目1節財政調整基金繰入金は、収入済額2億7,863万7,000円で、前年度に比べ1,335万2,000円、4.6%の減であります。

3目1節施設整備等基金繰入金は、収入済額1,000万円の皆増で、庁舎空調設備等更新工事費に充当したものであります。

2項特別会計繰入金、1目1節国民健康保険事業特別会計繰入金は、収入済額3,232万1,926円で、前年度に比べ4,498万5,742円の減であります。

3目1節介護保険事業特別会計繰入金は、収入済額6,018万9,735円で、前年度に比べ2,574万4,204円の増であります。

4目1節後期高齢者医療特別会計繰入金は、収入済額3,660万9,213円で、前年度に比べ775万7,977円の増であります。

76ページをお開きください。

18款繰越金は、収入済額13億4,728万9,524円で、前年度に比べ1億3,508万5,446円の増であります。

財政課所管の前年度繰越金は、収入済額13億2,786万4,971円で、前年度に比べ1億1,566万893円、9.5%の増であります。

78ページをお開きください。

19款諸収入は、収入済額3億9,430万5,977円で、前年度に比べ1,575万7,322円の増であります。

3項1目1節貸付金元利収入は、収入済額2,700万6,004円で、小口事業資金融資預託金、中小企業勤労者生活資金融資預託金の満期到来に伴う元利収入であります。

80ページをお開きください。

5項1目1節雑入の収入済額は3億85万8,376円であります。不納欠損額は261万5,862円で、主なものは生活保護費返還金（過年度分）であります。また、収入未済額は1億8,002万2,060円で、主なものは生活保護費返還金（現年・過年度分）、及び過年度分の資源売払収入の未収金であります。

90ページをお開きください。

20款市債は、収入済額18億3,204万2,000円で、前年度に比べ6,218万円の減であります。この主な理由といたしまして、臨時財政対策債が収入済額15億3,124万2,000円で、前年度に比べ1億1,918万円の減となったことによるものであります。

以上のようにいたしまして、収入済額の合計が305億5,341万6,374円で、前年度に比べ10億5,268万3,682円の増となったものであります。

不納欠損額は4,972万6,127円で、前年度より2,765万973円の減であります。

収入未済額は7億8,107万3,981円で、前年度より9,349万1,297円の増であります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

引き続き、歳出につきまして御説明いたします。

初めに、具体的な内容の説明に入る前に、歳出の説明方法についてあらかじめお願い申し上げます。

備考欄の各事業番号と事業名をもって主な事業の内容を御説明させていただき、必要に応じて不用額等の御説明をさせていただきます。なお、備考欄との呼称は省略させていただきます。

初めに、人件費の説明はここで一括して行い、各款の人件費についての説明は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

行政報告書39ページをお開きください。

職員の配置状況であります。平成26年4月1日現在の特別会計を含む全職員数であります。合計の職員数は472人で、うち一般会計は434人、特別会計は38人です。なお年度末では、職員の退職により、一般会計で3人の減、差し引き全職員数は469人となっております。

次に、人件費であります。行政報告書の41、42ページの見開きをごらんいただきたいと思います。

これは職員給与の表で、一般会計職員の各款の給料、職員手当等及び共済費の支出済額の一覧であります。職員給与費の合計額は36億6,379万101円で、再任用職員分と児童手当を除いた1人当たりの平均給与額は823万3,000円ですが、さらに退職手当組合負担金及び共済費の額を差し引いた、実際に職員に支払った1人当たりの平均給与額は628万7,000円です。

なお、全職員の平均在職年数は17年4カ月で、平均年齢は41歳3カ月です。

行政報告書関係はここで終わります。給与改定について申し上げます。

給与改定につきましては、東京都人事委員会勧告に準じて実施しております。

内容といたしましては、例月給につきましては、4月に遡及して0.13%の給料月額を引き上げております。また、特別級につきましては、勤勉手当を0.25月引き上げまして、期末勤勉手当の年間の支給月数を3.95月か

ら4.2月に引き上げております。

以上の改定により、再任用職員及び各種負担金を除いた平成26年度の職員給与は、1人当たり平均で7万1,000円の増額となっています。

以上で人件費に関する説明は終わらせていただきます。

決算書の92ページをお開きください。

1款議会費は、支出済額3億2,138万570円で、前年度に比べ195万8,422円の増であります。執行率は98.3%であります。

事業番号2議会運営費の支出済額は2億6,370万7,443円で、主な内訳は、議員報酬、期末手当並びに議員共済会負担金のほか、本会議、常任委員会の会議録の作成並びに議会報発行に係る経費、また議員が調査研究、その他の活動に資するための政務活動費補助金などであります。さらに、市民に開かれた議会への取り組みとして、平成26年第3回定例会から本会議のインターネット映像配信をライブ及び録画で開始するとともに、市議会議員が直接市民の皆様へに定例会の審議内容を報告する議会報告会を、4月20日日曜日と11月16日日曜日の計2回、それぞれ中央公民館ホールで開催しました。

94ページをお開きください。

2款総務費は、支出済額25億4,311万5,394円で、前年度に比べ6,594万4,982円の減であります。執行率は94.8%であります。

1項総務管理費、1目一般管理費は、支出済額9億5,299万8,365円で、執行率は98.2%であります。

4節共済費の不用額は591万7,767円でありますが、この主なものは、事業番号2人事管理事務費で、雇用保険の加入を必要としない雇用が多かったことによるものであります。

7節賃金の不用額は140万8,824円でありますが、事業番号2人事管理事務費で、産休等の代替による臨時職員の雇用が見込みより少なかったことによるものであります。

102ページをお開きください。

6目財産管理費、事業番号1庁舎管理費の不用額は985万7,900円でありますが、主なものは、電気料の節減に努めたことによる光熱水費の不用額や清掃委託料の契約差金などであります。

104ページをお開きください。

7目企画費、事業番号1企画業務費では、東大和市指定管理者選定委員会におきまして、平成27年3月31日で指定の期間が満了する体育施設等の指定管理者候補者の選定を行いました。また、社会保障・税番号制度の導入、公共施設の最適化に対応するため、庁内検討本部、検討委員会等において検討を行うとともに、東大和市公共施設等総合管理計画策定支援業務について委託を行いました。

事業番号3総合計画事務費では、第四次基本計画の施策の進捗管理の基礎資料とするため、平成25年度の市民意識調査の報告書作成と、平成26年度の市民意識調査を行いました。

106ページをお開きください。

事業番号5行政改革推進業務費では、行政評価において試行を踏まえた外部評価や、新たな取り組みである施策評価を実施し、制度の構築を図っております。

事業番号6玉川上水駅関連施設整備等事業費は新規事業であります。玉川上水駅前に建設が予定される商業施設の一部を賃借することを前提に内装工事等を行い、施設開業の準備を行いました。また、玉川上水駅のホームに設置されている点状ブロックに内方線ブロックを敷設するバリアフリー化事業に対し、負担金を支払い

ました。

事業番号7ふれあい広場管理費は新規事業であります。玉川上水駅前に建設された商業施設の一部を賃借し、東大和市ふれあい広場として開業いたしました。市の観光案内や情報発信、並びににぎわいの創出に努めております。

事業番号8まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定事業費の支出済額はありません。これは、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用しました新規事業であります。繰越明許費により平成27年度に実施するものであります。

108ページをお開きください。

9目公安費、事業番号11防犯対策事業費の1節報酬は、青色回転灯パトロールカーの運転業務員報酬及び生活安全協議会の開催に伴う委員報酬分であります。

110ページをお開きください。

10目電算管理費、事業番号1情報システム管理・運営事業費の不用額は2,158万4,022円で、その主なものは、13節委託料における基幹系システム等においてプログラム修正が生じなかったこと、及び15節工事請負費において、工事内容を見直して設計し、積算を精査した結果などによるものであります。

事業番号2社会保障・税番号制度関連システム整備事業費の不用額は121万5,240円で、13節委託料におけるシステム修正費のうち一部が不用になったこと、及び契約差金が生じたためであります。

12目地域振興費、事業番号1市民協働事業費では、市民協働による事業を全庁的に実施するための第一歩として、職員の協働に対する考え方を共有し、さらに協働を推進させていくため、「東大和市職員の市民協働の推進に関する指針～『人と自然が調和した生活文化都市 東大和』を目指して～」を策定いたしました。また、自治会の自主活動を推進するため、自治会補助金として総額388万9,133円を交付いたしました。

122ページをお開きください。

15目諸費の支出済額は1億4,977万9,687円で、福祉関係返還金及び市税過誤納還付金が主なものであります。また、市税過誤納還付金等の不用額は1,026万5,603円であります。医療費控除等の国税の遡及申告に伴う市・都民税の還付や市民税法人の還付が見込みより少なかったことによるものであります。

124ページをお開きください。

2項徴税費、2目賦課徴収費の不用額561万925円の主な理由は、事業番号1賦課事務費の13節委託料において、電算データ入力業務委託及び固定資産評価基礎資料作成委託の契約差金が生じたことによるもの。また、事業番号2徴収事務費の次ページ12節役務費の細節①通信運搬費において、督促状等の催告文書や財産調査などの発送件数が見込みを下回ったことなどによるものであります。

126ページをお開きください。

3項1目戸籍住民基本台帳費、事業番号2戸籍事務費の支出済額は2,030万9,257円であります。また、事業番号3住民基本台帳事務費の支出済額は976万1,241円であります。両事業では、戸籍や住所異動の届け出に基づく親族関係や住所の正確な記録及び各種証明書の交付等を行いました。

130ページをお開きください。

4項選挙費、3目市議会議員及び市長選挙費、事業番号1市議会議員及び市長選挙費であります。平成27年4月30日の任期満了に伴い、4月26日に市議会議員及び市長選挙が執行されることから、その準備に要したものであります。

3節職員手当等の不用額361万9,340円、7節賃金の不用額102万4,000円、11節需用費の不用額229万1,299円については、歳出削減に努めたことによるものであります。

4目農業委員会委員選挙費、事業番号1農業委員会委員選挙費であります。平成26年7月19日の任期満了に伴い、7月6日に選挙が執行されたことによるものであります。農業委員会委員選挙費の不用額348万6,543円については、立候補の届出者数が定数と同数であり、無投票となったため、投開票に係る事務が発生しなかったためであります。

5目衆議院議員選挙及び国民審査費、事業番号1衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費であります。11月21日の衆議院解散に伴い、12月14日に選挙が執行されたことによるものであります。

3節職員手当等の不用額508万6,581円については、歳出削減に努めたことによるものであります。

138ページをお開きください。

3款民生費は、支出済額156億6,842万1,818円で、前年度に比べ10億5,792万8,123円、7.2%の増で、執行率は96.3%であります。歳出全体に占める割合は53.4%で、昨年度に比べ1.5ポイント高くなっております。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、事業番号2国民健康保険事業特別会計繰出金は11億6,036万6,996円で、前年度に比べ2億1,200万5,872円の増であります。

事業番号4介護保険事業特別会計繰出金は8億5,746万5,000円で、前年度に比べ9,134万1,000円の増であります。

事業番号5後期高齢者医療特別会計繰出金は8億6,189万2,000円で、前年度に比べ9,112万円の増であります。

142ページをお開きください。

事業番号22臨時福祉給付金事業費は新規事業であります。平成26年4月からの消費税率の引き上げによる低所得者に与える負担を緩和するため、臨時福祉給付金の支給を実施しました。

146ページをお開きください。

3目老人福祉費、事業番号3介護予防・生きがい活動支援事業費の不用額は551万7,700円で、生きがいデイサービス事業の利用者が見込みより少なかったことによるものであります。

事業番号4高齢者日常生活支援事業費の不用額は956万3,327円で、その主なものは、老人福祉電話等助成費、おむつ貸与・支給委託料、高齢者住宅改修等給付費に係る扶助費で、いずれも利用者が見込みより少なかったことによるものであります。

148ページをお開きください。

事業番号6高齢者住宅事業費の不用額は588万3,393円で、その主なものは、高齢者住宅借上料の契約差金によるものであります。

150ページをお開きください。

事業番号14高齢者見守りぼっくす事業費の不用額は852万7,211円で、主に委託料の契約差金によるものであります。

4目障害者福祉費の19節負担金補助及び交付金の不用額371万1,420円は、次ページの事業番号5自立支援給付費等事業費において、日中活動系サービス推進事業費における補助金等が見込みを下回ったこと等によるものであります。

150ページの20節扶助費の不用額7,652万4,358円は、次ページの事業番号5自立支援給付費等事業費と事業

番号6 自立支援医療・補装具給付事業費、及び事業番号7 地域生活支援事業における給付費等が見込みより少なかったことによるものであります。

160ページをお開きください。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、事業番号9 子育て世帯臨時特例給付金事業費は新規事業であります。平成26年4月の消費税引き上げに伴う子育て世帯への影響緩和のため、給付金を支給いたしました。

162ページをお開きください。

2 目児童措置費、事業番号2 民間保育園運営委託・補助事業費の支出済額は26億9,730万2,135円で、前年度に比べ1億7,939万3,794円の増であります。この主な理由は、玉川上水保育園の新設及び大和東保育園の建て替えに伴う定員増によるものであります。

164ページをお開きください。

事業番号8 民間保育園施設整備補助事業費の支出済額は2億8,266万8,000円で、前年度に比べ9,705万500円の減であります。この主な理由は、補助対象保育園3園のうち1園が増築であるため、前年度に比べ建築規模全体が減少したことによるものであります。

3 目市立保育園費、事業番号2 狭山保育園運営費の支出済額は5,444万9,289円で、前年度に比べ1,798万6,625円の減であります。この主な理由は、前年度に実施した園舎耐震補強工事の完了によるものであります。

168ページをお開きください。

4 目子育て支援費、事業番号3 子育てひろば事業費の支出済額は498万円で、前年度に比べ166万円の増であります。これは、玉川上水保育園で新たに事業を開始したことによるものであります。

事業番号4 一時保育事業費の支出済額は2,489万3,358円で、前年度に比べ997万2,749円の増であります。これは、市内民間3保育園において一時預かり事業を開始したことによるものであります。

事業番号8 子育て応援事業の支出済額はありません。これは、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用しました新規事業であります。繰越明許費により27年度に実施するものであります。

186ページをお開きください。

4 款衛生費は、支出済額21億7,813万5,848円で、前年度に比べ2億1,383万319円、10.9%の増であります。執行率は92.3%であります。

1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、事業番号2 保健事業費の不用額は550万1,571円で、主に臨時職員の雇用が当初の予定どおりにできなかったことによるものであります。

事業番号3 母子保健事業費の不用額は4,724万5,023円で、主に妊婦健診及び乳幼児健診の受診者数と養育医療助成費等が当初の見込みより少なかったことによるものであります。

188ページをお開きください。

事業番号4 成人保健事業費の不用額は2,415万2,100円で、主に検診の受診者が当初の見込みより少なかったことによるものであります。

事業番号7 子育て応援事業の支出済額はありません。これは、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用しました新規事業であります。繰越明許費により平成27年度に実施するものであります。

190ページをお開きください。

2 目予防費、事業番号 1 予防事業費の支出済額は 2 億 1,857 万 6,459 円で、前年度に比べ 2,880 万 7,575 円の増であります。この主な理由は、法改正により 10 月から定期予防接種化された 2 ワクチンの水痘及び高齢者肺炎球菌などによるものであります。不用額は 3,472 万 2,541 円で、主に予防接種事業全体の予防接種件数が当初の見込みより少なかったことによるものであります。

194 ページをお開きください。

7 目公害対策費、事業番号 1 公害対策事業費では、消費者庁から借り受けた測定器により、学校給食センターの食材、保育園の給食につきまして、放射性物質の簡易測定を実施しました。検査を行った食材、給食とも全て不検出という結果でありました。

196 ページをお開きください。

2 項清掃費、1 目清掃総務費、事業番号 2 清掃管理事務費では、平成 26 年 8 月の廃棄物の収集体制変更と平成 26 年 10 月からの廃棄物有料化の実施に向け、事業の円滑な運営に資するため、市民説明会を初めコールセンターの設置、ごみ分別ガイドやごみ排出カレンダーの戸別配布などを行いました。また、家庭廃棄物有料化に必要な指定収集袋の作製を初め、市内の商店等で適切な取り扱いができるよう、東大和市商工会へ委託を行いました。

事業番号 3 ごみ減量推進事業費では、再生利用可能な紙類、布類、金属類、ペットボトル等の回収を行う資源物集団回収団体へ、回収量に応じて報償金を交付して、資源回収の奨励と資源物の再利用に寄与いたしました。なお、市で収集いたしました資源物の状況は、売り払い量が 3,082 トンで、売り払い金額は 6,527 万 5,441 円となっております。

198 ページをお開きください。

2 目塵芥処理費、事業番号 1 ごみ処理事業費では、総ごみ量が約 2 万 1,688 トンで、前年度より約 747 トンの減となっております。内容につきましては、主に可燃ごみの減少となっております。なお、詳細につきましては後ほど、行政報告書の 372 ページをごらんいただきたいと思います。

また、日の出町の協力のもと、多摩地区 25 市 1 町で組織いたします東京たま広域資源循環組合では、埋め立て処分場の延命化を図るため、エコセメント事業を推進しました。市では、エコセメント事業費を含め、2 億 3,895 万 8,000 円の組合負担金を納付いたしました。

200 ページをお開きください。

5 款労働費の支出済額は 300 万円で、執行率は 99.3% であります。

202 ページをお開きください。

6 款農林業費は、支出済額 5,711 万 5,421 円で、前年度に比べ 251 万 3,052 円、4.6% の増で、執行率は 88.2% あります。

1 項農業費、1 目農業委員会費、事業番号 1 農業委員会運営費では、平成 26 年 4 月 1 日に施行された改正農地法により、農業委員会が保有する農地の情報を 1 筆ごとに整備するために、農地台帳システムの改修を行いました。

3 目農業振興費、事業番号 1 農業振興対策事業費では、市内農業の実情や農産物を広く市民に紹介するとともに、農業振興に資するため、産業まつりの農業部門や農業体験事業等に対する補助事業、及び平成 26 年 2 月の大雪被害を受けた園芸施設の撤去・再建に対する補助事業を実施しました。

なお、平成 26 年 2 月の園芸施設の撤去・再建の補助事業につきましては、平成 26 年度に事業が終了しなかつ

た対象者に対して、年度を繰り越して平成27年度に事業を実施するものであります。

204ページをお開きください。

4目園芸振興費、事業番号1園芸振興対策事業費では、市民が園芸等を通じて土に親しみ、農業に対する理解を深め、健康的でゆとりある生活を実現することができるように市民農園用地を借り上げ、園芸の振興を図りました。また、6月には新たに立野市民農園を開園して、市民農園の充実を図ったところであります。

206ページをお開きください。

7款商工費は、支出済額1億798万6,841円で、前年度に比べ1,150万9,956円、11.9%の増で、執行率は54.3%であります。

1項商工費、2目商工振興費、事業番号1商工振興対策事業費では、産業まつりの商工部門への補助事業や、新・元気を出せ商店街事業に取り組む商店街に対して経費の一部を助成するとともに、商業の振興を図りました。

住宅リフォーム助成事業では、住宅122件のリフォーム工事に対して助成を行い、住宅の機能維持及び市内建設業の活性化を図ったところであります。

また、26年度については、新規事業である創業支援事業として、東大和市創業塾プレセミナーを実施し、13名の参加があり、創業希望者に支援を行ったところであります。

事業番号2商工会補助事業費では、地域の商工業の総合的な改善・発展に取り組む商工会に対して、経営改善普及事業や地域総合振興事業に取り組むための運営費等に対する補助を行いました。

事業番号3融資事業費では、小口事業資金の融資決定17件、特例小口零細企業資金の融資決定60件、信用保証料補助51件、小規模企業近代化資金利子補給186件を行い、小規模事業者の経営安定化を図ったところであります。

事業番号4消費喚起プレミアム付商品券発行事業費の支出済額はありません。これは、国の活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）を活用しました新規事業であります。繰越明許費により27年度に実施するものであります。

19節負担金補助及び交付金の不用額は841万9,466円で、その主な理由は、事業番号1商工振興対策事業費では、新・元気を出せ商店街事業で実施した事業について、当初予定した金額を下回ったこと、及び予定していたイベント事業が中止になったことや、店舗リフォーム助成の申請が見込みを下回ったこと、また事業番号3融資事業費では、信用保証料補助金及び小規模企業近代化資金利子補給金の交付額が見込みを下回ったことによるものであります。

208ページをお開きください。

事業番号5創業支援事業費の支出済額はありません。これは、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用しました新規事業であります。繰越明許費により27年度に実施するものであります。

3目観光費、事業番号1観光推進事業費では、観光事業として東大和市グルメコンテスト“うまかんべえ〜祭”等の各種イベントの実施や観光マップを作成しました。また、東大和市観光キャラクター「うまべえ」の商標登録や著作権の取得等を行い、キャラクターを活用したPRの推進強化を図りました。具体的な事業といたしまして、ゆるキャラグランプリにエントリーするなど、市の知名度の向上や、既存の資源を活用し当市の魅力を市内外に発信することに努めました。

事業番号2観光情報発信事業の支出済額はありません。これは、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用しました新規事業であります。繰越明許費により27年度に実施するものがあります。

212ページをお開きください。

8款土木費は、支出済額17億1,528万141円で、前年度に比べ6,479万9,003円、3.6%の減であります。執行率は97.7%であります。

216ページをお開きください。

2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、事業番号1市内道路改良事業費の13節委託料におきまして、市内52カ所の橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしました。15節工事請負費におきまして、市道第1号線及び市道第6号線道路改良工事で歩道を拡幅整備し、歩行者の安全対策を実施いたしました。また、南街2丁目南街交番北側の既設雨水集水ますの浸透化工事を実施し、溢水被害の軽減に努めました。

220ページをお開きください。

3項都市計画費、1目都市計画総務費、事業番号6コミュニティバス運行事業費では、平成27年2月23日に運行形態の変更を行い、運賃改定を行うとともに、循環ルートと往復ルートの2ルートによる運行を開始しました。年間の延べ利用者数は13万1,659人でありました。内容につきましては、行政報告書432ページを後ほどごらんいただきたいと思います。

222ページをお開きください。

2目下水道費は、下水道事業特別会計への繰出金で、5億1,736万3,000円を繰り出しし、前年度に比べ2,260万8,000円の増であります。

224ページをお開きください。

4目街路事業費、事業番号1都市計画道路3・5・20号線用地買収事業費は、590.33平方メートルの用地買収を行いました。平成26年度末現在の用地買収率は95.13%となっております。

5目土地区画整理費は、土地区画整理事業特別会計への繰出金で、4,600万円を繰り出しし、前年度に比べ1,850万3,000円の減であります。

228ページをお開きください。

9款消防費は、支出済額10億9,234万2928円で、前年度に比べ821万9,257円、0.7%の減であります。執行率は99.0%であります。

1項消防費、2目非常備消防費、事業番号1消防団活動費では、市町村消防団資機材整備費補助金を活用して、発電機、ハンマードリル及び携帯用破壊工具を整備しました。また、不用額600万9,404円の主なものは、年度末までに消防団員に欠員が生じたことにより、報酬、被服、運営交付金等が見込みより少なかったこと及び火災出動等が少なかったことによるものであります。

3目消防施設費、事業番号1消防施設管理費では、消防団詰所等の修繕及び消防団施設用地の借上料や消火栓設置負担金を支出いたしました。また、不用額197万6,623円の主なものは、水道局が実施する水道管耐震化工事に伴い行う消火栓等設置工事の負担金で、当初の工事計画に変更が生じたことによる不用額であります。

230ページをお開きください。

4目災害対策費、事業番号1災害対策事業費では、災害対策用備蓄コンテナを増設し、避難所となります体育館に避難所用間仕切りの整備を図るとともに、帰宅困難者対策の一環として、児童・生徒のための備蓄食料

を購入しました。また、備蓄期限が切れる備蓄食料の入れ替え等を実施いたしました。なお、不用額は272万8,384円で、その主なものは、総合防災訓練が雨天により中止になったために支出しなかったことによるもの、及び契約差金等であります。

○委員長（東口正美君） ここで、午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時29分 開議

○委員長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○会計管理者（仲里 章君） それでは、決算書の232ページをお開きください。

10款教育費は、支出済額28億449万567円で、前年度に比べ5,846万9,172円、2.1%の増であります。執行率は92.4%であります。

236ページをお開きください。

1項教育総務費、3目教育指導費、事業番号11教育指導管理事務費では、習熟の程度等に応じた少人数学習指導員配置事業及び学校図書館指導員配置事業において、各小中学校に指導員を配置いたしました。また、前年度に引き続き小中一貫教育を推進し、特色ある学校づくりに取り組むため、予算の範囲内において補助金を交付いたしました。さらに、社会全体でいじめを許さない環境をつくり上げるために、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、学校、家庭、地域社会、関係機関が連携して取り組むべきことを確認するためのいじめ防止のためのシンポジウム等に必要の費用を支出いたしました。事業費全体で執行率は79.8%であります。不用額は1,312万8,173円で、この主な理由は、少人数学習指導員及び学校図書館指導員について、適任者の不在により未配置校が発生したことや、嘱託員の都合により従事できなかったことにより、報酬に不用額が生じたものであります。

238ページをお開きください。

事業番号13教科書・指導書・副読本等購入事業費では、小中学校の教師が使用する教科書、指導書や、小学校の理科のデジタル教科書、副読本などを購入しました。事業費の全体の執行率は76.3%であります。不用額は916万5,578円で、主な理由は、平成27年度以降に使用する小学校教師用教科書・指導書の購入が当初の見込みより少なかったことによるものであります。

事業番号14学校行事・部活動等運営支援事業費では、連合行事、芸術鑑賞教室等の実施、及び中学校部活動を支援いたしました。事業費全体で執行率は87.1%であります。不用額は345万7,076円で、主な理由は、中学校部活動大会参加費補助金において、当初の見込みよりも大会への参加が少なかったため、負担金補助及び交付金に不用額が生じたものであります。

事業番号16教育センター運営費では、児童・生徒の心身の健康、学習、進路等に関する相談を実施いたしました。事業費全体で執行率は65.8%であります。不用額は1,031万3,130円で、この主な理由は、適任者の不在によりスクールカウンセラーの未配置校があったこと、及び嘱託員の都合により従事できなかったことにより、報酬に不用額が生じたものであります。

240ページをお開きください。

事業番号18教育力向上推進事業の支出済額はありません。これは、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用しました新規事業であります。繰越明許費により27年度に実施するもの

であります。

242ページをお開きください。

2項小学校費、1目学校管理費、事業番号1小学校運営費では、小学校の運営に必要な経費を執行いたしました。事業費全体で執行率は92.0%であります。光熱水費の不用額は、電力会社変更に伴う基本料金の単価の値下げ及び節約によるものであります。

事業番号2小学校環境整備事業費では、第四・第九小学校の校舎外壁改修工事、第七小学校校舎屋上防水改修工事、第四小学校体育館屋根防水改修工事を実施いたしました。さらに、第四・第八小学校の校庭芝生化維持管理委託なども実施いたしました。

246ページをお開きください。

3項中学校費、1目学校管理費、事業番号1中学校運営費では、中学校の運営に必要な経費を執行いたしました。事業費全体で執行率は88.0%であります。光熱水費の不用額は、電力会社変更に伴う基本料金の単価の値下げ及び節約によるものであります。

事業番号2中学校環境整備事業費では、第二・第四・第五中学校の校舎外壁改修工事、中学校全5校のマンホールトイレ設置工事、第三中学校水飲栓直結給水化改修工事、第四中学校プール塗装工事を実施いたしました。また、第一中学校水飲栓直結給水化改修工事設計委託なども実施いたしました。

254ページをお開きください。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、事業番号13放課後子ども教室推進事業費では、市内小学校全校で実施するとともに、実施学年をふやし、事業の充実に努めました。

事業番号15、文化財等観光情報発信事業の支出済額はありません。これは、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用しました新規事業であります。繰越明許費により27年度に実施するものであります。

256ページをお開きください。

2目公民館費の不用額は2,792万842円で、主なものは、事業番号1中央公民館事業費の11節需用費171万8,554円で、光熱費の節減に努めたこと、及び13節委託料475万9,584円で、施設管理委託料と中央公民館耐震補強工事監理委託料が低く抑えられたこと、15節工事請負費1,691万3,920円で、中央公民館耐震補強工事費も低価格で実施できたためであります。

事業番号1中央公民館事業費から、260ページ、事業番号6上北台公民館事業費の6事業では、市民一人一人の学習権の保障に努めるとともに、多種多様な学習要求や地域の課題に応えるため、さまざまな事業や講座を実施いたしました。具体的には、児童・青少年から障害のある方、子育て世代、さらには定年前後の世代までの市民を見据えた講座や事業を行うとともに、日々の暮らしやまちづくり等の地域課題を取り上げた講座、市民みずから企画・運営に参加できる市民企画講座等を開設いたしました。また、平成25年度に引き続き市民大学を開催するとともに、新規事業として、まちづくりからはじめるうどん講座、親子サロン、保育付講座での0歳児保育を実施しました。さらに、中央公民館において耐震補強工事を行いました。

260ページをお開きください。

3目図書館費、事業番号2中央図書館事業費から、262ページ、事業番号4清原図書館事業費では、3館を合わせて1万4,723冊の図書を購入し、年度末の蔵書数は46万5,017冊となりました。中央図書館は平成26年度に開館30周年を迎え、図書館で活動する市民団体と協働し、記念誌の発行や展示、講演会等を行いました。ま

た、東大和市子ども読書活動推進計画に基づき、子供の読書環境の向上に資する事業を実施するとともに、市民サービスの向上や効率的な事業運営に努めました。

262ページをお開きください。

4目郷土博物館費の不用額は416万5,672円で、その主な理由につきましては、事業番号1郷土博物館管理費において、光熱水費の節減に努めたこと、及び各種委託料における契約差金等であります。

266ページをお開きください。

5項保健体育費、2目体育施設費、事業番号1体育施設運営費では、市民プールのスライダー塗装工事を実施するとともに、武道用マットを購入いたしました。

3目学校給食費、事業番号2学校給食センター運営費では、給食センターの衛生管理を初め、安全安心な給食を提供するため、調理場や排水処理施設などを修繕し、老朽化した学校配置備品を買い換え、配送業務やボイラー維持管理業務などを委託により行いました。また、施設内の環境を改善するため、第一学校給食センターではボイラー缶体等交換工事を行いました。

268ページをお開きください。

事業番号3学校給食施設建設事業費では、新学校給食センターの建設に向け、実施設計を行いました。新学校給食センター稼働にあわせて、調理及び配膳業務を委託とすることについて、保護者を対象として説明会を実施いたしました。

270ページをお開きください。

11款公債費は、支出済額16億5,981万9,431円で、前年度に比べ1,883万1,393円、1.1%の減であります。執行率は98.6%であります。借入金償還費につきましては、行政報告書613ページに記載されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

なお、1項公債費、2目利子における不用額2,329万8,108円は、主に市債の借り入れ額等が予算額を下回ったことによるものであります。

272ページをお開きください。

12款諸支出金の支出済額は11億8,785万9,805円であります。

1項1目基金費、事業番号1基金積立金（原資分）は、支出済額11億8,694万6,860円で、財政調整基金等の原資分の積み立てであります。各基金の積み立て内容は、行政報告書の19ページに記載されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

274ページをお開きください。

13款予備費の充当は、行政報告書621ページにその内容が記載されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

276ページをお開きください。

以上のようにいたしまして、歳出予算現額は306億8,514万9,553円、支出済額293億3,894万8,764円、不用額12億1,562万8,896円となるものであります。

278ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額305億5,341万6,374円、歳出総額293億3,894万8,764円で、歳入歳出差引額は12億1,446万7,610円あります。翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額1,417万1,309円で、実質収支額は12

億29万6,301円であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（東口正美君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

初めに、総括質疑を行います。

○委員（佐竹康彦君） それでは、総括質疑を行わせていただきます。

1点目は、26年度予算編成のときに掲げました目標に対しまして、どれだけの成果を上げることができたのか、この点について伺います。

平成26年度は、尾崎市長の1期目の任期最後の年でございます、いわば1期4年間の集大成として1つ大きな区切りとなる年であったかと思ひます。であればこそ、市長が重要と考へておられる政策を推進するために御努力をされた年だったのかというふうには推察をいたします。そこで市長は予算編成の際に、市民との協働の中で住みよい、活気あるまちづくり、環境にやさしいまちづくり、福祉の行き渡ったまちづくりを推進し、地域力、教育力の向上等を図るため、必要な事業につきまして予算を計上する、こう述べられておられます。

先ほど御報告いただきました中にも、投資的経費でのさまざまな事業、またそれぞれ重点と思われるさまざまな事業、御紹介をいただきましたけれども、そこで挙げられましたそれぞれの事業につきまして、26年度においてどこまで成果を上げることができたと認識をし、評価をしておられるのか、改めてお伺ひをいたします。

2点目は行政改革についてです。

26年度において行政改革大綱で掲げられました具体的な4つの取り組み、市民サービスの充実、市民参加と協働の推進、効率的、効果的な行政運営、財政健全化の推進、これらをどのように推進されたのか、それぞれの状況を伺ひます。特に効率的、効果的な行政運営の中で、民間活力の導入、活用ということに関しまして、26年度はどのような検討がなされまして実行されたのか、詳しくお聞かせいただきたいと思ひます。

3点目が、決算収支状況と経常収支比率についてです。

歳入歳出それぞれ、前年度よりも総額が大きくなった中で、実施収支額は全て黒字であったかと思ひます。また、26年度の単年度収支額につきましても、全体としては8,632万6,174円の黒字となっております。個々の会計見ますと、一般会計、下水道、後期高齢者医療は、この単年度収支額について赤字となっておりますが、これらにつきまして、全体的にこうした結果に至った背景どういうことなのか。全体的な黒字ということと、ここで若干赤字があった。これらについての背景、どういったことなのか伺ひます。

また、東大和市におきましては、これまで経常収支比率90%を目指されてこられましたけれども、25年度は、前年度比1.4ポイント下がった90.1%でしたが、平成26年度は、前年度比1.0ポイント上がったの91.1%というふうになっております。経常収支比率の改善を目指して、26年度はどのように取り組まれたのか、その詳細と、あわせて、その上で結果としてポイントが上がった要因、これをどのように分析しておられるのか伺ひます。

4点目が基金と市債についてです。

積立金につきましては、多くの基金で前年度末よりも積み増しができております。積み増しが可能になった要因、また積み増したその目的についてお伺ひいたします。

また市債についてですが、臨時財政対策債、昨年度末よりもふえてはおりますけれども、全体の状況見ますと、減額することができております。その詳細と理由を伺ひます。

5点目は、開かれた市政ということに関連いたしまして、平成26年の第3回定例会から、市議会におきましては動画のインターネット配信がスタートしております。市議会の場におきまして、市長及び部長、課長が丁寧に答弁をし、質問に答えている様子を広く市民にごらんいただけるようになったことは、市長が目指す開かれた市政の実現に大きく貢献するものと考えます。この点についての市長の御認識を伺いたいと思います。

以上5点、よろしくお願ひいたします。

○市長（尾崎保夫君） 私のほうからは5番目のインターネット配信、開かれた市政ということで、議会のほうでインターネット配信ということで、開かれた議会ということで、いろいろと市民の皆さんが市政に関する議論がどのように行われているかごらんになって、市議会を身近なものと感じていただいたということもありますし、市政にもあわせて興味を持っていただくきっかけになったのかなというふうには思っております。また、市民協働や開かれた市政の一助となるのではないかなというふうには思っております。私自身は挨拶ということではいろいろと言ってますけど、これは市民の方との対話、インターネットでということよりは、直接会って対話するということが一番大切なんだというふうに私自身は思っています。

そういった意味では、タウンミーティング等含めていろんなところで直接対話させていただいて、できるだけ生の声を聞きたいなというふうには思っています。そういった意味では、これからも議会のほうの皆さん方と一緒になりまして、そんな形で市政を進めていければというふうには思っております。

以上です。

○企画財政部長（並木俊則君） それでは私のほうから、1点目と2点目になります。1点目につきましては、平成26年度予算編成時に掲げましたそれぞれの施策、目標、こちらについての結果というか評価という部分、それと2点目の行政改革、それと民間活力の導入というところ、ここの部分を御説明いたします。3点目、4点目につきましては、それぞれ数値等のことですので、財政課長のほうから御説明申し上げます。

まず1点目の、平成26年度の予算編成時、市長のほうで掲げましたそれぞれの主な施策、それに対します予算を編成し、その結果というところで、主なものだけ御説明申し上げますと、まず1つ目の、「住みよい、活気のあるまちをつくります」というその部分につきましては、大きくは震災対策、こちらのほうの充実というふうな形になろうかなというふうには思っております。中央公民館の耐震補強工事、こちらを実施いたしましたし、マンホールトイレの整備も実施いたしました。それと、本庁舎の耐震工事のほうにも取りかかる部分が出てきたというところでございます。

それと、市内循環バス——ちょこバスでございますが、利便性の向上を図ったルート変更等を行ったというところでございます。

大きな2つ目として、「環境にやさしいまちづくり」ということでございますが、こちらにつきましてはごみ減量の対策ということで、ごみ減量の推進が図れてきたかなというふうなところが1つ大きな事業としてございます。

「福祉の行き渡ったまちづくり」というところの中では幾つかございますが、まず最初には、（仮称）総合福祉センターの施設整備に着手ができたというところでございます。それと、障害者福祉施策につきましては、ヘルプカードの導入ができた。また、保健医療の施策の中では、健康増進計画の策定も完了したというようなことになっております。一番大きな施策でございます子ども・子育ての施策でございますが、こちらにつきましては、26年度、保育園の新規の開園であったり、あるいは園舎の建て替え、それと保育園のほうの定員拡大、このような施策を順次進めたところでございます。それと、生活困窮者の方に対しまして自立支援事業も推進

を図ったところでございます。

「地域力、教育力の向上」を目指すものでございますが、そちらにつきましては、学校施設の整備について、可能なものから対応していくと。それと、大きなものとしましては、新学校給食センターの施設整備に着手ができたというところでございます。集会所についても1つ開設ができたということも施策としてございます。

そのような形で、具体的な4つの施策、それぞれの事業を推進を図ったところでございます。

次に、大きな2点目でございます行政改革、それと民間活力の導入ということでございますが、まず行政改革の基本目標、先ほど佐竹委員のほうからもお話ありましたが、大きく4つを掲げております。1つ目、市民サービスの充実という中では、住民票等の写しのコンビニエンスストアの交付の検討が入りまして、それを27年度実施に向けて行ってきた。それと、ホームページのさらなる充実ということで、こちらの中では、フェイスブックのページの開設等も行ったところでございます。

大きな2つ目としまして、市民参加と協働の推進の部分でございますが、こちらにつきましては、パブリックコメントの制度を庁内統一的に確立しまして行う準備をしてきたというところでございます。それと、市民協働のあり方につきましては、こちらの指針を策定をしたというところがございます。

3番目の行政改革の課題の中では、効率的、効果的な行政運営というところでございますが、行政評価制度の推進を図ったというところで、2年間の評価を踏まえまして外部評価の導入、それと施策評価の導入を行いました。人事評価制度の活用も図られまして、それぞれ目標に沿ったものを実施してきたというところもございます。

財政の健全化の推進というのが4つ目の大きな課題でございますが、こちらにつきましては、健全な財政運営ということで、いろいろな制度運用に対応しまして、東大和市、工夫をしているところでございます。それと具体的には、有料広告の拡大ということで、ネーミングライツや封筒広告のそちらのほうの導入ということにも着手をしてるところでございます。

行政改革それぞれの4つの課題に対しての部分というのは、そのような事業を着手をしたり、準備をしたり、実際に行ってきたというところでございます。

それともう一つ、行政改革の小さくくりの中で民間活力の導入等でございますが、こちらにつきましては、庁内、公の施設の管理運営のあり方検討委員会、こちらのほうでいろいろと検討を具体的に入っておりますが、平成26年度中は、各施設の再調査でありましたり、いろいろな導入効果の確認、再確認というようなことを行っておりまして、今後、近い将来に考えてございます民間活力の導入、それに向けてのいろいろな検討の準備に入っているというような状況でございます。

私のほうから以上でございます。

○**財政課長（川口 荘一君）** それでは私のほうからは、3点目と4点目について説明のほうさせていただきます。

まず、3点目の決算収支の状況と経常収支比率についてですけれども、決算収支の状況ということでございますけれども、御質問のあった単年度収支に関しましては、前年度の決算収支との比較、前年度の実質収支との比較ということでまず算定されることになっております。実質収支に関しましては、毎年度のそれぞれの予算に対する収入の状況、また歳出の予算執行状況によって毎年度、実質収支というのは異なる場合がございます。

平成26年度決算における単年度収支でございますが、お話にありましており、全体では8,000万円を超える黒字ということになっておりますけれども、個々を見ますと、一般会計、下水道、そして後期高齢者医療会

計が単年度収支上は赤字になっているということでございます。

この中でも一般会計における要因ということでございますけれども、平成26年度の決算剰余金は、一般会計は約12億円ということになっております。これに対しまして、平成25年度の決算剰余金が約13億2,700万円ほどあったということで、26年度のこの決算剰余金が1億2,700万円ほど減額となったことによりまして、一般会計の単年度収支が赤字になったということでございます。

下水道、後期高齢特別会計におきましても、一般会計と同様の状況というところでございます。

続いて、経常収支比率についてでありますけれども、まず26年度の改善への取り組みということでございますけれども、26年度決算では、経常収支比率では、人件費が0.4ポイント減、また公債費の経常収支比率が0.3ポイント減ということで、それぞれ改善というような内容となっております。この2つに関しては、これまでの間に実施いたしました市民会館であったり、体育施設等における指定管理制度の導入によって人件費の抑制が図られてきて、その影響が及んでいるものということでございます。

また、公債費に関しましては、借入金の償還を着実に進めてきた結果ということと理解をしております。

26年度の取り組みということでございますけれども、26年度におきましても、行政改革大綱に基づく収入の確保、また経費の削減等によりまして自主財源の確保を行ったところでございます。特に手数料等の見直しによりまして、数値的には反映されておられませんけれども、物件費などの抑制が図られているというような理解しております。

続いて、26年度、経常収支比率が1ポイント上がった要因ということでございますけれども、平成26年度、経常収支比率が上がった要因の中で、扶助費が25年度比較で0.4ポイントふえております。また、繰出金が0.8ポイントふえてるといったような状況でございます。これに関しましては、やはり少子高齢化社会が進んでおりまして、それに対応するためのさまざまな施策を実施してるといったことから、これに伴って経常収支比率が増加したというふうに理解をしております。

今後におきましてもこの少子高齢社会というのが続いていくものということであるならば、この26年度の状況ということが傾向としては続いていくものというような認識でございます。

続きまして、4点目ですが、基金と市債の内容に関してでありますけれども、基金の積み増しが可能になった要因と目的ということでございますけれども、基金に関しましては、毎年度、決算においては決算剰余金の積み立てということを行っております。これは地方財政法第7条の規定等に基づきまして、その趣旨にのっとり、剰余金の2分の1を下らない額をまず積み立てるといったような状況でございます。

平成26年度において積立金が増加した要因でございますけれども、25年度の決算剰余金が約13億2,700万円生じているというようなことが大きな要因ということです。また、その2分の1下らない額を積み立てるわけでございますけれども、財源的に可能な状況であれば、将来を見据えて、老朽化してる公共施設等の更新への対応などが将来的に考えられますので、そこに向けて積み立てのほうを行っているというような状況でございます。

続いて、市債の減の要因ということでございますが、市におきましては現在、一般会計と下水道会計合わせた会計全体でプライマリーバランスを可能な限り保つよう、財政運営を行っているところでございます。一般会計におきましては、各事業の実施であったり臨時財政対策債の借り入れもございまして、増加傾向にはございますが、下水道事業会計においては、過去の下水道債の償還が着実に進んでいるということもございまして、

一般会計、下水道会計合わせて全体的では減額というような状況となっております。

なお、一般会計においては、平成27年度以降、大規模な事業に取り組み始めたということで、この点で借入れが今後増加する見込みでございますので、一定期間はプライマリーバランスの点では非常に難しい部分もあるかと思っておりますけれども、基本的な姿勢としては、全体でプライマリーバランスを保つような財政運営にぜひ努めたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） 御答弁ありがとうございました。2点ほどお聞かせください。

まず経常収支比率の点なんですけれども、御答弁でございました、少子高齢化の傾向がますますこれから進んでいくであろうために、扶助費等は、またあと繰出金ですね。これらがさらにふえていくであろうことが予想されると。そういった中で、今現在掲げられている90%という経常収支比率、これをどのように達成していくとされているのか。その取り組みをどのようにしていくのか。この点について再度お聞かせください。

もう一点目が民間活力の導入ということで、26年度、さまざま検討されているということでございますけれども、これは、その民間活力の導入を前提として前向きに検討しているのか、それとも、その是非も含めて検討しているのか。この点だけ改めて御確認させていただければと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） まず1点目の経常収支比率の関係でございますが、先ほど財政課長のほうで御説明申し上げましたが、平成26年度の決算で経常収支比率は91.1%ということで、25年度決算に比べて1.0ポイント——1ポイントふえてるということで、私ども財政の担当からすれば、この上がった1ポイントも非常に大きな数字でございますし、今後の数値を考えますと、多分これは27年度決算、28年度決算も下がることはないのではないかというふうに想定はしております。

そのような中で、御質疑の今後どういうふうに考えていくという部分でございますが、少子高齢化が進んでおります。その中で扶助費と物件費、また医療関係の繰出金、これはふえていくということは、これはもう想定をしているところでございます。そのような中で、それではどうやって経常収支比率をできるだけ前年より下回っていくかと。なかなか策はございません。ない中で、そのままでもいいかという、そうではありませんので、私たちは財政の担当としては、1つの数値をできるだけ下げるところの取り組みは毎日毎日が大事だというふうに思っておりますので、事業としては優先順位を持った中で実施していく。それと、各おのこの歳出の執行にあっては、決して余計なことはやらない。必要なものだけをやっていくと。こういうようなことは常日ごろ、全体的な、全庁的に対応してるところでございますので、今後もこのようなものをまた徹底しながら、少しでも数値が下がるようなことを考えていくというのが今の状況でございます。

それと2点目の民間活力の導入、また指定管理者の導入ということでございますが、現在、大規模な事業の中で、仮称の東大和市の総合福祉センター、それに伴う各事業の移行、もう一つは、新学校給食センターの建設、それに伴います新たな運営、そのような大きな2つの事業を現在進行中で実施しておりますし、今後、運営のほうが入ってまいります。そのような状況を踏まえまして、次の民間活力の導入、指定管理者の導入ということで今準備、考えをまとめているところでございますので、次のステップのための対応を行っているという状況でございます。

以上でございます。

○委員（大后治雄君） 1点確認させてください。

平成26年度決算における総務省方式改定モデルに基づく財務諸表の公開のめどについて、それだけを伺わせ

てください。

○**財政課長（川口莊一君）** 平成26年度決算に基づく総務省方式改定モデルによる財務書類の作成のめどということでございますけれども、平成26年度の決算における地方財政状況調査ですね、これ終了したばかりで、10月にはその数値等が確定する予定となっております。この総務省方式改定モデルは、この地方財政状況調査——いわゆる決算統計、この数値をもとに作成することになりますので、26年度の決算統計の数値とか確定した後、早い時期にその事務に取り組む予定であります。

以上です。

○**委員（和地仁美君）** 1点確認させていただきたいと思います。

先ほど、代表監査のほうから他委員の質問に対して答えていただいた、こちらの審査意見書49ページ、50ページにあります、監査のほうからの短期視点での取り組みと、長期的視点での取り組みに対する提言があったかと思いますが、先ほどの代表監査の説明により、より内容が理解されたことと思いますが、その提言を市のほうでは逆にどのように受けとめてらっしゃるのか。こちらに書いてあることは具体的な内容ではありませんので、それを受けて、今後取り組むべきこと、もしくは変えていかなければいけない姿勢など、現時点では確定していなくても、こちらの提言を読んだ後、一定のイメージ、もしくは想定、検討しなければいけないと思っていることがあるのかどうかを教えてください。

○**企画財政部長（並木俊則君）** 先ほど、監査委員のほうから審査意見書という中で、49、50ページの短期的視点での取り組み、また長期的視点での取り組みというところの意見の結びというところでございます。この部分につきましては、当然のごとく、監査委員の意見でございますので、私どもとしては真摯に受けとめまして、それぞれ対応できる部分、可能性のある部分というのは当然取り組んでいくというのが姿勢でございます。それは毎年度変わらないとございまして、この本日いただきました意見も、当然のごとく参考に、また基本的なところの部分もございまして、これから長期的な部分も含めましてそれぞれ検討し、対応していくところでございますが、具体的に今考えますところ、まず短期的な視点ということでここに記載の部分から考えますと、私どもとしましては、現在、行政評価制度を緒についたところで、少しずつ、毎年度進んでいるところがございまして、その行政評価制度をそれぞれ外部評価、あるいは施策の評価等、そういうものを踏まえまして今後も、まずは事業の見直しを全庁的に図っていくというところの目標を掲げておりますので、その関係。それと、行政改革の推進も現在少しずつでございますが、それぞれの項目で推進を図っているところでございまして、行政改革を引き続き、鋭意努めるというところが短期的にはあるかなというふうに思います。

また、長期的視点の取り組みでございますが、ここにも記載のように、魅力あるまちづくりを推進というふうな記載がございます。その中でも、人口関係のところの部分の問題ということになってくることの見解でございますが、現在、当市におきましては、まず国の地方創生の戦略の中で、その事業としまして、人口ビジョンを現在策定中でございます。それに伴いまして、その人口ビジョンをもとに総合戦略、こちらと同時に策定ということで、10月末に国のほうへ報告、策定の報告ができるようにということで現在鋭意努力してるところでございます。まずはこの長期的な視点という部分は、その人口のこと、あるいは今後の戦略のことというところが言われているのかなというふうに思っております。これは現在取り組みをしているところでございます。

そういうような状況の中で、基本的には基本構想、基本計画、実施計画、これが私どもの計画の礎でございますので、これは当然のごとく計画の中核を担うと。その中で、今申し上げましたものの新たな策定がある。それと同時に、現在進行しております公共施設等の総合管理計画、これも28年度中に策定の予定でございます

が、このような新たなものの計画だとか戦略だとか、こういうものも加味しながら今後の市政運営に資していくんじゃないかなというふうにこの意見の取り組みでは思ったところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 何点か伺います。

まず、今、審査意見書についての質疑がありましたので、ちょっと私もこの点伺いますけれども。

この審査意見書で代表監査の方からの御意見について、これ、基本的には、決算が適正に行われていたと、適正に会計事務が処理されていたという報告を受けるもので、この審査意見書に書かれている意見等について、議会で議決をするものでもありませんし、市がこれで拘束を受けるというものではないというふうに私、まあ当然、参考にするというのは大切なことですが、いうふうに考えています。その点についての、まあこの位置づけですね。文書の位置づけがどういうものなのか、改めて確認したいと思います。

私自身は、やはり都市間競争で負けた自治体の住民がひどい目に遭ってしまうというようなことが日本国憲法のもとであってはならないことだというふうに考えていますので、この文書そのものについての位置づけをまず確認させていただきたいと思います。

続いて何点か伺います。

平成26年度の決算状況、市の財政状況を総体としてどう捉えるかということですが、やはりこの市の財政が最近では一番厳しかったのは平成19年度だったというふうに思いますが、こういう19年度以降の市の財政状況、これをこの26年度決算を踏まえてどう捉えているのか伺います。

これと関連して、この19年度末、それから26年度末について、健全化判断比率、それから将来負担比率を決める重要指標である将来負担額、充当可能財源とそれから充当可能財源を控除した後の将来負担額、それから積立金と基金の総残高を会計ごと、またその全体ですね、について伺います。

将来負担額は、市が将来にわたって負担しなくてはならない額ということですが、ここには臨時財政対策債も含む一般会計や、さらに下水道会計、一部事務組合などの借入金等も含まれていると思いますが、その点について確認したいと思います。

それから2点目に、私は平成19年度以降、26年度決算も含めて、市財政は、その当時と比べて改善してきたというふうに考えています。もちろん、今、安倍政権のもとで社会保障、大胆な切り込みがまたかかっていますから、これがこのままいくかどうかということはまた別の問題ですが、この市の財政改善の状況と国の地方財政対策との関係についての認識を伺います。

ずっと市の歳入一般財源、右肩上がりだったのが、平成9年190億4,194万9,000円、それから平成13年179億9,284万6,000円、これを2つのピークにして、停滞、減少に入って、平成20年には168億8,937万2,000円、最低、底を打つということになりました。しかし、それ以降、増加を続けて、平成22年には平成13年を超える184億8,754万3,000円、25年には平成9年を超える193億6,687万円と。この26年度は195億6,103万9,000円ということで、歳入一般財源は増加を続けるという状況になっています。これ、平成19年の参院選挙での大敗——地方の反乱と言われる大敗を契機に、それ以降変化してきたというふうに考えますが、この国の地方財政対策と市の財政改善との関係についての認識を伺います。

それから3つ目に、市民の暮らしの実態への認識です。これは繰り返し伺っていますけれども、消費税が5%に増税された平成9年、この市民1人当たりの所得額は382万4,000円でした。この26年度決算見ると、304万5,000円ということで、当時から20.4%も1人当たりの所得が減少すると。同じ間に社会保険料負担額は

41万8,000円から49万7,000円、18.9%増加するということになっています。

これらの数字を見ると、少なくともこの平成26年度において、市民の暮らしの悪化が続いているということは明らかではないかと。それからさらに、この平成26年度というのは、消費税が8%に増税された年でした。このこと、市長の市政報告では触れられませんでした、この市民への甚大な影響を市長はどう捉えているのか伺います。

それから、これと関連して4点目に、市長がこの間重視をしていることですが、景気の動向いかんにかかわらず、格差と貧困が広がって、総体的貧困率が上昇の一途をたどっていると。消費税の8%への増税ということから見ても、大変、平成26年度、この問題、大きな課題だったと思います。この解決のために、もしくはその手当のために、平成26年度、どのような施策に取り組んだのか伺います。

5点目ですが、25年度、26年度と、市は積立金を各年9億円ふやして、積立金現在高、26年度末で42億332万2,000円というふうになっています。その一方で、25年度には国保税を2億5,000万円値上げし、26年度には家庭ごみ有料化で、年平均ベースで1億8,000万円の負担を市民に科すということになりました。26年度の決算状況見ると、家庭ごみ有料化についての市民負担、さらに増大してるように見えますけれども、いずれにしても、国保加入世帯の7割が所得150万円以下、家庭ごみ有料化も、やはり低所得世帯ほど負担率が重いものと。一方で、道路占用料は年間3割、2,500万円もの値下げを大企業3者だけを対象に続けています。厳しさを増す市民の暮らしを守るのではなく、これに追い打ちをかけるという結果になっているのではないかと、認識を伺います。

それから、先ほど、別の委員から出された繰出金の問題ですが、繰出金の増大で経常収支比率が悪化しているというお話がありました。これをずっと経年的に見ると、繰出金の増大というのは法定内繰り出しがどんどんふえてることによるものだというふうに見えます。昭和60年当時、負担金を除く法定内繰り出し7,500万円だったものが、これは26年には18億5,500万円までふえています。赤字繰り出しのほうは、昭和60年8億9,000万円だったものが、一時22億6,500万円と増加しますが、26年度には13億7,000万円というふうになっています。決算額に占める割合も、法定内繰り出しは昭和60年0.5%だったものが6.3%へふえ、赤字繰り出しは6.3%だったものが3.8%に減少するということになっています。

ですから、この繰出金増大の主因は法定内繰り出しの増大だと見ることはできるのではないかと。これ、一般財源から出ているといっても、法定内繰出金の増加分については、国や東京都から適切に手当されるべきものと考えます。どのように財源手当が行われているのか伺います。

それから、7つ目に消費税の市財政の影響について、これは資料要求して資料いただきました。これを見ると、11億円、地方消費税等交付金が入ったけれども、消費税のかかる歳出も7億円近くあって、4億1,000万円余りが消費税制度の影響として実質増収となったということになっています。この消費税の4億1,000万円余り、これが社会保障の拡充にどのように使われているのか伺います。

それから8点目に、開かれた市政ということで市長掲げられているわけですが、自治基本条例に関する市民懇談会、これが非公開となっている点について、昨年、改善を求めました。この懇談会は、公募市民が3人、市長が指名する市民5人、学識経験者1人で構成される組織です。このその後の経緯を伺います。

また、桜が丘への廃プラ施設建設についても、市長の政治姿勢が問われるものと思います。周辺住民の理解を得ることを前提というふうにして3市長の合意を覆して、何が何でもということではないんだという市長の言葉にもそむいて、何が何でも建設進めるといふ姿勢は改めるべきではないかと思いますが、市長の所見

を伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○委員長（東口正美君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時37分 開議

○委員長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副市長（小島昇公君） 私のほうからは、監査委員から意見書の中の御質問がございました。

監査委員から朝お話があった中で次の2点を提言するというところでございます。これはまさしく法的拘束力はないけれども、私どもは真摯に受けとめるという内容でございます。そして、短期の視点と長期の視点でそれぞれ御提言をいただいておりますが、限られた経営資源、これを有効に活用して、市民の間に利害の得失があっても困難を回避しないで進めるところにつきましては、まさしく市長の1期目でなかなか手のつかなかった事業を市民に説明する中で進めてきた内容と合致するのかなというふうに考えております。

そして長期的視点の中で地域の特性を生かした魅力あるまちづくりということを提言いただいておりますが、日本一子育てしやすいまちづくりということで、国が人口減少問題を取り上げる前に市長のほうから指示をいただきまして、東大和市が30年後、50年後に東大和市として元気であるための大きなテーマとして取り上げてございます。そのためには職員が一丸となって、住民福祉の向上が目的であるということをみんなが同じ見解に立って進めていくというのが必要不可欠であるというふうに考えてございます。そういった意味では、監査委員からの御指摘というのは市が進める方向を後押ししていただいたということで、これからも一生懸命頑張りたいと思っております。

以上でございます。

○企画財政部長（並木俊則君） 私のほうは大きな順番で5番ですか、5番のほうの関係ということで国民健康保険税、家庭廃棄物の処理手数料、それと道路占用料という項目が上がっております。

いずれもそれぞれ歳入でございますが、そちらのほうということの中で市のほうの考えということでございますので、私のほうから御説明を申し上げますと、それぞれ歳入ということの中の項目でございますが、それぞれ国民健康保険事業あるいはごみ全体のごみ減量の事業あるいは道路の事業関係と、それぞれの歳出の事業が組まれる部分の歳入でございますけれど、歳入については、それぞれともに制度等にのっとった中で基づきまして、歳入の確保がされ、それぞれの歳出の事業が執行できるというふうに私どもは考えております。そういった中で将来今後を踏まえた中では、それらの事業が継続的に、安定的に事業運営ができるというのが行政運営で必要ではないかというふうに思っておりますので、今後も事業執行に関しまして重要な要素となります歳入の確保、こちらのほうは努めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○財政課長（川口荘一君） それでは私のほうから何点か説明のほうを申し上げたいと思います。

まず大きな1つ目になりますけれども、平成19年度以降の市の財政状況に関する認識ということでありますが、最初に平成19年度と26年度を比較した場合の健全化判断比率等の数値に関しまして申し上げたいと思います。

まず健全化判断比率における将来負担比率であります。平成19年度では62.6%でした。これが平成26年度

では数値的には該当なしという状況でございます。続きまして実質公債費比率でございますが、平成19年度は5.8%でございました。平成26年度決算では、この比率がマイナスの1.2%になったということでございます。続いてこの健全化判断比率における将来負担比率の要素でございますけれども、将来負担額につきましては平成19年度は約325億2,800万円でございます。平成26年度決算では約273億9,500万円に減少をしております。また将来負担額から控除できる充当可能財源等でございますけれども、平成19年度は約242億5,400万円でありました。これが平成26年度では約311億700万円に増加をしております。このことによりまして控除後の将来負担額につきましては、平成19年度約82億7,400万円であったものが、平成26年度ではマイナスの37億1,200万円というような状況でございます。

続きまして積立基金の残高ということでございますけれども、まず一般会計に関しましては平成26年度末では42億332万1,954円となっております。下水道事業特別会計の基金の残高、平成26年度末であります、2,225円あります。続いて区画整理事業特別会計の基金の残高であります、26年度末は1億7,120万6,926円となっております。最後に介護保険事業特別会計の基金の残高であります、平成26年度末では3億2,646万4,888円となっております。

なお将来負担額において臨時財政対策債や下水道会計等における借入金も含まれるのかというような質疑がありますけれども、将来負担額においては一般会計で借り入れている臨時財政対策債も含まれますし、下水道会計の借入金や一部事務組合に対する負担金等もこの将来負担に含まれているというような状況でございます。平成19年度以降の財政状況で26年度決算を踏まえてということでございますけれども、今申し上げましたとおり各財政指標に関しましては数値的にかんがりの改善が図られているというような認識でございます。この間行革大綱への取り組みと、あとは国の財政措置等が図られたことによって、市財政については26年度までは改善してきましたし、積立基金に関しましてもかなりの積み増しができましたので、将来に向けての負担ということに関しましても対応が可能な状況というような認識であります。

続きまして大きな2点目になります。

市財政と国の地方財政対策との関係ということでございますけれども、当市におきましては、やはり国の地方財政措置等によるところが財政運営上非常に大きい部分を占めているというふうに考えております。一般財源の総額で見た場合でも、平成26年度では国の財政措置等によって約195億6,100万円となっております。平成19年度の額としましては約174億9,800万円ですので、それと比較しましても一般財源総額では20億ほど増加が図られているということで、これは国の地方財政措置ということで、普通交付税や臨時財政対策債の額が平成19年度と比較しましてもかなりの額で増加が図られているということでございます。平成19年度では普通交付税と臨時財政対策債合わせますと約9億4,500万円ほどであったものが、平成22年度以降合算額で30億円を超えまして、26年度決算では約33億1,200万円というような状況となっております。このように国の地方財政対策に関しては、当市の財政運営上非常に大きな部分を占めているということで、今後におきましても国の地方財政対策等による地方の一般財源の確保ということが非常に重要になってくるというふうに考えております。

続きまして大きな6番目の繰出金に関してでありますけれども、尾崎委員のお話にもありましたとおり、ここ数年の傾向として経常的な繰出金というものが増加しております。いわゆる法定内繰り出しというものが増加傾向にあるというのは確かでございます。これはやはり高齢社会の進展に伴いまして医療、また介護に係る費用が増加しております。この増加に伴い、関係する特別会計の繰出金も増加しているというような状況でございます。これらの法定内繰り出しに対する国や東京都の財源手当てということでございますけれども、国民

健康保険事業特別会計と後期高齢者医療特別会計に関しましては、保険基盤安定に係る繰出金ということで国や東京都の補助金が特定財源として措置がされているというところでございます。

続きまして大きな7番目です。

消費税の市財政への影響に関してでありますけれども、配付いたしました資料で消費税に関する歳入と歳出の影響額、差し引きで約4億1,000万円ほどの歳入超過、プラスということでお示しをさせていただいておりますけれども、このうちの約2億2,300万円が消費税率の引き上げ分として収入されたものということで東京都のほうから通知がありましたので、この額に関しては社会保障の財源として、平成26年度で増加しました経費、例えば待機児童の解消を図るために民間保育園の運営経費などが増加しておりますので、こういった26年度中の社会保障関係経費に対して充当しているというような整理をしているところでございます。

私のほうからは以上です。

○市民部長（広沢光政君） それでは私のほうからは大きな3点目、市民の暮らしの実態についてということで、こちらにつきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

今委員のほうからもお話がございましたように税という点から分析をさせていただきますと、平成9年度、それから平成26年度の市民税ということで比較いたしますと、所得額で約20.4%の減少、それから社会保険料控除額、これで見ますと18.9%の増加というような数字上結果が出ております。こういったことから考えますと、市民の皆さんの所得の面という点では厳しい状況が続いていたというふうに思われます。ただ今現在最新の市民税の状況ということで見てみますと、平成27年度市民税の当初課税時点の額で申し上げますと、市民1人当たりの、これは27年度ということでございますので、26年中の所得という形になりますが、こちらが307万8,000円、同じく社会保険料控除額が51万1,000円となっております、これを平成25年度と比較いたしますと、所得にいたしましては約1.1%の増加、それから社会保険料控除額については2.8%の増加ということで、所得について見ますと、わずかではございますけれども、増加に転じていると。社会保険料については引き続き増加しているというような状況でございます。こうしたことから、26年においては、消費税の引き上げ、こちらがあったものの、所得については、若干ではございますけれども、緩やかな回復が見られたかなと考えております。

そこで今お話ししました消費税の8%の関係ということで御質疑いただきましたけれども、確かに所得の面では1.1%の増というふうに私申し上げました。ただし今お話ししました4月に消費税率の引き上げがありました。それ以外にも26年円安等による物価高が続いておりまして、賃金の上昇と物価の上昇等を考慮いたしました実質賃金指数で見ますと、国の統計調査においても示されていますように前年度で対比しますとマイナスを示していたというようなことが結果としてあらわれてございます。こうしたことを勘案いたしますと、こちら26年の市民の個人消費という面については依然として厳しさがあったというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○企画財政部参事（田代雄己君） 私のほうは4点目の御質疑をいただきました相対的貧困率の解決のための26年度に取り組んだ事業についてということでございます。

生活困窮者を対象にしました事業としまして生活保護制度の適用あるいは就学支援費の支給などを行っております。また特に平成26年度におきましては生活困窮者自立促進支援モデル事業を先駆的に取り組みまして、生活困窮者の就労や自立等の相談や支援を行っているところでございます。また生活困窮者の中でもひとり親

家庭が割合として多いということも言われておりまして、ひとり親家庭への支援としましては児童扶養手当の支給あるいは母子家庭等自立支援給付金支給事業、そして母子助成相談事業などを行っております。

以上でございます。

○**行政管理課長（五十嵐孝雄君）** 私のほうからは大きな8点目にございました自治基本条例に関します市民懇談会が非公開となっていることにつきまして御説明申し上げたいと思います。

東大和市情報公開条例第30条第1項の規定に基づきますと、附属機関等の会議につきましては公開が原則となっております。一方、同条同項第3号におきましては、議事運営に支障を来すということ等の事情がある場合には会の決定により会議の全部または一部を非公開とすることができるというふうにされてございます。こうした中、本件につきましては第1回の懇談会におきまして会議の公開、非公開について参加者の皆様で議論をいただいた結果、非公開というふうに決定されたものでございます。

なお自治基本条例に関します市民懇談会につきましては、当市における自治基本条例の方向性を議決していただく場といったようなものではございません。当市における自治基本条例のあり方を検討するに当たりまして参考とする意見を把握させていただくことを目的に開催しているものでありまして、テーマに沿った懇談を通しまして参加者が個々に思ったことや感じたことを自由に御発言いただく場として開催をしたものでございます。こうした開催の趣旨を踏まえまして、第1回の懇談会において自由な発言、意見交換を可能とするためということで、参加者の総意で非公開とされたというふうにご認識してございます。

私からは以上です。

○**環境部長（田口茂夫君）** 私からは最後の3市共同資源物処理施設建設についてお答えをさせていただきます。

尾崎市長におかれましては、小平・村山・大和衛生組合管理者を兼ねます小平市長、また武蔵村山市長とともに平成25年8月に中央公民館で行われました事業説明会、また直近では本年度、平成27年7月に開催されております施設整備連絡協議会などに出席をし、またそれ以外も節目等でも御出席をいただきまして、建設を進めるということでお話をさせていただいております。

そのような中、理解を得る努力といたしまして、現在4団体では施設整備連絡協議会において勉強会を初め、施設見学会などを実施するとともに資料の提供や説明を行ってきております。またこの内容につきましては、組合のホームページなどに議事録等を掲載しているところでございます。この協議会におきましては平成26年2月から開催をしております、既に19回を数えております。また毎月1回のペースで開催を実施しております、今後も毎月1回のペースで開催していく予定となっております。引き続き丁寧に説明をし、理解を得ていきたいというふうに考えております。

以上です。

○**委員（尾崎利一君）** まず審査意見書についてですけれども、今副市長から御説明ありましたので、そういう視点から尊重されるということは理解できます。市民の福祉を守っていくということで、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

それから26年度の決算を踏まえた財政状況が大きくかなり改善をして、将来負担にも対応可能な状態になっているという答弁をいただきました。それからこれにかかわる地方財政措置の影響についても20億円以上の本来の交付税と臨財債合わせた額で20億円以上の増額がこの7年の間に図られているということで、地方財政措置の影響の大きさについても確認ができたというふうに思っています。

それで3点目の市民の暮らしについての認識を伺いました。答弁にあったとおり消費税の8%への増税と

いうのは大変大きな影響を市民の暮らしに与えていると思います。額面では一定所得がふえても、消費税増税分に追いつかないと。実質賃金がマイナスになるという状況が生まれているわけで、それだけに、しかもこれが全体、市民の暮らしが向上しているさなかだったらまだいいかもしれませんが、暮らしが低下を続ける中でこのように事態ですから、大変深刻な状況が起きてるというふうに思うわけです。

これにかかわって4点目で伺ったのは、そういう市民の状況が大変になっているという中で、先ほどの答弁では国保についても、家庭ごみについても、道路占用料についても、それぞれ制度の中で財源確保をしていくんだというお話でしたけれども、それは一般論としては当然そういうことにはなりますが、5点目ですね、これ。そういうことにはなりますが、市民の暮らしがそういうふうに変化しているときに、こういう市民負担をかけていくと。一方で積立金は毎年この間9億円ずつふやしていくということでは理解が得られないのではないかとこの点を指摘したわけです。この関連について答弁がありませんので、ここについての認識をもう一度伺います。

それから繰出金のところで丁寧に御答弁いただきましたけれども、今の答弁は法定内繰出金について特定財源で手当てされている部分について答弁ありました。これは私もわかってるわけで、ただ特定財源で賄われない、一般財源で賄われている繰り出しの原資として法定内繰り出しがどんどんふえていくと。繰り返しますけれども、昭和60年には決算額に対して0.5%だった法定内繰り出し、これは今の特定財源による措置を除くものです。これが0.5%から6.3%へふえていて、この法定内繰り出しが赤字繰り出しの額を大きく上回る事態になっているということなんです。ですからその法定内繰り出しの一般財源分についても、国や東京都から適切に手当てされてしかるべきものだと考えるわけで、この点についてどのように手当てされているのかという点を伺ったので、その点をもう一度お願いします。

それから最後の自治基本条例のことについては昨年も答弁を伺ったので、大体同じ答弁だったんですけども、仕組みとしては昨年もそういう答弁をいただいたんですが、やはり自治基本条例のあり方を非公開で話し合うというのは、その趣旨にも劣るんじゃないかというふうに昨年から聞いているわけで、その点についての認識を伺ってらっしゃいます。

それから桜が丘の廃プラ施設建設の問題は今部長のほうから周辺住民の理解を得る努力をしているという答弁がありましたけれども、理解を得ることを前提として事業を進めるということと努力をするということはまるっきり違うことなので、ちょっとこれは指摘にとどめますけれども、引き続きここについては伺っていきたいと思っています。

以上幾つか再答弁お願いします。

○市長（尾崎保夫君） 自治基本条例の関係で私がやるぞということで声をかけたものですから、まずやるに当たりまして、私自身は簡単につくればいいんじゃないかという、当初ですね、軽い気持ちもあったところがあるかなというふうな思いはあるわけです。ただやるに当たりまして、それぞれの委員さんをどうするかということですけども、まず担当の課長に申し上げたのは、屈託のない本当の自由な意見を聞くと。市側からこういうふうな資料があります、こういうふうな考えですということは一切出すなということで、委員さんがそこに集まって議論を始めたところからということで、一切たたき台等、その間なしで委員さんの御意見をまとめていくと。そして最終的にもそういう意見がまとまってきたものというふうには考えてございますけども、そういった意味で公開だ、公開だということも確かにそのとおりだと。原則は公開ですがという話はさせていただきましたけども、自由な意見の中で決まったということで、やはりそれは私としては重んじていくのが筋かな

というふうな思いで現在まで来るということです。

○企画財政部長（並木俊則君） 私のほうからは市民の暮らし向きとそれに対応します各事業の歳入のこの関連性ということの中でのお話ですけれども、市全体の事業、こちらを常に考えていかなきゃいけないというのが市政運営でございまして、まずは持続可能な市政運営をするということが、これは市民サービスの維持または向上を求めていく中では一番重要な要素だというふうに、財政的な観点から思っているところでございます。

そうしますと財政の健全化はもとより、行政改革を継続して実施したり、あるいは先ほども申し上げましたが、歳入の確保が必要でございますし、また歳出の削減も引き続きいろんな角度から行っていかなければいけない。そのような中で将来的な事業、先ほどからお話出ております日本一子育てしやすいまちづくりというような政策を進めていく中では、財源が当然のごとく必要でございます。そういったもろもろの諸事業を推進する、あるいは維持、継続していくために歳入が必要であり、また歳出もいろいろな意味から見直しを図っていく、これが市政運営を持続可能なものにしていくのではないかとこの観点に立って、今執行しているところでございます。

以上でございます。

○財政課長（川口荘一君） 済みませんでした。繰出金のうち法定内繰り出しの一般財源相当に対する国の手当てということでございますけれども、この一般財源に関しましては、国の地方交付税の普通交付税の基準財政需要額の算定項目、高齢者保健福祉というものがございまして、その高齢者保健福祉費の単位費用の一要素ということで65歳以上75歳以上に分けて介護保険、また後期高齢者医療制度に係る経費が算入されているということでございまして、特定財源のように具体的な金額を算出することは非常に難しい状況でございます。

以上です。

○委員長（東口正美君） 総括質疑を終了して御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、総括質疑を終了いたします。

○委員長（東口正美君） 次に平成26年度東大和市一般会計歳入歳出決算の歳入について一括して質疑を行います。

あらかじめ申し上げておきます。質疑並びに答弁に当たっては決算書、行政報告書などのページ数を示した上で発言されますようお願いいたします。また質疑者及び答弁者は明確で簡潔な内容の発言を心がけられるようお願いいたします。

それでは質疑を行います。

○委員（佐竹康彦君） 何点か細かいところなんですけれども、質疑をさせていただきます。

予算書18ページの固定資産税の近年課税分につきまして負担調整によって3,175万円ふえたというようなお話だったんですけれども、どういった負担調整がされたのかお伺いをいたします。

それと予算書24ページ、利子割交付金、26ページ、配当割交付金、28ページ、株式等譲渡所得割交付金、それぞれ原資がふえたことによってふえたということなんですけれども、具体的に原資がどれくらいふえたので、これらの交付金が幾ら幾らふえたのか、そういった細かい数字がおわかりになるようでしたら教えていただければと思います。

以上2点よろしくお願いたします。

○課税課長（矢吹勇一君） 決算書18ページ、固定資産税、こちらの負担調整費の改正に関しての御質疑でございます。

こちらにつきましては、固定資産税に関しまして増額の要因となっております。こちらの中身につきましては、24年度の税制改正によりまして土地の課税標準額の算定に関して負担調整措置というのが以前より設けられてございました。もともとは平成6年度の宅地の評価額を一律7割評価ということで大幅に見直しをされました。その後、税額が急増するのを防ぐために負担調整措置ということで、年々少しずつ実際の評価額に課税標準額を上げていくという措置がとられてございました。この制度が26年度の課税より、それまで90%までの負担水準に抑えるということとなっていたものが、改正によりまして100%まで持っていくという改正がなされております。この影響によりまして、26年度に関しましては固定資産税につきまして増税となったということでございます。

以上でございます。

○財政課長（川口荘一君） 決算書の24、25ページの、まず利子割交付金の原資の増ということでございますけれども、利子割交付金等につきましては、都税として収入されたものの地方債の交付金ということでありますので、東京都の予算の比較ということで申し上げたいと思います。

まず25年度利子割交付金、東京都の予算では約2兆151億ということでございましたが、この26年度では約2兆1,029億というような状況でございます。続いて26、27ページの配当割交付金、こちらについても同様に東京都の25年度の最終予算でございますけれども、26年度では2兆5,681億、25年度では9,991億ということで、こちらについてはかなりの額が増加というふうになっております。

続いて28ページ、29ページの株式等譲渡所得割交付金です。こちらについては、25年度東京都予算では1兆6,019億円が26年度では2兆4,966億円として最終的に予算が計上され、市町村に交付されたというような状況でございます。

以上です。

○委員（和地仁美君） 何点か伺いたいと思います。

決算書18ページ、先ほどの決算の説明の中でも市民税について、個人のほうも譲渡所得のアップなどで昨対プラス2.1億ですかね。あと法人のほうも市民税増収になってるというお話があったと思うんですけども、昨今いろいろ話題になっておりますふるさと納税というのがありますが、当市から他自治体にふるさと納税を納めたことにより当市の市民税が減収した額というのは、確定申告で御本人がやられないとわからない部分もあると思いますけれども、把握しているのは幾らでしょうか。また逆の方向ですね。他市、他自治体から当市にふるさと納税という形で寄附された額を把握されていたら、そちらを教えていただき、基本的に差額は幾らなのか、この制度の影響というものがどれぐらいなのかというのを教えていただきたいです。

それから決算書69ページ、細かいことで恐縮ですが、こちらのほう、絵入り名刺の売払収入と絵はがきの売払収入というのがありますけれども、名刺などは職員の方が使っておりますので、その分なのかなというふうには思いますが、こちらは額しか出てませんので、それぞれの販売個数と、あと現在の在庫個数について、あと特に絵はがきというのは作成時期、あとどのような場面を想定されてこの絵はがきというものを作成されたのか、作成の背景なども教えていただければと思います。

最後1点、決算書83ページ、先ほどの監査の審査意見書のほうでいいますと20ページ、行政報告書でいいま

すと10ページにコメントが書いてあるんですけども、さまざまな場面で今回の決算の中で前年度と比較して歳入の増加以上に民生費、衛生費の増加したことで決算規模が増加しているというコメントがあったり、あとは生活保護費も扶助費に占める割合が30.6%と非常に大きいということが書かれているんですけども、この中の生活保護返還金の未済額、先ほど言っていた審査意見書の20ページに一覧表載ってますのが一番見やすいと思いますが、こちらのほうが未済額が約2,400万円、それから過年度分が1億3,000万円と、ほかの返還金に比べて億単位の、合算すれば億を超えるという大きな形になっていることは看過できないというふうに私思っております。内容についてはさまざま背景があると思いますけれども、この未済額について、市のほうではどれだけ把握をされているのか。あと制度の公平性という意味でも、生活保護についてはさまざまなトラブルや不正というものがあるということになっておりますので、これについての対策はどのようなことを講じていらっしゃるのか教えていただきたいと思っております。

○課税課長（矢吹勇一君） 決算書18ページ、市民税個人の歳入のうち、ふるさと納税により減少した額ということでございます。

こちらの額につきましては、金額で約220万円、この額がふるさと納税によりまして減少したということでございます。

税に関しては、私のほうからは以上でございます。

○総務管財課長（中野哲也君） 先ほどの18ページのふるさと納税、他の自治体の方がこちらのほうに寄附していただいたという件数なんですけれども、26年度の決算についてはゼロ件でございます。

以上でございます。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 決算書69ページの絵入り名刺と絵はがきの販売についてでございます。

まず名刺につきましては、古い型、新しい型の2区分ございますが、古い型につきましては昨年度の販売実績で15組、在庫は450組でございます。新しい型の名刺につきましては、平成25年12月に作成いたしましたけれども、販売実績が165組、在庫は1,571組でございます。

次に絵はがきについてでございますが、こちらは平成2年に作成いたしました。この年が市制施行20周年ということで、その周年記念事業ということで作成をしたものでございます。昨年度の販売実績は22組、在庫は17組でございます。

以上です。

○生活福祉課長（東 栄一君） 決算書83ページ、それから審査意見書20ページ等の生活保護関係の返還金等の対応についてでございますが、どのような対策を講じているかということでございますが、生活保護返還金につきましては、生活保護を実施している際に発生したものでございます。返還金につきましては、一括返済や、それから収入充当して次回の保護費から差し引くといった方法を基本に返還をさせていただいておりますが、返還額が多額の場合など一括で返還することが難しい場合につきましては、分割返還による返還を促しているところでございます。分割返還した場合につきましては、その残額につきまして収入未済額の扱いになりますことから、収入未済額の現年度分、過年度分ともにふえざるを得ない状況になっているところでございます。

対策といたしましては、まず未然に防ぐという意味で、事前の周知が必要だと思っておりますので、これを行っております。保護申請開始のときには保護の使用料を使い、それから生活保護世帯、現状受けている世帯につきましては、毎年度生活福祉課からのお知らせということで収入申告を速やかに行うよう促しているところでございます。また結果として不正受給等が発覚した場合の対策としましては、例えば返済額が多額で分割返済す

るような場合について、返還が滞っている場合につきましては、保護費の支給を窓口払いにして来所してもらって、そこで指導等を行っております。また必要に応じて収入申告事務等、事務を果たすよう指示書のような文書を発行し、次回不正受給を行った場合については即保護停止等の処分を行う場合があることをお知らせするなどしまして、受給者に対する注意喚起に努めているところでございます。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 御答弁ありがとうございます。

2点確認させていただきたいんですが、先ほど新しく、名刺の件ですけれども、古いのが15組で在庫450、新しいのを作成されて、新しいものなので、よく売れて165ということだと思うんですけれども、一方で在庫が1,571あるということで、これの作成数を決めるとき何か基準を持って決められているのか。単純計算でいいますと5年、10年かかって在庫がなくなるということになった場合の商品の劣化という部分と、さまざまな背景が変わったというところについて少し懸念があるんですけれども、そちらの数の決定の仕方を教えてください。

それから先ほどもう一個、最後に御答弁いただきました生活保護の件なんですけれども、御説明を、私の理解が間違っていないように確認したいんですが、分割の対応になった方のいわゆる分割残高というんですかね、それもここには含まれているので、こういう形の数字にあらわれてしまうと。なので分割の回数、最後までいけば、その分は回収できる見込みが非常に高いというような意味で私は受け取ったんですけれども、お手元にあつたらで結構なんですけれども、分割で対応している額、この中で大体どれぐらいを占めているのかだけ、わかれば教えてください。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 決算書69ページの絵入り名刺の販売についてでございます。

こちらは平成25年度に作成する際に数は1,800セットつくりました。この際には7年間で完売というものを想定しての数でございます。

以上です。

○生活福祉課長（東 栄一君） 決算書83ページの生活保護の関連の御質疑でございますが、申し訳ございません。分割の分の内訳が今手元にございませぬ。ただ最低基準の生活で賄わなきゃいけないという原則がありますから、例えば分割にした場合に単身世帯については5,000円、複数世帯については1万円を目安にして分割となっていますので、その結果多額になっているということでございます。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 決算書90ページ、収入未済額に関して、和地委員と競合するところはちょっと省きまして、不納欠損額のところですね。前年度から比べて大幅に減少したということなんですけれども、実際その前年度、24年度から比較すると同じぐらいなのかなと。またその1年さかのぼって23年度に関しては3,200万円と比較するとまだ高い水準にあるのかなというふうに思いますので、これに関してどのようなこれから対策をとっていくのか。欠損ですから、今後これは純損になりますので、この額が少なければ少ないほどいいと思いますので、その取り組みについて伺いをいたします。

決算書の84、85、86、87ページで、学校教育課のところと給食課のところに資源物売払収入があります。昨年度から比べるとこちらは伸びてるんですけれども、逆に85ページに書いてあります環境課のほうの資源物売払収入に関してはちょっと下がってるかなと。これの、どういった原因なのかなということを教えてください。

もう一つ、決算書の85ページの日本容器包装リサイクル協会合理化拠出金ですね。これが計上されてますけ

れども、これの計算式は難しいと思うので、計算式まではいいいですけれども、これの性質と前年度分はどうなったのかなど。どういった要因で上下するのかなどということをお教えください。

以上です。

○委員長（東口正美君） 最初の質問の不納欠損の話ですけれども、これが市債の話になっておりますけれども、よろしいでしょうか。ページ数。（「総額なんだよ。一番下の総額を言っている」と呼ぶ者あり）

○委員（床鍋義博君） 総額、総額。（「90ページに総額が出ているでしょう」と呼ぶ者あり）総額ですよ。（「そうだよね」と呼ぶ者あり）そうです。総額です。総額のところ。

○委員長（東口正美君） じゃ90ページの総額ということでよろしいでしょうか。

○納税課長（中山 仁君） 決算書90、91ページということで、一番下の不納欠損額の4,900万円の中で税の関係について御答弁させていただきます。

税につきましても徴収するということを今主眼で行っております。その中で納税相談を主に活用させていただいて行っております。その中でどうしても徴収できないもの、徴収できない方に関しては執行停止という形の処分をとりまして、そこから徴収できない場合には欠損になってしまうという形になってございます。ただそのままにすることでもありませんで、納税課としましては財産調査等を行い、基本的には徴収をするということのスタンスを持った中で対応はさせていただいております。

以上でございます。

○学校教育課長（岩本尚史君） 決算書の86ページ、87ページ、学校教育課資源物売払収入につきましては、毎年度業者のほうと単価契約ということで業務を進めさせていただいております。26年度に関しましては前年度よりもそれぞれ単価のほうが多く出されたことから、結果的に前年度から多い金額になっていると思われま

以上でございます。

○給食課長（梶川義夫君） 決算書86、87ページ、給食課の資源物売払収入でございます。

給食課のほうでは段ボール、それから雑誌類、それから廃油の売り払いをしております。26年度につきましては段ボール、こちらの売り払いの金額が8円から10円に上がったことによるもの、それから廃油につきまして昨年度に比べて300リットル程度廃油量がふえたことによるものでございます。

以上でございます。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 決算書85ページ、資源物売払収入、ごみ対策課分でございますが、こちらにつきましては前年度と比較いたしまして金額のほう伸びているわけですが、伸びた理由といたしましては……。失礼いたしました。金額が減った理由でございます。失礼しました。昨年の8月からの収集方法の変更等ございましたので、そのところで特に容器包装の飲料容器、こちらのほうが毎週1回から月2回に落ちてますんで、そのところで歳入額が減っているものでございます。

それとあと2点目の合理化等拠出金でございますが、こちらに掲載しておりますのはペットボトルの有償入札分、それともう一点が容器包装プラスチックの関係の合理化拠出金ということで、等をつけて等がペットボトルとなっている2点でございます。大体ここ数年の流れを見ていきますと、ペットボトルにつきましては25年と比較いたしますと171万7,000円ほど内訳では増額をしております。ただ一方、容器包装プラスチックのほう26年度は25年度と比べますと、およそ66万円ほど減っているという形になっております。

この2つの性質といたしましては、ペットボトルにつきましては当該年度、今回でございますと26年度の上半期、下半期2期に分けた当市への落札が有償分であったということ、それと合理化拠出金につきましては、事

前に再商品化の想定経費を、これは容器包装リサイクル協会が立てるわけですが、その想定経費と実際に再商品化に要した経費、その差額の余りが参加自治体に還付されるという形の性質のものでございます。

以上です。

○環境部長（田口茂夫君） 少し補足をさせていただきます。

1点目のほうのごみ対策課の資源物の売払収入が減となった大きな理由のところにつきましては、平成25年度まではペットボトルの有償入札拠出金並びに容器包装合理化拠出金が資源物の売払収入に入っていました。26年度はこれを外枠に持っていった関係で、この資源物売払収入に関しましては減額になっていると、こういうふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 合理化拠出金のほうなんですけども、仮に容器包装が各自治体がどんどんどんどん進んで、この協会に入っていた場合に関しては、もともとのこの拠出金の金額を頭割りする、頭割りじゃないですね。搬入した量によるんでしょうけど、それに沿って計算されると思うんですけども、そういうリサイクルを進める自治体がふえればふえるほど、この金額が減るという認識でよろしいでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 企業等からの拠出金が変わらない前提でいきますと、今委員がおっしゃったとおりの現象になります。

以上です。

○委員（森田真一君） 2点お伺いします。

まず決算書の36ページなんですが、普通地方交付税のところでお伺いします。

統計東やまなども見てみますと、この10年間ぐらいの間の歳入に占める市税収の割合が20年度をピークに徐々に減少していると。26年度はちょっと持ち直しましたけども、全体としては減少傾向であると。一方で普通地方交付税についても23年度以来減少してるようで、今18億円台を切っておりますが、減少の原因は何なのかということをお伺いします。

それからもう一つ、決算書の48ページになりますが、国庫支出金ですけれども、法定受託事務に係る国庫負担金について市が超過負担をしていると認識している額というのはどれぐらいあるのだろうかということをお伺いしたいと思います。今議会でも例えばマイナンバーの事務費ですとか、それから障害福祉サービスに係る支出での市の負担だとか、こういったものがいろいろ見られるということもわかりましたんで、これはどれぐらい大きいものなのか、もしくはそういうことについて認識があるかないかということも含めてですが、お伺いしたいと思います。

○財政課長（川口荘一君） 決算書36ページ、地方交付税における普通交付税の減少の要因ということでありますけれども、普通交付税に関しましては、国が策定いたします毎年度の地方財政計画等に基づき、国において予算化する内容でございます。平成23年度以降の傾向、推移を見ますと、地方交付税の国の予算総額に関しましては減少傾向にあることから、当市におけます交付税の額も減少しているというようなところでございます。

以上です。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 決算書49ページになるかと思いますが、国民健康保険の基盤安定負担金の御質疑というところです。

国の国庫支出金の2,447万823円ということですが、これは保険者支援分というところでの国の負担分でございます。国保の特別会計からいいますと、法定内繰入金として入ってくるものでございます。これに

プラスしまして東京都からさらにこの半分が加えられ、また市の負担分として同じく半分が加えられ、合計で4,894万1,646円という繰入金国保特別会計のほうへなされるという形の国の負担分でございます。

以上でございます。

○障害福祉課長（小川則之君） 国庫負担金、決算書49ページでございますが、障害者自立支援給付費等負担金につきましては、平成26年度におきましては国の必要な負担額が歳入となっているというふうに認識しております。委員御指摘の国庫負担を超える部分につきましては、これとは別に東京都のほうの補助金、決算書57ページのところの居宅介護等国庫負担基準超過負担額に対する補助金というところでの歳入となっております、こちらにつきましては26年度においては負担の基準の負担額が歳入とされているというような状況でございます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 決算書18ページで、昨年何って法人実効税率引き下げの影響額とその代替措置ということで昨年何ったところ、代替措置はたばこ税の増税だということで説明ありましたが、この26年度については法人実効税率引き下げの影響額、それからその代替措置とされたたばこ税増税の影響額について伺います。

それから決算書41ページで保育園の保育料が載っていますけれども、これまで市は保育料の水準、これを国基準の50%で維持しているということで答弁してきましたけれども、この平成26年度の水準は国基準の何%になっているのか伺います。

それから41ページから47ページで分担金、負担金及び使用料、手数料のところですが、26年度のこの実績を踏まえて値上げが必要となったものもしくは新たに有料化が必要となったものがあるのか伺います。

それから決算書45ページの道路占用料、これは値下げする前で計算すると収入が幾らになるのか、差額が幾らか、その差額についてNTT、東京ガス、東京電力のそれぞれについてどうなっているのか伺います。

それから47ページですが、家庭廃棄物処理手数料って、これは家庭ごみ有料化のごみ袋、有料ごみ袋の収入だと思いますけれども、当初平成ベースで1億8,000万円というふうに見積もられていましたが、26年度半年で1億6,000万円ということになっていまして、この乖離はどういうことなのか、それから市民1人当たり、また1世帯当たりの平均負担額はこの決算上でいうとどうなるのか。この平成26年度の実績を踏まえると、有料ごみ袋収入は今後当初の1億8,000万円よりも大きく膨らんでいくということで認識しているのかどうか。それからこの手数料収入1億8,200万円という見積もりの際に戸別収集による収集経費増は8,000万円と、5,100万円はごみ有料化に伴う諸経費で、残り5,100万円を新たなごみ軽減施策に充てるということでしたが、平成26年度はこら辺どうなっているのか伺います。

○課税課長（矢吹勇一君） 決算書18ページ、法人実効税率の引き下げの影響額とたばこ税増税の影響額ということで御質疑いただきました。

こちらは26年度決算におけます想定値として申し上げますが、まず法人実効税率の引き下げによります法人市民税への影響額でございますが、こちらが6,700万円の減収の要因となっております。続いて市たばこ税の税率の引き上げによります影響額でございますが、こちらは6,900万円の増収の要因というふうになってございます。

以上です。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 決算書41ページ、保育課の保育園入園者保育料でございます。

この保育料が国が定めている徴収基準額に対して市の調定額がどれぐらいかという率でございますけれども、

平成26年度は51.99%でございます。

以上です。

○**行政管理課長（五十嵐孝雄君）** 決算書40ページから47ページにかけまして分担金及び負担金と使用料及び手数料につきましての御質疑でございますが、複数の課にかかわることでございますので、私のほうから御答弁させていただきたいと思っております。

平成27年度につきましては、第4次行政改革大綱推進計画に掲げてございます財政健全化を図るための取り組みとしまして、3年ごとに実施をしております使用料、手数料の見直しの年度になってございます。このことにつきまして、本年6月、使用料、手数料見直しに係る基本方針といったものを定めさせていただきまして、この基本方針に従いまして全庁的に見直しの作業を進めているところでございます。現在は各主管課の見直しの案を事務局のほうで取りまとめをさせていただきまして、理事者の判断を仰ぐための準備を進めているところでございます。見直しの結果等につきましては、方向性が定まり次第、御報告、公表をしてみたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 決算書45ページの道路占用料の関係でございますが、平成26年度の占用料は道路占用料また特定公共物占用料を合わせまして5,728万3,782円でございますが、平成24年4月1日改定以前の単価とした場合の占用料は8,275万9,156円になります。その差額でございますが、2,547万5,374円の増となります。個々の関係でございますが、NTTの占用料の差額につきましては1,116万8,435円の増、東京ガスの占用料の差額につきましては1,336万277円の増、東京電力の占用料につきましては93万7,040円の増となります。

以上でございます。

○**環境部副参事（長瀬正人君）** 決算書47ページ、家庭廃棄物手数料の関係の御質疑でございます。

何点かいただきましたが、まず1点目、有料化方針のほうで示されました平年ベースでの金額と実際の歳入との乖離ということでございます。

まず有料化方針での積算でございますが、こちらにつきましては廃棄物の排出量のほうから算出したものでございます。平成26年度の収入済額の1億6,227万円でございますが、こちらにつきましては取扱店舗の在庫、また各御家庭の在庫が含まれていなかったということが主な要因ではないかと考えているところでございます。

続きまして市民1人当たり、また1世帯当たりの平均負担額というようなことでございます。

こちらにつきましては、歳入のほうから店舗在庫の分を除いた額から算出したんですけれども、1カ月の平均負担額ということで1世帯当たりおよそ650円程度というようなことで計算しております。有料化方針のほうでは1世帯当たりの負担額、こちらは460円ということございましたので、この差につきましては主な内容としましては家庭内在庫ではないかということで考えているところでございます。

今後の有料……。失礼しました。ごみ袋の収入ですね。こちらのほうが上がるのではないかといた御質疑でございます。

平成26年度は制度の導入初年度ということで、見込みよりも多く歳入があったわけなんですけれども、今後は廃棄物の排出量に基づく形での歳入というような形で考えております。有料化方針のほうで示されている金額ということで考えているところでございます。

最後に手数料収入の関係で財源内訳の……。失礼しました。戸別収集の関係の充当の関係ですね。こちらに

つきましては、平成26年度の家庭廃棄物の処理手数料、こちらを戸別収集の導入経費等の収集・運搬経費として約7,339万円ほど充当しております。残りは初年度ということで運営経費のほうに充当させていただいたところでございます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） ありがとうございます。

47ページの家庭廃棄物処理手数料ですけれども、今平成26年については1億6,000万円のうち、戸別収集にかかわる収集経費増が7,339万円、ごみ有料化に伴う諸経費に充て、残りのごみ有料化に伴う諸経費に充てるということで、そうすると9,000万円ぐらいがごみ有料化に伴う諸経費に充てられたという理解でいいのかどうか、それから平年度については当初の説明どおりになるというふうに考えていいのか伺います。

○環境部長（田口茂夫君） 1点目の手数料の充当関係でございますが、先ほど課長のほうから運搬経費として7,300万円強のお話をさせていただいておりますが、この内訳としまして実質的に戸別収集導入経費としては約5,700万円ほどが充当されております。それ以外の約1,600万円ほどの金額については経常経費分のほうとしての過去からの経費分という形で充当させていただいているという状況でございます。それと運営経費については8,800万円ほどというふうな形になるかなというふうに思っております。

また今後の状況としましては、収集事業者のほうからも多少袋に余裕があるですとか、そういう出し方をされているという方があるということで、仮にもう少し詰めれば40リットルではなくてもうちょっと小さいので……（「もうちょっと減らしたほうが」と呼ぶ者あり）失礼しました。詰めていただくなり減らしていただくなりということで20リットルの袋が使えるのではないかとというふうなお話等もいただいておりますので、そういう情報を市報等でも御案内をさせていただきまして、減量に努めていただきたいというふうに思っております。

先ほど課長からお話がありましたとおり他市の状況のお話を聞きますと、おおむね3年程度を見ていかなないと、ちょっと水準が見切れないというところもあります。ちょっと若干減ったりふえたりというところも私どもとしても見ておりますので、あと季節的なものですね。そういったところも含めまして推移は注視をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（東口正美君） 歳入の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、歳入の質疑を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時48分 休憩

午後 3時58分 開議

○委員長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（東口正美君） これより歳出の質疑を行います。

初めに第1款議会費の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 議会費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、議会費の質疑を終了いたします。

○委員長（東口正美君） 引き続き第2款総務費の質疑を行います。

○委員（中間建二君） 何点か質疑を行います。

行政報告書でページを申し上げます。37ページ、人事管理事務事業でありますけれども、人件費総額は微増という形ではありますが、その要因ということでどのように分析をしているか、また再任用制度についてどのような影響があったというふうに認識をしているのかお尋ねしたいと思います。再任用の場合はフルタイムと短時間勤務と2種類あるかと思っておりますけれども、26年度の再任用についてはどのような状況であったのかお尋ねしたいと思います。

それから60ページの広報活動事業でありますけれども、まず市報の配布につきまして新聞折り込みから各戸配布の必要性について以前にもお尋ねをしておりますが、26年度の検討状況がどうであったのかお尋ねいたします。また災害時の情報発信ということで、さまざまフェイスブックやツイッター等御努力もいただいているところでもありますけれども、26年度の事業の中で特に災害時の情報発信ということで工夫された内容等がありましたら御紹介をいただきたいと思っております。それからあとやはり災害時の情報提供ということで防災行政無線の活用がやはり大きなウエートを占めるものだと思っておりますが、これらの活用方針等どのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

それから同じく広報活動事業の中で26年度、市から新聞やテレビ等への掲載の情報発信を行っているということでございましたけれども、具体的にマスコミ、メディア等で取り上げられた件数というものがどれぐらいあるのか御紹介いただければと思います。

それから101ページの市民会館運営事業でありますけれども、26年度新しい指定管理者への変更があったかと思っておりますが、行政報告書での数値等を見ておりますと施設の利用率の減少があるようにお見受けできますが、その要因としてどういうふうに分析をしているか、また指定管理者の本来の目的であります経費の節減、また市民サービスの向上ということで26年度の中ではどのような成果、効果を見出しているのかお尋ねしたいと思います。

それから109ページの市民協働事業でありますけれども、自治会に対する補助のあり方なんですけれども、どのような成果、効果を期待して自治会に補助を行ってきているのか、また自治会に対する補助金の内容、成果をどのように総括をしているか、また自治会そのものに対する補助から、やはり自治会にもさまざまな活動が行われておりますので、活動実績等に対する補助ということに対しての26年度の考え方、検討状況をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○職員課長（原島真二君） 最初に職員人件費のところについて申し上げます。行政報告書でいうと37ページでございます。

平成26年度の職員人件費の概要がどうなっているかということでありますけれども、平成26年度の給与改定は15年ぶりにプラスで0.13%の増額となりました。また特別給につきましては7年ぶりに増ということになりまして、0.25月の勤勉手当の増となっております。

あとこれから申し上げる数字については再任用と児童手当を除いた特別会計を含む全人件費で申し上げますと、全体で140万円の増額というようになります。

給与改定に基づく増額、官民格差0.13%の分が370万円の増でして、勤勉手当の0.25月の影響が4,440万円ほどございます。時間外勤務手当については1,300万円ほどの増額となっております、退職手当組合の負担金については、負担金の割合が前年度の1,000分の200から155になった関係がありまして7,140万円のマイナスということになります。ほかに職員の入れ替えがあります。19人退職して21人を新たに採用したところの影響がほぼ7,500万円ぐらいの影響、マイナスの効果があつたと思います。あと定期昇給によりまして4月に通常の4号給上げまして7月には1号給上げたというようなことがございますけども、これらの合計で5,140万円ほどのプラスの効果があつたというふうに思っております。あとこれらの給料の増に伴いまして共済組合の負担金が1,500万円ほどふえております。また年間を通して職員数が2人、平均でいうと2.2人ふえておりますので、これについても1,000万円ほどの人件費の増がありまして、今申し上げた数字を総計すると80万円ぐらいの増額になりまして、そうすると総額としては140万円ふえているというような内容でございます。

2点目の再任用制度について影響がどうなったかということでもありますけども、平成26年4月1日の再任用の職員数というのは26人でありましたが、7月に1人採用しておりますので、年の平均でいうと26.75人ということになります。共済組合等の負担金が1,000万円ほどありまして、年間の総支給額、期末勤勉手当を含めて7,900万円ほどの支給を行っております。平成25年度の再雇用の場合、この場合が社会保険料の負担を含めて4,990万ですから、ほぼ5,000万円ありましたので、総額としては3,000万円ほどの増額となっております。

あと再任用職員、フルタイムと短時間勤務の職員、制度的にはございますけども、平成26年度におきましては全てが短時間ということで、週4日の勤務ということでの雇用でした。

以上でございます。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 決算書60ページの広報活動事業についてでございます。

この中で4点御質疑いただきました。

まず市報の全戸配布についてでございます。

26年度には今まで26市中17市で実施されておりましたが、1市ふえました。18市で実施をしているということでございます。

なお経費についても比較をさせていただきますが、現行の新聞折り込みと宅配サービスの経費に比べまして全戸配布した場合には26年度比較では887万円程度の増ということでございます。失礼しました。行政報告書60ページの広報活動事業でございます。これは一昨年比較した際には、この比較では220万円程度でしたので、おそらく内容としては民間の企業のほうの人件費かと思いますが、経費の増がより増したという状況でございます。

次に2点目の災害時の情報発信という点につきましては、ミュージックチャイムですとか見守り放送、こちらを通じまして通常時の防災無線の作動の確認を実際に行っているという状況でございます。

次3点目も多少絡みますが、防災無線の活用につきましては、市民の皆様からもお声を寄せていただいているところではございますが、聞こえの悪い箇所あるいはスピーカーの具合の悪い箇所も発生してきているようでございます。その点のお声を寄せていただいた際には現場に広報担当者が向かいまして、定時の放送の中で音質ですとか音量等をチェックしているところでございます。

最後4点目の報道機関への情報提供についてでございますが、こちらにつきましては年間で68件の情報提供

を行っております。その中では先ほどございましたように公式フェイスブックの開設ですとかトウキョウサンショウウオの放流に小学生の皆さんがかかわっていただいたですとか、災害用対策マンホール式のトイレについての御案内というようなものが、合わせまして14件が新聞記事に掲載されてございます。

以上です。

○市民生活課長（田村美砂君） 行政報告書101ページ、市民会館運営費でございます。

26年度新しい指定管理者になりまして、利用率の減少、それから経費の削減、それからサービスの向上の件でございます。

まず利用者の減少でございますけれども、指定管理者のほうに話を聞いたところでは今まで利用していた利用者の方がほかの施設へ移ったということがあったということは聞いております。そのほかに特段利用者がほかの施設へ行ってしまふような原因というものは考えられないところであります。あとは市民会館の館そのものの広報というものが、新しい指定管理者になって多少不足していた点がございましたので、そのあたりはこれから補っていきたいと思っております。

それから経費の削減でございますけれども、新しい指定管理者になりまして、特に光熱水費の管理の面につきまして、かなり重点を置いて削減のほうをさせていただいております。報告によりますと、ガスの料金が昨年度比151万円程度削減、それから電気料につきましても電気料金を昨年度比マイナス12万円程度の削減、光熱水費全体では昨年度比マイナス187万円ほどの削減を行うことができたというふうに報告をいただいております。

続きましてサービスの向上という面でございますけれども、新しい指定管理者になりまして、窓口の受付時間を延長いたしまして、午後7時までだったのを午後8時30分まで行いました。それから市民会館のホームページから施設の空き状況が見られ、なおかつ予約のほうもとれるようになったところでございます。それから昨年の7月からはウェブでチケットの購入も行えるようになっておりまして、チケット売上の全体の10%ほどがウェブでの購入ということで報告を受けております。それ以外にも事業の面に関しましてはさまざま工夫がされておりまして、例えば今まではなかなか市の行事に出張コンサートなどということは前指定管理者ではなかなかそういう発想がございませんでしたけれども、アウトリーチとしましてうまかんべえ〜祭やうまいものフェアなど市の行事に積極的にステージ部門を担当して、アウトリーチという形で市民会館のPRをしていただいております。そのあたりが市全体の地域活性化という面でも効果があったと思っております。

続きまして109ページの市民協働事業費の自治会活動の自治会への補助金のあり方でございますけれども、こちらは現在の自治会の補助金の交付に関しましては、自治会の自主的、民主的活動を推進し、地域の健全な発展に資することを目的としまして、自治会の活動ということで1世帯当たり年間160円、それから自治会の集会施設の維持管理に要する費用ということで補助のほうをさせていただいております。集会施設の維持管理のほうに関しましては、それぞれ集会施設を持っている自治会に対して下水道料金ですとか面積に応じた補助をしておりますので、そういった面は自治会への支援ということで効果はあるかと思っておりますけれども、活動に対する補助ということで1世帯当たり年額160円というわずかな金額になってございます。自治会によっては、それでは足りないというところもお声のほうは聞いているところでございます。他市なんかでは、ある活動をするに対して補助をしていくという考えのある自治体もございまして、そのあたりも他市の自治会への補助金の内容を当市でも検討したいと思っております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 37ページの人事管理事務事業で職員人件費の詳細な状況については理解をいたしましたけれども、おおむねいわゆる定年退職者から新入職員への若返りの中で一定の人件費の抑制が図られている、また一方で当然のことながら人事院勧告ですとか定期昇給等でふえていく分もあるということで、そこは理解はできるわけですが、今後の取り組みなんですけれども、一方で何とか経常収支比率等の関係からも人件費の抑制を図っていきたいということが御担当のお立場かと思えますけれども、そのあたりをどういうふうに取り組んでいかれるお考えがあるのか。また再任用についても、当市ではフルタイム勤務ではなく短時間勤務、26年度は全てそうであったということでもありますけれども、例えばこれは希望される方にも当然よろんでしょうけれども、できるだけ再任用の方もフルタイムで働いていただく中で、いわゆる正規職員にかわる業務を行っていただくようなところまで、そういうような人事管理というところまで踏み込んでいけないものかどうか、このあたりのお考えについてお尋ねしたいと思います。

それから60ページの広報活動事業でありますけれども、現状の26年度の検討状況の中で市報の各戸配布、市報の情報というのは確実に広く市民の方に知っていただかなければいけない情報であり、また特に今回のような今のマイナンバー制度のような非常に大きな制度改正等においては、市報を通じた情報提供ということが非常に重要なツールになってくるかと思えますけれども、このあたり、新聞の折り込みでの情報を得る手段が非常に限定的になっている状況の中で、今どこまで検討がなされているのかお尋ねしたいと思います。

それからあと災害時の情報発信なんですけれども、ちょうど今大きな災害があらちらで発生している中で、市として例えばホームページの災害時に直ちに災害対応型のホームページ、トップページに変わるだとか、フェイスブック、ツイッター等が災害仕様で工夫するような流れができていますとか、そのあたりの26年度の取り組み状況を再度確認させていただきたいと思えます。

市民会館運営事業については、5年間の期間がありますので、ぜひその中でさらに成果が出ますようにお取り組みをお願いしたいと思います。

109ページの市民協働事業についても今具体的に活動費補助の検討もなされているということで御説明いただきましたので、要望にとどめたいと思えますので、以上申し上げた点だけ再度確認させていただきたいと思えます。

○総務部長（北田和雄君） 行政報告書37ページの人件費の関係でございますけれども、人件費の抑制ということでございますが、人件費を決めるのはその職員の給与水準と職員の人数、この2つの要素で人件費というのは決まってくると思えます。

まず1点目の職員の給与水準ですが、これについては東京都の給料表をそのまま適用してあります。これは地方公務員法という情勢適用の原則ということで、近隣の市町村あるいは都道府県、それから民間事業者と、そういったところの給与と均衡を図るということになってますので、これについては現在東大和市では独自の給料表は使ってませんので、なかなか工夫の余地というのは難しいというふうには考えています。そうしますとやはり人数の問題になってくると思えます。ただ昨今やはり事務量がかなりふえてきております。その中で人数の抑制をどうやって図っていくのかというのが一つの課題だというふうには認識しております。抑制策としては、やはり職員じゃなくて民間でできるものは民間のほうで仕事をやっていただくということで、本来職員がやるべき仕事に職員を充てていくということで人数の抑制を図るということになってくると思えます。これをやっていくことで人件費の抑制につなげていきたいというふうには考えています。

あと2点目の再任用ですが、26年度は短時間の再任用職員しかおりませんでした。ただ年金の受給年齢

がこれから上がってきますので、その中でフルタイムを希望する職員がふえてくるというふうには認識しております。フルタイムで再任用しますと、その分は新規採用の職員の抑制につながってきます。一時的にはそれでよろしいんですけども、長期的に考えますと、やはり年代のアンバランスということとか、あと知識や経験の継承とか、そういった問題も長期的な課題としてございますので、フルタイム職員の活用と新規採用職員のバランスを均衡を図りながら、あと人件費の抑制につながるような方法で運用を考えていきたいというふうには考えています。

以上です。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 行政報告書60ページの広報活動事業でございます。

まず1点目の全戸配布についてでございますが、こちらは新聞購読世帯が今減少しつつあるという点が1点と情報発信力の強化という2点を考えますと、市内にお住まいの皆様にも漏れなく市報がお届けできるという点の重要性は認識しているところでございます。ただここで業者のほうからいただく見積もりも依然として2日から3日かけての配布という条件がついてます。それから経費についても増加したという点もございますので、それぞれの情報格差という点を考慮しながら、これからも検証してまいりたいと考えているところでございます。

次に2点目の災害時の情報発信というところにつきましては、ことしの市議・市長選の際にもホームページがダウンしたという経緯がございます。その点の反省も踏まえましてホームページの容量の増強についての検討、それから災害用のページということでトップページに画像等が張りついてますと当然その負荷は重くなってまいりますので、それを省いた際の情報提供の仕方のページの作成という点を今検討しているところでございます。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） それでは何点かお伺いさせていただきます。

決算書105ページ、企画業務費、行政報告書でいいますと79ページ、公共施設最適化への対応につきまして26年度はどのような方針を持ってお取り組みをされてきたのか改めて伺います。その中でプロポーザル方式で計画の策定を業者に委託したわけでございますけれども、プロポーザルの中でどのような内容を重視してこの業者を選定されたのか、この点について確認をさせていただきます。

もう一つが決算書の119ページになります。細かい点なんですけれども、仲原地区集会所について、ここの集会所については利用者の方から全身が映るような鏡を設置してほしいというような御要望もいただいているんですが、26年度こういった御要望があったのか、それについてどのような取り組みをされたのかについて伺います。

決算書125ページ、徴収事務の中におきまして26年度のお取り組みでどのような形で徴収についてお取り組みをされたのか。特に延滞をされている方についてどのような丁寧な対応をされたのかについて伺うとともに、あと行政報告書136ページのコンビニエンスストア収納委託、これにつきまして25年度よりも実質上がっているかとは思いますが、これについての詳細と、それに対する評価をお伺いいたします。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 決算書105ページにおけます公共施設最適化の取り組みにつきましてお答えをさせていただきます。

平成26年度におきましては公共施設等総合管理計画の策定を行うための支援を委託する事業者を選定いたしました。その中で現在その作業が進んでおりますが、今回その支援事業者を選びました理由でございますが、

まず総務省から求められております公共施設等総合管理計画に対応するために、まず市が保有、管理をしております公共施設等というもので含まれるもの全て洗い出しをすること、それから将来におけます総合管理計画の実効性を担保するために、将来求められます固定資産台帳の作成を見据え、データの整理を行うこと、あるいは公共施設等総合管理計画を策定するための道筋といたしまして、市民のアンケートを実施したり、あるいは市民意見の交換会などを実施するということが反映された業務として述べられたことから、選定の理由といたしております。

以上でございます。

○市民生活課長（田村美砂君） 決算書119ページ、仲原地区集会所管理費の鏡の件でございます。

こちらのほう、やはり御利用者の方から全身が映るような鏡を置いてほしいということで御要望のほうはいただいております。その前にもこちらの地区集会所では、やはり机がキャスターつきでないもので御利用者の方が持って運ぶのが大変だということで、けがをしてしまうということで御要望があって、それを27年度にちょうど入れ替えたところでございます。こちらのほうでもそういった御要望の声は受けとめてございますので、こちらのほうの、鏡といいましても、なるべく御利用者の方に安全にお使いいただくために割れないものでスポーツミラーのようなものを考えておりますけれども、そういったものも値段のほうも高額でございますので、いろいろな優先事項を考えながら、御要望の声は受けとめていきたいと思っております。

以上でございます。

○納税課長（中山 仁君） 決算書125ページ、徴収事務の関係で御質疑いただきました。

まず納税課のほうで滞納整理ということでやらせていただいておりますのは、やはり手厚いきめ細かな納税相談ということは重々理解させていただいて対応させていただいているところでございます。その中で相談の内容で、また財産調査等を行った中で滞納している方の精算についての方針を決めて、一緒になって精算をしていくということを主眼に置いて対応をさせていただいております。

また行政報告書136ページ、コンビニエンスストア収納に関して御質疑ちょうだいいたしました。

こちらのほう、コンビニエンスストア収納という形で書かせていただいておりますが、この中にはモバイルレジもコンビニエンスストア収納の一部ということで入っております。こちらのほうが平成26年度につきましては7万1,601件ということで御利用がありました。昨年度、平成25年度につきましては6万3,331件ということで、結構伸びてきているところでございます。またモバイルにつきましてはコンビニエンスストア収納の一部ということで、今回この中に含めさせていただいております。コンビニエンスストア収納のインフラの一部を使っておりますので、このような形で書かせていただきました。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） 徴収事務のことについてもう一点確認です。

以前にも尋ねたんですけども、勤めている事業者が天引きをしてくれないので、仕方なく個人で支払わなければいけないんですけども、それがなかなかやりくりがうまくいかなくて延滞してしまったというような事例も伺っております。それに対して市としてはそういった業者に対して、きちんと市外の業者に対しても指導していただきたいというようなお声なんですけども、これについてはどのような考え方をお持ちなのかということと、あわせてコンビニエンスストアの収納につきましては、ぜひとも今後とも強力で推進していただくと同時に、こちらのさらなる普及といたしますか、啓発といたしますか、これについて今どのようなことをお考えなのか、この点について伺わせていただきます。

○課税課長（矢吹勇一君） 行政報告書136ページ、住民税の特別徴収の件で御質疑がございましたので、私、課税課のほうからお答えをさせていただきます。

住民税の特別徴収に関しましては、以前も御答弁させていただいたと思うんですが、29年度から東京都で一をして特別徴収を推進していくということで、現在その準備を進めているところでございます。これまでは、どうしても事業者によりましては特別徴収が事務手続上、煩雑であるとか、そういったお話がありまして、なかなか徹底できないというところがあったんですが、やはり法律上はあくまで特別徴収が原則であるということと、あと納税者の個人にとりましては、やはり給与からの天引きでやっていただいたほうが手間もかからないということがございますので、この点につきまして課税課のほうで29年度導入ということで今活動をしているところでございます。

以上です。

○納税課長（中山 仁君） 行政報告書136ページということで、コンビニエンスストア収納のさらなる推進というところで御質疑をちょうだいいたしました。

今現状でもコンビニエンスストア収納、いろいろな手立てをとれまして、市民の方、また納税者の方という形で周知のほうをさせていただいているところでありますが、さらに納付書のほうにもコンビニエンス収納及びモバイルレジのほうも使えますよという形をさせていただいております。またほかの機関のところにもちょっとタイアップさせていただいて、何か張れるようなものがあるかどうかとか、いろいろちょっとそこら辺も検討ということで今させていただいているところでございます。コンビニエンスストア収納につきましてはすごく利便性が高いというところがございますので、さらなる推進に向けて取り組みをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） 1点確認をさせていただきます。

行政報告書81ページ、職員自主研究グループに対する支援事業についてでございますが、こちら何をどのよう支援をしたのか教えていただけますでしょうか。研究テーマが市内の自然や名所を有機的に結んだ散策路についてというふうになっております。何のための研究であったのか、またその目的、目的は職員の政策形成能力の向上と意識改革及び資質の向上を目的としてというふうになっておりますが、この研究テーマの意図するところ、こちららあわせて詳細にお願いできればと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 行政報告書の81ページ、職員自主研究グループに対する支援事業でございます。

こちらは企画課としまして支援した内容でございますけれども、これは職員の自主的な活動を支援するという形になってございますけれども、企画課としましては予算で、まず普通旅費と消耗品の予算を計上しております。今回の自主研究グループの中では実際に視察等行っておりますので、その辺の視察先への協力依頼や普通旅費の支給をしているところでございます。またそれ以外にこの活動、自主研究グループの活動をする前に理事者との懇談がございます。また活動が終わった後に報告書ができますけれども、そのときにも理事者のほうにも報告していただきますので、その辺の会議の設定もしてございます。また所属職場のほう、時間中に活動しますので、その辺の協力依頼をしたり、会議室の確保など、そういう支援を企画課では実施しているところでございます。

また目的と何のための研究かということでございますけれども、今回は平成26年度の研究テーマとしまして

は、市内の自然や名所を有機的に結んだ散策路ということで、東大和市が魅力あるまちになるために魅力ある場所を有機的に結んだ経路に対しまして、そういうテーマをこちらの企画のほうで決めさせていただきまして、今回は自主研究グループの職員を募集させていただきました。ですのでこの内容としましては、若い方々の発想で東大和市が魅力を高めるためにどのような散策経路ができるかということをご期待して募集をさせていただいたところでございます。ですので、そういうことも通じまして最終的には職員の政策形成能力の向上だったり意識改革ということでございますけれども、若い職員が一つのグループになりまして共通の目的でいろんなことを議論すると。そして成果物としてこういう報告書を上げるという経過をたどりまして、それぞれの職員の意識改革だったり、そういう行為をしていくことによって職員の資質の向上につながるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（根岸聡彦君） ありがとうございます。

今の御答弁の中で視察にも行かれたということですので、視察にはどちらに行っておくを見て、その結果どのような成果があったのか教えていただければと思います。今の御答弁の中身を聞いておきますと、やはり市長が常々おっしゃってありました観光事業の推進に伴う観光資源の発掘というところにつながっていくのではないかなというふうにも受け取れます。成果品が今回東大和市テーマパーク化計画と、非常に壮大な計画になっているように思います。この計画の内容と今後の事業化に向けての展望についてお伺いできればと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） まず成果品としまして東大和市テーマパーク化計画につきまして御説明させていただきます。

この自主研究グループは市全体を散策路と捉えまして、市内の既存の魅力ある名所や施設を、まずそこを押しえまして、それに加えまして非日常を感じられる新たな施設等を創造するというところでテーマパーク化というふうに言っております。その新たに施設をつくる、その夢を持ってそれをつくるということなんです、その提案の内容としましては、小中型動物の飼育と公園設備を併設しました多摩湖動物園ですね。そういうものをつくったらどうかと。多摩湖の周辺ですけど、そういう内容でございます。またあわせまして狭山緑地のほうに森の図書館やカフェをつくったらどうかというような提案もございました。ですので、そういう今の施設プラスそういうような新たな施設を加えまして全体的にそれをレンタサイクルで有機的に結んだらどうかというような提案でございました。その提案をするに当たりまして視察ということでございますけれども、視察には北区の中央図書館や板橋区のこども動物園など、そういう近隣というんですか、都内の先進的な、区市ですか、そちらに行きまして、このようなテーマに沿った提案をするに当たっての研究をしてきたということでございます。

今後の事業化に向けての展望でございますけれども、まずこれは柔軟な発想で東大和市のことをどう考えて、こうやって報告書をつくっていくかということをご期待しているものでございます。今回も提案された内容につきましては、すぐには事業化ができないのではないかなというふうに思っておりますけれども、私どもこの報告書につきましては、グループウェアで情報共有するとともに、市の施策へ活用が可能な場合にはぜひ取り入れてほしいということで庁内所属長のほうにへも通知をするような状況でございます。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 行政報告書の41ページから42ページ、職員給与のところですけども、昨年と比べまして時間外勤務がふえております。特に突出しているところが戸籍住民基本台帳費、児童福祉費、清掃費、都市

計画費のところなんです、これの要因を教えてください。

それともう一つ、同じく決算書で123ページ、過誤納還付金のところ。行政報告書でいくと126ページ、市税過誤納還付金等あります。これ昨年度も質問させていただいて取り組みをお聞きしましたところ、非常によい結果が出ているようです。特に返還加算金に関してはゼロ円ということで非常にすばらしいな、取り組みはすばらしいと思うんですけども、去年とことしとどういうことをされて、この結果が生まれたのか。

以上2点お願いします。

○職員課長（原島真二君） 行政報告書の41ページ、42ページの時間外勤務の増の主な要因ということでございますけども、市民課の住民基本台帳関係の業務としまして、平成26年度は協議会、住民基本台帳協議会会長市を受けておまして、この事務量が非常に多かったということがあります。またマイナンバーの事業も事務も始まっておまして、こちらの準備に多大な時間をとられたということです。あと民生費、3款のほうの関係でございますけども、保育課におきまして子ども・子育て新制度におけます認定事務に伴います時間外が発生していると。また障害児の入園に伴う事務量が増加したということでございます。また4款のごみ対策の関係でございますけども、平成26年8月からごみ排出方法の変更がありまして、ごみの分別ガイドの作成だとか、ごみ排出カレンダー、指定収集袋、これらを作成すること及びその周知に努めたということで時間外勤務の増があったということでございます。また8款の都市計画関係でございますけども、都市計画課におきましてちよこバスの路線変更に伴いまして時刻表やパンフレットの作成、また都市マスタープランの改定に伴う地域懇談会の開催もありましたものですから、このようなことから時間外勤務手当が増加しているということでございます。

以上です。

○納税課長（中山 仁君） 決算書123ページ及び行政報告書126ページで還付加算金等について御質疑いただきました。

納税課のほうとしましては、こちらのほう、発生すること自体はどうしても市民の方、また法人等から申告書が上がってまいりますので、それでどうしても発生することはしょうがないということで考えております。ただそこからの事務処理に関しては、事務処理自体は短くする、いかにして早く返すかということ念頭に置いて、昨年も同じような答弁をさせていただきましたが、その形で対応はさせていただいております。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 幾つか確認させていただきます。

1つは人件費や人に関する点なんですけれども……

○委員長（東口正美君） ページ数を。

○委員（和地仁美君） 今言います。今言いますよ。

中間委員とかぶるところはちょっと省略させていただきますが、まず1点目が行政報告書の15ページ、16ページなんですけれども、人件費については微増だという御説明が先ほどありましたけれども、一方で地方分権が進んで事務事業の量、複雑化が進んでいる中で、物件費の中に臨時職員に対する費用、経費が含まれていると思っておりますが、ちょっとこちらの資料ですと全部含まれてしまっているので、どの程度、いわゆる人に関する経費がこの物件費の中に含まれているのか。人件費については前年度比0.3%増に対して物件費は前年度比9.5%増とかなり上がっている、この見えない人件費と言っちゃうと語弊がありますが、見えない経費についてちょっと教えていただければと思います。

そしてそれをいわゆる人件費に、物件費の中に含まれる臨時職員に対する費用、経費を足した上での人件費比率的な全体に占める人に係る費用というところを、出ていけば去年、ことしというような経年であらわすことができれば教えていただければと思います。

もう一点が行政報告書の41ページ、42ページ、先ほども中間委員のほうの御質問に御答弁いただいたので、職員の給料についてのアップの要因が東京都の人事院の勧告によるところで、市のほうではそこについてはコントロールができないというか、そういう御答弁があったと思うんですけども、いわゆる入ってくるお金がふえる、民間企業でいいますと業績がいいから給料が上がるというような、入ってくるものと人件費というところが多少リンクをしたりする部分があるんですけども、市の場合は東京都の人事院勧告のほうで給料のほうの値上げをするということに対しますと、いわゆる分母になる入ってくる部分とはリンクしないで、そのいわゆる先ほど企画財務部長が経常比率が1%上がるということは非常に大きなことだと捉えているという御答弁もあった中で、ここら辺のコントロールが難しいなというふうに思います。経常収支比率の中での人件費の構成比などを見ますと、大体15%前後で推移しているのかなというふうに見ているんですけども、例えばこの比率の目安みたいなものを持って予算立てをするのか、またその結果、時間外勤務もふえたというお話が先ほど床鍋委員からありましたけれども、決算を閉めた上で適正な人件費比率というものを何か目安を持って決算を確認しているというようなことがあるのか教えていただければというふうに思っております。

それから次研修の件なんですけれども、行政報告書49ページ、毎年さまざまな研修をしていただいていることは決算、予算の際に確認させてもらってますが、各研修に派遣をする人たち、いわゆる担当している専門的なところ、あとは節目節目に必要な技術、知識をつけるための研修というものが見えるんですけども、例えば特別区職員研修所で開催された直感力という研修があるんですけども、こちらに7名派遣しているんですが、そういった研修に派遣する人選についてはどのように行われているのかを教えてください。

次行政報告書60ページになりますけれども、市報の関係、私、部数のほうで確認したいと思います。世帯数、毎年増加していると思いますが、市報の部数について減少しているというような形になっておりますので、この原因について教えてください。

それから先ほど根岸委員が聞かれました行政報告書81ページの職員自主研究グループに関する支援事業というもので、毎年成果品が出てます。25年度については子育て関係の成果品が出てたと思うんですけども、そちらについては市内ではグループウェアで共有されているということですが、私たちや市民の方がこういうことを市の若い人たちは考えているんだなという希望が持てるような部分もあると思いますので、そういうものは一般的にはいわゆる公開ということはあることはあるのかは教えていただければと思います。

それから行政報告書87ページの提案制度についてなんですけれども、毎年いろいろと職員の方からおもしろいアイデアや提案が出ているなというふうにして見させていただいているんですが、これの採用するかしないかというのはどのように決めているのでしょうか。といいますのは、26年度の行政報告書に載ってます提案制度の中に、ちょっと採用されなかったんで、職員のドレスコードを決めたらいいんじゃないかというような提案をされていた職員の方がいて、私これはぜひやったほうがいいんじゃないかと思っているところがありましたので、そちらについての、その1点ではなくて採用するかしないかの基準やどうやって決定するのか教えてください。

それから最後、市民会館の運営事業についてですけども、先ほども中間委員の……（「ページは」と呼ぶ者あり）行政報告書101ページについてなんですけれども、委託料が約、前の指定管理者より年間2,500万円ア

アップしてて、5年間1億を超えたアップになる中で、先ほどの御答弁ではインターネットでチケットを購入することができるようになった点や施設の空き状況を確認して予約ができるようになったという、そういうシステムのところが利便性が上がったというお話があったと思うんですが、それが委託料が年間2,500万円上がったことに対しての費用対効果というのをどういうふうに分析されているのか。たしかプレゼンでプロポーザルでやったときには、市内の公民館、市民センターをネットワークでつないで、まち全体を巻き込んだ、そういう事業をやるというようなプレゼン資料を現在の指定管理者は出されていたと思うんですけども、そこについては26年度はインターネットでのチケット購入と施設予約、空き状況管理というところで使われたと思いますけれども、今後何か具体的に動くことがあるのか、先ほど言ったように2,500万円年間委託料が上がっていることに対する費用対効果を市はどのように分析されているのか教えてください。

行政報告書105ページ、こちら最後になります。

先ほど利用率の話があったと思うんですけども、市民会館の自主事業についてなんですけど、平成25年度は18事業をやってらっしゃいまして、うち入場者数が500人台のものが9事業、600人台のものが2事業あったんですが、平成26年度については自主事業数が12に6事業減りまして、入場者数についても500人台、600人台というイベントはなく、400人台が1事業、300人台が1事業にとどまっているという結果になっておりますけれども、これについては初年度ということもあって、当市の市民の方にどういうものが喜ばれるのかという部分がわからない、先ほど広報が足りないというお話もありましたけれども、やはりそういった事業をやる場合は盛況の中終わらせたほうが費用的にも、あとは評判的にもいいと思うんですけども、市のほうから指定管理者にこういった残念な自主事業の結果になった点について話をしたり意見交換したりアドバイスしたりというようなことはされているのか教えてください。

以上です。

○委員長（東口正美君） お諮りいたします。本日の決算特別委員会はこれをもって散会したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、これをもって散会いたします。

午後 4時51分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

年 長 委 員 関 田 貢

委 員 長 東 口 正 美

平成27年第2回東大和市議会決算特別委員会記録

平成27年9月15日（火曜日）

出席委員（21名）

委員長	東口正美君	副委員長	根岸聡彦君
委員	森田真一君	委員	尾崎利一君
委員	上林真佐恵君	委員	実川圭子君
委員	二宮由子君	委員	大后治雄君
委員	関田貢君	委員	中村庄一郎君
委員	押本修君	委員	蜂須賀千雅君
委員	関田正民君	委員	関野杜成君
委員	和地仁美君	委員	佐竹康彦君
委員	荒幡伸一君	委員	中間建二君
委員	木戸岡秀彦君	委員	床鍋義博君
委員	中野志乃夫君		

欠席委員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（58名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
総務部参事	鈴木俊雄君	市民部長	広沢光政君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	尾崎淑人君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	会計管理者	仲里章君
学校教育部長	阿部晴彦君	学校教育部参事	岡田博史君

社会教育部長 小 俣 学 君
 行政管理課長 五十嵐 孝 雄 君
 財 政 課 長 川 口 莊 一 君
 文 書 課 長 下 村 和 郎 君
 情報管理課長 菊 地 浩 君
 総務部副参事 廣 瀬 裕 君
 保険年金課長 嶋 田 淳 君
 納 税 課 長 中 山 仁 君
 市民部副参事 小 川 泉 君
 子ども生活部
副 参 事 井 上 誠 二 君
 市民生活課長 田 村 美 砂 君
 福祉部副参事 新 海 隆 弘 君
 障害福祉課長 小 川 則 之 君
 健 康 課 長 志 村 明 子 君
 ごみ対策課長 松 本 幹 男 君
 都市計画課長 神 山 尚 君
 建 築 課 長 中 橋 健 君
 区画整理課長 當 摩 弘 君
 給 食 課 長 梶 川 義 夫 君
 社会教育課長 村 上 敏 彰 君
 中央図書館長 関 田 実千代 君

企 画 財 政 部 事 遠 藤 和 夫 君
副 参 事
 秘書広報課長 鈴 木 尚 君
 総務管財課長 中 野 哲 也 君
 総務部副参事 伊野宮 崇 君
 職 員 課 長 原 島 真 二 君
 市 民 課 長 山 田 茂 人 君
 課 税 課 長 矢 吹 勇 一 君
 産業振興課長 乙 幡 正 喜 君
 子育て支援課長 高 橋 宏 之 君
 青 少 年 課 長 中 村 修 君
 福祉推進課長 尾 又 芥 夫 君
 生活福祉課長 東 栄 一 君
 みのり福祉園長 石 川 伸 治 君
 環 境 課 長 関 田 孝 志 君
 環境部副参事 長 瀬 正 人 君
 土 木 課 長 寺 島 由紀夫 君
 下 水 道 課 長 佐 伯 芳 幸 君
 学校教育課長 岩 本 尚 史 君
 学 校 教 育 部 事 小 板 橋 悦 子 君
副 参 事
 中央公民館長 尾 又 恵 子 君
 選挙管理委員会
事 務 局 長 塚 原 健 彦 君

本日の会議に付した案件

- 第46号議案 平成26年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第47号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第48号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第49号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第50号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第51号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

午前 9時28分 開議

○副委員長（根岸聡彦君） ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

○副委員長（根岸聡彦君） 第46号議案 平成26年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を議題に供します。

昨日に引き続き、第2款総務費の質疑を行います。

○財政課長（川口荘一君） 行政報告書15ページ、16ページにおける物件費の中の臨時職員の費用等について、御質疑いただきました。

15ページ、16ページに関しましては、地方財政状況調査、いわゆる決算統計の数値ですので、私、財政担当のほうから説明のほう申し上げたいと思います。

まず、平成26年度決算における物件費に含まれている臨時職員賃金ということで申し上げますが、約3億8,622万円となっております。また物件費に占めるこの金額の割合は9.7%でございます。前年度平成25年度と比較しますと、この臨時職員賃金は6.7%の増となっております。

次に、人件費と合算しました金額でございますけれども、平成26年度では約46億7,152万円となります。歳出決算全体に対する割合でございますけれども、17.5%となります。前年度との比較では0.8%の減というふうになっております。

金額に関しましては、前年度比較で0.8%増となりますけれども、歳出全体に対する割合は17.5%で、0.8%の減ということでございます。

人件費比率の目標ということでお尋ねがございましたけれども、比率となりますと、年度年度の決算の状況については、その年度の実施状況によって金額が増減というふうになりますので、分母の数値が増減というふうになりますので、人件費比率の数値的な目標ということで定めることは難しいというふうには考えているところでございます。

ただし、人件費が歳出に占める割合が大きくなるということは、財政構造の硬直化というふうになってきますので、財政担当といたしましては、各年度の状況に応じて適正な人件費の水準となるようなことが必要であるというふうに考えております。

以上です。

○職員課長（原島真二君） 行政報告書の49ページ、研修に関しまして、どのような基準で選んでいるのか、また直感力の研修がどのようなものかということで御質疑をいただいております。

市独自研修や研修所の必修研修などにつきましては、研修対象者の中で未受講者の方の中から各課長に推薦をいただいて、出席する者を決定しております。このほかに業務に関する研修や講演会などにつきましては、希望者を募って派遣する場合もございます。

御指摘の特別区職員研修所の講演会、直感力につきましては、講師がプロ棋士の羽生善治氏でございまして、内容は努力を継続するコツ、ストレスやプレッシャーに対する対処方法などを内容としておりましたものですから、希望者が多く7名の派遣となっております。

以上でございます。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 行政報告書60ページ、市報の配布についてでございます。

平成26年3月と平成27年3月の市内の世帯数を比較しますと589世帯の増加でございました。それに対しま

して、新聞折り込みと宅配による市報の配布部数につきましては、マイナス115部という状況でございます。

こちらは市民の皆様の情報取得のためのツールが多用する中で、新聞購読者世帯は減少している傾向がさらに進んでいると。それにあわせて、情報源を紙ベースに求めずに電子媒体での情報取得をするケースがふえてきたということによるものと考えております。

以上です。

○企画財政部参事（田代雄己君） 行政報告書81ページ、11番の職員自主研究グループに対する支援事業の関係で、成果品の公開についてという御質疑をいただきました。

この成果品につきましては、庁内の職員の活動の成果品ということでございまして、現時点では市民の皆様への公開は考えておりません。

以上でございます。

○行政管理課長（五十嵐孝雄君） 行政報告書87ページ、提案制度の採否の決定に至る流れ等につきまして、御説明をさせていただきます。

提案制度につきましては、提案がございました後、規定に従いまして、行政管理課長、財政課長、総務管財課長、職員課長の4名で構成しております提案審査委員会において審査・判定を行っております。その内容でございますが、提案審査委員会では、対象となる取り組み等を所管している部署の意見というものも参考にしながら、準備や作業の能率向上に役立つかどうかといった提案の要件に照らしまして、その効果の大小、実施の難易度、また創意工夫の程度などを基準といたしまして、採用・不採用・保留といった別を審査してございます。

また、最終的には提案審査会から市長に審査結果の報告を行いまして、市長が提案に関します採用・不採用・保留の別を決定するといった流れになってございます。

こうした流れの中、質疑の中でお話のございました職員のドレスコードを作成するという提案に関しましては、華美・ラフな服装を指導できるというメリットがございますけれども、職場によってふさわしい服装が異なるということ、その中で画一的なルール設定が難しいということが1点、また職員向けに策定されております職員接遇マニュアルの中で、身だしなみに関する記述がございますので、そちらを基準にしていくべきだろうといったことがございましたので、こちらの提案につきましては、不採用とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○市民生活課長（田村美砂君） 行政報告書101ページ、市民会館運営事業、費用対効果の考えについてでございますが、現指定管理者の指定管理委託料につきましては、新たな指定管理システムの導入の提案を市のほうで依頼したことで、その費用が加わっていること、また光熱水費の値上げについて、支出に適正に反映されていること、また前指定管理者が運営に当たって大きく赤字であったことを踏まえ、管理費全体も適正な収支の提案があったこと、それらにより指定管理委託料が上がった要因と捉えております。

このため施設予約システムの導入によりまして、市民会館へ足を運ばなくても施設の予約がとれること、それからチケットもウェブで購入できることといったことになりまして、今までよりも利用者の方の利便性が高まり、費用対効果があったと認識しております。

ただそれに見合う利用率と、26年度はなっていないので、より市民会館の利用の周知を指定管理者にも求めていきたいと思っております。

また町全体を巻き込んだ運営をしていくことの具体的な動きについてであります。26年度はうまかんべえ～祭などの市の事業にも市民会館が連携できたことは、今までにない取り組みであったと考えております。まだ形になるまでは至ってはないところでございますけれども、市内の商工会との連携も検討を始めていますと伺っております。

続きまして、行政報告書の105ページ、市民会館の自主事業の入場者数の減少についてのアドバイスや意見交換についてでございますけれども、毎月指定管理者とは意見交換の場を持ちまして、事業の報告等をあわせて受けております。その際に、アドバイスといたしまして、内容について、この事業だと市民の皆様とのニーズと合うかどうかといったことの情報収集のノウハウにつきましては、やはり専門の指定管理者の分野だと思っておりますので、しっかりそのあたりはリサーチしてほしい旨は、お話のほうはさせていただいております。

ただ事業者が東大和市で施設の運営を行うのが初めてでございますので、イベントの周知などにつきましては、市の事業でチラシの配布を行ったり、またコミュニティビジョンでの情報発信など、より多く入場していただけるような取り組みを所管課のほうでも協力をし、行っているところでございます。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 御答弁ありがとうございます。

何点か確認させていただきたいんですけども、最初の人件費比率については、質問の際も申し上げましたけれども、東京都の人事院勧告に沿って給与は決められているという中で、コントロールがしたいという御答弁がほかの質問のときにあったと思うんですけども、先ほど頂戴した御答弁を踏まえますと、いわゆる分母になる予算全体に占める割合というのは、そこにコントロールされるので、特に目標というものはないという御答弁だったと思います。

硬直化、実経費割合が高くなると硬直化が進むということで、懸念は持たれているようではございますけれども、こちらは予算を組む段階で予算規模というのが見えると思うので、歳出に占める人件費の割合というものを逆に予算のときは考慮されているのか、それについて決算が出た段階では、検証して次年度の予算に反映させたり、もしくは体制、仕事の振り分け方などを対応しているのかということについて、確認させていただきたいと思っております。

それから、行政報告書の87ページの先ほどの提案制度についての身だしなみの件ですけれども、接遇マニュアルのほうの浸透がいま一つ進んでいないという御答弁を一般質問のときいただいた中で、身だしなみというところについては、こちらの接遇マニュアルで対応されるということでしたが、こちらについては今後の動きというか、職員の方のほうを見させていただきたいと思っております。実際こちらについては、私も時々気になる点がありますので、よろしく願います。

それから、市民会館の委託料の件で光熱費が上がったり、実際には前の指定管理者のほうが大きく赤字だったために、委託料のほうを現実に沿った形で変えたというお話がありましたけれども、そうすると、前の指定管理者の方は無理をして赤字になっていたのかというふうな捉え方もできますので、再度この委託料の大きくマイナスだったところを埋めるというところを市のほうの委託料でカバーするというか、この委託料が決まったところ、前の指定管理者の赤字を埋めるという考えがあったのかどうか、確認させていただきます。

それから、ほかの質問の際も、うまかんべえ～祭で市民会館の新しい指定管理者の方が協力してくれて、非常に前の指定管理者よりも町の行事に参加してくれているという御答弁あったと思いますが、私の理解では、この指定管理者のグループ会社の芸能プロダクションの方が歌や踊りを披露していただいているということ

認識しているんですけども、先方にとってはいいプロモーションの機会というふうになっているのかなど。東大和市にとってそれがどのような効果を発揮していると分析されているのか、またそのほかにもうまかんべえ～祭でこの指定管理者のほうがかかわって、何か内容が充実向上したことがあるのか、その点について確認させてください。

○企画財政部長（並木俊則君） まず1点目の行政報告書15ページ、16ページになります。歳出の性質別の表の中の人件費、物件費のところの部分の再質問でございますが、現状先ほど財政課長が答弁申し上げましたように、人件費、あるいは物件費の中の臨時職員賃金と、これを全体的な予算規模、あるいは決算規模もそうなんですけど、何%までが適正化というのは回答というのが出るものではありません。その都度予算規模、決算規模、毎年度違ってきますので、全体的な割合がそう数字が大きく構成比が変わるわけではないんですけど、それをもってしてどこまでに抑制というの、なかなか難しいというのが、まず比率のほうの数値での取り組み方でございます。

現状、現在職員の定員につきましては、第4次の行政改革推進計画の中で、平成28年度までは476人というふうに決めております。平成28年度まではこの定員の数値を守っていきたいというふうに今しているところなんですけど、結果、現状は各行政課題、多岐にわたっております。また業務量も年々多くなっているというのが実情でございます、その部分をどういうふうに対応するかといいますと、やはり嘱託員であったり、あるいは臨時職員であったりということでございます、どうしても職員の定員が決めているということの中で、そういう対応というのがあります。それは個々の事業を推進していく中でどうしても必要ということで、その部分はどうやってチェックしているかといいますと、ここが課題でございますが、毎年度の予算編成の中で事細かく財政サイドのほうで各主管課と調整しながら、細かい人数の調整、あるいは時間の調整までをもってして、予算を編成しているというのが現状でございます。でありますから現時点での人件費の全体的な構成比、あるいは職員人件費全体の、臨時職員も含めた中での構成の割合、これなかなかここまでの適正な数字というのが見出せないんで、それぞれ個々に精査をしていくというのが現在のやり方でございます。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 市民会館の関係でございますけれども、ここで昨年から指定管理者が変わったということでございますけれども、前の指定管理者の赤字を埋めるというような考え方で指定管理料を設定したということではございません。やはり今回もプロポーザル方式でいろいろな提案を受けたところでございますけれども、今の指定管理者が提案してきた内容、例えばアウトリーチを非常にやったり、アイドルグループを発掘したり、育成したり、さらには外へ出て行って、今までなかったような町のにぎわいを創出というところが非常に選考委員の方々にも訴えたところが非常に強かったんじゃないかというふうには認識しているところでございます。

うまかんべえ～祭、昨年におきましては、協力の委託等はしなかったと思うんですけども、ブース等を出しまして、そこで協力した、さらには自分の市民会館のチケット販売等で、そちらの場にも出て行って販売させていただいたりということで、新たな売り場の確保というんでしょうか、拡大にもそういうところにも貢献をしていたというふうには認識しているところでございます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 何点か伺います。

行政報告書の37ページ、職員人件費の関係ですけども、私、議員になって8年余りですけども、少なく

ともこの8年間の間でいうと、職員の皆さんの給与は年間数十万円規模で引き下げられるという状況の中で、一生懸命市民のために働いていただいているということを感じているところです。

それでこの資料もいただいたんですけども、5年間とってみると、企画財政部や福祉部で人員がふえているようにも、ちょっと見たところ見えるわけですけども、どの部、どの分野で、どのような仕事がふえているのか、伺います。

それから、この5年間の動向も踏まえて、今後についてはどのように考えているのか伺います。

それから、この資料で臨時職員、嘱託員などの状況も載っています。今官製ワーキングプアという言葉さえ生まれていて、最低賃金が改定されるたびに臨時職員の賃金を引き上げざるを得ない。つまり臨時職員の賃金が最低賃金に張りついた状況がずっと続いているわけですけども、平成26年度市の非正規職員の待遇改善について取り組まれた事項を伺います。

それから、もう一つのこの資料で職員の病気等による長期休暇者数26年度というのがいただいています。職員の病気等による長期休暇者ということですけども、そのうち去年はメンタルのうちの2人が退職したというふうに伺いました。行政報告書の37ページでも、職員退職数が記載されていますけれども、26年度についてはどうなのか、伺います。

それから、この長期休暇者数の数値について、去年は東京都平均より数値が悪いというふうに伺ったわけですけども、去年というのは25年度ですね。26年度についてはどうなのか、伺います。

それから、行政報告書の94ページで、東大和地区防犯協会補助金と東大和市防犯協会補助金が同額で支給されているわけですけども、それぞれの目的と使途について伺います。またそれぞれの活動についても、この行政報告書に記載されています。御苦労をおかけしていることと思いますが、それぞれの協会の課題や困難について、市はどのように認識してかかわっているのか、伺います。

それから、行政報告書100ページ、マイナンバー制度導入とのかかわりで、基幹系や福祉系のシステム修正が載せられていますが、これ国からのお金だけでは全部できないで、市の一般財源が支出されていますが、なぜ全額国からの資金でこれ賄われていないのか、伺います。

それから、行政報告書135ページ、徴収事務について、これ督促状の発送件数とか、それから警告書、財産差し押さえ予告通知書、延滞金の納付についてのお知らせという、いろいろ文書の名前が出ているんですけども、これらの事務の流れ、どのようにこれが段階踏んで進められていくのか伺います。特に、差し押さえや換価というのは、行政権力の行使になるわけで、市民の暮らしを守る点から慎重な対応が求められると考えますが、その点について現場でどのような点に留意して対応されているのか、伺います。

○職員課長（原島真二君） 行政報告書37ページ、職員人件費に関しまして、資料提供をいたしました人数に関しての御質疑でございますが、この5年間でどの部、どの分野で、どのような仕事がふえているのかというふうなことです。22年と26年の状況について、概括的にお話をしたいと思いますけれども、平成22年と26年7月1日の職員数で比較しまして、企画財政部で4名増となっております。行政管理課が設置されたことで2名配置されたほか、財政課においては東京都派遣研修のために、26年度に1名を配置しております。企画課で行っていた行政改革にかかわる事業を取り出しまして、行政管理課のほうで充実させていただいているのと、研修により1名派遣ということで増ですね。

あと市民部につきましては、5人の増となっております。課税課、納税課において増員を図りまして、産業振興課においても3名がふえております。税の徴収強化でありますとか、観光を含めた産業振興ということ

で人員増を図っております。

また福祉部におきましては、11名の増となっておりますけれども、これにつきましては、福祉推進課が3名、高齢介護課は2名、生活福祉課は3名等ということでございまして、東京都からの権限移譲に伴いまして、社会福祉法人の監査事務等や総合福祉センターにかかわる事務ですね、このようなことで、また対象人員の増に伴う事務量の増もあったということで、人員増が図られております。

また環境部におきましては、ごみ行政にかかわる職員でございますけれども、これについて2名の増が行われております。

今後のほうにつきましては、ちょっと他の方をお願いすることにしまして、平成26年度の非正規職員の待遇改善につきましてはですけども、平成26年10月1日から全臨時職員の賃金単価につきましては、20円の引き上げを行っております。

続きまして、退職職員のうちメンタルを理由とした退職者についてでございますけれども、26年度中の退職者19名のうち1名がメンタルを理由とした退職者でございました。

続きまして、もう一件のメンタルを理由とした長期休暇者の割合についてでございますけれども、平成26年度は5人でございまして、年度当初の職員との割合は1.1%、平成25年度は8人で1.7%でしたので、0.6ポイントほど下がっております。東京都の平成25年度の発生率の資料について、手元にはございませんので、平成22年度から24年度の数値を見ますと、1.5%から1.7%となっております。平成26年度の東大和市の1.1%というのは、これと比べると低いものとなっているというふうに考えております。

以上です。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 行政報告書94ページの東大和地区防犯協会補助金と東大和市防犯協会補助金の関係で、2点ほど御質問いただきました。

まず1点目のそれぞれの補助金の目的と使途でございますが、東大和市防犯協会では市民の防犯意識の普及・高揚を図り、犯罪のない明るい住みよい東大和市を実現するために防犯活動を行うことを目的としてございます。また東大和地区防犯協会では、東大和市と武蔵村山市の両市の防犯活動を行うことを目的に、補助金のほうを支出してございます。

また使途でございますが、それぞれ地区安全運動の推進を初めとして使用してございますが、東大和地区防犯協会におきましては、空き巣等の侵入犯対策や車上狙いや振り込め詐欺、ひったくり、子供の誘拐犯罪等のチラシ作成及び立て看板の作成を行ってございます。またポスター等の広報紙の発行及び座談会や映画界、講習会等を開催しまして、刊行物の印刷等に使用してございます。

東大和市防犯協会では、青パトの広報車を1台使用しまして、市内の巡回広報やキャンペーン活動を実施してございます。特に東大和市駅前の行政コーナーにおきまして、自主交番を実施してございます。また環境浄化活動としまして、落書き消し活動の用具や用品等の費用として支出してございます。

次に、2点目の各協会の課題と市の認識でございますが、協会の課題につきましては、一番の課題が両防犯協会とも会員の高齢化ということが言われてございます。犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりのために防犯活動をしていただいておりますが、若い方の参加をしていただけないというような状況があるというふうに聞いてございます。

市といたしましても、協会の会員の拡大につきましては、催し物等の機会あるごとに広報したり支援していきたいというふうに考えてございます。

また自主防犯組織の育成でございますが、これにつきましても、防犯協会と連携した中で対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○企画財政部参事（田代雄己君） 決算書の95ページの職員人件費の関係で、先ほど職員課長のほうから今後についての対応ということで答えさせていただきたいと思っております。

職員数の今後という考え方でございますけれども、職員定員につきましては、第4次行政改革大綱推進計画の中で、28年度まで476人を維持するというようになっておりますので、この人数を維持しながら職員数については対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○情報管理課長（菊地 浩君） 行政報告書100ページ、社会保障税番号制度関連システム事業費における事業費のうち、財源内訳の一般財源についてでございます。

社会保障税番号制度関連システム事業における事業費は、総務費及び厚生労働省の補助金で補てんされておりますけれども、一般財源につきましては国から地方財政措置されております。

以上でございます。

○納税課長（中山 仁君） 行政報告書135ページ、徴収事務について御質疑頂戴いたしました。

当市での未納催告についてでございますが、まず税が未納であった場合、督促状を発送いたしまして、また電話催告等も実施いたします。その後、お支払いいただけない場合には警告書の発送、その後、財産差し押さえ予告通知書の発送となってまいります。

こういった文書の発送を行い、御自身に税の未納があることを御自覚いただき、自主納付をお願いしております。また納税相談の場を何とか構築していきたいと考え、通知文書についてはお送りしております。

相談業務につきましては、きめ細かな納税相談を行っており、相談内容によって対応を考え、相談の中で生活の再建を促す場合等もございます。お支払いいただけない場合、最終的には差し押さえをしなければならないという形なんですけれども、その後の換価についても十分検討し、考えた中で対応はさせていただいております。

以上でございます。

○副委員長（根岸聡彦君） ほかに。

○委員（森田真一君） では、1点だけお伺いします。

決算書でいうと48ページになるかと思うんですが、人事管理事務事業なんですけれども、これはちょうどたまたま先月ですか、女性活躍推進法というのが首相の肝いりで成立しましたけれども、自治体には女性採用比率の定量目標等決めることなども新たに課されるというふうに伺っております。統計ひがしやまとなどでも見えますと、ここ10年ぐらいの職員数の男女比の推移は、女性が3割台前半で、年々低減傾向にあるように見受けられるんですが、策としては来年度からということになるんだと思うんですけれども、現状今立ち位置はどういうふうに見たらいいのかということ、認識をお伺いしたいというふうに思います。

○職員課長（原島真二君） 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の関係でございますけれども、今後国のほうから女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針というのが出されると思いますので、それを勘案しながら取り組みについて検討してまいりたいと思っております。

現状におきましては、職員課としては、女性が活躍できるようにキャリア形成の支援や研修等の情報提供などに積極的に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員（実川圭子君） 行政報告書のほうでいきます。63ページの市民情報交換箱というのがあるんですが、こちらの許可数がだんだんふえてきているというふうに私は思っているんですけども、今耐震工事などもありまして、今後そういうのが終わった場合に、市民が気持ちよく使えるような市民ロビーをどのようにしていくか、そのときに市民情報の発信の場所として、こういったことを私はもっと広げていくことで市民活動の活性化になると思いますけれども、そのあたりのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、行政報告書88ページ、提案制度のところの不採用提案のところなんですけれども、16番、それから19番あたりでも市民ロビーの活用ということが職員の中からも提案されているということですので、そのあたり、喫煙コーナーが今度なくなるということで、スペースも広くなるので、そのあたりどのように考えているか、特に子育てしやすいまちということを掲げている市長にとって、19番の子育て環境の市民ロビーの中でのそういった整備というのが私は必要だと思いますけれども、そのお考えをお聞かせください。

それから、行政報告書135ページ、徴収事務事業のところなんです、1番の口座振替事務、こちらのほうで口座振替の推奨を行っていただいて、それもだんだんふえてきていると思いますけれども、例えば固定資産税の都市計画税などの口座振替を選んでいる方のところにも、毎年振込用紙が送られてくるんですが、これは私とても紙の問題とか郵送料の問題で非常に無駄なような気がして、そういった声も市民の方からもいただいています、明細のみあればよいと思うのですが、そのあたりシステム上で振り分けたりすることが難しいのか、検討したことはあるのかをお聞かせください。

それから、行政報告書144ページ、住民基本台帳事務事業の（4）DV被害者支援のところなんです、こちらのほうも支援申請を出している方が年々ふえてきているように思います。職員間でこういった被害者の方で市内に越されている方に対する対応というか、共通の対応のルールなどをどのように徹底されているのかお伺いしたいと思います。今年の1月でしたか、昭島市のほうでも市の対応によって、元夫のほうに子供の戸籍を抜かれてしまったというようなことがあったというふうに聞いています。職員の対応によってストーカーですとかの方から命を奪われるようなことにもなりかねませんので、その対応のルールをどのように徹底されているかお伺いします。

○総務部長（北田和雄君） 行政報告書63ページと88ページの市民ロビーの活用件でございますけれども、現在耐震補強工事のため手狭になって、市民の皆さん、議員の皆さんに大変御迷惑をおかけしております。

今後なんです、市民課のマイナンバーの導入に伴って執務室を拡張しなきゃなりません。そういうこともあって、1階の喫煙室の撤去も決めたわけなんですけれども、業務の拡大に伴って、市民ロビーもなかなか手狭になってきたのは事実なんです。限られたスペースで、なおかつあそこでイベントなども行いますので、余り狭くいろんなものを置くこともできませんので、いろいろ優先順位とかございますが、プライオリティーを決めた中で、より効果的な活用を今後検討していきたいというふうには思います。

以上です。

○納税課長（中山 仁君） 行政報告書135ページ、徴収事務のほうで口座振替の関係で御質疑頂戴いたしました。

口座振替に関しましては、市としても推奨させていただいて、どんどん広げていくというようなことでは考えてございます。また固定資産税の関係について、今委員のほうからもお話ありましたが、納税通知書に関しましては、口座振替の納税通知書と一般の納税通知書、もともとが分けてありまして、一般の納税通知書のほ

うについては1期、2期、3期、4期までの納税通知書と、あと口座振替の御依頼文ということで、中には入れさせていただいております。口座振替に関しては、ただいま納税課のほうではそこは入れないで、口座振替の関係についてはそれだけ、通知書だけをお送りしているような状況という形で考えてございます。

以上でございます。

○市民課長（山田茂人君） 行政報告書144ページ、DV被害者の支援の一定のルールという御質疑をいただきました。

まずDV被害者の方は、警察の方に御相談していただいて、まず申し出を、その意見書等に押印していただいて申し出書をこちらに提出していただきます。支援が決定いたしますと、その支援決定から1年間支援をするという形になります。そうすると、関係する証明書等の発行制限がかかるというような形の対応になります。

それで、1年後にその支援終了の1カ月前に通知をいたしまして、継続希望ありの方は継続いたしますし、希望なしの方は終了届を出していただくという形で終了いたします。また満了日まで連絡がない方も終了という形になっております。

それで、あとDV被害者の方に関しましては、個人情報尊重すると。個人情報を守るという観点を最重要課題といたしまして、関係諸機関、特に子育て支援の部署等々の連携を密にしまして、プライバシーを守っていくという形で対応していくという形になります。

以上です。

○委員（実川圭子君） 口座振替に関しては、分けているということで、私のちょっと勘違いなのかなと思ったんですが、振込書じゃなくても、何かかなりの冊数になっているように思いますので、もっと簡易化できないのかなということを検討していただければと思います。

それから、DV被害の方については、今のような対応をしていただいていると思いますけれども、本当に個人情報を守ることと、それを関係する戸籍の市民部と子育て関係だけではなくて、ほかの市の全体でもいろんな部署にかかわってくることだと思っておりますので、そのあたりを共通でどのように情報共有することと、個人情報を守ることが両方必要だと思っておりますので、これからナンバー制度などもありますので、ぜひ職員の研修ですとか、対応のルールを徹底していただくように、これは要望して御答弁は結構です。

○副委員長（根岸聡彦君） 総務費の質疑を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（根岸聡彦君） 御異議ないものと認め、総務費の質疑を終了いたします。

ここで説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時14分 開議

○副委員長（根岸聡彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、第3款民生費の質疑を行います。

○委員（佐竹康彦君） それでは、何点かお伺いさせていただきます。

1点目が決算書143ページ及び161ページ、行政報告書でいいますと183ページ、253ページの臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金でございます。それぞれ申請者が1万2,423名、また6,328名ございましたけれども、対象者が何名で、実際に申請されたのがこの数字なのか、このパーセンテージをお伺いできればと思い

ます。

次に、決算書162ページから165ページにかけて、行政報告書は255ページから268ページにかけての児童措置費全般についてでございます。

民間保育園運営委託補助事業等のことを伺いたいんですが、行政報告書260ページに関しまして、1点目、保育士等の処遇改善について、26年度どのような成果を上げることができたのか伺います。

2点目、行政報告書265ページの家庭福祉員事業、これが前年度よりも延べ人数が上がってきておりますけれども、この成果に対する御認識を伺います。

3点目が行政報告書267ページ、認定こども園のことについてです。26年度におけるこの認定こども園の成果、前年度と比較してどのように認識しておられるのか、伺います。

4点目が行政報告書268ページ、病児・病後児保育についてでございます。平成26年度の取り組みとその成果でございますけれども、前年度よりも登録人数、利用実人数、延べ人数ともに微減されておりますけれども、こういった点も含めてどのように評価をされるか、伺います。

5点目が民間保育園の施設整備でございます。行政報告書268ページですね。26年度は民間保育園3園が施設整備を行いました。待機児童の解消に向けて大きく前進をしたというふうに高く評価されるわけでございますけれども、その待機児童解消に向けてどのような効果を発揮したのか、その詳細を伺います。

次に6点目、決算書168ページから169ページ、行政報告書276ページの一時保育事業の中で、民間保育園3園で一時預かり事業がスタートいたしました。保護者にとっては大変ありがたい事業であるというふうに高く評価をさせていただきたいと思っております。

そこで、この26年度のこの事業の成果について、その詳細と自己評価、これをお聞かせいただければと思います。

○福祉部副参事（新海隆弘君） 決算書143ページ、行政報告書183ページ、臨時福祉給付金事業について御質疑をいただきました。

26年度の臨時福祉給付金の対象者から見た申請のパーセンテージですけれども、発送数が1万5,338件に発送しております。そのうちの申請受付が1万2,423件ですので、申請率は81%となっております。

以上です。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 行政報告253ページ、子育て世帯臨時特例給付金についてでございます。

まず対象者数につきましては、対象者7,000人、お子さんは1万700人を見込んでおりました。実際に申請がございましたのが6,328件、うち決定いたしましたのが5,944件で、総額で9,660万円の支給というふうになっております。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 2番目の行政報告書260ページ、民間保育園運営委託事業費の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金でございますけれども、これにつきましては、保育園の保育士、賃金が安い、よって長続きしないというところを改善するための補助金でございます。民間保育園の保育士・看護師・調理師に対しまして、1園当たり約30名でございますけれども、平均で月額約7,000円の上乗せをするというものでございまして、総額で5,200名余りに補助をしたというものでございます。

続きまして3点目、行政報告書265ページ、家庭福祉員でございますけれども、家庭福祉員、昨年から保育ママ1名が新たに認定になりまして、合計2名プラス1人の方は補助員を雇っておりますので、昨年から枠が

8名にふえたというところでございまして、年間で比べますと年間で34名の上乗せの受け入れが図れたということでございます。待機児童の解消に寄与したというふうに認識しております。

続きまして4点目、認定こども園事業、行政報告の267ページでございますけれども、これにつきましては、ことしの3月、27年3月に今まで無認可でございましたこども学園が認定こども園に認定されまして、これによりまして受け入れ枠がふえたというところ、1カ月でございますけれども、それが100名ちょっとございましたので、相対的に見ますと1,422名の受け入れができたということでございますので、100名ちょっとの上乗せが——受け入れができた。拡大が図れたというふうに認識しております。

続いて、5点目の行政報告書の268ページの病児・病後児保育事業でございますけれども、佐竹委員がおっしゃったように、微減をしたようなところがございます。分析いたしますと、休日診のほうではインフルエンザの流行等があつてふえたということでございますけれども、子供に対するインフルエンザ等の終息が早かったというようなことを聞いておりまして、2月、3月の利用が減ったと。昨年に比べて少なかったというようなところの比較をしたところでございます。周知に努めるのは最もでございますけれども、やはり安定した受け入れ人数に対しての補助でございますので、受け入れの施設が安定した経営ができるように、ことしの6月補正で補正予算いただきまして、お迎えサービスも始めたというところでございまして、さらなる利用の向上に努めているところでございます。

6点目の民間保育園の施設整備事業、行政報告書268ページでございますけれども、26年度は3園の保育園の施設整備費をいただいたところでございます。テマリ保育園の増改築によりまして11名、紫水保育園は増築ということで21名の定員増が図れたと。大和東保育園の施設整備におきましては、旧園舎の取り壊しの補助でございました。そのほかテマリ保育園につきましては、分園を設置いたしまして、そこで20名の定員増、さらには谷里保育園が自費によりまして増築でございまして、定員の16名増が図れたということでございます。こちらの3施設の施設整備費を含めまして、全体では68名の定員増が図れたというところでございます。

以上でございます。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 行政報告275ページ、276ページ、一時保育事業の民間保育3園で実施いたしました一時預かり事業についてでございます。

この事業は、保護者の就労や通院、あと買い物など用事のために一時的に家庭での保育が困難になった場合にお子さんをお預かりする事業でございます。以前から子ども家庭支援センター1カ所で実施をしておりましたが、利用ニーズの拡大、あと利用者の利便性向上のために平成26年度より玉川上水保育園では5月から、向原保育園では6月から、大和東保育園では8月からそれぞれ事業を開始いたしました。

一時保育事業全体の利用者を前年度と比較いたしますと、平成25年度が子ども家庭支援センター1園のみで2,981人ございました。平成26年度には子ども家庭支援センターが3,083人、民間3園では1,156人で合計4,239人でございます。利用者は1.42倍となることから、ニーズには対応できたものと考えております。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） ありがとうございます。

最初の給付金のことなんですけれども、パーセンテージということで、子育て世帯のほうは対象が7,000を考慮していた中で6,328名の申請ということでしたので、割りますと90.4%ぐらいの申請率ということで御理解をさせていただきます。

これらの給付金、それぞれ対象者がいながら、やはり全員が申請していない、できていないという部分があ

るかと思うんですけども、これについての啓発活動はどのように取り組まれたのか、再質問させていただきます。

もう一つ、二つです。保育士の処遇改善につきましては、月額7,000円の上乗せということで、現場の保育士の先生方、また給食担当の栄養士の方等拝見しますと、大変な苦労の中でやられているということでもございますので、引き続きこちらにつきましては、何らかの処遇改善についてお取り組みを継続していただければなというふうに要望させていただきます。

また病児・病後児保育につきましても、さまざまなサービスの充足を図られていらっしゃるということで、大変ありがたいと思います。さらなる利用向上、また登録人数の増加等もぜひともお願いいたします。

待機児童解消の件なんですけれども、26年度はさまざまなお取り組みをさせていただいて、待機児童解消に向けて大きく前進をさせていただいた中で、やはり現状としても、それでも待機児童がいるというようなことで、今後保育園、この26年度の成果を受けて、じゃ、これから待機児童解消に向けてどのような施策をとることができるのか、どういった点に重点を置くのか、この点についての市のお考えを伺わせていただければと思います。

○福祉部副参事（新海隆弘君） 決算書143ページ、行政報告書183ページ、臨時福祉給付金事業の申請に関する啓発活動について御質疑をいただきました。

臨時福祉給付金の関係ですが、事業周知については市報の6月1日号、7月1日号、9月1日号、9月15日号、10月1日号、11月1日号、12月15日号でそれぞれ制度の周知や申請期限の掲載などを行ってまいりました。あと全戸配布として制度周知用のチラシを、6月の時期にポスティングにより全戸配布させていただいております。そのほかコミュニティビジョンの掲載ですとか、公共施設等におきましてのチラシの設置ポスターの掲示を依頼し、できるだけ多くの方に申請していただくように周知を図ってまいりました。

それで8月末時点の申請率が51.1%と、なかなか申請率が上がらなかったもので、その後9月に再勧奨を実施し、10月6日の時点で申請率が73.1%、最終的に先ほどお話ししたとおり申請率が81%まで上がったものであります。

以上です。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 行政報告253ページ、子育て臨時特例給付金事業の周知についてでございます。

周知につきましては、先ほど福祉臨時特例給付金のほうからお話がありましたような形、一緒に市報などには掲載をさせていただきました。このほか勧奨ということで、9月26日にまだ申請のない方に勧奨1回目を行いまして、年間3回の勧奨を行いました。また国のほうでも啓発ということで、運転免許センターとか郵便局、スポーツ施設、マーケット、コンビニなどにポスター・チラシを配付して、周知に努めたというふうになっております。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 行政報告書260ページの民間保育園の運営委託の中の先ほどの保育士の臨時処遇加算でしょうか、これにつきましては、27年度は新たに始まった新制度の給付費、この中に含まれるということで、単独の補助金から移行されたということで継続してございます。

それから今後の待機児童解消につきましては、今年度大きな施設整備等はありませんけれども、今、以前認定こども園で認可を受けておりました大和富士幼稚園がことしは返上しておりまして、その分がごそっと減

っております。来年度また復帰をするということで、今申請の調整をしているところでございますので、また来年度は100名程度の増が図れるかというふうに考えているところでございます。

さらには、東京都の制度でございます認証保育所というのがございますけれども、そちらも新制度の小規模保育所に移行するというような今打診もございまして、そうするとまた受け入れ枠は100幾つかの枠で、数字上は来年度に向けて増が図れるというふうに見込んでいるところでございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 6点ほど質問させていただきます。

行政報告書に沿っていきたいと思います。176ページの更生保護事業というところなんですけれども、（3）のミニ集会、東大和市社会を明るくする運動のミニ集会についてなんですが、各校30名から60名ほどの参加者があるということなんですけれども、どういった方が参加しているのでしょうか。保護者の方なども含まれているのかどうか、伺います。

また中学校区ごとにどのような問題が出ていて、市として問題に対してどのように施策に反映させているのでしょうか。伺います。

2番目として、行政報告書の248ページ、児童手当支給事業、この中の手当支給状況の中で、受給者からの申し出により児童手当から未支払給食費等を支払ったとありまして、これには保育料も含まれるかと思うんですけれども、この児童手当から天引きされるというこの制度は、いつから始まったのでしょうか。また給食費や保育料を滞納している家庭のほとんどは、生活困窮世帯であるという御答弁もきのうありましたので、慎重な対応が必要かと思うんですけれども、具体的にどのような対応を行ってきたのか、伺います。

3番目として、265ページの家庭福祉員事業のところ、先ほど御答弁で家庭福祉員をことし2名新たに認定されたということで、補助員をプラスしている方は1施設5名まで受け入れ可能ということで伺ったんですけれども、この家庭福祉員の方と補助員の方に保育士資格があるのかどうかを伺います。こちら資料要求にいただいた資料によりますと、家庭福祉員の方、1名のうち、1人は保育士資格があって、もう一人は資格がないというふうに読み取れるかと思うんですけれども、ない方は具体的にどのような研修を受けているのか、また、平成26年度の実施状況を踏まえて、今後どのように考えているのか伺います。

4点目として、275ページの一時保育事業について、先ほど御答弁の中でニーズに対応できたということで伺ったんですけれども、他市で保育所に入所できなかった家庭が保育所のかわりと伺いますか、毎日同じ家庭が一時保育に預けていて、本来の意味でお買い物だとか通院で一時保育を必要としている方が利用できないといったお話も聞いたことがあるんですけれども、当市においてそのようなことがあるのかどうか、またあるのであれば、先ほど今後の保育園待機児解消のお話も御答弁いただいたんですけれども、その中で特に認可保育園の増設が必要と思いますが、その点について認識を伺います。

5点目として、277ページ、赤ちゃん・ふらっと整備事業について、3カ所整備していただいたということで、この整備に伴う効果はどのようなものがあったのでしょうか。また26年度の実施を踏まえて、今後の課題についてどういうことがあるのか伺います。

最後に、290ページの学童保育所運営事業について、職員研修会というのがあるかと思うんですけれども、今年度から6年生までが対象になったということで、26年度準備として研修の中にも高学年の保育についてという研修も実施されたということだと思いますけれども、この研修の内容を見ても、かなり多岐にいろいろな内容がありまして、また、昨今御家庭もいろいろ多様化に伴いまして、児童が放課後の生活の場として過ごす

学童保育においては、今後ますます指導員の方の専門性が求められることになると思います。資料要求、こちらもいただいたんですけども、東大和市における指導員の待遇は、現在全て非常勤、嘱託、臨時職員の方となっています。指導員の方が安定して専門性を追求していくという点からも、また児童の安全のために各時間帯に複数名の指導員を配置するという点からも、指導員は正規職員であることが望ましいと思いますが、今後の課題についての認識を伺います。

以上です。

○副委員長（根岸聡彦君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時43分 開議

○副委員長（根岸聡彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉推進課長（尾又斉夫君） 行政報告書176ページの更生保護事業のミニ集会についてでございます。

ミニ集会の参加者の内訳と、どのような問題が出て、どのように施策に反映させているかについてでございます。

初めに参加者についてでございますが、地域によって異なりますが、地区の保護司さんやPTAの皆さん、また保護者の皆様に御参加をいただいております。

また中学校区ごと地域の抱える問題の話し合いということでございますが、この社会を明るくする運動を推進するために、市内の28の団体からなります総勢で95名の推進委員会、こちらを毎年5月に開催してございます。この会議の終了後に、5つの中学校区ごとに保護司さんや民生委員さんが中心となりまして、地区のミニ集会、こちらの開催時期や方法、テーマなどについて話を行います。

それで平成26年度の各地区の集会の主な内容を申し上げます。

一中、二中につきましては、市の職員、こちらは子ども家庭支援センターと健康課の職員によります講演会、三中が社会を明るくする運動広報用のDVDの鑑賞、四中が元校長先生によります中学校における挨拶運動の実践の講演会、五中が北多摩西部消防署員によります子供たちの危機管理につきましの講演会を行いました。講演後には参加者がグループに分かれまして、意見交換などを行い、相互に理解を深めたものでございます。

市といたしましては、社会を明るくする運動を推進する上で、この中学校区ごとに開催されます地区のミニ集会、こちらの開催というものが青少年の健全育成を主眼といたしました啓発活動の一環として、地域の多くの方が参加に携わっていただく集まりとして、そういった意味合いでは大変意義深いものと認識してございます。

以上でございます。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 御質問の2番と5番につきまして、続いて御回答させていただきます。

まず行政報告書248ページ、児童手当からの給食費・保育料等の徴収についてでございます。

まず児童手当からの給食費や保育料の徴収事務の開始時期についてでございますが、前の子ども手当の制度の中で、平成23年10月から開始をいたしまして、その後、平成24年4月に変わりました児童手当制度でも引き継がれたものでございます。

次に、手続についてでございます。

徴収につきましては、天引きを希望される方からのお申し出によりまして、滞納した給食費や保育料等を本

人にかわって支払うものでございます。決して強制するものではございませんで、本人の都合により中止をすることも可能となっております。

引き続きまして、行政報告書277ページ、赤ちゃん・ふらっと整備事業についてでございます。

この事業につきましては、乳幼児を連れた保護者が安心して外出を楽しめるよう、公共施設等におむつがえや授乳などが行えるスペースとして、赤ちゃん・ふらっとを整備するものでございます。平成26年度には中央公民館、南街市民センター、上北台市民センターの3施設に赤ちゃん・ふらっとを整備いたしました。これで公共施設に6カ所、また市内の民間施設に4カ所、合わせて10カ所になりました。

効果につきましては、子育て世帯の外出の機会をふやすということにつながったものと考えております。

今後につきましては、各施設ともまた調整をいたしまして、子育て世帯がおむつがえとか授乳の場所に悩むことなく外出できるように整備を進めてまいりたいというふうに考えております。また設置の場所の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 私からは3番目の行政報告書の265ページ、家庭福祉員事業の保育士の資格ということでございますけれども、お1人の保育ママにつきましては、平成24年度から開始いたしまして、保育士の資格を持っております。さらに平成25年9月からお1人の補助員を雇用いたしましたけれども、その方も保育士を持っております。

26年度から新たに開始した保育ママでございますけれども、保育園等で保育経験を有するというところでございまして、東京都の行う研修を行いまして、さらに市による保育実習を履修しておりますので、家庭福祉員として認定されたというものでございます。

今後につきましては、市内の保育ニーズ等を勘案、注意しながら、新たな保育ママの募集については検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

続いて、4項目めですね、行政報告書275ページ、一時保育事業でございますけれども、一時預かり事業は、認可保育園等に入所していない乳幼児で、週3回までの利用制限があるということでございます。利用の理由については、私的理由、それから御自分がお休みしたいときでも何でも構わないということでございますけれども、週に3日というような制限があるところでございます。この制度を待機児童のいる家庭、世帯が御利用しているかというのは、これは統計はとっていないところでございます。制度の範囲内で利用することという点では、可能ではないかというふうには思われているところでございます。

なお認可保育園の増設につきましては、数年前から申し上げておりますけれども、当市では今16認可保育園体制でおりますけど、それから増設する予定はございません。

以上でございます。

○青少年課長（中村 修君） 行政報告書290ページ、学童保育所職員研修と指導員の今後についてでございますが、平成27年度から学童保育所の入所要件が小学校3年生から就学までの児童となることから、26年度に高学年の保育につきまして、教育委員会の協力を得まして研修を実施いたしました。

また指導員につきましては、現在保育士、教員等の資格がある方が指導に当たっております。今後女性が社会進出するための資格の枠を広げまして、嘱託員としてまた雇用を行ってまいりたいと考えております。

また今後、指導員は放課後児童支援員となるために、放課後児童健全育成事業に従事するための認定資格研修を受講することになりましたので、27年度指導員を対象として随時研修を受講していただく予定になってお

ります。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 済みません、1点だけ。もしわかれば教えていただきたいんですが、3番のところの家庭福祉員の都の研修と、あと市でも研修、265ページです、済みません、都の研修プラス市のほうでもやっていたということなんですけれども、これ時間がもしわかれば教えていただけないでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今までの方は、東京都の制度の研修ということでございまして、児童の発達心理学とか健康管理等々の講義は59時間ですね。それから市内保育園にての保育実習9日間、7時間掛ける9日間、63時間ということでございました。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 行政報告書192ページのところです。高齢者食事サービス事業補助についてです。

昨年度か一昨年25年度から比べると、70名から57名に減っております。この事業についての意義について、これ外部評価においても廃止の方向という意見も結構出たので、それについて今後どういうふうにしていくつもりなのかということをお尋ねいたします。

次に行政報告書197ページ、高齢者慶祝事業、これ毎年誰か聞いていると思うんで、またお聞きしますけれども、これ1人5,000円のお祝い金を77歳、88歳、99歳といったときに敬老の意を表すためということなんですけれども、これについての意義ですね。これもこのまま続けていくのかどうかということも含めてお尋ねいたします。

同じ項目の3番の金婚祝い品の支給の中で、これも婚姻継続50年目を迎えた夫婦を祝うためにお祝い品を贈っているといったところなんですけれども、これのちょっと金額を知りたいんですが、これのところで8万1,972円というものがこの夫婦茶碗にという捉え方でいいのかどうか。それと筆耕の翻訳料5万3,513円というんですけども、これはどういうことで使われているのかということですね。

次に同じく行政報告書の202ページ、高齢者入院見舞金支給事業についてですね。これも平成24年に行われた外部評価にても検討されております。これに関して、これに対する意義ですね。今後どうしていくかも含めましてお尋ねいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 行政報告書192ページ、食事サービスでございます。

食事サービスにつきましては、現在1食570円を本人からいただきまして、社会福祉協議会のほうにも補助金を出しまして、御家庭で高齢者の方に配付しているという事業でございます。

委員御指摘のように、委員会または外部評価におきまして、サービスの意味・意義について御質疑をいただいているところでございます。私どもとしても、必要な事業とは認識している一方、同種の民間事業者によるサービスもございます。また社会福祉協議会に対する人件費補助ということで、金額も1食当たり570円の上にまた人件費補助という部分も出ていますので、同等の民間事業者サービスの内容等を踏まえた上で、事業について検討していく必要があるという認識は持っております。具体的にということとはございませんけれども、そういう意味の中中で今業務を進めているところでございます。

続きまして、行政報告書197ページ、敬老金の支給と金婚祝い品の支給の関係でございます。

敬老金につきましても、過去委員会または外部評価においていろいろな意見を出されていることは承知してございます。その中で77歳、88歳、99歳という方、明治、大正、昭和、平成という中で過ごしてきた方に市と

して感謝をあらわすということで、支給を5,000円ということで行ってまいりましたけれども、一方、対象者がふえているということもございまして、支給の対象の方、あるいは支給内容等について、一定の検討がやっぱり必要だろうという認識は持っております。これについても、まだ具体的にどうこうということはございませんけれども、そういう認識の中、やはり業務を進めているということでございます。

続きまして、同じく197ページ、金婚品の支給の関係でございます。

湯飲み茶碗の関係でございますけれども、今年度の決算額でいいますと、消耗品ということで祝い袋ですか、あと金婚のときに賞状というか、こういう紙でお渡しするやつ消耗品の関係が予算執行でございまして、夫婦茶碗については、今年度はないというふうに認識をしています。金額については、済みません、ちょっと手持ちの湯飲み茶碗の……済みません、2,916円でございます。

それから筆耕料の関係です。名入れについて、1件当たり438円、116件で5万808円、あと金婚祝い状の原稿の筆耕料が2,705円ということでなっております。

続きまして、行政報告書202ページ、高齢見舞金支給事業でございます。

こちらについても、在宅で21日以上入院した方について事業を行っているものでございます。現在この事業については、この形でという形の継続を考えているところでございます。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 食事サービスについては、おっしゃるとおりまだ具体的にというふうに決まっておらずにおっしゃるんですけども、もうこれ単純に計算して、人件費……ごめんなさい、行政報告書192ページの高齢者食事サービスのところですね。1人頭で割ると、大体1食当たり1,193円かかっているんですね。これも確実にもう無駄ですよ。これ全然どこもやっていない時代だったらわかるんですけども、これもう市が独自でやる事業では全くないというふうに思いますので、これはもう廃止をしたほうがいいというふうに思います。

次に、行政報告書197ページの高齢者慶弔事業のところですね。これも対象者がふえているということです。これ人口のピラミッドを見ればわかるとおり、今後どんどんふえていきますよね。今周りに77歳、全然珍しくないですよ。確かに長生きした方に感謝することは必要ですけども、それを税金使って、もう5,000円支給するという事業に関しては、もう意義を失っているんじゃないかなというふうに思いますので、これも具体的な検討をされていないということだったんですけども、じゃ、これは今度いつ全体に、先ほどのことも含まれますけれども、いつ検討されるのか、また次年度の予算にこれのってくるんじゃないかなと思いますので、再度これはお聞きをしたい、いつ具体化していくのかということをお聞きします。

ちょっと金婚祝い品について、ちょっと聞き漏らしたというか、よく答弁わからなかったんですけども、夫婦茶碗については、これは今行政報告書に書いてあるんですけども、これは行っているのか、いないのか、行っているのであれば、これは幾らなんでしょう。これ、なぜこれを聞くかという、これ金婚式迎えた方に夫婦茶碗というのも、これ意義ほとんどないんじゃないかなと実は思っていて、毎週木曜日に市役所のロビー、今はもう耐震工事しているんですけども、公民館のところに移って、食器の無料回収やっているボランティア、NPOの方がやっつけやっていますけれども、非常にもういっぱい、もう湯飲み茶碗だらけですよ。はっきり言って、これもう行き渡っていますから、もう無駄だというふうに思いますので、これはもう即刻やめてください。それについて意見をお聞かせください。

行政報告書の202ページの高齢者入院見舞金支給事業ですね。これに関しても、行政報告書の中でも公平性・効果性に問題があると。確かにこれ効果というものは、これ別の事業でやるようなことで、実際に今後ど

んだん入院した人が長く入院したときに1万円もらえるって、何かおかしい話ですよ。できればこの金額を使うのであれば、予防のほうに回した方がずっといいんじゃないかなというふうに思うんですけども、これについても一度お願いします。

○福祉部長（吉沢寿子君） まず3つ御質疑いただきました。行政報告書192ページの高齢者の食事サービス事業に関してでございます。

これにつきましては、私どもも十分先ほど参事のほうから御答弁させていただきましたが、今後の課題であるということの認識は十分しております。また社会福祉協議会のほうでも、やはりこの今の時代に沿って、これを社会福祉協議会で行っていくのはいかがかというふうなことの、そういったことも出てはおりますので、私どもといたしましても、ほかの民間のサービスが非常に充実しているというような現状もございまして、そちらのほうメニューも多様化しておりますし、サービスも行き届いているところもあるといったように感じているところもございまして、これにつきましては、そういったところも十分調査等をしながら、今後引き続き行っていくのか、それとも違う、やはり民間のほうを優先していくのかといったところは検討していきたいというふうに思っております。

ただこの市の高齢者食事サービスにつきましては、高齢者の安否確認というのが一番重要な視点ということで、今まで行っておりますので、そういったところを民間事業者に委ねたときに、どのようなシステムとして市のほうに連絡をもらったりするかとかといったところが、多分今後の課題になってくるのかなというふうに考えているところでございます。

続きまして、行政報告書の197ページの高齢者慶祝事業でございます。

夫婦茶碗のお話いただきまして、先ほど参事が御答弁させていただきましたが、現在2,916円という単価でお配りさせていただいているものでございます。これにつきましては、金婚祝いというような非常にお祝いのごことでございますので、これまでそういった支給をしておりましたけれども、支給の内容と今後の人数がふえていくということも踏まえて、やはりこれも検討していく必要はあるかなというふうには十分考えているところでございます。

それから、行政報告書202ページの入院見舞金支給事業でございますが、こちらにつきましては、やはり現在入院の期間がもう病院のほうで短縮されているということで、平均入院期間も12日から14日とかと、大きい病院になりますとそうなってまいります。これから病院の機能等もさらに変わってまいりますので、急性期の病院から、いわゆる長期に入院する療養型の病院からというふうに変わってきたりもいたしますので、そういった仕組みから変わっていくということも踏まえまして、こういった入院見舞金の制度も少し前時代的というんですか、昔の時代のものになりつつあるのかなということで、十分認識しておりますので、そういったところも新しい制度等を踏まえて考えていかなければいけないということで認識しております。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 行政報告書190ページの4番目に、緊急通報システム設置についてでございますけれども、慢性疾患などによる常時注意を要する65歳以上の高齢者に設置する緊急通報システムですけれども、これに関してですけれども、何点が質問させていただきたいと思っております。

これはどのようなときに、どのように申請をするのか、またこれは費用がかかるのでしょうか。また26年度は新設が2、撤去9とありましたけれども、この撤去の理由と設置効果についてお伺いいたします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 行政報告書190ページ、緊急通報システムの御質疑でございます。

緊急通報システム、こちらについては消防庁方式というものでございます。御家庭の中に緊急通報システムの設備を入れまして、それに基づいて緊急通報が行くということなんですけれども、このシステムにつきましては、協力員という方が3名いらっしゃいます。消防庁に連絡が入った際に、その方に連絡が行って、その方が自宅に行くということです。必要があればそれで消防庁から救急車が来たりということの対応になります。

実は新設が2件、撤去が9件ということで、撤去の理由なんですけれども、多くの場合は死亡であるとか、亡くなったということ、あるいは施設等に入所されたということの一般的な理由が多々ございます。

現在この緊急通報システムと、当市では別に民間緊急通報システムというものも実は実施しております。行政報告書でいいますと204ページに見守りぼっくす事業の一環であるんですけれども、こちらに現在移行しているということもございまして、こちらの190ページのほうは減っているというところでございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） もうこれは常時注意を要する65歳以上の人ということで、ある程度対象者は限られている部分はあると思うんですけれども、これに関しては、広報だとか対象者には広報はしているのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 行政報告書190ページ、緊急通報システムの広報関係でございますけれども、こちらについては、ほっと支援センター、また見守りぼっくす等の訪問によりまして、必要と思われる方には、やはり勧誘等はやっておりますので、この辺はできていると。もちろん市報にも出してございますので、一定の広報はしているという認識を持ってございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 行政報告書でお尋ねいたします。189ページの高齢者日常生活支援事業の中で、特にこの高齢者虐待防止地域ネットワーク運営会議の状況でありますけれども、26年度どのような議論がなされているのか、また昨今またこの高齢者虐待についても、大きな事件も起こっておりますけれども、当市におけるこの高齢者虐待の実態というものがあるのかどうか、この点について御答弁いただきたいと思っております。

それから291ページのとやまとあけぼの学園運営事業でありますけれども、私どもも現場を見させていただいて、大変に丁寧な運営がなされているということについては評価しているわけでございますけれども、また一方で、このいわゆる待機児童の状況というのはどうなっているのか、またペアレントトレーニング等の保護者等への支援の状況がどうなっているのか、また行政改革の中でも検討がなされることとなっております民間活力の導入等について、26年度はどのような検討がなされているのか、この点についてお尋ねしたいと思っております。

それから294ページの生活困窮者自立促進支援モデル事業でありますけれども、今「そえる」という名称で運営されておりますけれども、26年度の成果・実績等をどのように分析しているのかお尋ねいたします。

最後に299ページの災害時要援護者対策事業であります26年度第二光ヶ丘自治会と協定ができたということで報告をいただいておりますが、どのような内容のものであったのか、また要援護者対策を当然広げていかなければいけないわけでございますが、他の自治会等への働きかけの状況とはどのようなものなのか、このあたりについて御答弁いただきたいと思っております。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 行政報告書196ページ、高齢者等虐待防止地域ネットワークの関係でございます。

こちらについては、現在高齢者と障害者の虐待についてやってございますけれども、年2回でございます。各機関の情報提供と実際にあったケースの事例検討等を報告し、またその後の経過等に御報告を申し上げているところでございます。

以上でございます。

○福祉推進課長（尾又齊夫君） 行政報告書299ページ、災害時要援護者対策事業でございます。

昨年度の第二光ヶ丘自治会との経過等でございますが、こちらは当時の自治会長さんから市が保有してございます名簿の活用をぜひ行いたいというような御相談が寄せられました。会長さんのお話では、地域に高齢者の方が多く、防災訓練も実施がなかなかできない、このようなことから学習会を開くなど、そのようなことも考えておりますが、参加者も固定的になっており、なかなかいい考えがないというような御相談を受けました。

市としましては、災害時配慮者対策事業を展開していく上で、地域での御協力を得られる機会と捉えまして、自治会の役員会に出向きまして、説明会を実施させていただきまして、協定の締結の運びとなったものでございます。

あと他の地区の現在の状況でございますが、こちらにつきましては、ことしの8月に新たな地域展開といたしまして、梅の原自治会さん、こちらで協定を締結させていただくことができました。少しずつではございますが、その自治会自治会を拠点といたしまして、その輪がどんどん周りに広がって、少しでも要支援者対策を御認識なされ、私もいろんな場所場所を捉えましてアピールさせていただきまして、この要支援者対策の推進に努めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○生活福祉課長（東 栄一君） 行政報告書294ページ、生活困窮者自立促進支援モデル事業についての御質疑です。

昨年6月から東大和市くらし・しごと応援センター「そえる」として生活困窮者の就労とか、その他自立に関する総合相談ということで実施をしております。相談件数が行政報告書に載っておりますが、実は内訳で見ますと、一番多いのが収入・生活費の関係、次に仕事探しや就職の関係、次に病気や健康障害、そういったことが主な相談内容になってございます。特に収入・生活費が多いということは、生活保護との相談との重複する部分がありまして、この事業をやることによりまして、生活保護に至らないという第2のセーフティネットとしての効果が得られたのではないかと考えております。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 行政報告書291ページ、やまとあけぼの学園運営事業でございますけれども、待機児童でございますけれども、平成26年度、また今年度もないというところでございます。

それから、保護者への支援でございますけれども、勉強会、父母に対して年2回、それから父親に対して年1回、それから療育参加のお願いも、療育参加というような形で年に1回行っているというところでございます。さらには入る希望者等に遊びの会といたしまして、体験していただくということで親子で参加していただく会も事業も実施しているところでございます。

私のほうは以上です。

○企画財政部長（並木俊則君） 行政報告書291ページ、やまとあけぼの学園運営事業、こちらのほうの中の民間活力の導入と運営等の今後の考え方というところでございますが、現在市内の委員会でございます公の施設の管理運営のあり方検討委員会、こちらのほうの中で民間活力の導入、あるいは指定管理者の導入のことを検討しておりますが、やまとあけぼの学園の施設につきましても、その対象の範疇に入っているというところでございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 189ページの高齢者日常生活支援事業の中の高齢者虐待であります、当市においては、

もう10年近く前でしょうか、大きな事件もありましたが、この高齢者虐待について、特にこの人権を守る観点で、絶対に起こさないということで強力に取り組みされているという認識を持っておりますが、その点についての確認を再度いただきたいと思います。

また26年度については、虐待等の実態に当市の中での実態等はないということで、再度確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから291ページのやまとあけぼの学園でありますけれども、待機児童はないということでございましたけれども、これについては日数に限らず、何らかの形で希望される方は週1回でも必ず通園がかなっているということでの考え方でいいのか、この点について確認させていただきたいと思います。

それから、民間活力の導入等について検討課題になっているわけですが、施設の老朽化等の状況等を勘案した中で、今後どのように判断していかれるのか、お尋ねしたいと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 行政報告書196ページ、高齢者虐待の関係でございます。

件数でございますけれども、会議の件数というのは個別のケースの内容になりますので、ほっと支援センターにおける虐待の件数を言わせていただきます。ほっと支援センターの芋窪が134件、清原が198件、南街が93件、以上が高齢者の虐待の相談の件数でございます。

以上でございます。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今中間委員のほうからお話いただきましたが、当市におきましては平成18年に市内の特別養護老人ホームで、法律施行後初の高齢者虐待、施設によるというようなことで大きく全国に報道されたものでございます。それ以来約10年たっておりますけれども、そういった介護職員の中にも、そういったことを知らない職員もふえているということでございますが、そういった中で私どもといたしましては、やはりそういった事件を忘れずに、当市においてはそういったことが一切ないようにというようなことでの取り組みということで、事業所連絡会等を通じまして、毎年度高齢者虐待、特に施設における虐待については徹底して指導等を含め、啓発等も行っているというような状況でございます。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 行政報告291ページ、やまとあけぼの学園運営事業費でございますけれども、やはり今中間委員がおっしゃったように、昭和47年開園ということでございまして、43年が経過しているというのは認識しているところでございます。雨漏りなども毎年あるというようなところでございまして、施設の移転、あるいは建て替えなどの検討はしているところでございますけれども、まだ実際にどうするというような方向性は出ていないというところでございます。

それから、先ほど遊びの会ということで、親子で参加していただける事業をやっておりますけれども、頻度がちょっと手元にございませんで、実際にその担当で1,800時間ぐらい雇用しておりますので、3名で簡単に割りますと、年間で3名の方を雇っております600時間ですので、どれぐらいになるんでしょうかね、ちょっと今その数字しかありませんけれども、頻度につきましては後ほどお答えしたいと思います。

以上でございます。

○企画財政部長（並木俊則君） 行政報告書291ページ、やまとあけぼの学園の民間活力等の導入の判断等ということでございますが、現在検討委員会、また関係する部署で十分な検討をしているところでございまして、まだ結論をいつごろ、どのような形でということまでは煮詰まっております。今後も十分な検討をしていくということでもあります。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 行政報告書でございます。187ページの養護老人ホームの措置ですけれども、25年度は入退所ゼロだったんですけれども、26年度は6人入所しています。上のほうで判定会議では、3人しか措置決定されていないわけですけれども、6人ふえていると。入所しているというのはちょっと食い違う感じがするんですが、その点を伺います。

それから、ここで環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者が措置の対象ということですが、現在非措置者数が11人ということになってはいますが、実際にはもっと必要な方はいらっしゃるのではないかと思うんですけれども、その点についての市の認識を伺います。率直に言って施設が足りないのではないかというふうに思うわけですが、その点についての認識を伺います。

それから、188ページ、1項介護予防・生きがい活動支援事業、それから高齢者日常生活支援事業についてですけれども、2年後には要支援者が介護保険から外されるということになってはいますが、ここで出されている生きがいデイサービスの事業や生活支援、ショートステイ、さわやかサービス等々を受けることになるのではないかとこのように思うわけですが、そうした要支援者の受け入れを展望したときに、26年度の事業実施から見えてきた課題、問題点などがあれば教えていただきたいと思えます。

それから、決算書161ページの26年度の義務教育就学児医療費助成事業ですね、この実績を踏まえて、自己負担分をなくして所得制限をなくすということになると、幾ら必要なのか。これは去年の決算でも伺っていますが、26年度の実績を踏まえた状況を伺います。

それから、行政報告書の295ページ、生活保護援護事業で申請件数実人数ということで載っていますけれども、法律では基本的には2週間以内に決定するということになってはいますし、1カ月を超えてはならないということになっているわけですが、申請したこのうち2週間を超えた事例というのは何件で、何%になるのか、理由はどのようなものなのか、伺います。

それからこれはないとは思いますが、1カ月を超えたような事例はあるのかどうか、伺います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 行政報告書187ページ、老人ホームの入所措置の関係でございます。

人数6と3の残りの3の内容でございますけれども、3名のうち1名については25年度の判定会議を行って、26年度に入所したというものでございます。残りの2名の方ですけれども、緊急ケースで判定会議については事後の報告で了承を得たといった内容でございます。

次に、環境の状況でございますけれども、環境については家族の住居の状況で、現在置かれている環境では難しいという方の要件と、あと経済的な理由というのが生活保護を受けている方ですとか、所得割が課税されていないということでございます。あと健康上の理由なんかも入院が必要ないということで、かなり限定的な内容になってございますので、そういったことから一定の人数になっているという理解でございます。

施設につきましては、現在都内で31カ所、市部については21カ所でございます。当市にはございませんけれども、東村山市さんには3カ所あるというところで、一定程度の施設はあるという認識でございます。済みません、全体で34カ所です。区部が13、市部が21でございます。失礼いたしました。

続きまして、行政報告書の188ページ、介護予防・生きがい活動支援事業、生きがいデイサービスの関係でございますけれども、生きがいデイサービス、ショートステイ、さわやかサービス等でございますけれども、総合事業が29年4月に向けて総合事業のサービス提供を今後構築してまいりたいというふうに考えてございます。その中で適切なサービスが行えると考えております。生きがいデイサービス、生活ショートステイ、さわ

やかサービスなどの高齢福祉サービスでございますけれども、総合事業との関係性の中で今後検討、あるいは必要に応じて見直すということも考えているところでございます。

以上でございます。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 決算書161ページ、行政報告書252ページ、義務教育就学児医療費助成制度の無料化についてでございます。

手持ちには平成25年度実績ベースの試算の数字しかございませんが、所得制限の廃止、あと一部負担金を廃するいわゆる無料化をいたした場合ですが、約2,900万円の費用が必要ということでございます。

なお平成25年度と平成26年度を比較いたしますと、平均医療単価、また平均受給児童数、1人当たりの受診回数等が若干伸びておりますので、2,900万円を超える費用が必要となると思われま。

以上でございます。

○生活福祉課長（東 栄一君） 行政報告書295ページ、生活保護援護事業費に係る御質疑でございます。

保護の要否に関する決定に関することでございますが、保護の申請があつてから14日間を越えて要否を決定したものは、26年度分で40件、27.7%でございます。理由といたしましては、収入状況の調査や審査に時間を要することとなったことによるものでございまして、主に金融機関等の資産、それから収入調査など、それから調査先からの回答がおくれる場合や、高齢者の世帯等で資料がなかなか整わないといったことが主な理由でございます。

また30日を越えた事例は1件ございました。こちら境界層該当証明というのがあるんですが、その関係で保護申請をしましたが、その方も高齢の方でなかなか書類が整わず、遅延となったものでございます。通常30日を越えた場合はみなし却下という扱いになりますが、今回についてはみなしではなく、きちんと要否判定により却下としたものでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 行政報告書187ページの養護老人ホーム、施設は一定数あるということだったんですが、高齢者施設等でベッドに縛りつけられて過ごしていたとかという事例も多々報告されている中で、やはり経済的に大変厳しくなっている方々の行き場所がなくなっているのではないかと。本来もっと措置されるべき方が実際にはいるのではないかとというふうにとちょっと、ああいう事例などを見ていて思うわけですが、その点はいかがなんでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 行政報告書187ページの養護老人ホームの関係でございますが、経済的に困窮しているような高齢者の行き場所ということでございますが、現状当市におきましては、相談の中では養護老人ホームの措置が必要だという方については、高齢者のほっと支援センターとか民生委員さんとか、さまざまところからの御相談の中から、家族による虐待とか、そういったケースから私どものほうでいわゆる措置でございますので、行政処分としてこの人はやはりそこに入れることが必要だということで、適切に事務を実施しているというふうに考えております。

確かに都内全体に考えますと、生活困窮とか生活保護受給者とかホームレス、そういった形の高齢者の方の行き場所というふうなことがないということで、都外のいわゆるたまゆらというような事件で、火災等でありましたけれども、そういったところに生活保護のほうで入れざるを得ないというようなところは、区部のほうではそういった問題が多々あるというのは重々認識しているところでございます。

ただ当市においては、先ほど前段で御説明させていただいたとおり、適切に通常の相談の機能の中で、そう

いった方たちの把握をして、適切に措置をしているというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほど中間委員から御質疑いただきました行政報告書291ページのやまとあけぼの学園運営事業の遊びの会でございますけれども、1歳6カ月から3歳未満の方が月に4回、それから3歳児から就学前のお子さんが月に3回ということでございます。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 何点か確認させていただきます。

行政報告書183ページ、社会福祉法人の認可・指導検査事務事業が、平成25年4月から東京都から移管されて市のほうになったと思うんですけども、平成25年度、その初年度は8法人中2法人、この3番の指導検査を実施しているんですけども、平成26年度においては、所管法人9法人のうち4法人に対して指導検査を行っているということになっているんですが、これは市のほうに移譲されてからのこの実地検査、指導検査の基準がありましたら、教えてください。

それから、その次のページ、184ページ、女性福祉資金貸付事務事業、子育て支援課のものがあるんですけども、これ平成25年も平成26年も貸付件数新規ゼロ、継続ゼロという形に、就学資金のほう貸付状況ないんですけども、これは当市においてこの支援事業のニーズがないのか、広報が不足しているのか、実態のほうを把握されていたら教えていただきたいと思います。過去こちら償還状況がありますので、この制度利用されている方、当市においてもいると思いますので、お願いいたします。

行政報告書197ページ、先ほどから出ているこの高齢者のお祝いの関係なんですけれども、この2番の100歳以上の高齢者の方に対してのお祝いの内容ですね。それが行政報告書のほうには具体的には書いていなくて、訪問してお祝いをしたというような形だけですので、100歳以上の方に対するお祝いの内容を教えてください。

それから、行政報告書214ページ、平成26年度この当該年度よりヘルプカードを発行されていると思います。行政報告書によれば825人に配付されたというふう書いてあるんですけども、その費用とあと活用状況、効果について教えていただければと思います。

以上です。

○福祉推進課長（尾又斉夫君） 行政報告書183ページ、社会福祉法人認可・指導検査事務事業、こちらの3番指導検査についてでございます。

平成26年度中は所管法人9法人のうち、4法人に対して指導検査を行ったということでございます。それで前年度は8法人中2法人で、指導検査を実施する基準はということでございます。

検査を実施いたします基準としましては、厚生労働省からの通知がございまして、こちらによりおおむね2年に1回とされてございます。当該事務につきましては、地方分権一括法によりまして、平成25年度から指導検査の権限が東京都から市へ移譲されております。

初年度に当たります平成25年度、こちらにつきましては、東京都が行います検査と、初めてということもございまして、合同で実施する機会、こちらに行かせていただきまして、初年度でありますことから2法人ということを実施してございます。

また平成26年度につきましては、所管法人を2年に1回の頻度で検査できるよう4法人の検査計画、こちらを当初に立てました。それで、また平成26年度末に新規に法人が設立されたことから、今年度につきまし

ては、平成27年度は残りの5法人につきまして検査を定めております。これによりまして、9法人現在ございますが、その年度に4法人行きましたら、次は5法人、このようなローテーションのもとに検査を進めてまいりたいと思います。

また今後とも計画的に検査を実施いたしまして、福祉サービスの質の向上確保に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 行政報告184ページ、女性福祉資金貸付事務事業費でございます。

貸付の状況ですけれども、ゼロ件となっております。過去3年間を見ますと、3年ともゼロということがございます。平成26年度におきまして、この貸付の相談件数もゼロということがございます。広報につきまして、相談がございましたら御説明をして、貸付に続くように話しているということがございます。

以上でございます。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 行政報告書197ページ、慶祝事業の中の最高齢の方、100歳以上の内容についてでございますけれども、最高齢の方につきましては、私とあと市長にお願いして、市長と一緒に祝い金と、あと花束を持って御自宅のほうにお邪魔をさせていただきます。

あと100歳以上の方につきまして、新100歳の方については、先ほどと同じように祝い金と花束を市長に同行いたしましてお持ちしております。そのほかの新100歳でない方については、私のほうで祝い金と花束を持って御自宅のほうへ伺いをさせていただいております。

以上でございます。

○障害福祉課長（小川則之君） 行政報告書214ページ、ヘルプカードの費用、活用状況、効果についてでございます。

ヘルプカードは東京都の10分の10の補助によりまして、平成25年度、26年度の事業として3,000枚を作成し、昨年7月より配付をしております。平成26年度の費用といたしましては、ヘルプカードのストラップや周知用リーフレットの作成、リーフレット宅配委託料、それから郵送料等で226万1,907円の支出となっております。

次に、活用状況ですけれども、配付が825件ということですが、特に割合でいいますと知的障害の方の利用が多く、おおよそ4人に1の方が御利用されております。事例として、コンビニエンスストアで代金を支払わずに購入しようとしたということで疑われて、パニックを起こしてしゃべれなくなってしまったところ、ヘルプカードで障害があることを理解していただけたというような事例等も報告されております。

次に、効果としては、障害のある方の安全・安心という効果と同時に、今申し上げたような例でヘルプカードを通して一般市民の方の障害に対する理解が深まるというような効果が期待されますので、今後市民の方への周知に力を入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（和地仁美君） 御答弁ありがとうございます。

1点、先ほど100歳以上の方のお祝いについては、最高齢の方は市長のほうで祝い金、花束、新100歳の方は祝い金、花束と。既存の100歳以上の方にお祝い金ということでしたけれども、こちらのほう普通の敬老金のほうは敬老金5,000円という形で、額のほうがちんと公表されているんですけれども、こちらのほう今の御答弁でも内容の詳細わかりませんでしたので、もう一度御答弁をお願いします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 行政報告書197ページ、慶祝事業の関係でございます。

お祝い金でございますけれども、最高齢の方については3万円、100歳以上の方については1万円でございます。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君） 1点質疑をさせていただきます。

行政報告書251ページ、252ページでございます。

医療助成費の支払い状況、現物給付と現金給付についてでございますけれども、どういう場合が現物給付で、どういう場合が現金給付なのか、教えていただければと思います。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 行政報告251ページ、乳幼児医療費助成事業の現物給付と現金給付の違いでございます。

現物給付というのは、実際に医療機関にかかっただいて、そのときに支払うべき自己負担分をこのマル乳制度でお金を払わないで医療を受けることができるということでございます。

現金給付につきましては、例えば他県でこういうマル乳制度がないところだと、一度自己負担を払っていただきますので、その領収書を持って市役所窓口に来ていただいて、現金をお返しするというのが現金給付になります。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 行政報告書の218ページ、短期入所事業ですけれども、利用者数、日数とも昨年よりかなりふえています。市外の施設が多いと思いますけれども、この中で市内の施設はどの施設が市内の施設なのかということと、あと私は市内の施設が足りないのではないかと思いますけれども、その市内の整備について、今後どのようにしていくのか、お伺いします。

それから、行政報告書235ページ、精神障害者の地域生活支援センター運営事業です。

交流室の利用の実績が出ているんですけれども、1日平均すると14.6人ぐらい利用しているように思います。次のページに登録者数が113人いるということなんですが、外出するようなきっかけになるにはすごくいい場だとは思っているんですが、私も見させていただいて、かなりスペースがこの人数に対しては狭いんじゃないかと思います。そのスペースについて、どのように認識されているかお伺いします。

それから、行政報告書271ページ、子ども家庭支援センター運営事業のところです。

相談件数のところで、新規の児童虐待が昨年から倍増していますけれども、傾向がどのようなものなのかということと、その下、延べ人数とありますが、その相談件数の延べ人数の中には新規のお子さんだけではなく、継続の方もいらっしゃると思いますので、継続の子の人数を教えてください。

それから、行政報告書の274ページの子育てひろば事業、これの2番目の子育て啓発事業で、3園でさまざまな園庭開放ですとか、積極的に行っていると思いますが、参加人数についてそれぞれ教えてください。

それからもう一点、行政報告書288ページ、289ページのあたりの学童保育所運営事業ですけれども、登録者数に対して月別の実際に出席している児童の割合が出ています。大体60%前後なのかなというふうに見えるのですが、利用しない日については、学童は保護者が自宅にいるから利用しないのか、それとも保護者が帰りが遅くなって迎えに行けないので、その日は学童を休んでおうちにいなさいというようなお子さんも実際にいらっしゃいます。そういう場合には、1人で家にいるということになるとは思いますけれども、そういったような実態がどのように捉えているか、教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 行政報告書219ページ、自立支援給付の短期入所の事業についてでございます。

市内の施設ということですが、成人と児童とございます。218ページのほうの成人の医療型の中の東大和療育センター、それから成人の部分でその他の219ページのほうのびぐまりおん、それからりずむ、この3事業所が市内の事業所でございます。児童につきましても同様に、医療型で療育センター、それからりずむのほうの御利用がございます。

委員御指摘のとおり、市内には短期入所の事業所が少ないというような状況がございますので、現在計画整備を進めております（仮称）東大和市総合福祉センターの中で短期入所の事業を開始するという予定でおります。

以上です。

続きまして行政報告書235ページ、精神障害者地域生活支援センター運営事業の御質疑でございます。

こちらの交流室につきましては、年間5,000件余りの利用がございまして、精神障害の方で日中作業所等へコンスタントに行くことが難しいという方にとって、非常に貴重な場となっております。社会復帰をするための踏み出しをするような場として位置づけられております。

交流室につきまして、利用が非常に多く、手狭になっているというようなことは、委託を行っております社会福祉協議会のほうから要望として出てきているということは認識しております。

以上です。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 行政報告271ページ、子ども家庭支援センター運営事業費の虐待の相談件数でございます。

26年度は新規相談件数が63件でございました。平成25年度は30件でございましたので、約倍になっているということになります。これにつきましては、全て虐待ということではなく、泣き声がひどいとか、大きな声が聞こえるとかということの通告に伴って、訪問調査などをした件数が入っておりますので、全てそのまま虐待ということではございませんでした。

継続の人数でございますが、この延べ3,282人というのから新規の人数を引きました3,219人が現在継続のケースということになります。

続きまして、行政報告274ページ、子育てひろば事業についてでございます。

行政報告の2番の子育て啓発事業の利用者の人数でございますが、まず大和南保育園につきましては、開放日が100日ございまして、親子で参加された方が延べで931組、利用者にしますと2,006人でございます。続きまして誠愛保育園、開放日が193日ございまして、親子が2,001組で利用者が4,016人、26年度から開設をいたしました玉川上水保育園でございますが、開放日が183日ございまして、親子が742組で利用者が3,796人ございました。

以上でございます。

○青少年課長（中村 修君） 行政報告書288ページの学童保育所の利用状況についてでございますが、原則といたしまして、保護者が家庭にいる場合は、保護者と児童の時間を大事にするために、原則利用は控えていただいております。その場合におきましては、保護者の勤務に応じて、大体3日前には利用の連絡を連絡帳によって書いていただきまして、利用状況を把握しているところでございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 行政報告書218ページの短期入所のところなんですけど、総合福祉センターでも短期入所

をやられるということなのですが、部屋の数が2つだったと思いますので、それを含めてもかなりまだ足りないのかなというふうに思いますので、もし民間などでもつくりたいという場合には、市は積極的に協力していただけるかということをお伺いしたいと思います。

それから、行政報告書271ページの児童虐待のところなのですが、この表では新規のほうは件数というか人数で、延べ件数のほうは相談の回数だと思うんですけども、それを引いた数が継続の数にはならないと思いますけれども、そここのところをもう一度お願いします。

○障害福祉課長（小川則之君） 行政報告書218ページ、短期入所の市内での施設についての御質疑でございます。

短期入所の事業につきましては、入所的な機能がないとなかなか難しいということがございますので、市内で入所の施設というような動きがあった場合には、御相談に応じていきたいというふうには考えております。

ただそれとグループホームに単独型ということで、1床程度附設するというようなことも可能となっておりますので、グループホームの創設等の御相談の折にも、相談に乗っていきたいというふうには考えております。

以上です。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 大変失礼いたしました。

子ども家庭支援センターで抱えている相談対象者の人数でございますが、平成26年12月現在になりますが、全体で387ケースを持っておりまして、この中に63件が含まれるということでございます。済みませんでした。

○副委員長（根岸聡彦君） ここで午後1時30分まで間休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時28分 開議

○委員長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き第3款民生費の質疑を行います。

○委員（森田真一君） では3点ばかりお伺いします。

まず行政報告書の294ページになりますが、生活困窮者自立支援モデル事業なんですけれども、「そえる」の相談体制、今どういう体制でやっているかということをお伺いしたいというふうに思います。

それから、行政報告書296ページの生活保護費ですが、2つですけれども、1つはケースワーカーさん1人当たりの被保護世帯の担当件数、今どうなっているかということをお伺いしたいと思います。

それから、同じくですが、経年の変化で見ると、類型別の世帯数なんですけど、その他世帯が減少しているようですが、これは生活困窮者自立支援事業との関係と見ていいのかどうか、それから高齢者世帯については、依然急増が続いているというふうに見受けられますが、主にどういう原因と見ていくかということについて伺います。

○生活福祉課長（東 栄一君） 行政報告書294ページ、生活困窮者自立促進支援モデル事業で、東大和市くらし・しごと応援センター「そえる」の相談体制についての御質疑でございます。

こちらにつきましては、主任相談員、相談支援員、就労支援員、家計相談支援員の職員を配置することとしておりまして、このうち就労支援員や家計相談員につきましては、相談員を兼務することができることになっておりまして、かつ最低限3名の職員配置をすることになってございます。こうした体制で各種相談に対応しているところでございます。

次に、行政報告書296ページ、生活保護援護事業費の関係で2点御質疑いただきました。

1点目がケースワーカー1人当たりの受け持ち件数ですが、26年度末現在で105世帯でございます。

それから2点目です。類型別世帯でその他世帯の減少と、それから高齢者世帯の増加の要因についてであります。その他世帯の減少につきましては、おっしゃるとおり生活困窮者自立支援事業の影響があるだろうと考えておりますが、ただし26年度におけるその他世帯の減少は、全国的な傾向にありまして、景気の状態が反映された可能性があるとも考えてございます。

それから、高齢者世帯の増加につきましては、高齢化率の増加と関連していると考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） 民生費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、民生費の質疑を終了いたします。

ここで説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午後 1時31分 休憩

午後 1時33分 開議

○委員長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き第4款衛生費の質疑を行います。

○委員（佐竹康彦君） 何点か伺います。

まずは行政報告書308ページの母子保健事業の中で訪問指導の平成26年度の実績と、それに対する自己評価はどのように認識しておられるのか伺います。母子健康手帳の交付者が797人ということで、昨年よりも100人以上ふえているということで、市内の子供を持たれる方の数がふえているのかなというふうに思いますが、その中で新生児訪問指導等々が人数が減っているのは、これは昨年度の母子保健手帳の交付者数が688なので、それをもとに考えると、ほぼ全部行き渡っているのかなということで考えるんですけども、この辺の認識について伺います。

同じく行政報告書309ページ、両親学級につきまして、昨年度よりもこの実数、延べ人数ともふえているようですけども、その要因について伺いをいたします。

次に、行政報告書315ページ、3～4か月児健康診査の中の医科診察有所見率29.1%、どのようなことが所見をされたのか伺います。ブックスタートにつきましては、これは絵本の選択の自由があったのかどうか、この点について伺います。

次に、決算書の189ページ、成人保健事業で、御説明の中で不用額が2,415万円あったということで、健診の数が少なかったということでございますけれども、この詳細について伺いをできればというふうに思います。

次に、行政報告書にまたいきまして368ページでございます。

資源物の処理の中で使用済み小型家電につきましては、処理量が前年度に比べてかなり多くなっているわけでございますけれども、その背景と、あわせてこれら使用済み小型家電のリサイクルは、その集められた後どのようにされているのか、この点について伺います。

○健康課長（志村明子君） 何点か御質問いただきました。

まず1点目の行政報告書308ページ、訪問指導についてでございます。

こちらのほうは、件数が延べで642人という形になっております。こちらのほうは途中で転入される方、また転出される方がおりますので、こちらのほうでは大体年度の推移を予測できませんけれども、修正通知書をいただいた方には連絡して訪問している状況になります。

また実際里帰り等で、里帰り先で受ける方については、こちらのほうには入りませんので、そちらを合わせますとほぼ全数行けているというふうに考えております。

2点目の行政報告書309ページ、4の(1)両親学級についてでございます。

こちらのほうの延べの参加人数が昨年度実人数が183人に対して、今年度は実人数が208人ございました。こちらのほう、若干増加している要因でございますけれども、特に内容等は例年どおり行っております。ただ5回目の沐浴の実習のみは土曜日という形で参加しやすいような形をしておりますので、そちらのほうが多少要因になっているという形で考えております。

続いて3点目、行政報告書315ページの3～4か月健診の(3)医科診察有所見者内訳についてでございます。

こちらのほうは3～4カ月ということで、乳児ということもありまして、所見の中で一番多いのが皮膚という形になっております。皮膚の状態としましては、やはり湿疹やまた赤み等、また新生児にはあざのような、消えるものとか残るものとかありますけれども、そういった形での保護者の方からの御相談が多い特徴がありますので、そういった形で皮膚の所見が一番多いというふうに認識しております。

ブックスタートについてでございます、済みません。

ことは、毎年中央図書館の児童書担当者の方の意見や助言をいただきまして、ブックスタートのほうは選定しております。26年度につきましては2冊のセットを2パターン御用意しまして、一つのパターンが「じゃあじゃあびりびり」「ととけっこうよがあけた」、2つ目のパターンが「いないいないばあ」「おやすみ」という形の本を2冊セットで配付のほういたしました。

続きまして4点目の決算書の189ページ、成人保健健康診査の不用額についてでございます。

こちらのほうは、予算上定員を設けて実際行っておりますけれども、申し込みと、それから受診のほうが若干違ってございます。定員を超えて申し込みがあったものは、肺がん検診が定員800に対して申し込みが887でしたけれども、実際の受診は792人の方でございました。あと大腸がん検診も定員は700でしたけれども、申し込みは897、実際の受診も901という形。あと前立腺がん検診も定員は400で設定し、申込者が443、実際に429人の方でございました。ほかの検診につきましては、申込者が定員より超過した場合も、基本的に受診票をお送りしていますけれども、実際的には体調がつかなくなったり、さまざまな事情で結局受診者のほうが見込みよりも少なくなり、結果的に不用額のほうが発生したということでございます。

済みません、あと附則の部分についてです。

先ほどお答えしましたブックスタートの絵本が選べる自由があったかということですが、兄弟の方で既に持っているという本がある方の場合は、その2つのパターンの中で調整が可能であればお選びいただくような形で対応のほうさせていただいております。

以上でございます。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 行政報告書368ページ、小型家電の関係でございますが、この事業につきましては、平成25年度に民間事業者の実証実験事業にのって開始したわけでございますが、平成26年度は前年度と

比べましておよそ25トンほどふえております。

ふえた背景でございますが、25年度の実施初年度につきましては、拠点回収10カ所のみで実施してまいりました。26年度につきましては、拠点回収のほかに加えまして粗大ごみの回収等の中から鉄類をピックアップで抜いたという形をとっております。したがって、その分でふえているという状況でございます。

またその後の処理ということでございますが、基本的に小型家電、基盤とか鉄類が多く含まれておりますので、鉄という形の中で再利用を図ったところでございます。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） 確認をさせてください。

行政報告書315ページ、その医科診療所見の中の今皮膚が一番多いということございましたけれども、発育と、あと発達神経につきまして、何かこの観点で問題があるお子様がどのぐらいいらっしやったのか、またいなかったのか、この点についても確認をさせてください。

○健康課長（志村明子君） 行政報告書315ページ、医科審査と有所見者の内訳の中の発達と神経23についての主な内容でございますけれども、乳児健診ということで、この時期診察との項目としては首据わりというような形をよく見ます。そういった形で診察のときに先生が寝かせた状態から手を引いて、首がくっついてこないような場合、そういった場合は発達神経等で所見で診察をお選びになることもございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 行政報告書でございます。

345ページ、高齢者肺炎球菌ワクチンなど定期予防接種になったということで、大変喜ばしいことですが、対象人員からすると、肺炎球菌ワクチンの定期予防接種、さらなる推進が求められると思っておりますけれども、この予防接種の効果と推進策、課題について伺います。

それから359ページ、C-1輸送機飛行に伴う騒音測定ですが、この飛行経路と観測地点について伺います。

それから同じページの立川飛行場のヘリコプター騒音について、これは次のページにかけて2回調査が行われていますけれども、騒音の原因としては、協定、約束に反する低空飛行が行われているという事実が武蔵村山市の調査で明らかになっています。東大和市としても飛行経路、高度の調査が必要になっていると思っておりますけれども、26年度のこの実績を踏まえて課題を伺います。

それから、この調査結果で60デシベル以上、70デシベル以上、80デシベル以上というふうに騒音レベル書かれていますけれども、この騒音レベルはどのようなものなのか、わかりやすく説明をいただきたいと思っております。

また当該年度に自衛隊や警視庁、それから消防庁等へは、どのような申し入れを行ったのか伺います。

それから、367ページ、ごみ減量推進事業ですが、ごみ有料化の課題ということで、今議会でも他の議員の一般質問への答弁で、課題としては減量効果の持続というふうに答弁がありました。これはこの26年度の実績を踏まえた答弁と思われまして、一口にごみ減量効果と言っても、一定の期間を見ないと検証そのものできないということもあると思っておりますけれども、いずれにしてもこのごみ減量効果の持続のためにどのような施策が必要と考えられているのか、伺います。

○健康課長（志村明子君） 行政報告書345ページ、高齢者の肺炎球菌ワクチンについてでございます。

こちらの効果といたしましては、肺炎リスクの高い高齢の方において、予防接種により肺炎の重症度と死亡のリスクを軽減させるものがあると認識しております。

また推進策といたしましては、対象となる方への個別通知を行い、接種率の向上に努めております。

課題といたしましては、肺炎球菌による肺炎は、成人の肺炎のうち主な原因の25%から40%を占めると言われております。ということから、今後も広報の掲載等を含め、引き続き個別通知のほうを実施し、周知に努めていくことが必要であると認識しております。

以上でございます。

○環境課長（関田孝志君） 行政報告359ページ、C-1輸送機の騒音測定についてでございます。

まずは観測地点については、庁舎の屋上でございます。

飛行経路につきましては、何点かございますが、国立音大のあたりから中央通りにかけて旋回を行い、東大和市駅西側のほうから南に抜けるルート、また国立音大あたりからグリーンタウン、またハミングホールの付近を抜けて東のほうに抜けるルート、またもう一点としましては、東村山の浄水場から東大和駅付近に南に抜けるルートなどが観測できたということでございます。

続きまして、行政報告同じページ359ページ、立川飛行場のヘリコプター騒音についてでございます。

課題につきましては、立川飛行場の管制圏は入間また横田基地、こちらのほうと非常に入り組んだ状況だと。この中で現在の飛行経路というのができております。飛行経路、高度については、変更することはとても難しいという状況であります。このことから、市といたしましては引き続き飛行経路、また高度の順守をお願いしていくことだというふうに考えてございます。

続きまして、騒音レベルについてでございます。

音の大きさの目安という形では、60デシベルにつきましては、普通の会話またチャイムの音程度と。70デシベル、こちらは掃除機やキーのタイプの音、80デシベルというとピアノや地下鉄で窓をあけた車内の後というのが近いのではないかと考えております。

次に、平成26年度の自衛隊等における申し入れ状況でございますが、立川飛行場周辺自治体連絡会として年に2回、7月に立川防災航空祭における航空機騒音の低減等についてということと、2月に立川飛行場に関する要望書という形で、騒音防止対策、航空機事故対策、自治体への情報提供、こちらにつきまして要望しているところでございます。

以上でございます。

○環境部副参事（長瀬正人君） 行政報告書367ページ、廃棄物の減量効果の持続のための施策についてでございます。

廃棄物の減量につきましては、発生抑制、再使用、再利用のそれぞれの取り組みが必要と考えております。特に発生抑制の取り組みといたしまして、例えばなるべくごみを出さないですとか、すぐにごみになるものを持ち込まないなど、生活スタイルを工夫していただくことが必要かと思っております。このような取り組みをできることから実践、また継続していただくことが大切であるというふうに考えているところでございます。

またこのような取り組み例を市報等で御紹介するなど、廃棄物の減量についての意識の啓発を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 359ページのC-1輸送機の今飛行経路を伺いましたけれども、今言われた飛行経路、3通りぐらい言われましたか。これが庁舎の屋上からということになると、これがふさわしいのかどうかとい

うこともあると思うんですが、その点についての考えを伺います。

それから、立川飛行場のヘリコプター騒音についても、観測場所がたしか市民体育館の屋上でしたかね。これについても、この場などでも床鍋委員などからもっと高いところでやってくれと。うるさくてしょうがないという声なども寄せられているわけで、その観測点についての検討状況を伺います。

それと先ほどの飛行経路、高度、確かに横田空域があって、非常に大変なところで飛んでいるということは理解していますが、それにしても武蔵村山市の調査で約束の高度よりも低い飛行をしているということは明らかになっているわけで、そうすると、遵守を求めるとともに、適宜やはり調査をしないと、本当に遵守してもらっているのかどうか、検証できないという問題もあると思うんですが、その点についての考えを伺います。

○環境課長（関田孝志君） まず初めに、行政報告359ページですね。C-1輸送機の関係でございます。

C-1輸送機の測定において、庁舎の屋上ということで、これはかなり前からそこで行っております。飛行経路を見ると、おおむね南から来てまた南に戻るというような段階で、大体中央通りが境なのかなという感じがします。ですので、やはり見渡す限り市の庁舎でやるのが一番よく見えて、またなおかつ測定するのに都合がいいのかなというふうには考えてございますことから、そちらのほうを設定しているということでございます。

続きまして、ヘリコプターの測定場所、こちらについては市民体育館のほうで行っております。ここにつきましてもやはりヘリコプターは東西が多いのかな、大体西武線の線路の上というところが多いのかなと思われまします。公共施設の中で探すと、やっぱり市民体育館かなというところで、市民体育館というところが落ち着いているという状況です。また周りにもある程度開けてまして、よく見通しがきくというところもあるのかなというふうに思っております。

最後になりますが、高度の関係でございます。

こちらにつきましては、立川飛行場周辺自治体連絡会においても、高度のほうの測定についてなんていうことではお話はさせていただいておりますが、各市連携してやっていこうじゃないかというところまでには至っていないという中で、引き続き市としては要望していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 決算書196ページ、197ページのところでごみ対策、ごみ減量推進事業費の中の委託料の内訳を教えてください。

次に、同じく決算書198、199ページのところのごみ処理事業費の中の委託料、これの内訳もお願いいたします。

次に、行政報告書の368ページのごみ減量推進事業の中のコンポスター無償貸付ですね、これに関しては昨年度から比べると4倍弱の伸びとなっております。重要な施策だなと思っているんですけども、これは皆さんの啓発の努力かなと思うんですけども、どのようなことをしてこのぐらい広まったのかなということを教えてください。

次に、同じく行政報告書368ページ、資源物の処理状況の中で、結構前年度から比べて低くなっているものが多いんですけども、ペットボトルに関しては、前年度比16%減となっております。これらの減った主要因を教えてください。

次に、行政報告書の同じく369ページ、資源物の再利用のところなんですけれども、ここの計算方式につい

てちょっと教えてほしいんですけども、(2)で平成26年度有償入札拠出金というところがあります。これはペットボトルの対象となっているというふうに米印で書いていますので、多分そのとおりでなと思うんですけども、そのアのところですね、平成25年度再資源化合理化拠出金の計算式は、この上の表にあるこの委託単価掛けることの市負担分量で、支払額が一番右のほうに出ています。これはことしの分ですから、26年度分ですから、前年度の25年度の分をこれペットボトルのほうを抜かしたものです。ゼロだから抜かしてもいいんですけども、その合計額で算出されたものなのかどうかを計算式を教えてください。

以上です。

○ごみ対策課長（松本幹男君） まず最初に決算書196、197ページ、ごみ減量推進事業費の委託料の内訳でございますが、件数が若干ございますが、順次述べさせていただきます。

1点目が金属等処理委託料といたしまして7万1,810円、次に資源物収集運搬等委託料1,901万6,568円、次に暫定リサイクル施設資源物中間処理委託料3,373万4,702円、資源物拠点収集運搬委託料371万2,062円、瓶（カレット）ペットボトル等処理委託料80万4,724円、資源物収集容器配付委託料1,344万8,806円、かんがる一内資源物収集運搬委託料185万8,800円、消防設備保守点検委託料3万2,400円、資源物選別作業委託料59万4,194円、剪定枝資源化作業委託料697万7,465円、容器包装プラスチック収集運搬委託料3,294万3,504円、容器包装プラスチック圧縮梱包委託料3,826万782円、不要食器等再利用委託料3万8,232円、不要食器等運搬委託料5万2,920円、生ごみ収集運搬等委託料369万360円、以上になります。

続きまして、決算書198ページ、199ページ、ごみ処理事業費の委託料の内訳でございます。

ごみ収集運搬委託料7,883万4,324円、有害ごみ処理委託料312万8,882円、粗大ごみ収集運搬委託料1,774万1,727円、動物の死体収集運搬委託料136万2,794円、不法投棄ごみ運搬処分委託料38万9,728円、粗大ごみ受付業務委託料968万3,517円、廃棄物等収集運搬委託料3億4,560万円、以上になります。

2点目の行政報告書368ページ、コンポスターのふえている——増加している理由という点でございますが、こちらにつきましては、市のほうでも広報はしているわけでございますが、昨年度から始めました不要食器のリユース事業ということで、毎週木曜日9時からおおむね3時ぐらいまでを目安に、市内のボランティア団体、具体的にはNPOの団体に御協力をいただいて、食器等の回収事業を行っています。その中であわせて市のほうでコンポスターの無償貸付や、あと補助制度、こちらのほうもあわせて啓発をさせていただいております。そういったことから、件数がかなりふえているというふうに考えております。

それと同じく368ページ、資源物の処理状況の中で、行政報告に記載がありますように、前年度比較を今回から掲載させていただいております。したがって、減っている品目につきましては、行政報告書の記載のとおりであります。主にペットボトル、こちらのほうが昨年の収集回数を落としたことで大きく減っているものでございます。

そして、最後に行政報告書の369ページ、合理化拠出金の関係でございますが、こちらにつきましては、平成26年度に収入いたしました金額、こちらにつきましては平成25年度の再商品化に要した経費が確定したことによって、収入したものでございます。

以上です。

○委員（床鍋義博君） リサイクルの内訳、ありがとうございました。

次に、生ごみのコンポスターの無償貸付、すごい広まったのいいことなんで、引き続き生ごみというのは結構焼却の燃焼温度を下げるので、結構やっかいやなというふうに聞いていますので、これで生ごみが減ること

になればすごくいいなと思いますので、まだまだ少ないですけども、これで生ごみが減ればいいなと思いますので、啓発活動をよろしく願いいたします。これは答弁は結構です。

資源物のペットボトルに関して、収集回数を減らしたことで16%ぐらい減ったということなので、飲む回数が減ったとは思われないんで、その分恐らく民間のところに持っていつているんじゃないかなというのは予想されるんですけども、これ24年度から比較しても20%ぐらい減っているんですよ。ですから、基本的に行政がこういった施策をとることで、ごみの量って結構減るんだなというふうに思いますので、この辺、このあたりもまだまだ市民の方の啓発で大分減らせるところがあるんじゃないかなと思いますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

資源物の再利用のところで御答弁いただきました合理化拠出金のところですね、25年度ということなので、私なりにちょっと計算をしてみると25年度の資源物の再利用のところの行政報告書のところから出した数値によると、支払額が96万6,408円となっていて、それでこの拠出金が341万8,938円ですから、差額が245万2,530円という計算になるんですけども、それでいいのかどうかということと、もう一つお聞きしたいのは、支払単価が昨年度からちょっと上がっているかなと。特に容器包装プラスチックの支払単価がキロ48円から57円に上がっているといったところで、こうなると戻ってくる金額が影響されるんじゃないかなというふうに思うのですが、このあたりはいかがでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 行政報告書369ページ、合理化と拠出金の関係でございますが、ただいま委員のほうからお話がありました96万円ほどの支払い、こちらにつきましては、当該年度の市町村負担分の支払いとなっておりますので、あくまでも合理化と拠出金の歳入額として得たものにつきましては、25年度の精算という形で再商品化が終わったというところで、組み戻しをされているものでございます。

それとあと市町村負担額の単価でございますが、こちらにつきましては、毎年度数字が確かに委員がおっしゃるように動いております。平成25年度でいきますと、確かに容器包装プラスチックはキロ単価48円、24年度にいきますとキロ単価49円、ここのところはちょっと変動してまいります。ただ合理化と拠出金の歳入額につきましては、あくまでも事業者等の拠出額をもとにいたしまして、再商品化経費を容器包装リサイクル協会が見積もった額、その額から実際に当該年度再商品化に支払い、要した経費、その差額の益を持っている自治体で案分して戻るといふ、それが歳入額のほうとなっております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 何点かお尋ねいたします。

行政報告書でございますけれども、308ページから書いてございます母子保健事業の中で、321ページの未受診者への対応ということで細かく報告なされております。非常に丁寧に対応されている様子がよく理解できるところなんですけど、この未受診者への対応という場合に、健康、病気、その他、これらの状況を確認するのにどのような方法を使っているのか、また当然この母子の健診事業は、子供の健康のみならず児童虐待等の早期発見・支援ということにも当然つながっていくものかと思っておりますけれども、このあたり、特にこの未受診者ということに対して、虐待防止の観点からどのような取り組みがなされているのか、お尋ねしたいと思います。

それから、322ページの5歳児健診なんですけれども、これは大変に指導方針の取り組みで頑張っていたというわけですが、要精密検査の場合には、当市においてはどのような医療機関につないでいるのかということと、また要継続となった場合には、健康課で行っている支援というのはどういう内容になっているのか、

またこの次は就学相談ということになるかと思えますけれども、教育委員会との連携が今どようになっているのか、このあたりについて御説明いただきたいと思えます。

それから、323ページの成人保健事業の中で、健康手帳を配付していただいております。26年度は健康増進計画も策定していただきまして、総合的な健康寿命の延伸に取り組んでいただいているわけですが、この健康手帳を活用した健康寿命の延伸なり市民の健康づくりの施策というのが、26年度どように行われているのかお尋ねしたいと思います。

それから、331ページから掲載してあります胃がんリスク検査でありますけれども、26年度単独実施も行っていただいたわけですが、これらの受診状況がどうだったのか、また800人定員に対して640人という実績が、前年度はたしか定員以上の申し込みがあったかと思えますけれども、このあたりの数字がどのように分析をしているのか、また337ページには受診結果の中で細かく掲載していただいておりますが、特にこの640人のうち92件、萎縮性胃炎が発見されているわけですが、これは確実に将来的な胃がんになるおそれの高い方の早期発見につながっているというふうに理解しておりますけれども、市のほうの御認識を伺いたいと思えます。

それから、364ページの清掃管理事務事業であります。家庭ごみの有料化導入に伴う個別収集での対応なんですけれども、当然のことながら決まった曜日に決まった物を出すということは当然なわけですが、また一方で例えば認知症の高齢者ですとか、なかなか決まったルールを確認が非常に難しい、こういう生活実態の方もいらっしゃる中で、どこまで個別の状況にこの個別収集というのが対応できているのか、26年度の状況についてお尋ねしたいと思います。

それから、最後に367ページのごみ減量推進事業であります。当市においても特に資源ごみの店頭回収等も取り組んでいただいているわけですが、なかなか決まった事業所以上には広がっていないようにも見えるんですけれども、この事業所を中心とした店頭回収、また自治会等の拠点回収が26年度どように進んでいるのか、また公共施設でも回収を行っているかと思えますけれども、26年度の状況、公共施設における回収がどういう状況であるのか、このあたりについて御説明いただきたいと思えます。

○健康課長（志村明子君） 行政報告書308ページから321ページにわたる母子保健事業についてでございます。

321ページの未受診者の調査についてでございます。

こちらのほうの方法ですけれども、電話をしたり訪問したり等、それぞれ地区担当の保健師のほうで未受診の方に対して御連絡のほうをとらせていただいております。こちらのほうは母子保健法の観点から、お母様とお子様と健やかにお過ごしされているかどうかの確認が第一義的に行っておりますので、そちらのほうを目的に行っております。

ただこの何回かの未受診者調査で把握ができない方に関しましては、児童虐待のリスクの面も考慮いたしまして、子ども家庭支援センターのほうに御連絡等させていただいているところでございます。

続きまして行政報告書322ページ、5歳児健診についてでございます。

要精密検査となった場合の紹介する医療機関がどようなところが多いかということですが、小児の専門病院であります。この辺でいいますと小児総合医療センター、もしくは東京小児療育病院等ありますけれども、まずお母様のほうとその地域の医療機関を確認し、そこで御相談、御紹介先を決定のほうしております。

また継続支援の方といたしましては、保健センターで行っております発達検診等に御予約いただいて、そこでの小児神経専門医の先生の診察により、時期に応じて紹介状の発行等いたしております。

また就学に向けての連携についてでございますけれども、5歳児健診もあわせてこのような発達検診等で就

学支援シートの御紹介やその利用をお勧めしておりますので、実際就学支援シートの御利用になる方もいらっしゃると思いますし、また保護者の方の同意が得られれば、教育委員会のほうに情報提供等させていただく中で、連携を図らせていただき、円滑な就学に向けての支援のほうを行っております。

続きまして、行政報告書323ページ、健康手帳の活用についてでございます。

こちらのほうは各保健センターで行っております健康教育やがん検診含め検診を御利用のときに、お持ちでない方にはお配りし、また随時窓口での配付も行っております。配付の際には、この健康手帳にはさまざまな記録が書けるようになっておりますので、血圧の管理やその個人の方に合わせての健康の記録が書けるように、使い方についても御説明し、日ごろの健康管理に役立てていただけるように配慮のほうをいたしております。

続きまして、行政報告書336ページ、337ページの胃がんリスク検査についてでございます。

こちらのほうは平成25年度700人の定員から、平成26年度は定員を100人ふやし800人で行ったところでございます。結局受診の方の数はちょっと定員割れをしてしまいましたけれども、委員がおっしゃるように異常があった方の中で、萎縮性胃炎という診断がついた方の中には、検査をしていただいた先生の治療方針によって1年後の内視鏡検査になったり、あとはピロリ菌除去のための内服治療を開始していただいたりというような形で、継続して健康管理をしていただくような形をとっていただいております。

健康課としましては、胃がんのリスクとして重要でありますこのABC検診を導入したことで、非常にがんの予防の発生には有効であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○環境部副参事（長瀬正人君） 行政報告書364ページ、個別収集への対応ということで、高齢者の方等がどうだったかという御質疑でございます。

26年度の状況といたしましては、御家族また地域の方、御近所の方等の御協力をいただきながら、個別収集できているというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 2点目の行政報告書367ページ、資源物等の拠点回収等の状況でございますが、昨年の収集方法等の変更にあわせまして、買ったものにつきましては、購入のお店に戻していただければという周知を市で行ったわけですが、店頭回収という部分では、なかなか店頭回収の協力店は26年度新たにはふえていない状況にございまして、民間事業者の協力店という意味では7店舗ほどになっております。

一方、自治会とか地域の活動という点では、昨年の説明会の中で集団回収事業についても触れさせていただいている状況でございます。したがって、26年度と26年度を比較した場合、集団回収団体への支払った報償金額では11万6,516円しかふえていないんですが、ただ集団回収の方法のあり方という点では、今まで余り市も触れてこなかったという部分はございましたので、できれば特定の品目だけをやるのではなく、広い意味で紙類のみではなくて、回収回数も減っていることから、空き缶・ペットボトル等も含めて資源物全体で回収していただきたいというお願い、そういったものを進めているのと、またことしに入りまして、特にマンションの管理組合、また自治会で一定地域を持っている、協力していただける自治会にお声かけをさせていただいて、できれば地域全体で町ぐるみで集団回収事業をやっていた方がいいかというところで、調整のほうもさせていただいておりまして、現在マンション管理組合のほうは比較的实施しやすいという点がございまして、かなりそこでは大きい形で集団回収事業というような形で進むことができているという状況でございます。

失礼いたしました。先ほどの報償金額の比較でございますが、26と25の比較でのふえた金額が11万6,516円

と、金額としてはまだそこまであらわれていないという状況でございます。

以上です。

○委員（中間建二君） 今公共施設での取り組みの答弁が漏れていたのと、あともう一つ、先ほど個別収集へのきめ細やかな対応の部分なんですけど、私は現場で聞くお話は、もちろん御近所や御家族、御親戚等の対応もあろうかと思えますけども、また一方で介護に入っている事業所のヘルパーさん等が持ち帰らざるを得ないというような状況、事例もあるというふうなことも伺っております、どこまでこれが市が対応できるのかというところもあろうかと思えますが、当然のことながらこの日常高齢者への対応という中で、どこまで体制とっていくのかということも、現状の考え方について確認させていただければと思います。

○環境部長（田口茂夫君） 個別収集に対応できない認知症の方ですとか、高齢者などの方につきましては対応でございますが、多摩地域における他の自治体におきましても、ごみ出しの支援ということで、幾つかの自治体で実施しているところがあるということは承知してございます。

先ほどもお話がありました高齢化社会の進展ですとか、そういった状況、個々それぞれの状況、また各家庭における生活の状況におきましても、さまざまな状況があるというふうには認識してございます。

また今お話をしました他の自治体におきましても、この実施方法もさまざまな実施のやり方をやっているようでございます。こういった実施の状況を確認するとともに、関係部署とも庁内で情報交換をさせていただきながら検討していく必要があるというふうには考えているところでございます。

以上です。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 行政報告書367ページ、拠点回収の関係で1点漏れておりました。

公共施設の関係でございますが、26年度におきましては市民センター、公民館等ということで、13カ所でペットボトル等は回収したところでございます。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（実川圭子君） 行政報告書の314ページ、妊婦健康診査の受診率なんですけれども、13回目、14回目あたりはパーセンテージが低くなっているのですが、これはもう既に生まれてしまったりとか、あと里帰りとか、いろいろな状況があると思えますけれども、受診票交付数というのが最初に交付された数を分母にして、これを計算していると思うので、実際のこの妊婦さんである人のうちの何%が受診したかという数字には、実数とはかけ離れていると思うのですが、このあたり実数が把握できるような近い形にすることはできないのか、お伺いします。

それから、行政報告書の347ページ、犬猫避妊去勢手術費用助成事業というところなんですけど、こちらに関しては、飼い主のいない犬猫の手術の代金を補助するというので、実際にこれを件数、それをやっているのは多分飼い主がいないということで、近所の方のボランティアさんなどがやっているのかもしれないんですけども、手術に実際にかかる費用というのはもっと多額だと思うので、この金額ではなかなか連れていきたくても、自分が費用負担することになってしまうのではないかと思うのですが、この金額で例えば実際に獣医さんがその差額を負担しているとか、何かどのような仕組みになっているのか、費用負担について教えてください。

それから、行政報告書の361ページ、公害対策事業の河川の水質調査についてです。

こちらは361ページの河川の水質調査で、表の右上のほうに環境基準E類型とあります。これ空堀川のほう

はE類型を基準にしていると思うのですが、この水質に関しては、空堀川もかなり水質がよくなってきているので、この類型を私はC類型ぐらいまではクリアしていると思いますので、その類型の変更などを今後要請するというか、考えていくことはできないか、検討していただけないかお伺いします。

それから、364ページ、(5)の食品放射性物質簡易検査についてなんですが、こちらは放射能濃度が10ベクレルキログラム以上になった場合、検出となるというふうに説明がついていますが、大抵のこの検査結果を出すときには、この10ベクレル以上というのがセシウム134と137の合計が10ベクレル以上となった場合に公表しているところが多いんですけども、東大和の場合にはどちらかが1つが10ベクレル以上とならないと検出というふうになっていないので、最高で20ベクレル未満までは不検出というふうになってしまうかと思うんですけども、この点に関して、合計で10ベクレル以上というふうに変更する考えはないか、お伺いします。

それからもう一点、行政報告書の366ページの家畜廃棄物処理手数料の(3)の減免のところなんですけど、申請件数と交付決定件数というのが差があるんですけども、この申請があつて決定できなかったというものはどういうところなのか、教えてください。

○健康課長(志村明子君) 行政報告書314ページ、妊婦健康診査についてでございます。

こちらのほうは、表の一番左端が受診票交付数になっており、その隣の欄が転入者等受診票交付数となっております。全体の交付数はこの2つを足したものになるんですけども、受診率のほうはこの2つを足したのではなく、最初に交付した795をもとに出しておりました。来年度以降はこちらのほうの表記のほうを工夫して、受診率のほうの表記のほうを少し検討したいというふうに考えております。

続いて、行政報告書347ページの犬猫避妊去勢手術費用助成事業についてでございます。

こちらのほうは、補助単価は犬と猫それぞれ避妊と去勢の1件当たりという形で助成させていただいている事業でございます。こちらのほうの実際獣医師で幾らぐらいかかるかというのはさまざまなんですけども、獣医師によってはボランティア料金という形で、一般よりもかなり低めに抑えて手術のほうをなさっていただいている獣医病院もあるようでございます。

こちらのほうの助成の金額につきましては、他市の状況等ありますことから、そういった状況を把握しながら少し研究等してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○環境課長(関田孝志君) 行政報告361ページ、空堀川の関係でございます。

こちらにつきましては、東京都のほうに行われる空堀川の会議において、私のほうから空堀川の水質、とてもきれいになっていると。類型を変える必要あるのではないかというお話はさせていただいております。今後に向けてその動きがあるかわかりませんが、要望はしているところでございます。

続きまして、行政報告364ページ、食品の放射線検査でございます。

こちらにつきましては、開始当初からセシウムの134プラス137ということで、合計で10を超えない範囲ということで実施しているところでございます。

以上でございます。

○環境部副参事(長瀬正人君) 行政報告書366ページ、家庭廃棄物処理手数料の減免の関係でございます。

こちらは申請件数と交付決定件数に差が生じているということでございますが、こちらにつきましては却下された方というような形になります。

却下された理由としましては、一度申請したことを忘れて二重申請というか、また申請してしまうといった方ですとか、要件として市民税の非課税というのが要件なんですけれども、世帯の中で市民税の課税されている方がいらっちゃったとか、また年齢要件が該当でなかったといったような理由が主な理由となっております。以上です。

○委員（実川圭子君） 河川の水質のほうなんですけれども、要請をこれまでもしていただいているということなんです、この環境基準を出しているところでも5年以上、特にBODの数値を見て、それがクリアしていればその類型に指定変更というのができるというようなことにもなっているようですので、またそのあたり引き続き要望をお願いしたいと思います。ごめんなさい、先ほどの361ページでした。

それから、行政報告書364ページの放射性物質の検査のことについては、合計でこれは算出しているということで、わかりました。こちらのほうは私の勘違いだったと思いますので、取り下げさせていただきます。

それから、行政報告書366ページのごみ袋の手数料の減免の件なんですけれども、必要な方にはきちんと届いているというふうに理解しましたので、こちらのほうも了解しました。答弁は必要ありませんので。ありがとうございました。

○委員長（東口正美君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時42分 開議

○委員長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで床鍋委員より訂正の発言を求められております。

○委員（床鍋義博君） 先ほど行政報告書の369ページの資源物の再利用のところで、平成25年度の支払額のところを70万8,540円とするところを96万6,408円としましたので、そこを訂正させていただくと、その差額が拠出金との差額245万2,530円といったところを271万398円と訂正させていただきます。失礼しました。ありがとうございました。

○委員長（東口正美君） 衛生費の質疑を終了して異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、衛生費の質疑を終了いたします。

説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。

午後 2時43分 休憩

午後 2時44分 開議

○委員長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き第5款労働費の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 労働費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、労働費の質疑を終了いたします。

引き続き第6款農林業費の質疑を行います。

○委員（森田真一君） では、1点だけ。

農地が毎年減っていつているとか、とても気にかかる場所であります、この間相続等も含めて、ごめんなさい、決算書でいうと202ページになりますが、この間相続等々により転用された面積ですとか、そういったところで教えていただきたいんですが。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 決算書202ページ、農業費、26年度中に相続により転用された農地の件数、面積についてでございますが、26年度の農地の転用面積は63件、2万4,797平方メートルでございます。この数値は相続等により農地法に基づく転用届でございます。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） 農林業費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、農林業費の質疑を終了いたします。

引き続き第7款商工費の質疑を行います。

○委員（佐竹康彦君） 1点、細かい点確認させてください。

行政報告書393ページ、商工会補助事業の中の運営事業に対する補助で、商工会の経営改善普及事業指導事業費と地域総合振興事業費に対して1,063万円補助していただいております。それぞれ幾らぐらいずつ補助されたのか、また26年度のそれぞれの成果について、市として把握されているものがございましたら教えてください。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 393ページ、商工会等補助費でございます。そちらの内訳でございます。

商工会改善普及事業費につきましては、604万2,000円でございます。それから地域総合振興事業費につきましては、458万8,000円でございます。合計で1,063万円でございます。

効果でございますが、商工会に市内商業の総合的な……発展を図るために組織されている商工会のほうに補助をしてございます。

以上でございます。

○市民部長（広沢光政君） 済みません、今担当部長のほうから御説明申し上げましたけど、若干私のほうから補足ということで、内容としましては今担当課長のほうからお話がありましたように、いわゆる商工会の運営補助ということで、経営相談事務ですとか経営改善普及指導事業ですとか、それから地域総合振興事業、こういったものを対象に補助のほうを行っております。

商工会の本来の目的でございます市内商工業者の育成・発展、そういったものに十分こちらのほうが活用されまして、一定の効果が上がっているというふうに認識してございます。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 何点か確認させていただきます。

行政報告書391ページにあります東大和市内一斉富くじセールについては、26年度の予算説明の際も、また昨日の市長からの市政報告の際もスポットライトを浴びてというか、こちらの取り組みについて取り上げられていたと思うんですけども、その内容と効果について教えていただきたいと思います。

それから、この391ページにさまざまな新・元気を出せ商店街等事業への助成ということで、合計金額653万6,000円となっているんですけども、先ほど取り上げました富くじセールについては、どれぐらいかけて、どういう効果かということと、あとできましたら今後、今回用意されていなければ御答弁はいいですけども、

用意されていたらお願いしたいんですが、各商店会さんには、どのようにこの補助金というか助成金を各団体に出しているのか、ほかのところではそういった各団体ごとの金額載っていますので、答弁できればしてください。できなければ次回より載せていただければなというふうに要望します。

それから、行政報告書の393ページ、先ほど佐竹委員からもあったと思うんですけども、こちらの商工会補助事業に対して、昨年の行政報告書では、一店逸品という取り組みと、あとウォーキングイベントという形で、実際にこの補助額を利用して取り組んだものが明確に書いてあったんですけども、先ほどの御答弁ですと、商店さんの相談に乗って振興にかかわることと運営補助という御答弁だったんですけども、26年度の具体的な活用方法の主なものについても把握されているのか、把握されていないのか、その点について教えていただきたいと思います。

それから、行政報告書の396ページ、こちら25年度の行政報告書にもうまかんべえ～祭の入賞メニューの販売協力店というものが載っていたと思うんですけども、今年度のところからはちょっと具体名出して恐縮ですけども、入賞されていた空龍さんと、あと榎本豆腐店さんについては、昨年度も今年度も取り扱いの店舗に掲載されていないんですけども、ここに載っております入賞メニューの販売協力店の掲載の基準というのはどういうふうになっているのか、実際の取扱店とちょっと違いがあるように感じるんですが、その御説明をお願いします。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 行政報告書391ページ、新・元気を出せ商店街事業の市内一斉富くじの概要と効果についてでございます。

今市内商店街においては、大型店への消費流出や、小型店舗の減少によって商店街活動が深刻になってございます。このような状況で東大和市の商工会では、市内一斉の売れ出し事業を主催することで、市内事業の活性化をすることを目的としております。

それでこの事業の内容でございますが、イベント期間中に参加店において300円以上のお買い物した方について、富くじを進呈してございます。公開抽せんを行いまして、来場された当選者に富くじと商品の買物券を交換いたしました。

以上でございます。

○市民部長（広沢光政君） 大変申しわけございません。私のほうではちょっと補足というか追加で。

各商店会への金額の内訳ということでございますが、大変恐縮ですが、私どものほうで補助金のほう支出しておりますのが、商工会事業として商工会のほうに支出してございます。今手元にその商工会経由から各商店会のほうに幾らが行っているかといったことの資料がちょっとございませんので、もし間に合えば後ほどちょっとお答えさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○市民部副参事（小川 泉君） 行政報告の396ページ、うまかんべえ～入賞メニューの販売協力店の記載についてでございます。

こちらにつきましてですが、うまかんべえ～祭の入賞メニューの協力販売店の掲載は、入賞メニューが食べられるお店を掲載してございます。空龍が創作した26年度のごまだれ水ギョーザは、市役所の食堂では定番メニューとして扱っておりますが、空龍の本店といたしますか、店舗のほうではメニューの掲載はなく、スポットメニューという形で取り扱いをされておりますので、特に掲載はしてございません。

また、具体名で榎本豆腐店のお名前が出ましたけれども、榎本豆腐店は26年度豆腐かつというメニューを出

しましたが、このメニューにつきましては入賞メニューではなくて、出店メニューということでございますので、特に掲載はしてございません。

以上でございます。

○市民部長（広沢光政君） 済みません、あと残り1点でございますが、同じく行政報告書の393ページになるかと思いますが、先ほどの商工会の補助の関係ということで、こちらにつきましては、先ほど他の委員の御質疑にもお答えしておりますけれども、事業としてこういう名前になってございますが、その内訳としましては、経営改善普及事業と地域総合振興事業費ですということでお答えさせていただきます。

中身になりますとかなり細かいんですが、経営改善普及事業のほうについては、いわゆる経営相談事務ですか、そういったことを初めとした、そういったものにかかわる人件費、そういったものに対する補助、それから地域総合振興事業費については、実際に経営されております事業者さんの経営相談に乗るとか、そういったことに使われているというようなことでございます。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 行政報告書391ページの助成額については、商工会さんのほうにお任せしているという御答弁でしたので、こちらのほう間に合えば御答弁いただけるということでしたが、間に合わなかった場合も資料のほうの提出をお願いしたいと思います。

一方、逆にこの助成額653万6,000円を各商店会さんに幾らずつ補助を出すかについては、商工会さんに依頼しているというような状況だと思うんですが、この653万6,000円の額の根拠がそうしたらわからないなと思いますので、各商店会さんからこういう希望が出たから、ことはこういう助成額にしようというよりも、まとめて商工会さんをお願いしているということなので、653万6,000円の数字の根拠を教えてくださいなと思います。

うまかんべえ〜については理解しましたけれども、入賞品を食べれるところ。でも、せっかくそれでいろいろなところでうまかんべえ〜祭を盛り上げていこうということですので、できましたら空龍さんもスポットではなく、うまかんべえ〜ののぼりを上げていращやる店舗もあるわけですから、開発された店舗にも御協力、食堂で食べれるということですが、そういう形を依頼してもいいんじゃないかなというのは、私の要望として上げさせていただきます。

1点だけ確認させていただきたいことは、御答弁をお願いします。

○委員長（東口正美君） 確認いたします。和地委員の今の商工会のこの補助金に対することは、資料請求というところでよろしいでしょうか。

○委員（和地仁美君） 間に合えば答弁いただけるという、その間に合えばというのがこの特別委員会の時間内ということであれば、間に合わなかったことを理由にされてはというふうに思ったので、資料請求ではないんですけれども。

○市民部長（広沢光政君） 間に合いましたんで、今私のほうから御答弁を差し上げたいと思います。

ただ非常に項目が多うございます。と申しますのは、商店街ごとというよりも、商店街で2つ3つのイベントをやっているところもございまして、各イベントごとに対する交付額という形になってまいりますので、それでもよろしいでしょうか。（「そのほうがいいよ」と呼ぶ者あり）そうしましたら、上からちょっと読みます。

まず富士見通り商栄会七夕祭り、こちらにつきましては61万8,000円を交付してございます。玉川上水駅前

商店街の玉川上水夏祭り、こちらには56万2,000円でございます。芝中団地前名店街、こちらにつきましては芝中団地前名店街PR、中元セールでございますが、こちらに15万7,000円でございます。それから光商店会、こちらの納涼夜店まつり、こちらに50万円でございます。向原振興商店会、こちら中元セールでございますが20万円、それから武蔵大和駅前通り商店会、こちらが武蔵大和駅前通り商店会のPRということで53万3,000円、同じく武蔵大和駅前通り商店会の秋祭り、こちらに80万円でございます。次に芋窪商店街、芋窪商店街PR、こちらが歳末セールでございますが、こちらが13万円。続いて玉川上水駅前商店街、こちら商店街のPR、こちらクリスマスセールでございます。こちらに3万5,000円。芝中団地前名店街、芝中団地前名店街PR、こちら歳末セールでございます。14万7,000円。奈良橋商工振興会、奈良橋商工振興会PRとして9万3,000円でございます。富士見通り商栄会歳末大売り出し、こちらに53万3,000円。それから光商店会、こちらのクリスマス歳末セールで25万円。向原新興商店会、向原新興商店会PR、歳末セールといたしまして36万6,000円。大和通り共栄会、こちらが大和通り共栄会PRといたしまして14万5,000円。それから一番下に入っております商工会に対しますスタンプラリー、東北振興支援物産プレゼント、これが66万7,000円。それから商工会として先ほどお話がありました市内一斉富くじセール、こちらに80万円、合計で653万6,000円となっております。こちらが新・元気をさせ商店街各商店街に対する補助ということです。

以上でございます。大変失礼いたしました。

○委員（木戸岡秀彦君） 行政報告書の392ページ、393ページですけれども、1点質問させていただきます。

東大和市の創業塾のプレセミナー及び創業支援セミナーのミニブルーム交流カフェですけれども、この開催に当たっての広報の仕方とセミナー、題名はありますけれども、具体的な内容と効果について伺いたします。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 行政報告書392ページ、393ページの創業支援事業でございます。

こちらは東大和市の創業支援計画に基づきまして、中小企業大学校、それから商工会との連携で東大和市の創業支援を支援したものでございます。こちらの事業につきまして、こちらの行政報告に書いてありますとおり、これプレセミナーでございますが、3月29日に行いました。このとき13名の出席者がございました。

市の広報の体制でございますが、市報のほうにPRさせていただきました。それからホームページ、それからチラシ等で広報いたしました。それから中小企業大学校のほうも、積極的なPRをさせていただきました。

効果でございます。こちらにこの創業支援事業は、ことしから本格的に始まりまして、今回参加者が4月以降のお話なんですけれども、35名ほどございまして、ここから2名の方が起業されたというふうな状況でございます。プレセミナーに関しましては、こちらの行政報告に記載されたとおりでございます。

以上でございます。

○市民部長（広沢光政君） 大変申しわけございません。私のほうから1点ちょっと補足させていただきます。

効果という意味でございますが、今委員のほうから御質問ありましたとおり、プレセミナーとして開催したんですが、本年度本事業として実施いたしました。その本事業に参加されるきっかけ等にもなったということで、言葉のとおりプレということで、事前の、その事業自体がPRになっているというふうな効果があらわれてございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） それに対して、今後の課題と取り組みについてお聞きします。

○市民部長（広沢光政君） 今後の課題ということでございますが、今年度あともう一つ、女性を対象としまし

た創業支援事業、創業塾を開催することになっていきますので、そういった女性を対象とする特化したそういった創業もそうですし、それともう一つ創業塾を卒業された方々が実際に市内で創業していただくときに、例えば事務所ですとかそういったものを必要となさると思うんですね。そういったところに対する支援といえますか、そういった部分にこれから着手していかなければならないのではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） 今他の委員からあったものなんですけど、行政報告書391ページなんですけど、これ多分商店街側も幾らか負担してやるとかいう形なのかなというふうに思うんですけども、実際のちょっと内容とか、そこら辺というのを理事会の方、申しわけないんですけども、ちょっと資料請求をしたいなと思っておりまして、ちょっとそこがすぐ出てくるかどうか、ちょっとまずそれをお伺いしていいですか。（「もう少し具体的に言わないと。どういう資料か」と呼ぶ者あり）資料としては、例えば各イベント、富士見通りであれば七夕まつり、歳末大売り出し、玉川上水であれば夏祭り、商店街PRというふうにありますけれども、実際に商店街がどのようなこれはお祭りを行い、それでどんぐらいの資金を出し、どのくらい助成額はわかりますけれど、その部分の詳細がわかるものがあればと思います。

○委員長（東口正美君） ただいま関野杜成委員から資料要求がありました。

理事会の申し合わせにより、本件につきまして、これより理事会を開催し、取り扱いを協議いたします。協議のため暫時休憩をいたします。

午後 3時 6分 休憩

午後 4時 開議

○委員長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会理事会が開催されましたので、ここで理事長の報告を求めます。

[決算特別委員会理事長 中村庄一郎君 登壇]

○決算特別委員会理事長（中村庄一郎君） 理事会で協議した結果を御報告いたします。

先ほど、関野杜成委員より要求のありました資料、行政報告書391ページにあります新・元気をさせ商店街等事業への助成を実施した17件に対しての交付申請書、実績報告書及び添付書類の写しにつきましては、本委員会として資料要求することになりました。

なお、資料につきましては、9月17日までに配付していただきますよう、お願いいたします。

以上でございます。委員長において、よろしくお取り計らいのほど、お願いいたします。

[決算特別委員会理事長 中村庄一郎君 降壇]

○委員長（東口正美君） 関野委員の資料要求につきましては、理事長の報告どおり要求することとし、9月17日までに御配付をお願いいたします。

引き続き商工費の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（東口正美君） 商工費の質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、商工費の質疑を終了いたします。

引き続き第8款土木費の質疑を行います。

○委員（森田真一君） では、2件伺います。

まず、決算書217ページの交通安全施設整備事業費ですが、資料もつくっていただきまして、ありがとうございました。26年度中のカーブミラーの設置要望の中で、実施に至らなかったものが多かったようですが、これについて理由をお聞きしたいというふうに思います。

それから、行政報告書444ページの住宅等耐震助成事業ですが、旧基準の既存住宅のうち、耐震診断、耐震改修を実施していない住宅の件数は、今どれぐらい残っているのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○土木課長（寺島由紀夫君） 決算書217ページの交通安全施設の関係でございますが、資料提供させていただきました。カーブミラーの設置につきましては、要望件数17件ありまして、実施件数は3件ございました。そのうち14件が未実施ということで、既にもう完結したという案件ですが、その理由でございますが、設置基準を満たしていないというような理由がございます。これは、隅切りがあり視認性に問題がない、また交通量が少ない、それから私道の出口等があります。それと、交通立て看板や交差点内のカラー舗装で対応したというものもございます。あと樹木の剪定により視界を確保したというケースもございました。

以上でございます。

○都市計画課長（神山 尚君） 行政報告書444ページ、住宅等耐震助成事業の関係でございます。

耐震診断、耐震改修を実施していない住宅の件数ということですが、ここでは東大和市耐震改修促進計画でお示した数値として、お答えしたいと思います。

この数値は、統計資料を用いた推計値ということになりますが、平成26年の住宅戸数3万5,020戸としておりまして、このうち耐震性のない住宅は6,251戸ということになりまして、比率にしますと17.85%ということでございます。

以上です。

○委員（和地仁美君） 2点確認させていただきます。

行政報告書の428ページ、こちらのほうでウォーキングマップの印刷ということがありまして、26年度多摩湖編3,000部、郷土博物館編9,000部、前年は桜が丘編ですか、8,000部、伸火止用水編6,000部というふうには作成されていますが、これと観光マップの違いは何なのかなと思ひまして、要望からすれば、こういうものというのは何か一つにしていってほしいのかなという気もするんですが、別につくっている理由と用途の違いを教えてください。

あとエリア別に部数が違うこと、あと観光マップ自体は4,500部ぐらい作成されているのかなと思うんですが、そこら辺の互換性というんでしょうか、部数の、それについて教えていただければと思います。

もう一つ、432ページ、行政報告書です。こちらのほうに、ちょこバスの運行の数字が出ていると思うんですが、運行実績のほうの運賃収入の計と、その下のバス事業者に対する補助というところの事業収入、これ上の運賃収入には消費税を含んだ額とあるんですが、ちょっと割り返しても、この事業収入とぴたりいきませんし、事業収入のほうには広告収入7万5,000円が含まれるとか書いてあるんですが、ちょっとそこら辺の数字の流れが見えないので、この運賃収入に対して、バス事業者に対する補助は、どういう形で数字が決められていくのかについて御説明いただければと思います。

以上です。

○都市計画課長（神山 尚君） 行政報告書428ページ、ウォーキングマップと観光マップの違いということで

ございますが、ウォーキングマップにつきましては、市内の4駅ごとに駅を起点として、手軽に見どころなどをめぐれるようコース設定した散策マップでございまして、都市計画課のほうで所管しております。都市計画道路の歩道や緑道などを快適に歩きながら、東大和の自然や文化財に親しめるコースを紹介しているものであります。

また観光マップにつきましては、産業振興課が所管し、うまかんべえ〜祭でのメニューやうまべえグッズ取扱店のほかに、農産物直売所等の情報を載せているほか、よもやま話や施設案内もイラストマップに掲載しており、読んでも楽しいマップに仕上げることで、市民の郷土に対する愛着心を醸成することや、市外に対して市の魅力を発信し、市内の回遊を誘発するとともに、市内の産業の後押しとなるよう取り組んでおるということで、目的が異なるということでございます。

それから、2点目ですが、行政報告書の432ページ、コミュニティバス運行事業の事業費の関係であります。

運賃収入という記載がありまして、そこに1,356万8,686円という記述がございます。こちらのほうは、消費税を含んだ額ということになります。これ消費税を割り返しますと、消費税抜きの額が1,256万3,598円という形になりまして、これに広告収入7万5,000円を合計した額が事業収入1,263万8,598円ということになります。補助対象事業費から事業収入、これを控除した額が補助金額ということで計算してございます。

以上です。

○委員（和地仁美君） 済みません、先ほどウォーキングマップ、エリアごとに作成部数が違うことについての御答弁なかったと思うので、そちらについて教えていただければと思います。

先ほど、観光マップのほうでも市内のいいところを回遊してもらってというお話もあったと思うので、このウォーキングマップ、多分所管が違うから、こういう形になっているのかなというふうに思ったりするんですが、行政報告書の430ページの一番下を見ますと、今度はモニュメントマップというのがあるんですね。いろいろなものがマップがあるんですけども、全く違う用途であれば、私も例えば観光マップと防災マップを一緒にしろというような乱暴なことは言うつもりもないので、こちら辺の対象者が非常に重複する部分について、幾つも幾つもマップをつくるのは、どうなのかなというふうに思うので、もう一度この部数とモニュメントマップ含めた用途、対象者について、御答弁いただければと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 行政報告書428ページ、ウォーキングマップの印刷の関係であります。

多摩湖編と郷土博物館編ということで、今ウォーキングマップは4種類ございますが、それ2種類ずつ隔年で印刷しているという状況でございまして、印刷部数につきましては、2年間ではけた枚数、要するに残りの枚数を見ながら、枚数を決めているという状況がありまして、こちらに記載したような枚数ということになっております。

それから、行政報告書430ページ、モニュメントマップの関係でございます。

あとウォーキングマップ、それから観光マップ、今3種類のマップということで御指摘ありましたけれども、これ形状も異なっておりまして、ウォーキングということで、ウォーキングマップのほうは1枚の紙で手軽に回れるような形になっております。

観光マップのほうは、折りもついておりまして、ある程度耐久性があるというか、持ちやすいような形ということになっておりまして、形状が違いますし、目的も違うということで、今現在では統合して一つのものにしようというところまでは、ちょっと考えに至っていないというところなんです。

以上です。

○都市建設部長（内藤峰雄君） モニュメントマップにつきましては、市内のよもやま話等の言われ等も含めて、情報を載せたいという気持ちがありました。景観形成の一つとして、美術工芸品を配置しておりますけれども、そういったものを地域の方たちにも親しんでいただきたいということから、言われ等も載せたいということで、情報量もかなりあるために、ほかのマップとあわせた場合に、ただ場所の紹介だけになってしまうというようなことから、ある程度、場所とプラス何でそこにそういうものがあるのかといったようなことを関連づけるような地図にしたいということで、作成しているものでございます。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） 1点確認をさせていただきます。

行政報告書413ページ並びに414ページ、道路管理事業でございます。

さまざまな事業をしていただいております、感謝申し上げます。その中で、特にこれらの事業が市内の洪水被害の軽減にどれほど影響を与えたのかということ。この26年度の事業を通じた影響についての御認識を伺いたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 行政報告書413ページ、414ページの関係でございます。

洪水対策の事業ということでございますが、平成26年度につきましては、道路清掃委託、こちらは道路の路肩を清掃するものでございます。それから、排水管及び集水ます清掃委託ということで、こちら部分的に洪水対策の箇所の清掃をやっております。それから、市内一円集水ます清掃委託ということで、今回は高木、狭山、清水の地区をやっております。

それから、市道第3号線、伏越部排水管清掃委託ということで、こちらは仲原排水管の上流部のところの排水管の清掃でございます。こちらのほう、浸透施設の設置と並行して清掃することによりまして、排水機能が低下しないように、排水管や集水ます、その他水路やU字溝などを清掃し、降った雨がスムーズに排水されるよう努めたため、洪水量の軽減が図られたものと考えてございます。単年度だけではなく、継続的に実施することが大事ではないかということで考えてございます。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） ほかに質疑ございますか。

土木費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、土木費の質疑を終了いたします。

引き続き第9款消防費の質疑を行います。

○委員（中間建二君） 行政報告書456ページの災害対策事業であります。

3.11以降、総合的な災害対策に取り組んでいただいております。市長の4年任期の最終年度に当たりました26年度について、全体的にどのような総括をされていらっしゃるか。また、特に自主防災組織の育成、また災害備蓄品の増強、防災フェスタの開催等への取り組みの状況について、お尋ねいたします。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 行政報告書456ページの災害対策事業の関係、こちらのほうの総括について御質問いただきました。

平成26年度は24年度に修正いたしました地域防災計画の新被害想定に基づきまして、災害対策用の備蓄食料の増強を実施いたしました。新規分といたしまして、2,280食を増強し、また市内の各小学校へ児童・生徒及

び教職員用の備蓄食料を9,980食配備いたしました。26年度につきましては、合計で1万2,260食を増強したわけでございます。26年度末現在で9万7,240食を備蓄してございます。今後につきましても、計画的に備蓄を進めてまいりたいと思いますが、あわせて各家庭でも3日分の備蓄について、願うような啓発をしてまいりたいというふうに考えてございます。

避難所であります第二小学校に災害対策用の備蓄コンテナを1基整備いたしました。さらに、いつき避難所でございます中学校5校と上仲原公園に災害対策用のマンホールトイレを設置いたしまして、避難所となります体育館にも避難所用の間仕切りを整備を図りました。毎年9月実施しております東大和市の総合防災訓練でございますが、昨年は悪天候のため中止となりましたが、その後の10月以降、防災モデル地区事業として実施いたしました仲原地区におきまして、DIG、HUGの災害イメージ訓練や災害避難所運営訓練を実施し、市民の防災意識向上を目的として実施いたしました。

また、自主防災組織及び自治会の防災訓練に合わせて、39回職員のほうは参加してございます。そのとき、訓練用使用物資の提供をしたものでございます。

また、災害時におけます災害協定におきましても、7件の締結をしたものでございます。さらに、東日本大震災発生から4年経過する3月8日には、東大和防災フェスタを開催いたしまして、東日本大震災の被災者追悼と市民の防災意識啓発を目的といたしまして、都立東大和南公園の管理事務所と共催によりまして開催したものでございます。当日につきましては、雨の中開催のため850名の参加者になってございましたが、盛況に開催できたというふうに考えてございます。今後につきましても、市民の方が見る、体験する、考えるというように重点を置いて、実施していきたいと考えてございます。

防災組織の関係でございますが、26年度については2団体ふえまして、合計で36団体が現在組織されているということでございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君）　さまざまな事業に取り組まれて、着実に成果も上げていらっしゃると思います。自主防災組織の育成の面で、2団体ふえたということでございますけれども、この自主防災組織への恒常的な支援なり、情報提供というあり方については、どうなっているのか。また、地震災害時の火災予防の観点から、感震ブレイカーの設置推進についての検討状況をお尋ねいたします。

○総務部参事（鈴木俊雄君）　自主防災組織への支援でございますが、当初結成いたしますとヘルメットとか、腕章とか、担架とか、メガホン等を配布してございます。何年か使っておりますと、そちらのほうも不足して欠損とかございますので、新たに配布ということも考えてございます。また、申請があれば、それを配布してございます。

また、自主防災組織におきましては、東京都の研修会等の御案内もございまして、自主防災組織に対する研修会等の御案内もしているところでございます。

感震ブレイカーにつきましては、一般質問等の中で御質問いただいておりますが、現在夜間等で震災が起きた場合についての中で、電気が一斉に消えてしまうということは、なかなか避難する上での安全性ということも考えられますので、感震ブレイカーを設置するためには、懐中電灯とか、そういうものを設置していただかなきゃいけません。現在まだこちらにつきましては、調査研究している段階でございますので、もうしばらく時間をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 行政報告書の461ページ、災害対策資材備蓄の状況ですけれども、3点ほどお尋ねしたいと思います。

備蓄品の使用状況を、まずお聞かせいただきたいと思います。

また、全国的に備蓄品の盗難が相次いでいるとの報道が最近されておりました。当市の備蓄庫の管理状況は、どうなっているのか。それと対策は、引き続いて質問いたします。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 行政報告書461ページ、災害対策資材等々の状況、備蓄品の関係でございますが、こちらのほうの使用状況でございますが、備蓄品につきましては、市内の避難所にあります備蓄コンテナと、あと市役所の備蓄倉庫に保管をしております。自治会、または自主防災組織が防災訓練をするときに、学校を利用したり、そういうもの、また地域で利用する場合については、そちらの備蓄庫の中を確認しながら、訓練のほうを実施してございます。

また、防災備蓄品の中で防災訓練におきまして、5年で使用が切れず備蓄品につきましては、1年以内、賞味期限がございますものを供給物資として訓練のほうに提供しているところでございます。通常ですと、5年に一度の入れかえでございますが、廃棄するものが現在備蓄食料についてはないという状況でございます。先ほど申し上げましたが、39回ほど防災訓練を実施しておりますので、そちらのほうで御利用いただいているというところでございます。

あと2点目の盗難の関係でございますが、たまたま当市におきましては、盗難等はない状況でございます。ただ、備蓄コンテナのドア等が多少壊されかけたという状況もございまして、26年度については修理等をしてございます。盗難等につきましては、特に東大和市におきましては出てございません。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 行政報告書455ページ、各消防団の消防車の経過年数が載っていると思うんですけれども、こちらの第二分団さんが一番新しいと思いますが、こちら過去の行政報告書などを見ると、大体経過年数15年と半月で新しい消防車に買い替えているのかなというふうに思ったんですけれども、消防団の消防車の買い替え時期の目安みたいなものを持っているのか。第二分団と同じように、15年ぐらいで買い替えるとなると、今こちらにある経過年数を見ると、この二、三年でどんどん毎年2台ずつぐらい買い替えなきゃいけないという経過年数になっていくことに対して、買い替えのルールというんですか、何年たったら買い替えるというようなところ、それにかかる費用みたいなところを、ちゃんと計画的に用意というか、準備されているのかについて教えてください。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 行政報告書455ページの消防団の施設管理事業費のポンプ車の件でございますが、現在は委員おっしゃられたとおり、15年を目安に更新をしているところでございます。20年ほど前ですと、10年を経過してNO_x法とかいろいろございましたが、触媒装置をつけて延ばしたりという時期もございましたが、現在は性能もよくなったということで、詰所に保管をされているということもございまして、15年を目安ということで、買い替えのほうをお願いしているところでございます。こちらにつきましては、1,800万円から2,000万円ぐらいの高価な車両になります関係で、市の実施計画のほうに計上させていただいた中で、財政局の御理解をいただいた中で、計上しているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 消防費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、消防費の質疑を終了いたします。

ここで説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午後 4時26分 休憩

午後 4時27分 開議

○委員長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き第10款教育費の質疑を行います。

○委員（佐竹康彦君） それでは、何点か質疑をさせていただきます。

行政報告書484ページ及び決算書237ページ、教育指導管理事務費の中で少人数学習指導員と学校図書館指導員につきまして、会計管理者からの御説明では、これらについて未配置校があったというような御説明いただいたかと認識しているんですけども、行政報告書を見ますと指導員全て配置をされているようなんですが、この点についての詳細をお伺いいたします。

続きまして、行政報告書496ページ、スクールカウンセラーの配置につきまして、都のスクールカウンセラーは全て配置をさせていただいているということで、また市のスクールカウンセラーにつきましても、ほぼ配置をさせていただいている中で、三小と一中が配置をされていない状況でございますけれども、なぜそうなったのかということについて、お伺いさせていただきます。

それと、行政報告書539ページになります。中央公民館事業の中で、保育つき講座でのゼロ歳児保育の試行、また親子の居場所づくりとして親子サロンを開始したということ、この事業の成果について、どのように評価をされておられるのか伺います。

続きまして、行政報告書の556ページにあります中央図書館事業につきまして、全体的な点で、この26年度はどのような点で住民サービスの向上が図られたというふうにお考えなのか伺います。

また、556ページで利用者につきましては、昨年とほぼ同様でございますけれども、個人登録が下がっておりますが、この理由について伺います。

次に、行政報告書564ページ、図書の購入の中で図書の予算につきましては、昨年度同並みか、それ以上ではございますけれども、冊数が減っているということ。これは、いわゆる消費税の税率アップの影響があるのかどうかということの確認でございます。

それと、あと行政報告書565ページ、蔵書数につきまして、昨年よりも3館合わせた蔵書数が減っておりますけれども、これに対して、なぜこうなっているのかということと、あわせて3館を合わせた図書館の所蔵収容、キャパシティは46万を超えたあたりで限界なのかどうかという点、こちらを伺います。

同じ565ページ、東大和市子ども読書活動推進計画、25年度から計画が始まりまして2年目となる26年度、どのような成果があったというふうにお考えなのか伺います。

以上の点、よろしくお伺いいたします。

○学校教育部参事（岡田博史君） 行政報告書484ページ、習熟度の程度等に応じた少人数学習指導員と学校図書館指導員のことについてでございます。

こちらにつきましては、年度の終わりには全て配置というふうなことで、全て人数が入っております。年度

の初めの部分で未配置であったと、適任者がいないということで未配置であったということがありましたが、年度のおしまいで配置ができたという形になっております。

それから、行政報告書496ページのスクールカウンセラーのことについてでございます。

三小と一中で未配置というふうになってございますが、こちらは適任者がいなかったというところで、未配置となってしまいました。これにつきましては、今年度は既に配置が済んでおりますので、現在は解消はされておりますけれども、平成26年度においては未配置ということになりました。

以上でございます。

○中央公民館長（尾又恵子君） 行政報告書539ページから始まります中央公民館事業についての御質疑でございます。

まず、ゼロ歳児保育についてでございますが、中央公民館でゼロ歳児を受け入れるという講座を2事業実施しております。保育付講座の「幸せな子育ては自分探しから」及び「子育てママの《私らしさ》サポート」という講座を実施してございます。ゼロ歳児につきましては、四、五人の御利用がございました。その中で、ゼロ歳児だけではなく、1歳児につきましても人数が多かったということから、保育者のほうを1人加配をしまして、お預かりしております。その中で、お母様方が仲間を得て、いろいろなことを学習することができたということで、大変御評価いただいております。

それと、親子サロンについてでございますが、平成26年度親子サロンとして、乳幼児親子の居場所の確保ということで、3回実施いたしました。こちらは、通常ですと保育室は保育のみに開放しておりますけれども、保育室の中におきまして、保育担当者とゼロ歳児のお母様たちの懇談を行いました。延べ参加者数は3回で13人となっております。これは、お正月以降の寒い時期でございましたので、多少人数が少なかったかとは思いますが、新しい保育室の利用のあり方、お母様方への支援のあり方として実施してございます。

26年度の住民サービスの向上ということですが、25年度から実施してございますママ・マルシェというお母様方のイベントへの支援ですとか、ただいま御質疑のございました保育付講座のゼロ歳児の受け入れなどの充実、それから親子サロンの実施など、26年度につきましては、かなり親子の方への支援をしているところでございます。そのほかにつきましても、市民大学を開始したり、麦からつくるうどん講座というような地産地消、それから地域への農業への御理解を求める事業など実施してございます。

以上でございます。

○中央図書館長（関田実千代君） 行政報告書556ページから始まる図書館事業につきまして、何点か御質疑をいただきました。

まず、全体を見回してサービスの向上は、どういう形で図られたかということでございますけれども、昨年度、26年度は中央図書館開館30周年を迎えまして、30周年を記念しまして幾つかのイベントを行いました。また、開館30周年の記念誌というものを発行いたしまして、市民の皆様から広く御意見をいただきました。非常に褒めていただいている御意見もございまして、厳しい御意見もございまして、私たちが足元を見直すきっかけになったかと思っております。

また、立川市との相互利用、実際は27年度からでございますけれども、調印式を26年度中に終えたということで、相互利用、ずっと懸案でありました立川市との相互利用ができたということで、サービスの向上が図られたと考えております。

また、行政報告書556ページの個人登録が昨年より大分下がったということでございますけれども、中央図

書館では5年間御利用がない個人のカードにつきましては、登録を抹消するというのを年度で行っておりまして、その結果でございます。利用者が減ったということとは、直接は結びついていないと考えております。

また、行政報告書564ページの図書の購入費でございますけれども、委員のほうからございましたように、これは消費税が5%から8%に上がったことの影響でございます。

また、行政報告書565ページの蔵書数の関係でございます。

昨年と比べて若干ですけれども、蔵書数が下がっておりますけれども、これは除斥の冊数がふえたということでございまして、今現在の施設の状況でございますと、この46万冊というのは、かなり限界に近いというふうに考えております。書庫のほうでも、床に置いたような本が出ておりまして、やはり災害時等の安全を考えまして、やはりもう少しスリムになる必要があるかなというふうに考えております。

また、行政報告書565ページ、子ども読書活動推進計画の26年度の実績でございますけれども、ただいま各課から調査を行いまして、その結果を集めているところでございまして、ちょっと詳細には御返答はできないんですが、平成25年度の実績ですと、71項目あるうち、検討中というものが17項目ございまして、特に検討中につきまして、できるだけ実施に至るような検討をしていただくということで、主管課とも相談をしておりますので、もう少しいい結果が検討中が減るような結果が出るのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） ありがとうございます。子ども読書活動推進計画につきましては、ぜひともまた検討中のもの、推し進めていただくように、よろしくお願いいたします。

再度確認なんですけれども、図書館のキャパシティ限界に近いというようなお話でございました。

このことについて、改善策、26年度検討が、どのような検討がされたのか、されないのか、この点について簡単に結構ですので、確認させていただければと思います。

○中央図書館長（関田実千代君） まずは、整理整頓をするということもございますけれども、やはり職員全員、正職員だけではなくて、図書館にかかわる職員が今の状況でいかどうか。あとは、整理整頓をして、できるだけいい状態で市民の皆様提供するというので、今46万冊というのは、ちょっと多くて開架のところだと、手が届かないような高いところにも置いているというところでございます。千葉県のほうの船橋だと思いますが、そこでは一列の棚のところ、必ず少しずつあけて整架というか、処理をしているそうです。それをしていきますと、非常にいろんな本が返ってきたときに戻すにしても、何にしても非常にスムーズにいくということをやっております、ちょっとうちのほうではなかなか夢のまた夢のような部分がございますけれども、そういうところで諦めないで適切な在庫管理をして、できるだけそういう負担の少ない蔵書管理をしていくということ、今みんなで考えて、どこまでできるかというところですが、工夫をしている最中でございます。

○委員（上林真佐恵君） 行政報告書に沿って、5点ほど質問させていただきます。

まず、473ページの教育事務管理事業の5番の通学路における合同点検の実施というところで、点検箇所36カ所のうち、対策必要箇所34カ所ということだったんですが、具体的にどのような対策が必要だったのか伺います。

また、平成26年3月末時点での対策済み箇所が19カ所ということですが、具体的にどんな対策を行ったのか、また残りについては、今後どのように対策するのか伺います。

2番目としまして、485ページ、教育指導管理事務事業の4番、小・中学校用教科書の採択について、教科

書の展示の場所についてですが、法定展示の場所だけでなく、公民館、図書館など、広く市民が見られる場所に設置すべきではないかと思いますが、市の見解を伺います。

また、平成26年度に実際に実施した展示場所はどこだったのか。保護者や市民の方への周知は、どのように行ったのか伺います。

3番目としまして、494ページ、国際理解教育推進事業、2番の日本語指導時間数について、この時間数は年間だと思うんですけども、学校によって小学校だと14時間から102時間、中学校だと23時間から140時間とばらつきがあるんですが、その理由を教えてください。

また、児童・生徒に初歩の日本語指導を行うに当たり、十分な指導時間が確保できていたのか。また、日本語指導員は、どのような方が行っているのか、待遇はどのようなものなのか。また、指導員の数は足りているのか伺います。

4番目としまして、501ページ、小学校環境整備事業についてですが、第四小学校の空調設置について、どういう理由と経過で設置したのか伺います。

平成26年度の空調設置について、教職員、保護者の方からの要望は、どのようなものだったか伺います。

5番としまして、536ページ、放課後子ども教室推進事業について、第四小学校の6年生と第八小学校の5、6年生が対象になっていないのはなぜか、理由を伺います。

また、平成26年度の状況を踏まえて、今後の課題について伺います。

以上です。

○委員長（東口正美君） ここで10分間休憩いたします。

午後 4時43分 休憩

午後 4時53分 開議

○委員長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会理事会が開催されましたので、決算特別委員会理事長より報告を求めます。

[決算特別委員会理事長 中村庄一郎君 登壇]

○決算特別委員会理事長（中村庄一郎君） ただいま委員長の報告のとおり、休憩中に決算特別委員会理事会が開催されましたので、内容の御報告を申し上げます。

会議時間を全ての審査が終了するまで延長することに決まりました。

また、延長に際して食事休憩はとらずに延長することといたします。

以上で決算特別委員会理事会の報告を終わります。委員長におきまして、よろしくお取り計らいのほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

[決算特別委員会理事長 中村庄一郎君 降壇]

○委員長（東口正美君） 以上で決算特別委員会理事長の報告を終了いたします。

○学校教育課長（岩本尚史君） 行政報告書473ページ、通学路における合同点検についてでございますが、具体的な対策としては、ハード面では路面表示、看板の設置等、ソフト面では学校での安全指導、警察による取り締まり強化がございます。対策済みの19カ所につきましては、こういったハード面の対策が完了しているということでございます。残りの箇所につきましては、ソフト面でもある学校における安全指導、警察による取

り締め等、今後も継続的な取り組みが必要な箇所となっております。

以上でございます。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** 行政報告書485ページ、小・中学校用教科書の採択についてでございますが、平成26年度の法定展示につきましては、第三小学校内にご置きます教育センター内で実施いたしました。保護者や市民の皆様への周知については、東大和市報、市のホームページに掲載いたしました。ほかの場所で実施することについてでございますけれども、大勢の方に展示を見ていただくことは、とても大切であるというふうに考えております。ただ、管理する人材の確保、見本本の冊数等の問題もございまして、今後近隣市の状況を見て研究をしてみたい、そのように考えております。

以上でございます。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 行政報告書494ページ、日本語指導時間数についてでございます。

時間数は年間でございます、該当児童・生徒が在籍する学校のみ実施しております。その時数にばらつきがございますのは、学校によって対象の児童・生徒数が異なるということと、個々の児童・生徒によって日本語の習得状況や定着度合いに違いがあるためでございます。

また、指導時間が確保できているかということでございますが、原則として全く日本語が理解できない当該児童・生徒には、年間30時間以内、初歩的な日本語は習得できたが、引き続き一定の日本語指導及び適用指導が必要な当該児童・生徒は年間15時間以内で実施するとしております。しかしながら、必要に応じて年間指導時数の変更はしておりまして、十分な指導時間が確保されているというふうに認識しております。

また、日本語指導員はどのような方が行っているかということでございますが、こちらは業者のほうと委託契約をしております、指導員の条件を提示しております。主なところは、日本語と当該児童・生徒の母国語を相互に通訳できる者、また学校教育における日本語指導に精通している者というようなところが、主な条件でございます、ほか4点ほどございますが、主なところは今お話を申し上げたところです。待遇といたしましては、業者との単価契約でございます、1時間当たり7,344円というふうになってございます。そのようなことで、指導員の数も足りているということでございます。

以上でございます。

○**建築課長（中橋 健君）** 行政報告書501ページ、小学校環境整備事業の第四小学校の空調機設置についてでございますが、第四小学校においては学童の待機児童対策として、ランドセル来館を実施することとなりました。既に、冷房化されている部屋の中では、ランドセル来館として適する部屋がなかったことから、別の部屋に新たに空調機を1台設置して、ランドセル来館として利用しております。以上のことから、特に要望に沿って設置したものではございません。

なお、平成26年度の第四小学校からの空調機についての要望は、特にございませんでした。

以上でございます。

○**青少年課長（中村 修君）** 行政報告書536ページ、放課後子ども教室の事業の四小の6年生、八小の5、6年生が対象になっていないことについてでございますが、放課後子ども教室を始めるに当たって、学校ごとに実施できる学年から放課後子ども教室を実施してまいりました。年々、対象の範囲を広げてまいったところでございます。また、平成27年度から全ての小学校で全学年を対象に放課後子ども教室を実施しております。

以上でございます。

○**委員（床鍋義博君）** 行政報告書536ページ、放課後子ども教室推進事業の中で昨年度も質問をさせていただ

いたんですけれども、やっぱり学校ごとのばらつきが非常に多くて、一番多いところ七小、モデル校だということと昨年たしか答弁いただいて、183日あって、ことしは186日といったところで、一番少ないところが第二小学校で30日と、6倍ほど差があります。これに関しては、実際にはニーズがもともとないのか、それとも人員等、その他のほうの要因で実現ができていないのか、そのあたりのことを放課後子ども教室運営委員会などでは、協議されているのでしょうか、そのあたりを教えてください。

次に、行政報告書の556ページ、中央図書館の事業で開館日について、これも昨年同様の質問をさせていただきましたが、2日開館日がふえましたが、私としてはまだ不本意だなと思いますので、このあたり開館日に関しての今後ふやしていくのかどうかということが、これも図書館協議会というところで話し合われているのかどうかということをお聞かせください。

行政報告書の559ページのレファレンス室の利用者数ですけれども、これ昨年度が4,423人、今年度が3,747人ということで減っております。1日平均13.5人と、朝から晩までいても13.5席しか使わないといったところで、今のレファレンス室の席数から比べると、かなり余裕があるのではないかなと思います。これかねてから一般質問で述べさせていただきましたが、ここを学習室として開放することに関して、これらも見解をお聞かせいただきたいのと、先ほども述べましたが、図書館協議会でこのようなことを話し合われているのかどうか、以上お願いします。

○**青少年課長（中村 修君）** 行政報告書536ページ、放課後子ども教室の利用についてでございますが、1点、運営委員会のほうでは今後放課後子ども総合プランの中で検討していくという形でやっております。二小につきましては、やはり会場の体育館の場所とかが授業の関係で使えないということが一番のニーズになっております。ボランティアの方はいるんですけれども、やはり日数が少ないということが問題になっていると思いますので、今後も学校と教育委員会を通しまして、実施の回数をふやすような形で努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○**中央図書館長（関田実千代君）** 行政報告書556ページ、図書館の開館日数でございます。

中央図書館に関しましては、ことし277日ということで、委員からも御紹介ありましたように、昨年よりも2日ふえておりますけれども、飛躍的にふえたということではございません。現状でよいということは思っておりませんが、現状の人員、あと予算の状態、それをふやさないでやるには今まで現状が精いっぱいかなというふうに考えております。この件に関しまして、図書館協議会等で話し合ったかということでございますが、これだけを上げては話し合っておりませんが、毎年事業の予算・決算、事業に関しまして御報告をしておりますので、その中で開館日についても御披露はしております。

次に、行政報告書559ページ、レファレンス室の利用状況でございますけれども、委員からございましたように、昨年よりも減っております。レファレンス室の席は今29席ございますので、その席の状況から見ますと、あいている部分もあるということでございますけれども、これはちょっと今年度につきましては、まだ統計をしておりませんので、何とも言えないんですけれども、ことしに関しまして、大分利用者がふえているということは思っております。この現状でいいということではありませんけれども、やはりレファレンス室と本来の目的で御利用されている方がいるということですので、これを別の目的で開放するには、まだいろいろと検討するところがあるかなというふうに感じております。

また、この件に関しまして、図書館協議会で話題になったかということですが、このレファレンス室

の利用の状況だけで議題になったということはありません。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 行政報告書で何点か確認させていただきます。

行政報告486ページ、小学校の移動教室について、修学旅行の実施状況についてですけれども、ここ小学校10校のうち5年生の移動教室は、ここ数年間3校でしか実施していないということになっておりますが、その理由について教えていただきたいと思えます。

以前の決算特別委員会でも、ほかの委員がこの件について質問をされていたと思うんですけれども、この移動教室10校中3校しかしていないということに対して、指導室としては移動教室を5年生でしたほうが良いと思っているというか、したいのか、してほしいのかというところが、ちょっと不明なのと、またこの件について校長会などでは、学校ごとにいわゆる格差というか、差ができてい部分について、どのような指導をしてきたのか教えていただければと思えます。

行政報告書、続きまして490ページ、こちらのほうは小学校の研究部会が外国語活動と生活総合という形で2つふえていると思えます。この研究部会を増設した理由について教えていただきたいのと、2つ研究部会がふえたのに対して、補助金が昨年より少額ですけれども、2万円減額していることについての理由を教えてください。

それから、行政報告書の524ページ、こちらには社会教育関係団体育成事業として、各団体に対しての補助金が載っていると思えます。昨年より合唱連盟だけが少なくなったのかな、ほかの団体については同額ですけれども、そもそもの各団体に向けた補助金の額、団体によってちょっと大きく差があると思えますので、補助額の決定の基準を教えていただきたいと思えます。

最後に、行政報告書605ページ、こちら給食費について載っているんですけれども、まず最初にここに小学校、中学校の各学年の1食当たりの基準額が載っていると思えますが、この基準額は近隣他市と比較して、どのような状況なのかを教えていただきたいと思えます。

それから、収入済額のほうが3億2,694万1,193円となっているのに対して、その下にある支出の主食費、副食費を合計したもののほうが少なく、3億1,200万円何がして、そして収入・支出差引残額約1,500万円ですか、これを翌年度へ繰り越すというふうになっておりますけれども、給食費の収入済みという、お支払いをしているほうは、それは食材というか、そのまま給食の内容に反映されると思って支払っていると思えますし、私もそう思っていたんですけれども、翌年に給食費の収入済額の一部を繰り越す理由というのは、どういうことなのかというのを教えていただきたいと思えます。

以上です。

○学校教育部参事（岡田博史君） 行政報告書486ページ、小中学校移動教室、修学旅行実施状況についてでございます。

小学校の5年生の移動教室で10校のうち3校しか実施していないが、その理由ということでございますが、5年生の移動教室につきましては、各学校で集団宿泊的行事の実施が児童の発達段階を踏まえた上で教育活動上必要であると学校長が判断をして、そして本市の教育委員会が了承した場合に実施を可というふうにしております。であるので、校長の判断ということで、平成26年度は3校の実施という形になってございます。

また、各校で教育課程は編成しておりますが、各校の実態、実情によっては、5年生の移動教室の実施については、決められることになっております。指導室といたしましては、6年生が全校で移動教室を実施してお

りまして、学校が適正に教育課程を編成しているということを認識しておりますので、特に5年生の移動教室を実施してほしいというようなことは考えてはいないのですけれども、しかしながら校長会等で指導という形ではなく、校長同士の情報交換というような中で、その利点等は話し合われているというふうに考えております。実際に、新たに5年生の移動教室の実施として、新しいところでありまして、平成25年度にそれまで一小、四小と2校しか実施してなかったところ、八小が加わったというような経緯がございます。

続きまして、行政報告書490ページでございます。

東大和市公立学校研究会補助金についてでございますが、研究部会が2つふえた理由ということでございます。これまでも、研究部会のほうの数が増減したことはございました。その理由といたしましては、部会の構成人数によるもので、その部会への希望者が少ない場合には休部というふうになってしまいます。26年度、2つの部会の入部希望者がふえたことによりまして、外国語活動部と生活総合部が復活したというような形となりました。また、補助金が2万円ばかり減額した理由ということでございますが、こちらは毎年度小学校には38万4,000円の予算を計上しております。各研究部会に割り当てられた額の中で、執行の計画を立ててもらっております。指導室には、実質活用した額を報告してもらっておりますので、毎年多少の差額が出てしまうという形でございます。支出の主な内容は、講師謝金というようにところに活用しているという形になっております。

以上でございます。

○社会教育課長（村上敏彰君） 行政報告書524ページ、社会教育関係団体連合体への補助金について御質疑をいただきました。

こちらにつきましては、当初予算の成立後に補助金交付要綱を策定いたしまして、これに基づき連合体を組織する7団体への説明及び交付申請を受けた後、教育委員会から社会教育委員会への諮問、その社会教育委員会からの審議を経て、教育委員会で決定をしております。予算枠が毎年変わっていないことから、連合体を組織する各団体からは、毎年予算の範囲内で同じ額の申請が上がってまいります。補助率につきましては、定率の補助ではありませんが、7団体の総計で総事業費から補助対象経費を抜き出したうちの約70%を補助してございます。社会教育委員会の審議の中では、連合体の横同士の連絡が十分でないことから、申請額が毎年変わらないのではないかという御指摘もございましたので、昨年度から団体間での意見交換会の席を設けましたが、なかなか額を調整するところまでは話が進みませんでしたので、今年度はもう少し早い時期に機会を設けることで調整機能を図ることを検討してまいります。

以上でございます。

○給食課長（梶川義夫君） 行政報告書605ページ、学校給食センター運営事業費につきましてでございます。

まず、給食費の1食当たりの単価比較でございますが、1食単価につきましては、小学校が低中高、それから中学生の4段階に分かれてございます。これを近隣市ということで、小平、立川、武蔵村山、この3市と比較いたしますと、高いほうから3番目、あるいは4番目に位置しているところでございます。

それから、全体の収入と支出の差でございます。繰越金についてでございますが、この収入のほうにつきましては、前年度の繰り越しということで、約440万円の額が入っております。一方で支出につきましては、平成26年度に大きな要因が3点ございまして、支出の額が抑制できました。

1点目は、米の豊作によりまして、単価が下落したことによりまして約440万円。2点目といたしましては、昨年4月に他市で起きました飲用牛乳の異臭問題で当該メーカーから飲用牛乳を停止いたしまして、他の飲料

を無償等で提供を受けたことによりまして、約116万円ほど。それから、3点目といたしましては、バターの商品薄によりまして、ほぼ半額になりますマーガリンを代替といたしまして、使用することによって、52万円ほど抑制できました。合わせて610万円ほどの抑制が支出減が図れました。こうしたことから、収入と支出の差といたしまして、1,400万円強の額が生じているものでございます。

以上でございます。

○委員（和地仁美君） 幾つか再確認させていただきたいんですけども、行政報告書の486ページの小学校の移動教室については、今の御答弁の中で特に指導室としては実施してほしいとは考えていないというお話でしたけれども、そうなるとう学校長が変わった場合、そこの学校、新たな学校長の考え方で移動教室もなくなってしまうという可能性もありますし、逆に言うと自分の校区の対象となる学校によって、この経験ができる子供とできない子供がいるということは、学校経営については学校長の判断に大きく権限があるように伺っていますけれども、同じ東大和市の公立の学校に通っているという観点からした場合、この経験のあるなしについて、指導室としては、そんな大差はないという認識で今実施してほしいと言っているわけではないというふうにおっしゃったというふうに理解してよろしいのでしょうか。さまざま、これから子育て日本一とか、いろいろなところで子供たちにいろいろな経験をさせてあげたいという部分は、いろいろなところで耳にする中で、この一つの5年生のときの移動教室の経験というのは、余り重要ではないという御認識か、再度確認させていただきたいと思います。

それから、524ページの行政報告書ですね、社会教育団体の毎年申請のある補助額というんですか、それが全く変わってないという部分で、横のつながりが在中で協議会的なものをして額が変わるところまでは至らなかった。一つの団体が26年は少額ですけども減っていますけれども、そもそもの最初の額、結構大差があるんじゃないですか、PTA連合とかはすごく少なく、それはその団体からの希望されている額が小さかったから、そのまま流れの中でずっと今までできているのか、その活動や実績、功績というところで多少の審査的なものが入ったりする、再検討するというはなかったのか、再度確認させていただきたいと思います。

それから、希望している額が変わらないということは、希望額が満額出ていなかった団体というのは、ここ数年ないという理解でいいのかどうか教えてください。

それから、先ほど最後の給食費、605ページの件なんですけれども、近隣他市と比べて上から2番目、3番目という御答弁あったと思いますが、具体的な額を教えてくださいましてよろしいでしょうか。1食の基準額について、当市のはこちらの行政報告書でわかりますので、近隣他市の具体的な額を教えてくださいまして。

それから、今の御説明ですと毎年、毎年、繰越金を入れた中で給食のほう提供されているという理解なんですけれども、未済の部分もある中でいろいろなことで調整されていると思いますが、最終的には調定額のところというか、予算額のところで繰り越しは26年のところは、これは1,000円ですね。1,000円で立てられていたところ、こんな大きな調定額、収入済額というところになっているところ、この予算との開きは先ほどいろいろお米のこと、マーガリン、バターのことをお話しいただいたんですけども、当初の考えていた予算との開きについては、先ほどの説明以外のものというはないのか教えてください。

○教育長（真如昌美君） 行政報告書486ページの小学校の移動教室についてですけども、この取り扱いにつきましては、特に5年生は東京都内も広いものですから、やっているところもあれば、やってないところもあると。5年生は夏休みやって、学習とは切り離れた形でやっている場合もある。要するに休み以外のところで

やると学習ですから、それなりの目的をはっきりさせて、授業と結びつけていかなければならない、そういうふうな違いがあります。見たところは同じような感じですがけれども、そういう違いがあるということを、まず一つお知らせしておきたいと思います。

それから、これだけ10校あるうち3校が5年生の移動教室をやるということにつきましては、確かにおっしゃるように、学習機会が随分差が出てくるのではないかという心配もありますけれども、さまざま予算面のことだとか、あるいは保護者に負担をかけるとかということもありますので、そのところは校長会を通して、十分検討した上で今後どういうふうにしていくかという方向性を定めていきたいなというふうに思っているところであります。最初、スタートが一小から始まったものですから、じわじわと広がった結果が今3校ということですので、今後しっかりとその辺のところを確認しながら、指導してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○社会教育課長（村上敏彰君） 行政報告書524ページ、社会教育関係団体の補助金につきまして、再度御質疑をいただきました。

この7団体につきましては、例えば体育協会は加盟団体20団体で4,400人の加盟者がいらっしやって、あるいは音楽連盟さんだと4団体で133名という方が加盟されていらっしやいます。したがって、事業費自体も体育協会は300万円ぐらいの全体の事業費があつたりとか、音楽連盟さんは46万円ですか、そういったもとの事業費に差があるということから、基本的には活動の内容に基づいて支給をしているということでございます。先ほど申し上げましたように、補助金の予算額が低額であることから、各団体は申請額が長い間調整をされてきた結果だと思っておりますが、申請をされた額、満額を交付しているという、このような状況でございます。

以上でございます。

○給食課長（梶川義夫君） 行政報告書605ページ、他市の金額でございますが、まず小平市が小学生1、2年が236円でございます。小平市、小学校3、4年が250円、それから小学校の5、6年生が265円でございます。それから、中学生が300円でございます。立川市、小学校1、2年生が224円でございます。立川市の小学校3、4年が239円でございます。それから、立川市、小学校の5、6年生が254円でございます。中学校の立川市が287円でございます。武蔵村山市でございます。小学校1、2年が214円でございます。同じく、武蔵村山市、3、4年が227円でございます。武蔵村山市の小学校5、6年生が239円50銭でございます。最後、武蔵村山市の中学生ですが265円でございます。

それから、2点目の行政報告書の26年度の決算の内容でございますが、繰越金の位置づけでございます。

当初では1,000円ということで、予算措置をさせていただいておりますが、こちらは予算を組む段階では、まだ繰越金はどう動くか見えない部分がございますので、1,000円ということで、数値を一応置かせていただくというようなことで、予算を組ませていただいて、決算の段階で繰越金が発生いたしましたら、こちらの調定のほうに入れて決算処理をしているというふうな形でございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 行政報告書で伺います。

503ページと511ページの就学援助ですがけれども、これについては資料をいただきました。三多摩26市比較ということですが、就学援助の認定基準ですがけれども、この資料では所得を基準とする市と、収入を基準とする市

があるので、単純に比較できないわけですが、それでもこの資料によると、東大和市のように収入を基準に認定している市の中では、東大和市は1.3倍で最低水準になっていると。収入を基準としているほかの市は、1.4倍から1.8倍になっています。この25年度、ずっと22年度からいただいているわけですが、25年度実績という資料を見る限り、やはりこれは基準を拡大して就学援助を拡充する必要があるのではないかと思いますけれども認識を伺います。

それから、この資料ですが、なぜ個人情報じゃないのでA市からY市という資料提出になっているのが、笑い事じゃなくて、なぜなのかと。それで、例えば収入の1.8倍になっているのが、25年度だとV市なんですけれども、24年度を見るとT市が1.8倍になっていて、それから22年度を見るとX市が1.8倍というふうになっていて、これ見るとA、B、C、DでつけられているA市が全部同じA市というわけでもないように見受けられるんですね。これは、普通見るとX市は同じX市だと思うわけですし、市の名前をきちっと出していれば、こういう間違いもないんじゃないかと思います。なぜ、これこういうAからYというような資料の出し方になっているのか、これは理由がないのであれば、訂正として資料をきちっと出し直していただく必要があると思いますが、見解を伺います。

それから、行政報告書の484ページと496ページ、少人数学習指導員、学校図書館指導員、スクールカウンセラー、他の委員も質問しました。それで、予算があっても人員が確保できずに配置しきれないと説明されたわけですが、これは正しいかどうかわかりませんが、東大和市時給が少ないので、なかなか確保できないという話も伺ったことがあります。それぞれについて、賃金体系、時給幾らというようなことですね、どうなっているのか。それから、周辺市との比較がわかれば伺います。そして、この26年度の実施状況を踏まえて、待遇の改善が必要と考えているのかどうか、この点についても伺います。

それから、決算書256ページ以降で公民館事業です。

説明の中で、市民の学習権の保障のために、さまざまな事業を行ってきたというふうに説明されました。昨年市の答弁では、公民館も指定管理者制度導入を検討する対象というふうにされています。しかし、公民館は市民の学習権を保障する立場から、どんな立場の人でも公民館に来られるよう、敷居をなくすということで、長年にわたって公民館無料の原則を確立して維持してきています。平成26年度も含めて、これまでの実績の上に今後の展開、考え方について伺います。

それから、行政報告書540ページで市民大学についてですが、これまでも公民館では公民館の企画するさまざまな講座や市民企画講座など、さまざまに企画を展開してきました。市民大学とは、これらとどう違うのか。また、これまでの公民館の事業に上乘せして、特に予算づけがなされて行われているのか伺います。

それから、行政報告書の593ページ、自治大学校グラウンドの使用が掲載されていますけれども、使用料は幾らで財源はどうなっているのか伺います。

また、警視庁グラウンドや経済産業省グラウンドなどの使用について、どうだったのか。また、今後についても伺います。

○学校教育課長（岩本尚史君） 行政報告書503ページ、511ページ、就学援助事業でございます。

認定倍率の引き上げについてでございますが、資料にもございますとおり、収入ベースでの認定倍率が当市より高い市でも、認定割合が当市よりは低い市が半数程度ございます。算定基礎となる項目のとり方も、市によって異なりますので、比較は難しい状況であると考えております。

提出しました資料についてですが、こちら各年度、小学校の準要保護、認定率が大きい市から順にアルファ

ベット表記をさせていただきました。こちらは、これまでの学事課長会の申し合わせ事項でアルファベット表記をすると——アルファベットとか市名を伏せて提出するというのを聞いております。

以上でございます。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 行政報告書484ページの習熟の程度等に応じた少人数学習指導員、そして学校図書館指導員、そして行政報告書496ページ、スクールカウンセラーについてでございます。

当市におきましては、少人数学習指導員、時給の単価で少人数学習指導員は2,000円、学校図書館指導員が1,470円、スクールカウンセラーにつきましては、1,800円というふうになっております。他の市でございますけれども、近隣の武蔵村山市や東村山市においては、学習指導員の時給の単価が1,000円、または1,500円、学校図書館指導員は時給で1,000円、または1,040円というようなところでございます。スクールカウンセラーにつきましては、市の配置でほかの市では、近隣では市でスクールカウンセラーを配置しているところではございません。そういうことから考えますと、当市の時給は何か少ないというようなことはないのではないかなというふうに考えております。

また、待遇の改善ということでございますけれども、今申し上げましたとおり、近隣市と比較しても、それほど大きな違いがあって低いというわけではなく、また今年度においては、ほぼ全学校に配置をされているというようなことから、待遇の改善ということにつきましては、現在は考えておりません。

以上でございます。

○**社会教育部長（小俣 学君）** 決算書256ページ以降の公民館事業におけます今後についてでございますが、公民館におきましては、現在公の施設の管理運営のあり方検討委員会、そちらのほうで対象施設の一つといたしまして、指定管理者の導入の可否について調査研究をしているところでございます。また、委員のほうから公民館の無料の原則というお話で使用料のお話が出ましたけれども、こちらにつきましても、今年度は全庁的に3年に一度の使用料・手数料の見直しの年ということでございまして、使用料の原価計算や他市の状況を調べたところでございます。どちらにおきましても、まだ今後の方向性、結論については出ていない状況でございますが、公民館といたしましては、引き続き利用者へのサービス向上のため、情報収集や調査、回答など、さまざまな点で努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○**中央公民館長（尾又恵子君）** 行政報告書540ページ、公民館の市民大学についてでございます。

平成26年度が本事業開始2年目でございます。この市民大学につきましては、各館4回以上出席者に修了証を授与すること。1年間の長期にわたって参加すること。広い分野について視野を広げること。市民が主体的に豊かな社会をつくることを目指すこと。歴史・文化、趣味・教養、社会・生活、自然、福祉・健康の5つのテーマを設定したことなどの特徴を取り入れたことから、市民の注目を集めることができ、企画委員にも積極的な御意見をお持ちの方々が御参加いただいております。

また、予算づけでございますが、平成25年度には各公民館の各講座を市民大学に充てましたので、講師料が2万円掛ける5回掛ける5館の50万円でしたが、平成26年度は各館講師料を各回4,000円ずつ増額し、2万4,000円掛ける5回掛ける5館の60万円を計上いたしております。

以上でございます。

○**社会教育課長（村上敏彰君）** 行政報告書593ページ、自治大学校のグラウンドの件で御質疑いただきました。

まず、自治大学校のグラウンドにつきましては、行政報告書にございますように、サッカー協会が3日間御

利用いたしました。1日当たり3,843円が使用料としてかかっています。形式的には、自治大学校から市がお借りをする形をとりますので、市の歳出で自治大学校のほうにお支払いをし、その分の費用をサッカー協会のほうから市の歳入でお受けすると、このような形となります。

次に、警視庁グラウンドや経済産業省のグラウンドなどの使用についてでございますが、毎年都民体育大会の開会式の際、こちら体育協会の加盟団体、全団体が参加されますので、この際に文書をお渡しして、警視庁グラウンドと自治大学校のグラウンド、東村山にあります経産省の施設、あるいは真如苑のグラウンドや東経大のグラウンド、こちらの利用についての情報提供をさせていただいております。警視庁のグラウンドにつきましては、昨年当初は水道局の工事中は使用することができないという方針でございましたが、相手方との粘り強い交渉の末、本年2月に一定の条件をつける中でお借りすることが可能となりました。それで、本年になりまして、サッカー協会が7月5日に利用する予定でございましたが、残念ながら雨のため中止となってしまいました。経済産業省の施設につきましては、直接そちらのほうにお申し込みをする仕組みになってございますので、詳細についてはつかんでおりませんが、体育協会加盟の団体からは利用したというお話は何ってございません。市内に体育施設が不足している現状を十分認識しておりますので、引き続き市内の体育団体につきましては、利用の周知を図ってまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 行政報告書503ページと511ページの就学援助のところですけども、比較がなかなか難しいということでしたけれども、この表を見る限り、かなり東大和の水準は低いかなというふうに見受けられます。ここで算定基礎とする項目が市によって一部異なると書かれていますけれども、きょうは求めませんけれども、異なる項目などもわかるように、今後表記をお願いしたいというふうに思います。

それから、なぜAからYなのかというのは、何か申し合わせ事項があるということでしたけれども、26市の教育委員会か何かの中で、だけど私は申し合わせ事項については、一考が必要ではないかと、個人情報ではないので、こういうことについて、議会等で求められたときにAからYという形で出すという申し合わせが教育委員会同士の中で行われているということそのものが、どうなるかというふうにも思いますので、これは要望をしておきます。

それから、行政報告書484ページ、496ページ、他市と比べて高いと、低いんじゃないかと高いという御答弁でしたので、それであればなかなか確保できない状況があるという要因が何なのか、それから先ほど武蔵村山、東村山という話がありましたけれども、立川や小平の状況、時給の状況など、わかれば教えてください。

それから、決算書256ページ以降の公民館事業で、先ほど公民館無料の原則について、3年に一度の見直しだっという話が社会教育部長からありましたが、これは公民館無料の原則は3年に一度の見直しの対象になるようなものではない歴史的に公民館活動の中で築かれてきたものですので、それを一緒に論じるという考えは、おかしいんじゃないかと思っておりますけれども、もう一度その点について見解を伺います。

それから、行政報告書593ページの自治大学校グラウンド1回3,843円ということで、大変安いと思うんですね。警視庁グラウンドなどについては、これに比べると大分高いんじゃないかという感じがしていますので、これらについても使用料の水準について、自治大学校グラウンドの例なども挙げながら、引き下げも求めていくべきではないかと思っておりますけれども、その点についての取り組みや見解を伺います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 行政報告書484、496の学習指導員、学校図書館、スクールカウンセラーのことについてでございますが、時給については他市より少し高いというようなところで、なかなか集まらないと

というようなところは要因を考えたほうがというところですけども、現在市報だけではなくて、駅前の掲示板に募集の掲示を出したりとか、または教育委員会のほうで直接大学のほうに出向きまして、募集をしていますということで案内を差し上げたりとか、そのようなこともしながら、人員の確保をしているところでございます。

それと、立川市、小平市の情報は今手元にはございませんが、そのほか清瀬市、東久留米市においても、スクールカウンセラーは市の配置はございません。また、学習指導員についても当市の時給2,000円よりは低い状況でございます。また、学校図書館指導員につきましては、業務委託をしておりますので、単価ということではちょっとお答えができないというような状況でございます。

以上でございます。

○社会教育部長（小俣 学君） 決算書256ページ以降の公民館事業の関係でございます。

使用料のことで、再度御質疑いただいたわけですが、公民館はもともと三多摩テーゼがあって、その中の7つの原則、無料の原則というのも入ってまして、それは私どもも承知しているところでございます。しかしながら、他市では有料化をしているまちもあつたりとか、いろんな情報は収集していく必要はあるだろうというふうに考えてございます。

また、使用料の関係でもやはり原価計算などしていく必要はあるだろうということは認識はしてございます。そういう中で、3年に一度の見直しというのは、3年前もしている状況はございますので、これは定例的にやっていく内容のものであるというふうに考えてございます。

以上です。

○社会教育課長（村上敏彰君） 行政報告書593ページの自治大学校のグラウンドの利用料金、あるいは警視庁グラウンドの利用料金が、それに比べて高いのではないかと御質疑でございます。

警視庁のグラウンドの利用料金につきましては、前も議会等で御説明いたしました、近隣の類似施設、3市の利用料金を参考に警視庁のほうで決めるという形をとってございまして、以前平成24年度ですか、再開したときには1日1万8,000円というような利用料金がかかったという時期もございましたが、それを平成25年度には7,790円という形の利用料金の設定となった経過もございます。したがって、自治大学校の利用料金の算定方法はちょっと存じ上げませんが、警視庁のグラウンドの、27年度につきましては、もう近隣3市ということで、料金設定してございますが、来年度の利用する料金の設定に当たりましては、自治大学校ではこういう料金設定をしていますよという情報は、警視庁のほうに投げてみたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 行政報告書487ページの教職員研修事業について、お尋ねいたします。

大変に数多くの研修をされ、また大きな成果、実績も上がっているかと思っておりますけれども、教育委員会として学力の向上を大きく掲げられている中で、やはり教員の資質の向上、レベルアップということが一番大きな実績に結びつくものだと思っておりますが、このような視点で26年度、どのように取り組んでいただいたのかということをお尋ねしたいと思います。

また、教員の世界では自主的に異動先の希望も出せるというふうにも聞いているんですけども、東大和市におけるさまざまな教員研修の質やレベルが上がるということというのは、そういう優秀な、また意欲のある教員を東大和市に呼び込むということにもつながるかと思っております。その点についての御認識を伺いたいと思います。

それから、496ページにはスクールカウンセラーの配置状況等が掲載をさせていただいてございまして、全小中

学校へのスクールカウンセラーの配置によりまして、子供たちのさまざまなメンタルケア、また教員のメンタルケアにも代用していただいているというふうにも伺っておりますが、このあたりの状況について、お尋ねしたいと思います。

また、各学校の相談件数も掲載していただいておりますが、全体を見ますと六小と三中が、ちょっと極端に数が大きい数字になっているわけですが、このあたりはどういうふうに見ればいいのか、スクールカウンセラーの人柄というか、相談しやすいような特別な状況等があるのか、このあたりの認識について、お尋ねしたいと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 行政報告書487ページの教職員の研修についてでございます。

教職員の研修につきましては、職層ごとに管理職の研修、また4級職といたしまして主幹の研修、また新任の主任教諭の研修と、または初任者研修と、さまざまな職層に応じた研修がございます。その経験年数や職によって応じた適切な研修を年間を通して回数を決めて行っているところです。それぞれ講師には当市の指導主事が当たることもございますし、または都の指導主事、また大学の先生であつたりとか、経験のある方々から御指導いただきながら、レベルアップに努めておりまして、確実に教職員の資質向上というものは図られているというふうに認識しております。

また、異動のことにつきましては、現在公募というものがございまして、主幹や主任教諭につきましては、東大和市を指名して、ここに東大和市に来たいというような、そういう制度もございます。そういう制度を使って研修が充実しているから、大和に来たいというような、そういう人材を求めることもできるというふうになってございます。

続きまして、行政報告書496ページのスクールカウンセラーについてでございます。

六小と三中につきましては、同じスクールカウンセラーの人が勤務をしております、兼務をしているという形になります。そういうようなことから、話しやすいという、同じ学区というようなこともあって、話しやすいというようなことで、多少時間数はふえていることも考えられるかもしれませんということでございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 2点伺います。

行政報告書の481ページ、教職員人事給与事務事業の表、異動状況の表なんですけど、小学校の転出・転入の数が同数なんですけど、その隣の採用が2、退職が16、再任用が6ということで、これで見ると8名減っているのかと思うのですが、上の文章のところを見ると、小学校の普通学級は1学級が増加して、特別学級も増加しているということで、この人数については、どのように手当てというか、しているのかを、お伺いしたいと思います。

また、中学校に関しても、転入のほうが少ないので、人数的にはマイナスになっているように見えるのですが、その表の見方などを教えてください。

それから、もう1点は行政報告書543ページ、公民館の施設利用の表があるんですけど、その施設利用の表を見ると、狭山公民館の利用率が47.67%ということで、少し低くなっているのかなと思うのですが、狭山の地域は児童館なども遠い状況なので、児童館の機能などを公民館にあわせて複合館のような構想が今後、公民館に関しても、公の施設の管理あり方検討委員会などで、これから審議されていくと思いますけれども、そういった複合館的な使い方、特に児童館の機能などを加えていくようなお考えはないか、お聞かせください。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 行政報告書481ページ、教職員定期異動状況についてでございます。

転出・転入といいますのは、異動の転出・転入という形になります。そして、採用というものは、新規で採用、そして退職というものは定年での退職というような形、再任用は定年退職後の再度任用されるというようなことでございます。普通学級の学級数がふえて、これでは減っているようにも見えるというようなことでございますけれども、逆にふえているので転出・入の増減がゼロというところで、退職が採用でふえた分をあてがっていくというようなところになります。

また、再任用につきましても、学級数が再任用の教員が学級を持つというようなこともございますので、そちらでの対応というふうになります。退職の、これにつきましては、クラスの増減がある関係で、都のほうのルールのほうに従いまして、この人数というふうになっているところでございます。

以上でございます。

○**社会教育部長（小俣 学君）** 行政報告書543ページの公民館の施設利用の関係でございますが、狭山公民館の利用率が低いという中で、複合館のような、児童館の機能を持ったような施設が考えられないかと、そういう御質疑でございますが、現状で今私どものほうで委員の言われたような構想といたしますか、建て替えとか新設について考えを持っているわけではございません。今後市の公共施設のあり方を、今後の施設を考えていく中で、この地域についても構想として出てくる内容になってくるのかなというふうには考えているところでございます。今のところ、そういう考え方、私どもも持ってございません。

以上です。

○**委員（実川圭子君）** 481ページの先ほどの御答弁なんですが、クラスの増減ということなんですが、小学校のほうはクラスが1学級ふえているということなんですが、教員の数は、これで見ると採用が2、再任用が6ということで、8名採用されて、退職が16名ということなので、8名減っているというふうに見えるのですが、このあたりはどうなっているのでしょうか。

○**委員長（東口正美君）** ここで10分間休憩いたします。

午後 5時55分 休憩

午後 6時 5分 開議

○**委員長（東口正美君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 行政報告書の481ページ、教職員の人事についてでございます。

御承知のとおり、学校にはクラスの担任だけではなく、専科やティーティー等、さまざまな役割を担っている教職員の方がいらっしゃいます。先ほども、室長から御説明ございましたが、教職員の人事につきましては、東京都の教育長のほうで、教育委員会のほうで、そのルールに従って、過不足なく、現状配置をされているという状況でございます。

以上でございます。

○**委員（二宮由子君）** 1点だけ伺います。

行政報告書536ページの、放課後子ども教室の推進事業についてです。

他の委員の質問で、放課後子ども総合プランという御答弁があったと思うんですが、この放課後子ども総合プランの中には、放課後子ども教室と学童クラブの一体化の考えも推進されていると思うんですが、平成26年度における、当市の行動計画の進捗状況などを伺いたいと思います。

○青少年課長（中村 修君） 行政報告書536ページの、放課後子ども教室の総合プランとの兼ね合いなんですけれども、27年度から計画を実施しておりますので、26年度は、やっております。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） 教育費の質疑を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、教育費の質疑を終了いたします。

引き続き、第11款公債費の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 公債費の質疑を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 異議のないものと認め、公債費の質疑を終了いたします。

引き続き、第12款諸支出金の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 諸支出金の質疑を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、諸支出金の質疑を終了いたします。

引き続き、第13款予備費の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 予備費の質疑を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、予備費の質疑を終了いたします。

以上で、一般会計歳入歳出決算の質疑は全て終了いたしました。

討論は、本会議で行うとし、直ちに採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第46号議案 平成26年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（東口正美君） 起立多数、よって、本案を認定と決します。

○委員長（東口正美君） 第47号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を議題に供します。

内容の説明を求めます。

〔会計管理者 仲里 章君 登壇〕

○会計管理者（仲里 章君） 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきまして、御説明いたします。

決算書の288ページをお開きください。

歳入であります。

1 款国民健康保険税は、収入済額20億2,794万7,481円で、前年度に比べ8,331万8,707円、4.0%の減となっており、歳入全体に占める割合は21.4%であります。収納率は77.0%で、前年度に比べ2.1ポイントの増であります。不納欠損額は7,909万2,185円で、1万3,399件分であります。収入未済額は5億2,420万9,200円で、前年度に比べ7,405万866円の減となっております。

1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分は、収入済額12億2,466万1,579円で、前年度に比べ1,948万8,545円の減であります。

2 節後期高齢者支援金分現年課税分は、収入済額3億5,743万8,761円で、前年度に比べ645万5,217円の減であります。

3 節介護納付金分現年課税分は、収入済額1億4,946万7,211円で、前年度に比べ349万4,401円の減であります。

4 節医療給付費分滞納繰越分は、収入済額1億652万8,967円で、前年度に比べ2,913万1,891円の減であります。

5 節後期高齢者支援金分滞納繰越分は、収入済額2,805万9,382円で、前年度に比べ385万9,719円の減であります。

6 節介護納付金分滞納繰越分は、収入済額1,938万8,263円で、前年度に比べ342万6,553円の減であります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分は、収入済額8,112万7,706円で、前年度に比べ959万7,101円の減であります。

2 節後期高齢者支援金分現年課税分は、収入済額2,339万5,724円で、前年度に比べ286万1,862円の減であります。

3 節介護納付金分現年課税分は、収入済額2,537万8,698円で、前年度に比べ338万9,615円の減であります。

4 節医療給付費分滞納繰越分は、収入済額154万9,349円で、前年度に比べ129万4,808円の減であります。

5 節後期高齢者支援金分滞納繰越分は、収入済額43万3,534円で、前年度に比べ9万256円の減であります。

6 節介護納付金分滞納繰越分は、収入済額51万8,307円で、前年度に比べ22万8,739円の減であります。

292ページをお開きください。

3 款国庫支出金は、収入済額18億9,253万5,495円で、前年度に比べ3,555万6,797円、1.9%の増となっており、歳入に占める割合は20.1%であります。

1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金、1 節現年度分は、収入済額16億3,097万6,010円で、前年度に比べ4,965万470円の増であります。これは、一般被保険者の療養給付費等が増になったことによるものであります。

2 目高額医療費共同事業負担金、1 節現年度分は、収入済額5,373万3,485円で、前年度に比べ348万2,327円の増であります。

3 目特定健康診査等負担金、1 節現年度分は、収入済額1,988万2,000円で、前年度に比べ54万8,000円の増であります。

2 節過年度分は、収入済額48万9,000円で、前年度に比べ216万9,000円の減であります。これは、平成25年度特定健康診査等負担金の精算による追加交付であります。

2 項国庫補助金、1 目1 節調整交付金は、収入済額1億8,745万5,000円で、前年度に比べ1,546万4,000円の減であります。

294ページをお開きください。

4款療養給付費等交付金は、収入済額3億5,789万6,329円で、前年度に比べ8,891万7,671円、19.9%の減であります。

1項1目療養給付費等交付金、1節現年度分は、収入済額3億5,363万3,000円で、前年度に比べ9,318万1,000円の減であります。これは、退職被保険者等の療養給付費等が減になったことによるものであります。

2節過年度分は、収入済額426万3,329円、皆増であります。これは、平成25年度療養給付費等交付金の精算による追加交付であります。

296ページをお開きください。

5款前期高齢者交付金は、収入済額24億212万9,223円で、前年度に比べ2,161万149円、0.9%の増であります。これは、被用者保険と、市町村国保の65歳以上75歳未満の前期高齢者の医療費負担の公平と、医療保険制度の安定を確保するための財政調整制度で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。当該年度の概算額と、平成24年度の交付額の確定に伴う精算により、交付されたものであります。

298ページをお開きください。

6款都支出金は、収入済額5億9,804万6,379円で、前年度に比べ917万7,671円、1.6%の増であります。

1項都負担金、1目高額医療費共同事業負担金、1節現年度分は、収入済額5,373万3,485円で、前年度に比べ348万2,327円の増であります。

2目特定健康診査等負担金、1節現年度分は、収入済額1,988万2,000円で、前年度に比べ54万8,000円の増であります。

2節過年度分は、収入済額48万9,000円で、前年度に比べ216万9,000円の減であります。これは、平成25年度特定健康診査等負担金の精算による追加交付であります。

2項1目1節都補助金は、収入済額2,865万894円で、前年度に比べ852万3,344円の増であります。

2目調整交付金、1節現年度分は、収入済額4億9,529万1,000円で、前年度に比べ120万7,000円の減であります。

300ページをお開きください。

7款共同事業交付金は、収入済額9億137万653円で、前年度に比べ1,824万3,288円、2.1%の増であります。

1項共同事業交付金、1目1節高額医療費共同事業交付金は、収入済額1億8,807万1,383円で、前年度に比べ1,263万7,870円の増であります。

2目1節保険財政共同安定化事業交付金は、収入済額7億1,329万9,270円で、前年度に比べ560万5,418円の増であります。

302ページをお開きください。

8款繰入金は、収入済額11億6,036万6,996円で、前年度に比べ2億1,200万5,872円、22.4%の増であります。

1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定制度繰入金（保険税軽減分）は、収入済額1億7,567万2,350円で、前年度に比べ2,436万9,420円、16.1%の増であります。これは、低所得者に対する保険税軽減相当額を、東京都が4分の3、市が4分の1を負担し、一般会計から繰り入れるものであります。

2節保険基盤安定制度繰入金（保険者支援分）は、収入済額4,894万1,646円で、前年度に比べ1,182万1,452円、31.8%の増であります。これは、国保会計を支援するため、保険税の軽減対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険税の一定割合を国が2分の1、東京都と市が4分の1ずつ負担し、一般会計から繰り入れる

ものであります。

3節職員給与等繰入金は、収入済額1億6,320万7,000円で、前年度に比べ314万6,000円、1.9%の減であります。これは、職員人件費、委託料、役務費等の経費に対し、一般会計から繰り入れるものであります。

4節出産育児一時金等繰入金は、収入済額4,200万円で、前年度と同額であります。これは、42万円の出産育児一時金の3分の2を一般会計から繰り入れるものであります。

5節その他繰入金は、収入済額7億3,054万6,000円で、前年度に比べ1億7,896万1,000円、32.4%の増であります。これは、国保会計の財源不足を補てんするため、一般会計から繰り入れるものであります。

304ページをお開きください。

9款繰越金、1項1目1節繰越金は、収入済額4,849万8,786円で、前年度に比べ1億4,081万1,547円、74.4%の減であります。これは、平成25年度決算による歳計剰余金であります。

306ページをお開きください。

10款諸収入は、収入済額4,763万8,800円で、前年度に比べ15万4,547円、0.3%の増であります。

1項延滞金、加算金及び過料、1目1節延滞金は、収入済額4,019万2,251円で、前年度に比べ477万3,661円の増であります。

2項雑入、1目1節一般被保険者第三者納付金は、収入済額226万3,925円で、前年度に比べ303万2,480円の減であります。

3目1節一般被保険者返納金は、収入済額227万716円で、前年度に比べ138万5,355円の減であります。

5目1節雑入は、収入済額291万1,908円で、前年度に比べ5万6,372円の減であります。

以上のようにいたしまして、歳入合計は、収入済額94億2,643万142円で、前年度に比べ1,629万9,601円、0.2%の減であります。

308ページをお開きください。

歳出であります。

1款総務費は、支出済額1億470万6,322円で、執行率は91.0%であります。

1項総務管理費、1目一般管理費は、支出済額9,402万4,720円で、10名分の職員人件費、嘱託員の報酬、臨時職員の賃金、レセプト点検等業務委託料等であります。

2目運営協議会費は、支出済額39万952円で、国民健康保険運営協議会委員の報酬等であります。

3目連合会負担金は、支出済額152万1,437円で、東京都国民健康保険団体連合会に対する負担金であります。

310ページをお開きください。

2項1目徴税费は、支出済額876万9,213円で、収納推進員2人分の報酬及び国民健康保険税の賦課に係る郵送料等であります。

312ページをお開きください。

2款保険給付費は、支出済額61億2,928万449円で、執行率が94.5%であります。国民健康保険の被保険者数の状況は、年間平均2万4,587人で、前年度に比べ2.0%の減であります。一般被保険者数は2万3,452人で、前年度に比べ1.3%の減、退職被保険者等は1,135人で、前年度に比べ14.7%の減であります。

1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は、支出済額50億6,927万2,802円で、執行率が96.7%であります。

2目退職被保険者等療養給付費は、支出済額2億5,804万6,457円で、執行率は72.6%であります。

3目一般被保険者療養費は、支出済額7,613万9,845円で、執行率は97.5%であります。

4目退職被保険者等療養費は、支出済額397万4,384円で、執行率は73.0%であります。

5目審査支払手数料は、支出済額2,407万5,863円で、執行率は95.2%であります。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は、支出済額6億19万3,044円で、執行率は93.8%であります。

314ページをお開きください。

2目退職被保険者等高額療養費は、支出済額3,755万5,323円で、執行率は66.5%であります。

3目一般被保険者高額介護合算療養費は、支出済額44万7,629円で、執行率は44.8%であります。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は、支出済額4,580万160円で、執行率は72.7%であります。

316ページをお開きください。

5項1目葬祭費は、支出済額670万円で、執行率は89.3%であります。

6項1目結核・精神医療給付金は、支出済額707万4,942円で、執行率が96.2%であります。

318ページをお開きください。

3款後期高齢者支援金等は、支出済額13億2,657万4,884円で、執行率はおおむね100%であります。

1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金は、支出済額13億2,648万1,922円で、執行率はおおむね100%であります。これは、後期高齢者医療制度に対し、社会保険を含む各医療保険者が、75歳未満の加入者数に応じて負担するものであります。

2目後期高齢者関係事務費拠出金は、支出済額9万2,962円で、執行率はおおむね100%であります。

320ページをお開きください。

4款前期高齢者納付金等は、支出済額104万4,729円で、執行率はおおむね100%であります。

1項1目前期高齢者納付金等は、支出済額95万1,767円で、執行率はおおむね100%であります。これは、前期高齢者の財政調整のために負担するものであります。

2目前期高齢者関係事務費拠出金は、支出済額9万2,962円で、執行率はおおむね100%であります。

322ページをお開きください。

5款1項老人保健拠出金、1目老人保健事務費拠出金は、支出済額4万3,631円で、執行率は99.2%であります。

324ページをお開きください。

6款1項1目介護納付金は、支出済額5億4,710万2,305円で、執行率は99.9%であります。これは、介護保険第2号被保険者にかかわる納付金であります。

326ページをお開きください。

7款共同事業拠出金は、支出済額9億9,662万4,018円で、執行率は97.5%であります。

1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金は、支出済額2億1,987万7,940円で、執行率は95.1%であります。これは、80万円を超える高額な医療費による不安定な財政運営を緩和するための高額医療費共同事業に対する拠出金であります。

2目その他共同事業拠出金は、支出済額1,738円で、執行率は17.4%であります。

3目保険財政共同安定化事業拠出金は、支出済額7億7,674万4,340円で、執行率は98.3%であります。これは、30万円以上の高額な医療費による不安定な財政運営を緩和するための保険財政共同安定化事業に対する拠

出金であります。

328ページをお開きください。

8款保健事業費は、支出済額1億4,456万6,971円で、執行率は87.0%であります。

1項1目特定健康診査等事業費は、支出済額1億2,088万9,071円で、執行率は88.7%であります。これは、特定健康診査、特定保健指導を実施するための経費であります。

2項保健事業費、1目保健衛生諸費は、支出済額2,367万7,900円で、執行率は79.2%であります。これは、人間ドック等受診料の一部助成、及び糖尿病等重症化予防や、ジェネリック医薬品利用差額通知等の保健事業に係る経費等であります。

332ページをお開きください。

10款諸支出金は、支出済額8,564万2,890円で、執行率は93.7%であります。

1項償還金及び還付加算金、1目償還金・利子及び還付金は、支出済額5,332万964円で、執行率は90.3%であります。これは、過年度に過大に交付された医療給付費等負担金、都補助金の返還金、被保険者資格喪失等に伴う国民健康保険税の還付金等であります。

2項操出金、1目一般会計操出金は、支出済額3,232万1,926円で、執行率はおおむね100%であります。これは、職員給与費等繰入金、及び出産育児一時金等繰入金の精算により、一般会計へ繰り出したものであります。

334ページをお開きください。

以上のようにいたしまして、歳出予算現額97億5,897万7,000円、支出済額93億3,558万6,199円で、執行率は95.7%であります。

336ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額94億2,643万142円、歳出総額93億3,558万6,199円で、歳入歳出差引額は9,084万3,943円であります。また、実質収支額も9,084万3,943円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（東口正美君） 説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑を行います。

○委員（佐竹康彦君） 決算書の288ページ、289ページの国民健康保険税の収入済額のところが、前年度よりも4.0%減であるということですが、これの詳細な理由をお聞かせください。その中で、収入率が上がったということですが、どのような取り組みをしていただいて、この収入率が上がったのかということについて、お伺いいたします。

それと、行政報告書の651ページから653ページの中で、特定健康診査等について、発送人数1万7,281名のうち、受診者が、失礼しました、再度言います。

行政報告書641ページ並びに642ページ、643ページでございます。

その中で、発送人数、特定健診の発送人数が1万7,229名に対しまして、受診者数が8,871名ということで、この受診率の向上について、どのようなお取り組みを、26年度されたのかについて伺います。

それと、医療費分析及び保健事業、他市に比べて先進的にこれをお取り組みをいただいて、大変に御努力いただいているものと高く評価をさせていただきます。今年度のこの事業の成果を、どのように捉えておられる

のか、以上、お伺いいたします。

○保険年金課長（嶋田 淳君） まずですね、決算書288ページ、国民健康保険税の減の要因ということでございます。

国民健康保険税につきましては、納税課のほうで収納のほうを努力いたしまして、収納率のほうは一定の向上をさせていただいておりますが、この減の要因ということでございますけれども、主に被保険者数の減というふう要因を捉えております。昨年度と比較しますと、五百数名ほど被保険者数が減となっております、それに伴いまして調定額も下がっているということが減の要因というふう捉えております。

次に、行政報告書641ページからの特定健診の取り組みでございます。特定健診の受診率向上の取り組みでございますけれども、対象者から受診の関心を得られ、継続受診をしていただけるような周知、内容の改善等を行っておりますけれども、また、未受診者等への受診勧奨、こうしたことも、健康課の保健師と連携を図りながら、受診率の向上等に努めているところでございます。特定健康診査の受診勧奨につきましては、受診券を発送した方のうち、10月末まで未受診であった方を対象に、11月に受診勧奨通知をお送りしているところでございます。受診率向上の取り組みということでございますが、今年度につきましては、特定健診の相互乗り入れですね、小平市さん、それから武蔵村山市さんとも始めさせていただいております。こうした形で、引き続き受診率の向上、取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、医療費分析等の事業についてでございます。こちらは、過日の他の議員さんの一般質問の中等でも、さまざま効果額等もお示しさせていただいたところでございます。先ほど、委員さんの御発言の中で、大変な御評価をいただいているというふう伺いましたけれども、私どもも、これ、平成25年度から取り組みを始めさせていただいておりますが、実際に、特にジェネリック医薬品の差額通知、それから糖尿病等重症化予防、医療費分析をもとに、こうしたことに事業に取り組んでいるわけでございますけれども、非常に高い事業効果等を得ているということでございます。金額的なものにつきましても、当初の想定よりも、やはり結構かなり大きい金額ということで、効果はあらわれているという数字が出ておりますので、引き続き、効果的な事業に取り組ましまして、また多くの方に御理解をいただき、そういう事業を受けていただけるような工夫を重ねてまいりながら、今後も事業を進めていきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○納税課長（中山 仁君） 決算書288ページ、289ページ、収納率向上についての取り組みということで、御答弁させていただきたいと思っております。

まず、納税課のほうでは、先ほど来からお話しさせていただいているとおり、滞納者の方との対話を重視して、きめ細かな納税相談をするということは十分させていただいております。また、取り組みとしましては、施策としては、やはりコンビニ収納がやはり大きかったなということは、十分言えるのかなと思っております。

先ほどの話の中でも、26年度7万1,601件、25年度については6万3,331件ということで、随分伸びがやはりありますので、こういったところから、収納率の向上についても当てはめられるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） ほかに質疑ございますか。

○委員（尾崎利一君） 決算書288ページの国民健康保険税と、312ページの保険給付費についてですけれども、平成24年の9月25日と11月13日の全員協議会で、市のほうから、国保会計の現状と2億5,000万円の国保税値

上げの必要性について説明がありました。この中で、国保税と保険給付費等の予測値、それから対策を講じた後の予測値を示して、2億5,000万円の国保税値上げが必要だというふうに説明されたわけです。

この予測値との関係で幾つか伺いますけれども、平成26年度の保険給付費は、このときの予測値を3億5,672万円下回っています。また、国保税の決算値も予測値を9,000万円余り下回っています。それぞれについて、要因を伺います。特に、保険給付費は、平成24年度まではほぼ右肩上がりに増大を続けてるわけですが、25年度、26年度と、見込んでいた増加の抑制どころか減少に転じているという状況です。この理由を伺います。これ、70歳から74歳の2割負担導入なども影響しているのかどうか、伺います。

それから、この26年度について、歳出の66%を占める保険給付費が、予測より3億5,672万円も少なくなったのに、国保会計の改善には余り結びついていないように、この決算数値を見ると、見えるわけですが、その理由についても伺います。

それから、これに関連して、所得階層別国保世帯数ということで、資料をいただきました。要求資料は、国保加入者数ということで要求していたようですが、世帯数ということでいただいています。先ほど、他の委員への答弁で、加入者数が五百何十人減っているということ、説明ありましたけれども、世帯数を見ると、この一覧で、24年度1万4,710、25年度1万4,731、26年度1万4,779、27年度1万4,423ということで、余り変わらないように見えるんですが、この表に書かれてる各年度についての加入者数ですね、教えていただきたいと思えます。

それから、288ページの、同じく国保税についてですが、この資料で、いただいた、今示した資料ですが、これを見ると、26年度は、所得150万円以下が71%で、200万円以下が80%、27年度については、150万円以下が72.4%、200万円以下が80.6%というふうになっていて、国保加入世帯のうち低所得世帯がふえているということがわかるわけです。このような世帯状況の国保加入世帯に、25年度以降2億5,000万円の国保税値上げをしたというのは、やはり過酷だったのではないかと思います、この点についての認識を伺います。

それから、312ページの保険給付費に関連をして、もう一つ、資料をいただいています。短期被保険者証発行対象者数の資料ですが、短期保険証の発行は、保険料滞納者に対して行われ、6カ月の、東大和の場合、6カ月の短期証だと思いますけれども、その基準がどうなっているのか、例えば、基準日において何カ月以上滞納してるとか、幾ら以上滞納してるとかということについて、伺います。

それと、この資料を見ると、ほぼ短期証発行された世帯の、人数ですかね、これは、交付人数と書いてありますから、世帯ではなくて人数ですかね、この3割前後は、この6カ月の有効期限内に保険証を受け取れずに、事実上無保険状態になっているということが、このいただいた資料からわかります。厚労省も、長期にわたって保険証が渡らないのは望ましくないとして、一定期間とめ置いた後に、郵送している自治体、茨城県でしたかね、の事例なども紹介しているわけです。これは、憲法25条に基づいて、医療を受ける権利を侵害してはならないからだと思いますが、東大和市が、この厚労省通知が出て、何年もたっているわけですが、平成26年度現在でも郵送措置をとっていない理由についても伺います。

○市民部長（広沢光政君） 4点ほど御質疑を頂戴したかと思いますが、私のほうからは、2番目、3番目の御質疑に対して御回答を差し上げたいと思います。残りにつきましては、担当課長から後ほど答弁をさせていただきます。

決算書の288ページです。国民健康保険税の関係でいただいた御質疑でございますけれども、国保税の改定、

厳しかったのではないかというような御指摘でございます。国民健康保険会計の特別会計につきましては、一般会計からの赤字補てんですとか、繰上充用、こういったものが必要となるなどですね、財政的なひずみが恒常化しておりましたことから、東大和市第4次行政改革大綱に基づきまして、平成25年度に、3カ年を見据えた国保税の改定というものを行ったところでございます。

改定の内容につきましては、るるございますけれども、いわゆる応能割、応益割、これに関しまして、応益割のほうを割合を低く保つなどいたしまして、低所得者に配慮した形というふうにしているところでございます。また、3年間で、いわゆる法定外の繰入金、こちらのほうも導入いたしまして、保険料の上昇を抑制するというような努力もしてきているところでございます。

納税課の職員による丁寧な説明というのをやって、先ほどお話がありましたように、収納率のほうも向上を図られているというようなことも考えあわせまして、私どもとしましては、平成25年度の国保税改定につきましては、多くの市民の方に、一定の御理解をいただいているものというふうに認識してございます。

以上でございます。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 決算書288ページの国民健康保険税、それから312ページ、保険給付費につきまして、前回、国保税会計時の予測値を下回った要因についての御質疑ということでございます。

まず、国保税についてであります。収納率は向上いたしました。被保険者数が想定以上に減少したことが大きな要因と捉えておまして、いわゆる現役世代の収入のある方が、社会保険に移行している割合、こちら若干ふえているという傾向も見えていますので、こういったことも調定額の減少に少なからず影響しているというふうに考えております。

次に、保険給付費についてでございますけれども、国保税と同様に、被保険者数の減、また、平成25年度から新たに組みましたレセプトデータを活用した保険事業、こうしたことによる医療費抑制策が効果的であったというふうに考えております。

なお、御質疑の中にございました70歳から74歳の方の特例の1割負担が廃止になりまして、新たに70歳になる方、2割負担になったわけでございますけれども、この年齢層の全体の医療費、及び1人当たりの医療費は、ともに伸びておりますので、制度変更が保険給付費の減の要因とはなっていないというふうには考えておりません。

次に、保険給付費が大幅に減ったにもかかわらず、国保会計の改善に結びついていないという御指摘でございますけれども、国保の制度上、歳出の保険給付費の減に伴いまして、歳入における国等からの交付金も減となり、こうしたことから、保険給付費の減少分が丸々国保会計のプラスになるということにはなりませんので、確かに委員御指摘のとおりのように見える部分はあるのは事実でございます。

ただ、一方、前回の国保税改定、また改定後の収納対策、また医療費抑制策、これを仮に行わなかったというふうに仮定しますと、その他の繰入金を際限なく投入しない限りは、国保会計は赤字決算となっていると、このように考えますことから、国保税改定、またその後の収納対策、医療費抑制策により、国保会計は一定の改善が図られていると、このように認識をしております。

続きまして、所得階層別国保世帯数に関連しまして、その加入者の人数ということでございます。こちらは、資料要求でお出しさせていただいてる世帯数につきましては、当初賦課時点での世帯数ということ。それから、これから御報告申し上げます被保険者数は、これはあくまで、年間を通した平均の被保険者数、結果ということで、ちょっとその辺が、数字のとる位置が多少ずれておりますので、その辺、御承知おきいただければ

ばと思います。

今、見える数字ではですね、年間の平均被保険者数で申し上げます。平成22年度からの数字ということで御了解いただければと思います。平成22年度2万5,657、23年度2万5,546、24年度2万5,431、25年度2万5,088、最後に平成26年度ですけれども、こちらは行政報告書等にも記載させていただいていますが、年間平均で2万4,587というふうな被保険者数になってございます。

先ほど申し上げました、私のほうで申し上げましたのは、25と26の比較ということで、約500人程度というところは、ここから来ているということでございます。

続きまして、決算書312ページ、歳出における保険給付費に関連しまして、短期被保険者証の御質疑、いただきました。

まず、短期被保険者証の交付基準でございますけれども、2年ごとの正規の被保険者証の更新時に、対象世帯を見直しております。具体的には、前々年度より前の国保税に滞納がある世帯を対象としております。例えば、現在有効な正規の被保険者証は、平成25年10月1日から平成27年9月30日、今月末までの有効期限となりますけれども、この場合は、平成25年10月の段階で、前々年度、平成23年度より前の国保税滞納者が短期被保険者証の対象となるということでございます。金額等につきましては、特に定めてございませんので、あくまで、この段階で前々年度に未納がある方という方たちが対象になっております。

次に、短期被保険者証の郵送を実施しない理由でございますけれども、国保税の滞納がある方に対し、接触の機会をふやし、適正な納税につなげたいという意味とともに、面談、相談を通じて、滞納者の状況把握を行うことで、その方の状況に応じた制度の御案内等にもつなげられるという意味合いもあるということから、窓口交付でやらせていただいております。短期被保険者証の交付により、納税相談につながりまして、その後、適正な納税を行っていただくケースというのも多々ございます。こうしたことから、引き続き、短期証の交付により、接触機会の確保、窓口交付により、そういった確保を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 1点だけ伺いますけれども、312ページの保険給付費に関連して、資料でいただいた短期保険証です。今、答弁の中で、厚労省通知をどう考えているのかという点が触れられていないので、その点について、再度伺います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 大変失礼しました。

確かに、厚生労働省通知、平成21年12月に発出されたものでございます。こちらの通知、以前の一般質問等におきましても、尾崎議員のほうから御指摘はいただいているところでございますけれども、私どものほうとしましては、そのときの答弁と繰り返しという形になってございますが、確かに、郵送ということが推奨されるという内容の通知になってございますが、通知の内容としましては、ただ一方では、被保険者との接触の機会を十分に持つということもうたわれております。こうした中、私どものほうとしましてはですね、やはり被保険者の状況把握、どのような状態なのかということがはかりたいために、そういう形での窓口の交付というのにこだわってやっておりますので、なかなかそういう形で、一切御連絡をいただけない方がいるという、被保険者証をお渡しできていない方がいらっしゃるというのも事実でございますけれども、引き続き、そういったところを重視しまして、窓口交付により対応していきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論は本会議で行うとし、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

第47号議案 平成26年度東大和市民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（東口正美君） 起立多数、よって、本案を認定と決します。

○委員長（東口正美君） 第48号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を議題に供します。

内容の説明を求めます。

〔会計管理者 仲里 章君 登壇〕

○会計管理者（仲里 章君） 平成26年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきまして、御説明いたします。

決算書の346ページをお開きください。

歳入であります。

1 款分担金及び負担金は、収入済額108万8,940円であります。

1 項1 目下水道事業受益者負担金、1 節現年度分は、収入済額108万8,940円で、221件分であります。

2 節滞納繰越分の収入未済額は1 万8,500円で、10件分であります。

348ページをお開きください。

2 款使用料及び手数料は、収入済額10億6,430万1,823円あります。

1 項使用料、1 目下水道使用料、1 節現年度分は、収入済額10億5,542万9,090円で、前年度と比べ2,506万2,820円、2.4%の増であります。収入未済額は、836万9,371円で、5,446件分あります。

2 節滞納繰越分の収入済額は865万7,733円で、5,406件分あります。前年度と比べ496万5,415円、134.5%の増となっております。不納欠損額は35万5,476円で、378件分あります。また、収入未済額は259万5,197円で、1,439件分あります。

2 項手数料、1 目総務手数料、1 節指定事業者等申請手数料は、収入済額21万5,000円あります。指定事業者新規指定申請手数料は、9 件分で9 万円、指定事業者指定更新申請手数料は、25件分で12万5,000円、責任技術者新規登録申請手数料ほか2 件の収入済額はございません。

350ページをお開きください。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費国庫補助金、1 節公共下水道事業費補助金は、収入済額912万2,000円で、第9 排水区管渠布設工事、東大和下水道総合地震対策計画に基づく管渠等耐震化工事及び雨水貯留槽等の設置補助による社会資本整備総合交付金であります。

352ページをお開きください。

4款都支出金、1項都補助金、1目下水道事業費都補助金、1節公共下水道事業費補助金は、収入済額45万円で、第9排水区管渠布設工事及び東大和市下水道総合地震対策計画に基づく管渠等耐震化工事による公共下水道事業費補助金であります。

356ページをお開きください。

6款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金は、収入済額5億1,736万3,000円で、一般会計からの繰入金であります。前年度と比べて2,260万8,000円、4.6%の増であります。

358ページをお開きください。

7款1項1目1節繰越金は、収入済額2,383万1,716円で、平成25年度決算における剰余金であります。

360ページをお開きください。

8款諸収入は、収入済額394万9,266円であります。3項1目1節雑入は、収入済額144万8,644円で、東村山、小平及び武蔵村山市との下水道相互利用に関する暫定協定に基づく下水道使用受託収入等であります。

362ページをお開きください。

9款市債は、収入済額5億740万円であります。

1項市債、1目下水道債、1節公共下水道債は7,070万円、2節流域下水道債は940万円、3節資本費平準化債は4億2,730万円であります。

以上のようにいたしまして、歳入合計は、収入済額21億2,750万6,745円であります。

364ページをお開きください。

歳出であります。

1款総務費は、支出済額6億893万5,565円で、執行率は94.5%であります。

1項1目総務管理費は、支出済額8,206万109円で、下水道事業を運営するための庶務的な経費並びに消費税・地方消費税の支払い及び人件費、職員4人分であります。

19節負担金補助及び交付金のうち39万円は、平成24年度から引き続き事業として取り組みました雨水浸透ます、雨水貯留槽設置補助15件分であります。

2項1目維持管理費は、支出済額5億2,687万5,456円で、下水道維持管理に要する経費及び東京都水道局への下水道使用料徴収事務委託並びに流域下水道維持管理負担金であります。

368ページをお開きください。

2款事業費は、支出済額1億1,263万4,546円で、執行率は85.9%であります。

1項1目建設総務費は、支出済額2,422万3,048円で、主に下水道の建設事業等にかかわる人件費で、職員3人分であります。

2項1目建設事業費は、支出済額8,841万1,498円で、都市計画道路3・5・20号線を含む公共下水道管渠布設工事5件、公共下水道管渠等耐震化工事、公共汚水ます設置工事30カ所であります。

19節負担金補助及び交付金のうち1,046万6,649円は、流域下水道建設負担金で、清瀬水再生センターの施設整備に伴う負担金であります。

370ページをお開きください。

3款公債費は、支出済額13億8,462万2,394円で、歳出総額の65.7%を占めております。前年度と比べ4,076万4,982円、2.9%の減であります。

1 項公債費、1 目元金は、支出済額10億4,538万1,849円で、公共下水道建設事業債、荒川右岸東京流域下水道事業債、資本費平準化債及び公的資金補償金免除繰上償還借換債で、前年度に比べ567万8,700円、0.5%の減であります。

2 目利子は、支出済額 3 億3,924万545円で、公共下水道建設事業債、荒川右岸東京流域下水道事業債、資本費平準化債及び公的資金補償金免除繰上償還借換債の償還金利子で、前年度に比べ3,508万6,282円、9.4%の減であります。

374ページをお開きください。

以上のようにいたしまして、歳出予算現額21億7,012万3,000円、支出済額21億619万2,505円で、執行率は97.1%であります。

376ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額21億2,750万6,745円、歳出総額21億619万2,505円で、歳入歳出差引額は2,131万4,240円であります。また、実質収支額も2,131万4,240円となっております。

以上で説明は終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（東口正美君） 説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑を行います。

○委員（森田真一君） 決算書348ページ、下水道使用料並びに決算書356ページの一般会計繰入金について伺います。

下水道料金は、そもそも生きていくためには不可避免的に負担をしなければなりませんし、また所得の多少で、利用する水の量が大きく変わるといえるわけではないわけですので、低所得層に相対的に重い負担が生じるということがあります。そのために、一般会計からの繰入金で、市民間の負担調整を行っているわけですが、一方で、26年度は消費税の増税分を料金に転嫁したことで、料金が値上げとなりました。御承知のとおり、転嫁するかどうかというのは、これは事業者の経営判断にゆだねられるものです。これは、当然、民間では常識のことです。経年で、1人当たりの繰入金や、また実質収支を見ますと、平成18年以降、繰入金は8年間でおよそ3分の1近くまで減り、結果、実質収支も増税による増税分を吸収することができなくなるまで少ない額に減っていることで、結果として値上げに踏み切らざるを得なかったというようなことが、この中では見てとれます。

すなわち、今回の値上げは、消費税の増税という一過的な外的要因以上に、経年的な経営判断上の問題が大きく影響しているのではないかとこのように考えるんですが、この点についての認識を伺います。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 決算書348ページの下水道使用料並びに356ページの一般会計繰入金に関する御質疑を頂戴いたしました。

委員御指摘のとおり、平成26年4月から、消費税率が8%に改定されました。下水道事業におきましては、条例を平成25年12月に改定をしまして、平成26年4月から施行し、平成26年6月分からの使用料の8%適用をすることになりました。使用料の中におきまして、現年分におきましては、事前に資料等でお示ししたとおり、消費税の影響額というのは、約7,600万円ほどの数字を含まれているということで推計しております。

これにつきましては、条例の中には、法律の条文が明記されていることもありますが、使用者の方々への負担を軽減するために、使用料の調査月数がそれぞれ違うということで、そのあたりの考慮をすることで、6月からの施行となっております。

また、一般会計繰入金につきましては、下水道事業会計には、地方公営企業会計としての独立採算の原則がございますので、総務省からの通知に基づきまして……一般会計繰入金につきましては、歳出の事業費に対しまして、使用料の割合、市債等の割合を充当できない分を、一般会計繰入金にゆだねているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） ほかに質疑ございますか。

○委員（実川圭子君） 行政報告書の648ページの維持管理事業の表なんですけど、上から2番目に、平成26年度公共下水道の管渠清掃委託の概要のところ、目視調査というのがあるのですが、清掃委託の中で、調査も同時に行っているということでしょうか。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 行政報告書648ページ、維持管理事業におけます公共下水道管渠清掃委託の項目の中で、目視調査の報告があるということでございます。

こちらにつきましては、平成26年度の清掃事業に合わせて、目視調査も一緒に実施したことを報告しております。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論は本会議で行うとし、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

第48号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（東口正美君） 起立多数、よって、本案を認定と決めます。

ここで10分間休憩いたします。

午後 7時10分 休憩

午後 7時20分 開議

○委員長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（東口正美君） 第49号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を議題に供します。

内容の説明を求めます。

〔会計管理者 仲里 章君 登壇〕

○会計管理者（仲里 章君） 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきまして、御説明いたします。

決算書の386ページをお開きください。

歳入であります。

1 款分担金及び負担金、1 項保留地処分金、1 目立野地区保留地処分金は、収入済額9,740万8,000円で、保留地処分4カ所分、面積にして529.30平方メートルであります。

388ページをお開きください。

2 款都支出金、1 項都補助金、1 目区画整理事業費都補助金は、収入済額830万円で、立野地区土地区画整理事業に対する補助金であります。

390ページをお開きください。

3 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金は、収入済額4万458円で、立野1丁目土地区画整理事業基金に生じた利子であります。

392ページをお開きください。

4 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金は、収入済額4,600万円で、一般会計からの繰入金であります。

2 項基金繰入金、1 目立野1丁目土地区画整理事業基金繰入金は、収入済額879万6,000円で、立野1丁目土地区画整理事業基金からの繰入金であります。

394ページをお開きください。

5 款1 項1 目繰越金は、収入済額1,732万9,099円で、平成25年度決算による剰余金であります。

396ページをお開きください。

6 款諸収入、1 項1 目雑入は、収入済額10万8,486円で、管理地を貸し出したことによる土地使用代金と、公務災害補償基金負担金の過年度還付金であります。

以上のようにいたしまして、歳入合計は、収入済額1億7,798万2,043円であります。

398ページをお開きください。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、支出済額4,099万5,645円、執行率は96.1%で、人件費4人分が主なものであります。

400ページをお開きください。

2 款事業費、1 項1 目立野地区事業費は、支出済額7,524万1,878円で、執行率は68.9%であります。

主な事業内容であります。13節委託料の支出済額は298万9,949円で、道路等実施設計委託料など8件分であります。

13節委託料の不用額200万1,051円の主なものは、各地の出来形確認測量を実施できなかったことによるものであります。

15節工事請負費の支出済額は4,233万247円で、都市計画道路築造工事費等であります。

15節工事請負費の不用額275万2,753円の主なものは、工事等の件数の減によるものであります。

19節負担金補助及び交付金の支出済額は670万2,081円で、都市計画道路築造工事に合わせた東京都水道局施工の配水管布設工事費であります。

19節負担金補助及び交付金の不用額326万8,919円の主なものは、配水管布設工事費が確定したことによるものであります。

また、22節補償、補填及び賠償金は、支出済額2,160万9,921円で、建築物等移転補償費であります。

22節補償、補填及び賠償金の不用額2,503万2,079円の主なものは、移転補償件数の減によるものであります。
404ページをお開きください。

4款諸支出金、1項1目基金費は、支出済額4万458円で、立野1丁目土地区画整理事業基金に係る繰りかえ運用等による利息を基金へ積み立てたものであります。

406ページをお開きください。

以上のようにいたしまして、歳出予算現額1億5,506万7,000円、支出済額1億1,627万7,981円で、執行率は75.0%であります。

408ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額1億7,798万2,043円、歳出総額1億1,627万7,981円で、歳入歳出差引額は6,170万4,062円であります。また、実質収支額も6,170万4,062円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（東口正美君） 説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑を行います。

○委員（上林真佐恵君） 1点だけ質問させていただきます。

行政報告書の655ページなんですけど、立野地区事業について、住民の方から、もう10年ほど住所が確定せず、とても不便をしているという御相談を何度もいただいているのですが、いつ確定することができるのか、伺います。不利益はないにしても、住民の方は大変不安に思っているんじゃないかと伺います。

○区画整理課長（當摩 弘君） 行政報告書655ページ、立野地区事業における住所についてであります。住所の地番の確定の時期につきましては、換地処分と同時に効力が発生するように公告しなければならないということが土地区画整理法に規定されております。換地処分につきましては、全ての地権者の移転補償が終了しないと手続に着手することができないことから、現在、2件の地権者との移転補償交渉の早期成立に努めているところであります。

また、住所地番に対する特別な措置等については、現在、ございませんので、地権者の皆様には御不便や御心配をおかけしておりますが、できる限り早く、換地処分を行い、住所地の確定をさせていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○委員長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論は本会議で行うとし、直ちに採決いたします。

第49号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって本案を認定と決めます。

○委員長（東口正美君） 第50号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

本案を議題に供します。

内容の説明を求めます。

[会計管理者 仲里 章君 登壇]

○会計管理者（仲里 章君） 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきまして、御説明いたします。

決算書の418ページをお開きください。

歳入であります。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料は、収入済額10億9,122万7,600円であります。不納欠損額は1,339万1,500円であります。収入未済額は3,482万3,700円で、現年度分3,214件、滞納繰越分2,847件であります。介護保険の賦課及び徴収の状況につきましては、行政報告書661ページから662ページにかけて記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

420ページをお開きください。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金は、収入済額9万1,800円で、介護保険の適用除外となる40歳以上65歳未満の生活保護受給者に係る要介護認定の受託に伴う認定審査会判定受託負担金であります。

424ページをお開きください。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金は、収入済額7億5,738万5,588円で、介護保険法第121条第1項に基づく介護給付費に係る国負担分であります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金は、収入済額1億4,473万7,000円で、介護保険法第122条に基づき交付されたものであります。

2 目地域支援事業交付金（介護予防事業分）は、収入済額950万円で、介護保険法第122条の2第1項に基づく交付金で、介護予防事業に充てられるものであります。

3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業分）は、収入済額2,772万6,630円で、介護保険法第122条の2第2項に基づき交付されるもので、包括的支援事業及び任意事業に充てられるものであります。

4 目介護保険事業費補助金は、収入済額102万6,000円で、制度改正に伴う介護保険電算システムの修正に対して交付された補助金であります。

5 目介護保険災害臨時特例補助金は、収入済額3万3,000円で、東日本大震災で罹災された方の介護保険料を減免したことに対して交付された補助金であります。

426ページをお開きください。

5 款1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金は、収入済額12億5,261万2,000円で、介護保険法第125条に基づき交付される第2号被保険者に係る保険料であります。

2 目地域支援事業支援交付金は、収入済額923万6,816円で、介護保険法第126条に基づき交付される第2号被保険者の保険料で、介護予防事業に充てられるものであります。

428ページをお開きください。

6 款都支出金、1 項都負担金、1 目介護給付費負担金は、収入済額6億4,930万7,000円で、介護保険法第123条第1項に基づく介護給付費に係る東京都負担分であります。

2 項都補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防事業分）は、収入済額475万円で、介護保険法第123条第

3項に基づく交付金で、介護予防事業に充てられるものであります。

2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業分）は、収入済額1,386万3,315円で、介護保険法第123条第6項に基づく交付金で、包括的支援事業及び任意事業に充てられるものであります。失礼しました。介護保険法第123条4項に基づく交付金で、包括的支援事業及び任意事業に充てられるものであります。

430ページをお開きください。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、収入済額7万9,109円で、介護保険介護給付費等準備基金に生じた利子であります。

2項財産売払収入、1目物品売払収入は、収入済額2万1,900円で、介護予防等物品売払収入であります。

434ページをお開きください。

4款繰入金、1項、失礼しました。9款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金は、収入済額6億2,919万1,000円で、介護保険法第124条第1項に基づく保険給付に係る市負担分の繰入金であります。

2目地域支援事業繰入金（介護予防事業分）は、収入済額628万5,000円で、介護保険法第124条第3項に基づく市からの繰入金で、介護予防事業に充てられたものであります。

3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業分）は、収入済額1,986万円で、介護保険法第124条第4項に基づく市からの繰入金で、包括的支援事業及び任意事業に充てられたものであります。

4目その他一般会計繰入金、1節職員給与費繰入金は、収入済額1億5,702万円で、職員給与費等の繰入金であります。

2節事務費繰入金は、収入済額4,510万9,000円で、事務費に係る繰入金であります。

2項基金繰入金、1目介護給付費等準備基金繰入金は、収入済額1億6,901万7,000円で、介護給付費等準備基金を取り崩したものであります。

436ページをお開きください。

10款繰越金は、収入済額2億2,789万6,064円で、平成25年度決算に伴う剰余金であります。

438ページをお開きください。

11款諸収入、2項雑入、3目雑入は、4万702円で、成年後見制度に係る審判請求費用の本人負担分の受入金や、郵便振り込みにより介護保険料を納入した方の領収書返信用切手代として納入したものであります。

以上のようにいたしまして、歳入合計は、収入済額52億1,601万6,524円であります。

440ページをお開きください。

歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、支出済額1億5,140万236円で、職員及び嘱託員等の人件費、介護保険電算システムの修正に係る委託料のほか、消耗品費及び通信運搬費等の事務管理費が主なものであります。

2目連合会負担金は、支出済額5万1,600円で、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の特別徴収が、平成20年度から介護保険料と合算して開始されたことに伴い、連合会の事務経費として負担したものであります。

2項1目介護認定審査会費は、支出済額1,698万5,177円で、介護認定審査会委員報酬が主なものであります。442ページをお開きください。

2目認定調査等費は、支出済額2,034万3,889円で、主治医意見書作成手数料及び認定調査委託料が主なもの

であります。

444ページをお開きください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費は、支出済額17億6,156万9,390円で、要介護被保険者が指定居宅介護サービスを受けた場合の保険給付分であります。

3目地域密着型介護サービス給付費は、支出済額1億4,615万4,682円で、要介護被保険者が、市が指定を行った地域密着型サービス事業所のサービスを受けた場合の保険給付分であります。

5目施設介護サービス給付費は、支出済額16億5,815万6,016円で、要介護被保険者が指定施設介護サービスを受けた場合の保険給付分であります。

446ページをお開きください。

7目居宅介護福祉用具購入費は、支出済額563万1,174円で、要介護被保険者が厚生労働大臣の定める福祉用具を購入した場合の保険給付分であります。

8目居宅介護住宅改修費は、支出済額1,285万9,757円で、要介護被保険者が厚生労働大臣の定める種類の住宅改修を行った場合の保険給付分であります。

9目居宅介護サービス計画給付費は、支出済額2億397万3,753円で、要介護被保険者が指定居宅介護支援を受けた場合の保険給付分であります。

なお、介護サービス等諸費における各サービスの給付状況は、行政報告書669ページから676ページに掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費は、支出済額2億3,362万9,153円で、要支援被保険者が指定居宅介護予防サービスを受けた場合の保険給付分であります。

448ページをお開きください。

5目介護予防福祉用具購入費は、支出済額169万4,021円で、要支援被保険者が厚生労働大臣の定める福祉用具を購入した場合の保険給付分であります。

6目介護予防住宅改修費は、支出済額629万450円で、要支援被保険者が厚生労働大臣の定める種類の住宅改修を行った場合の保険給付分であります。

7目介護予防サービス計画給付費は、支出済額3,070万6,439円で、要支援被保険者が指定介護予防支援を受けた場合の保険給付分であります。

8目特例介護予防サービス計画給付費は、支出済額2万7,740円で、要支援被保険者が基準該当事業所による介護予防支援を受けた場合の保険給付分であります。

なお、介護予防サービス等諸費における各サービスの給付状況は、行政報告書677ページから682ページに掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

450ページをお開きください。

3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費は、支出済額7,938万1,808円で、介護保険法第51条に基づき、要介護被保険者が受けた居宅サービス、地域密着型サービス、または施設サービスに係る本人負担分が、政令で定める額を超えた場合に支給したものであります。

2目高額介護予防サービス費は、支出済額18万4,249円で、介護保険法第61条に基づき、要支援被保険者が受けた介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスに係る本人負担分が、政令で定める額を超えた場合に支給したものであります。

4項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費は、支出済額1,102万6,955円で、要介護被保険者が受けた介護サービスと医療サービスの利用者負担額を合算した結果、政令で定める額を超えた場合に支給したものであります。

2目高額医療合算介護予防サービス費は、支出済額7万400円で、要支援被保険者が受けた介護予防サービスと医療サービスの利用者負担額を合算した結果、政令で定める額を超えた場合に支給したものであります。

5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費は、支出済額1億7,256万3,797円で、要介護被保険者が施設サービス等を利用した場合に自己負担する食費や居住費について、利用者の所得に応じ、その一部をサービス事業者を支払ったものであります。

452ページをお開きください。

3目特定入所者介護予防サービス費は、支出済額25万950円で、要支援被保険者が短期入所サービス等を利用した場合に、自己負担する食費や滞在費について、利用者の所得に応じ、その一部をサービス事業者を支払ったものであります。

6項その他諸費、1目審査支払手数料は、支出済額462万9,702円で、審査支払業務を国民健康保険団体連合会に委託し、各給付費等の審査支払に関する手数料を支払ったものであります。

454ページをお開きください。

3款財政安定化基金拠出金につきましては、平成25年度に引き続き、東京都財政安定化基金への拠出率はゼロ%で、支出はありませんでした。

456ページをお開きください。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目二次予防事業費は、支出済額3,268万8,126円で、将来的に要介護状態となる可能性が高い、いわゆる二次予防事業対象者への介護予防プログラムの作成及びこれに基づく運動機能向上のための講座などを実施したものであります。

2目一次予防事業費は、支出済額324万886円で、65歳以上の高齢者全般と、その支援にかかわる者を対象に、介護予防に関する知識と技術の普及啓発を行うとともに、介護予防リーダー等への研修や支援を行ったものであります。

458ページをお開きください。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目介護予防ケアマネジメント事業費は、支出済額2,760万3,000円で、基本チェックリストによって把握した二次予防事業対象者について、要介護状態となることを予防するための介護予防ケアプランを作成したものであります。

2目総合相談事業費は、支出済額2,760万3,000円で、高齢者支援のネットワークを構築し、高齢者の生活実態や心身の状況を把握し、相談を受け、適切な制度の利用を図ったものであります。

3目権利擁護事業費は、支出済額690万500円で、高齢者の人権擁護の視点から相談を受け、その支援を行ったものであります。

4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、支出済額705万5,872円で、個々の高齢者の身体状況や、その変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントが提供できるように、関係機関の連携や介護支援専門員に対する支援を行ったものであります。

なお、2項1目から3目の全てと、4目の一部は、市内に3カ所ある高齢者ほっと支援センターの運営委託料として支出しております。

5目任意事業費は、支出済額68万1,788円で、申し立てを行う親族等がない重度の認知症高齢者の成年後見制度利用に係る経費、成年後見人等報酬助成費等の経費であります。

462ページをお開きください。

5款1項基金積立金、1目介護給付費等準備基金積立金は、支出済額1億4,467万1,109円で、平成25年度の剰余金が確定したことに伴う積み立て分と、同基金に係る利息の積み立て分であります。

464ページをお開きください。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金は、支出済額56万7,400円で、被保険者に死亡や転出等があった場合の過年度分保険料の還付金で、84件、64人分であります。

2目償還金は、支出済額2,509万2,063円で、国庫支出金、都支出金への平成25年度の精算に伴う返還金であります。

2項操出金、1目一般会計操出金は、支出済額6,018万9,735円で、平成25年度決算の確定に伴い精算を行ったものであります。

466ページをお開きください。

以上のようにいたしまして、歳出予算現額56億1,893万4,000円、支出済額48億5,387万4,817円で、執行率は86.4%であります。

468ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額52億1,601万6,524円、歳出総額48億5,387万4,817円で、歳入歳出差引額は3億6,214万1,707円であります。また、実質収支額も3億6,214万1,707円となっております。

以上で説明は終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（東口正美君） 説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑を行います。

○委員（森田真一君） では2点お伺いします。

行政報告書661ページですが、介護保険料徴収状況なんですけれども、保険料の未納によって3割負担となった被保険者が属する所得区分と要介護度を教えていただきたいということ、それから、同じく行政報告書664ページ、介護給付費返還金なんです、9月9日付で市からも通知をいただきましたけれども、市内のデイサービス事業者の不正請求事件があったということで、これが26年度中の分の不正請求ということがありましたので、この26年度中の事件のてんまつということで、今指定停止処分中の利用者の方への影響は、相談等は来ているのかどうかということをお伺いします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 行政報告書661ページ、保険料未納の3割負担の関係でございます。

こちらについては、現在14名の方がおりますけれども、済みません、所得区分、要介護度については、個人個人のちょっと資料を集めないといけないので、集計が困難でございます。

続きまして、行政報告書664、介護給付費の返還金の関係でございます。

当該事件につきましては、当市の被保険者はおりませんので、当市の利用者の影響はございません。

以上でございます。

○委員（荒幡伸一君） 1点、質疑をさせていただきます。

行政報告書673ページ、施設介護サービス給付事業についてでございますけれども、26年度において、不正請

求や過剰請求などなかったかどうかの確認をさせていただきます。また、チェックについては、どのようにされたのか、お伺いさせていただければと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 行政報告書673ページ、不正請求の関係でございます。

26年度におきましては、市が管轄しているところについては、ございません。東京都において指導した場合には、東京都のほうから、こちらに報告が来るような形になっております。

以上でございます。

○委員長（東口正美君） 質疑を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論は本会議で行うとし、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

第50号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定と決する賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（東口正美君） 起立多数、よって、本案を認定と決します。

○委員長（東口正美君） 第51号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を議題に供します。

内容の説明を求めます。

〔会計管理者 仲里 章君 登壇〕

○会計管理者（仲里 章君） 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきまして、御説明いたします。

決算書の478ページをお開きください。

歳入であります。

1 款後期高齢者医療保険料は、収入済額 7 億9,080万7,250円で、前年度に比べ8,181万6,700円、11.5%の増であります。

1 項後期高齢者医療保険料、1 目 1 節特別徴収保険料は、収入済額 4 億4,991万2,700円で、前年度に比べ3,049万4,100円の増であります。

2 目普通徴収保険料、1 節現年度分は、収入済額 3 億3,641万8,200円で、前年度に比べ4,957万9,200円の増であります。

2 節滞納繰越分は、収入済額447万6,350円で、前年度に比べ174万3,400円の増であります。

480ページをお開きください。

2 款繰入金は、収入済額 8 億6,189万2,000円で、前年度に比べ9,112万円、11.8%の増であります。

1 項 1 目一般会計繰入金、1 節療養給付費繰入金は、収入済額 5 億6,955万6,000円で、前年度に比べ7,902万円、16.1%の増で、特定費用を除く医療給付費に対する市の負担分であります。

2 節保険基盤安定繰入金は、収入済額 1 億1,963万6,000円で、前年度に比べ1,942万1,000円、19.4%の増で、低所得者及び被用者保険旧被扶養者に対する軽減措置に係る市の負担分であります。

3節事務費繰入金は、収入済額2,482万6,000円で、前年度に比べ153万2,000円、5.8%の減で、東京都後期高齢者医療広域連合の運営に係る市の負担分であります。

4節保険料軽減措置繰入金は、収入済額5,083万8,000円で、前年度に比べ1,126万8,000円、18.1%の減であります。これは、保険料負担の軽減を図るために、審査支払手数料、保険料未収金補てん分、保険料所得割減額分及び葬祭費を、構成区市町村が負担するもので、これに対する市の負担分であります。

5節健康診査費繰入金は、収入済額4,493万2,000円で、前年度に比べ289万4,000円、6.9%の増であります。これは、健康診査事業に係る市の負担分であります。

6節その他繰入金は、収入済額5,210万4,000円で、前年度に比べ258万5,000円、5.2%の増で、人件費、事務費等に係る繰入金であります。

482ページをお開きください。

3款繰越金は、収入済額3,806万8,213円で、前年度に比べ488万977円、14.7%の増であります。

484ページをお開きください。

4款諸収入は、収入済額6,091万6,754円で、前年度に比べ328万1,309円、5.7%の増であります。

1項延滞金、加算金及び過料、1目1節延滞金は、収入済額28万4,900円で、前年度に比べ7万6,300円の増であります。

2項1目受託事業収入、1節健康診査費受託事業収入は、収入済額3,389万850円で、前年度に比べ330万690円の増であります。健康診査を東京都後期高齢者医療広域連合から受託したことによる受託事業収入であります。

2節葬祭費受託事業収入は、収入済額2,065万円で、前年度に比べ85万円の減であります。葬祭費支給事業を東京都後期高齢者医療広域連合から受託したことによる受託事業収入であります。

3項1目1節雑入は、収入済額609万1,004円で、前年度に比べ75万4,319円の増であります。これは、平成25年度分の広域連合負担金の精算に伴う返還金、及び人間ドック等受診料助成事業に対する東京都後期高齢者医療広域連合からの補助金等であります。

以上のようにいたしまして、歳入合計は、収入済額17億5,168万4,217円で、前年度に比べ1億8,109万8,986円、11.5%の増であります。

486ページをお開きください。

歳出であります。

1款総務費は、支出済額3,484万1,396円で、執行率は80.0%であります。

1項総務管理費、1目一般管理費は、支出済額2,985万2,366円で、3人分の職員人件費、臨時職員の賃金、被保険者証及び各種通知の郵送料並びに電算システム修正委託料等であります。

2項1目徴収費は、支出済額498万9,030円で、後期高齢者医療保険料等収納推進員の人件費、保険料通知書等の印刷費及び郵送料等であります。

488ページをお開きください。

2款1項広域連合納付金、1目広域連合負担金は、支出済額15億4,705万8,930円で、執行率は99.8%であります。東京都後期高齢者医療広域連合の運営に係る市の負担金であります。

490ページをお開きください。

3款保健事業費は、支出済額7,476万2,308円で、執行率は91.7%であります。

1 項保健事業費、1 目健康診査費は、支出済額7,158万9,808円で、東京都後期高齢者医療広域連合からの委託により健康診査を実施したものであります。

2 目保険衛生諸費は、支出済額317万2,500円で、人間ドック等受診料助成費138件分であります。

492ページをお開きください。

4 款保険給付費、1 項1 目葬祭費は、支出済額2,110万円で、執行率は97.9%であります。なお、1 件当たりの支給金額は5万円で、422件分であります。

494ページをお開きください。

5 款諸支出金は、支出済額4,040万6,813円で、執行率は97.8%であります。

1 項償還金及び還付加算金、1 目償還金利子及び還付金は、支出済額379万7,600円で、保険料の過誤納に係る還付金及び平成25年度分の葬祭費受託事業収入返還金であります。

2 項操出金、1 目一般会計操出金は、支出済額3,660万9,213円で、決算による歳計剰余金を一般会計へ繰り出したものであります。

496ページをお開きください。

以上のようにいたしまして、歳出予算現額17億4,081万7,000円、支出済額17億1,816万9,447円で、執行率は98.7%であります。

498ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額17億5,168万4,217円、歳出総額17億1,816万9,447円で、歳入歳出差引額は3,351万4,770円であります。また、実質収支額も3,351万4,770円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（東口正美君） 説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論は本会議で行うとし、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

第51号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（東口正美君） 起立多数、よって、本案を認定と決します。

○委員長（東口正美君） 以上で決算特別委員会に付託されました一般会計ほか5 特別会計決算の審査は、全て終了いたしました。

これをもって、決算特別委員会を散会いたします。

午後 8 時 2 分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 東 口 正 美

副 委 員 長 根 岸 聡 彦